

クアドランテ [四分儀]

地域・文化・位置のための総合雑誌

No. 26



QUADRANTE

ISBN 1344-5987

2024年3月

東京外国語大学海外事情研究所

Quadrante

クアドランテ [四分儀]

地域・文化・位置のための総合雑誌

Areas, Cultures and Positions

No.26

2024年3月

東京外国語大学海外事情研究所

目次

小特集 I：ラテンアメリカ合評会『世界の中のラテンアメリカ政治』

合評会『世界の中のラテンアメリカ政治』を読む —趣旨説明—

舛方周一郎 9

合評会『世界の中のラテンアメリカ政治』を読む —報告と議論—

舛方周一郎 / 受田宏之 / 鈴木茂 / 池田和希 / 宮地隆廣 / 大内宏信 11

小特集 II：講演会『浜口ミホの住宅革命』

特別講演「浜口ミホの住宅革命」（講師：上田佳奈氏）に寄せて

—住宅建築を通じた「公共」概念の再考— 中井杏奈 35

HIPS プログラム特別講演『浜口ミホの住宅革命』—講演と議論—

上田佳奈 / 小田原琳 / 中井杏奈 39

小特集 III：講演会『香港新聞コレクション』

2019-2021年を中心とする香港新聞コレクション

—社会の変化を探る歴史的な資料として— 野上和月 73

激動の目撃者の言葉を残す —香港新聞コレクションの意義—

倉田徹 87

論文

レーダ・ラファネッリの『社会素描短編 (Bozzetti sociali)』

におけるジェンダーと階級 小久保真理江 101

1980年代後半のスロヴァキア作家同盟におけるスロヴァキア・ネイション論

佐藤ひとみ 129

書評論文

雷震から戦後台湾の憲政を再考する

—薛化元著『民主的浪漫之路：雷震傳』を読む— 任鵬飛 151

ドイツ語圏における移民史研究とジェンダー視点

—クラウス・J・バーデ編

『移民のヨーロッパ史：ドイツ・オーストリア・スイス』を読む— 大橋彩乃 163

近代ヨーロッパ社会におけるカトリシズムの理念と実践

—中野智世（編著）

『カトリシズムと生活世界—信仰の近代ヨーロッパ史—』を読む—

照井美優 175

平井一臣『ベ平連とその時代—身ぶりとしての政治—』を読む

港那央 189

アジアにおける同性婚法の可能性

—鈴木賢著『台湾同性婚法の誕生—アジア LGBTQ+ 燈台への歷程』

（日本評論社、2022）を読む— 田文俊 201

研究ノート

中国における鉄道導入をめぐる王韜の主張

—『循環日報』の論説を中心に—

王士一 215

資料紹介

オスマン・エルギン著『トルコにおける都市運営の歴史的発展』(2)

(翻訳) 川本智史・守田まどか 233

研究業績

東京外国語大学を退職するにあたって

吉田ゆり子 253

論文「日本近世における夫婦の間柄」

吉田ゆり子 255

吉田ゆり子先生 研究業績

265

執筆者一覧・編集後記

275

Table of Contents

Featured Topic I: Joint Book Review

- Joint Book Review, Reading *Latin American Politics in the World*: Introduction
MASUKATA Shuichiro 9
- Joint Book Review, Reading *Latin American Politics in the World*: Presentation and Discussion
MASUKATA Shuichiro, UKETA Hiroyuki, SUZUKI Shigeru,
IKEDA Kazuki, MIYACHI Takahiro, OUCHI Hironobu 11

Featured Topic II: Lecture

- On the Occasion of the Special HIPS and IGAS Lecture:
“The Japanese House Revolution of Miho Hamaguchi” by Kana Ueda NAKAI Anna 35
- The Japanese House Revolution of Miho Hamaguchi: A female voice in the modernization of Japan
UEDA Kana, ODAWARA Rin, NAKAI Anna 39

Featured Topic III: Lecture

- Hong Kong Newspaper Collection between 2019 and 2021:
As a Historical Source for Investing Social Changes NOGAMI Natsuki 73
- Preserving the words by witnesses of the turbulent times:
The significance of the Hong Kong Newspaper Collection KURATA Toru 87

Articles

- Gender and Class in Leda Rafanelli’s *Social Sketches (Bozzetti sociali)* KOKUBO Marie 101
- Discussion of the Slovak Nation in the Union of Slovak Writers in the late 1980s
SATO Hitomi 129

Review Articles

- Rethinking Constitutional Thought in Post-war Taiwan: A Reading of
Hsueh Hua-yuen *The Romantic Road to Democracy: A Biography of Lei Zhen*
REN Pengfei 151
- Historical Migration Studies in German-Speaking Countries and Gender Perspectives:
Reading “*European History of Migration: Germany, Austria, and Switzerland*”
edited by Klaus J. Bade OHASHI Ayano 163
- Creed and Practice of Catholicism in Modern Europe Society:
Reading *Catholicism and Lifeworld* by Nakano, Tomoyo TERUI Miyu 175
- Book Review: *Beheiren and Its Time: Politics as Actions* by HIRAI Kazuomi
MINATO Nao 189
- Possibility of Same-Sex Marriage Laws in Asia:
Book Review Suzuki Ken, *The Birth of Taiwan’s Same-Sex Marriage Laws*
TIAN Wenjun 201

Research Note

- Wang Tao’s Advocacy for the Introduction of Railways in China:
Focusing on Articles in “*Universal Circulating Herald*” WANG Shiyi 215

Historical Materials

Osman Ergin, “Türkiyede Şehirciliğin Tarihi İnkişafı”: An Annotated Translation (2)	KAWAMOTO Satoshi , MORITA Madoka	233
--	----------------------------------	-----

List of Works

On Retiring from Tokyo University of Foreign Studies	YOSHIDA Yuriko	253
Marital Relationships in Early Modern Japan	YOSHIDA Yuriko	255
List of Works of Professor Yoshida Yuriko		265

List of Authors, Editorial Note

275

小特集 I：ラテンアメリカ合評会
『世界の中のラテンアメリカ政治』

Featured Topic I:
Joint Book Review

合評会『世界の中のラテンアメリカ政治』を読む ——趣旨説明——

Joint Book Review, Reading *Latin American Politics in the World*: Introduction

舛方 周一郎
MASUKATA Shuichiro

東京外国語大学世界言語社会教育センター
Tokyo University of Foreign Studies, World Language and Society Education Centre

キーワード
ラテンアメリカ政治 合評会 東京外国語大学

Keywords
Latin American Politics; Joint Book Review; Tokyo University of Foreign Studies

原稿受理日：2023.11.13.
Quadrante, No. 26 (2024), p. 9.

2023年6月24日(土)、東京外国語大学海外事情研究所と同大学国際関係研究所共催で「『世界の中のラテンアメリカ政治』を読む」と題した合評会を実施した。舛方周一郎・宮地隆廣著『世界の中のラテンアメリカ政治』(東京外国語大学出版会)が出版されて約3ヶ月が経過したことを契機とし、筆者から本書の魅力伝えつつ、筆者と読者との間で本書に関する意見交換をする機会を設けることができればと考えたことが企画の目的である。

当日はまず、本イベントの企画者で、筆者の一人でもある舛方が、本書の概要とねらいを説明した。その後、ラテンアメリカ地域研究の視点から受田宏之氏(元東京外国語大学教員、現東京大学教授)、ブラジルとラテンアメリカ史の視点から、鈴木茂氏(東京外国語大学名誉教授、現名古屋外国語大学教授)、さらにラテンアメリカとは異なる地域の視点から、ヨーロッパ政治を研究する池田和希氏(東京外国語大学国際関係研究所・特別研究員)の3名に討論者をお願いした。討論者たちの質問とコメントは示唆に富むものであり、それら

に対して本書の共著者である宮地隆廣氏(元東京外国語大学教員、現東京大学教授)と舛方が返答した。

本イベントは対面とオンラインのハイブリット形式を採用した。休日の午後にも関わらず、本学関係者、他大の教員、駐日ロシア外務省職員、出版関係者、学内外の学部生・大学院生、一般社会人の方など、50名以上の参加が確認できた。特に会場内では、筆者・討論者・聴講者の中で活発な意見交換が行われたことから、本書に対する高い関心と深い理解を促すことに成功し、実りある合評会を実施できた実感している。

最後に、この合評会にご協力くださった討論者の方々、運営にご尽力くださった香坂さん、金さん、山崎さんなどの海外事情研究所のスタッフの方々、大学院生の小島さん、中村さん、ジェイソンさんにお礼を申しあげる。



合評会『世界の中のラテンアメリカ政治』を読む ——報告と議論——

Joint Book Review, Reading *Latin American Politics in the World*: Presentation and Discussion

舛方 周一郎

MASUKATA Shuichiro

東京外国語大学世界言語社会教育センター
Tokyo University of Foreign Studies, World Language and Society Education Centre

受田 宏之

UKETA Hiroyuki

東京大学大学院総合文化研究科
The University of Tokyo, Graduate School of Arts and Sciences

鈴木 茂

SUZUKI Shigeru

名古屋外国語大学世界共生学部
Nagoya University of Foreign Studies, School of Global Governance and Collaboration

池田 和希

IKEDA Kazuki

東京外国語大学国際関係研究所
Tokyo University of Foreign Studies, Institute of International Relations

宮地 隆廣

MIYACHI Takahiro

東京大学大学院総合文化研究科
The University of Tokyo, Graduate School of Arts and Sciences

大内 宏信

OUCHI Hironobu

東京外国語大学出版会
Tokyo University of Foreign Studies Press

キーワード

ラテンアメリカ政治 合評会 東京外国語大学

Keywords

Latin American Politics; Joint Book Review; Tokyo University of Foreign Studies

原稿受理日：2023.10.23.

Quadrante, No. 26 (2024), pp. 11–32.

目次

書評 1：ラテンアメリカ政治の複雑さと醍醐味
(受田宏之)

書評 2：ブラジルとラテンアメリカ史の視点から
(鈴木茂)

書評 3：ヨーロッパ政治の視点から
(池田和希)

著者（宮地隆廣／舛方周一郎）リプライ
質疑応答
出版会編集者（大内宏信）コメント

舛方周一郎：定刻となりましたので、合評会『世界の中のラテンアメリカ政治』を読む』を始めたいと思います。本日は休日の午後にも



区分	終 点	ラテンアメリカ	日 本	欧 米
先植民地期	1492 年	先住民による統治	室町時代まで 天皇と武家の統治	古代・中世 王制
植民地期	1820 年 前後	ヨーロッパ王朝統治	江戸時代後期まで 武家の統治	主権国家体制 市民革命
国家形成期	1900 年 前後	独立 保守主義と自由主義	明治時代後期まで 民主制の部分的導入	「第一の波」 米国の台頭
積極国家期	1980 年 前後	ポピュリズム 政府主導の開発戦略 軍事政権	昭和時代後期まで 戦時統制と民主化 高度経済成長	「第二の波」 二度の大戦 冷戦
消極国家期	2000 年 前後	民主化 新自由主義	平成時代前半まで 55 年体制の終焉	「第三の波」 冷戦の終焉
ポスト 消極国家期	現在	「左傾化」 一部の国の専制化	現在まで 自民党の政権復帰	民主制の後退

表 1：ラテンアメリカ政治史の時代区分と各地の対応
(出典：本書 p.32、表 1-5 を元に作図)

従来の教科書

『世界の中の
ラテンアメリカ政治』

かかわらず、本学東京外国語大学までお越しください誠にありがとうございます。『世界の中のラテンアメリカ政治』が東京外国語大学出版会より 2023 年の 3 月 27 日に発売されて 3 ヶ月が経ちました。3 ヶ月が経ち様々な方からご好評をいただいておりますが、この時期に既に読んでくださっているかた以外にも今後もこの本を手にとっていただきたいという気持ちを込めて、合評会を東京外国語大学・海外事情研究所で企画しました。私は東京外国語大学でポルトガル語とブラジル政治を教えております舛方と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。今回は 2 時間という限られた時間でこの合評会を行なうにあたり、まずこの『世界の中のラテンアメリカ政治』がどういったものなのか説明し、そのあとで本日のスケジュールも簡単に紹介させていただきます。

* * *

地域と世界を往還する思考

ラテンアメリカはアメリカ大陸とその周辺の島々の中でも、米国よりも南に位置する場所です。そのラテンアメリカは先植民地期から 1800 年代の独立期を経て現代に至るまで類似した経験を共有しつつも、同時にその経験に反応してきた各国が、様々な政治的な特徴を示してきた場所です。この本の第一の狙いは複雑に絡み合う国際社会との関係、歴史の変遷を丁寧に読みながら、先植民地期から現代まで、日本や欧米諸国などと対比しつつ、ラテンアメリカの政治史の全体像を俯瞰することです。その点で新しい概説書になるように本書を書きました。本書を執筆するにあたり意識したのは、これまでのラテンアメリカ政治の教科書との違いをはっきりさせたいということでした。ラテンアメリカ諸国に共通するような経験は、ラテンアメリカを取り巻く、世界の動向に関連しつつも、特に高校の世界史や日本史では盲点になっており、その傾向は近年強まっていると実感していたためです。したがって本書の試みにより、欧米諸国だけでなく、アジア太平洋、中東やアフリカなど、ほかの国とも一致



図2：巨人（二大巨頭）の肩のうえに立つ（出典：舛方撮影）

するラテンアメリカ政治の魅力を伝えたいという狙いもあります。本書はまた2022年4月から高校の必修科目ともなった「歴史総合」との橋渡しや比較政治学の副教材としても活用してもらえたらという思いも込めています。

さらにラテンアメリカ政治の経験をそれ以外の国々とも関連させるために日常に触れる世界のニュースのキーワードも説明したいということもありました。普段ニュースを見ているでも今ラテンアメリカがどのような状況になっているのか理解するのが難しい。ラテンアメリカのことに興味ある人がこの本を取ってくださるとはおももの、それ以外の地域の方もこの本を読んで「なるほど」と思ってもらいたいという狙いもあります。そこで民主制や国家など政治学の基本的な概念も説明する役割も備えており、特にラテンアメリカで起こる現象の原因を地域特有の文化によるものだというふうに決めつけずに、その文化とは一体何なのかも丁寧に示したいという思いがありました。

このように（前頁表1参照）通常のラテンアメリカの従来の教科書ではラテンアメリカ政治の時代的区分からすれば時代の区分ができるものの、ラテンアメリカ域内の中で起きる内容に説明が限定されてきました。しかし、これは

いまの高校生には理解しづらいということもあり、まず同じ時期の日本や欧米との横との繋がりも踏まえた形で本書を捉えていただきたい。そうした狙いも込めております。そこで各章の最初に導入として、欧米と日本の当時の状況はどうだったのかを説明し、その背景を前提としたうえでラテンアメリカの話に入る構成としております。

宮地先生と一緒に本書を書こうと決めた時、これまでの教科書と同じものを作っはいけないということを考えていました。本書はラテンアメリカ研究の二大巨頭でもある恒川先生の『比較政治—中南米』と今年〔2023年〕3月まで本学〔東京外国語大学〕にいらっしゃった高橋均先生が書かれた『ラテンアメリカ文明の興亡』を我々が目標にすべき本として定めています。しかし、これらの本も主に民主化に関しては近年の政治学が達成した理論的發展を踏まえていなかったし、21世紀に大きな変化を見せたラテンアメリカの状況を体系化できていない課題を抱えていました。本書は先生たちが残した課題を最新の研究成果をいかして克服するとともに、2010年代以降のラテンアメリカ政治変動の説明も含めたものとしています。

本書の目次は1章から12章までとなっています。今日もさまざまな方に来ていただいておりますが、特に伝えたいことはこの本がもう作られたので終わりではなくて、今後も長く使ってもらえるような仕組みもさまざま工夫をしていることです。詳しくはこの『世界の中のラテンアメリカ政治』のウェブサイトをご覧ください。このウェブサイトの中では本の中では書ききれなかったこともコラムとして書いています。このコラムの作成も今後、継続していきたいと考えています。

* * *

本日のスケジュール

本日のスケジュールとしては、まずは3名の討論者にご登壇いただきます。ラテンアメリカ地域研究の視点から東京大学の受田先生、ブラジルとラテンアメリカ史の視点から鈴木先生、さらにこの本はラテンアメリカの政治に関するものであるものの、違った地域からの視点が欲しいこともあり、ヨーロッパ政治の視点から池田先生に討論者をお願いしている次第です。ここまでで大体一人15分くらいお話していただき、10分間の休憩を取ります。ここで時間の調整をして全体で討論する予定です。時間はたっぷりとっておりますので、ぜひ今日来てくださった方からもコメントを期待しています。ぜひお気軽に対面という機会を通じて、ここが面白かったとか、こういうところを改善したほうがいいんじゃないかということも考えていけたらいいなと思います。では討論の方初めて参ります。まずは受田先生からどうぞよろしく申し上げます。

* * *

書評 1

ラテンアメリカ政治の複雑さと醍醐味

受田宏之：東京大学の受田です。私はメキシコをフィールドに、主にラテンアメリカの経済や社会のことを勉強していますので、的外れなことをいうかもしれませんが、ご寛恕いただけたらと思います。教科書を楽しませていただいたのですが、まずこの教科書が達成したことについて説明し、続いて考えたことを述べさせていただきます。

何より、扱う範囲が広いということがあります。普通ラテンアメリカのテキストというと、大国であるメキシコやブラジル、アルゼンチンやペルーといった国々についての記述が増えてしまうものですが、コスタリカという小国だけ個性豊かな国や、「最貧国」とか「崩壊国家」としてネガティブに論じられることが多いハイチについても論じられています。きめの細かい、カバーする範囲が広いテキストです。扱う時代についても、先植民地期から21世紀までを扱っています。特に、21世紀のポスト消極国家期は、その前の消極国家期に新自由主義化が進んだのに対し、一次産品ブームがあり、政治的には左傾化、左傾化した国々の一部の権威主義化など、いろんな動向がみられたわけですが、それらについても丁寧な論述があります。

二つ目の達成として、記述が正確です。質的データについては、できるだけ加工し整理された形で示されています。また、V-Dem（民主主義の多様性）をはじめとする数量データも適宜使われています。東京外国語大学出版会のホームページに補助的なデータも載っているということで、正確さへのこだわりが感じられます。

三つ目のポイントとして、舛方先生も宮地先生も比較政治学を専門とされているということ

で、比較政治学の最新の知見を踏まえています。先ほど舛方先生も話されたように、各章の冒頭で、用いる政治学の分析概念が紹介されています。『世界の中のラテンアメリカ政治』というタイトルについていうと、ラテンアメリカ地域に焦点を当て過ぎると、逆に地域バカというか、海外事情の説明で終わってしまう。ラテンアメリカの政治を世界の動向の中に位置付けるには、理論が必要なわけです。スペイン語やポルトガル語、フランス語を学んだ上で、特定の「現場」を深く知るという地域研究の王道を尊重しつつも、現代政治学の展開をおさえていなければいけない。タイトルは、そういった比較政治学者としての志を示しています。

最後の達成として、政治に限らないのですが、ラテンアメリカのテキストは域内の共通性を強調する傾向にありました。経済学の場合だったら、不平等と一次産品依存を軸に、開発モデルの変遷を説明するといった形です。ところが、このテキストは、域内の多様性にも重点をおいています。植民地期の制度遺産である不平等な社会構造、アメリカの覇権主義の影響、1980年代以降の新自由主義の波など、域内を貫く共通性が論じられるのと同時に、顕著な多様性もみられることが示されています。メキシコをフィールドとする者として勉強になったのは、積極国家期、これは経済的には輸入代替工業化によって産業構造の多様化、高度化を図った時期であり、政治的には初期の民主化やポピュリズムの台頭により特徴付けられる時期なのですが、その後、分配をめぐる対立が厳しくなり、冷戦も背景となって、多くの国々で軍部が政権を握るようになります。その後、債務危機とともに消極国家期、新自由主義へと変わっていくわけですが、それは政治的には軍政から民主化への移換の時期でもあったわけです。

メキシコは、輸入代替工業化を経て新自由主義への転換は経験しているものの、ヘゲモニー政党の支配が続いて、軍政を経験してはいません。だから民主化や軍政というと、漠然としたイメージで捉えるところがあったのですが、チリ、アルゼンチン、ブラジル、アンデス諸国、中米諸国について、ペルーの場合は左派の軍政が登場するという風に軍政にもいくつかのパターンがあり、民主化もそれに応じて様々な形をとることが丁寧に整理されていて、有益でした。記述の正確さという点とも関連するのですが、ラテンアメリカのステレオタイプに挑戦し、特定の国のことを学びたい、留学したいというニーズにも答えるテキストとなっています。

私はマルクス主義人類学者のエリック・ウルフの文献をよく読んだのですが、彼の歴史論述はすべてではないにせよ、読みごたえがあります。メキシコの例だったら、征服を経て先住民が社会の最下層を構成するわけですが、時代を経るにつれ、階層分化が進んでいく。政治、経済構造の変動の中に、ブローカー的な位置にある先住民がどうやって自分たちの地位を確保しようとしたのかが描かれているのです。そういった古いテキストの良質の部分を残しつつ、最近のマイクロ計量分析的な政治学の成果も組み合わせようとしている。伝統と新しいものが融合しています。

以上、テキストの達成について私見を述べました。ここで終わるとつまらないので、課題を設定させていただきます。授業で使うテキストないし補助教材としては、本当に優れていると思います。ここ東京外国語大学、あるいは東京大学駒場キャンパスなどラテンアメリカ政治を教えるのが当たり前のところでは、このテキストでいいでしょう。しかし、ラテンアメリカに関心もっていない人にこの本を買わせるまでの魅力と醍醐味にはやや欠けるのではないで

しょうか。ラテンアメリカ関連の文献を読まなきゃいけない、あるいは政治学が好きだったり途上国の開発を専攻したい等の理由で、手にとって読む人はいるでしょう。でも、そうではない人の方が一般的なわけで、なぜラテンアメリカの政治は面白いのだという仕掛けは弱いのかもしれず、この場で皆さんと考えられればと思います。ラテンアメリカの研究者として、大きな問いを投げかけますので、できる範囲でお答えください。

一つ目の質問として、いまラテンアメリカの政治、経済を捉える大きなナラティブとして、新制度学派的な制度決定論があります。それに従うと、植民地期に垂直的な社会の形成された国ほど、経済成長および民主主義の定着は困難になります。事例研究をする、数理的なモデルを組んで統計的な検証も行うなど、包括的で洗練されています。ラテンアメリカの研究者も似た論点を昔から提起してきたのですが、新制度学派は抽象度が高く、普遍志向の理論なので、世界的に流行ることになりました。とはいえ、そのまま受け止めたら、初期条件において不利な国々、社会は悲観主義に陥ってしまいます。低位の均衡から抜け出すには複数の条件を満たさなければならないとするならば、発展などできはしないと突き放された気持ちになるでしょう。ネガティブに描かれる地域を学ぶ動機も弱まることになります。そこで、ラテンアメリカ政治の研究者として、決定論的なナラティブに対して、どう向き合うのかということが一つ目の問いになります。

二つ目の問いですが、「ラテンアメリカはいろいろ課題はあるかもしれないけど、何か面白いことが起きているところだ」というイメージを持つ人、特に若者が少なからずいます。スペイン語は東京外国語大学でも人気ありますが、東京大学ではスペイン語は一番履修者の多い第二外国語です。その理由はというと、

もちろんサッカーと答える男子学生は多いわけですが、ラテンアメリカにポジティブな期待も懐いているわけです。実際、政策や政治的実践において先進的な試みがみられます。アンデスやメキシコにおける先住民運動、ブラジルの参加型予算やアマゾン環境保護運動については、テキストの中でも触れられています。

社会経済面では、条件付きの現金給付や非拠出型の年金等、社会政策の充実を挙げることができます。社会政策にも、さまざまなバリエーションがあります。最近では、非営利、非国家の諸活動を再評価する仕組みとしての連帯経済も含まれるわけですが、ユニークな動向がたくさんあるわけです。

ところが、アンデス諸国の例を挙げるならば、ボリビアでエボ・モラーレス、エクアドルではラファエル・コレアという先住民性を意識した新しい開発を説く政権が登場して、かなりの注目を集めたわけですが、結局は「レンティア・ポピュリズム」と呼ばれるような一次産品依存、民主主義の劣化に陥ってしまう。新しいというけど、大筋は変わっていないじゃないか。ブラジルについても、カルドーゾ政権が築いた土台の上に、ルーラ、ルセフの労働者党政権が社会の分断や政治の不安定化を招くことなく効率と公正のバランスをとっている、国際的にも評価されているという楽観論が、確かに存在したのです。しかし、その後汚職スキャンダルなどで政府の正統性が低下し、ボルソナーロが出てくるわけです。アセモグル、ロビンソンに代表される新制度学派に従えば、制度は権力構造や社会規範など様々な要素が絡み合ってなり立っているんで、ある部分だけ先進的で他は昔のままという状況は長続きしないことになります。

いまあげたようなラテンアメリカの面白さというのは、ローカルな動き、テンポラリーな動きを誇張しているのに過ぎないのであって、所

詮は中進国の罫とか民主主義からの退化というような大きなナラティブに回収されてしまうものなのか。ラテンアメリカの独自性、先進性というのは、マニアや地域研究に任せればいいことで、政治学が扱う対象ではないのか。科学として政治学が一般性を追求するのは当然として、あえてラテンアメリカの政治を学ぶことの積極的な意義はどこにあるのか。お答えにくだいしょうが、ヒントを教えていただければと思います。

最後に、これは私の研究テーマの一つでもあるのですが、テキストの最後で組織犯罪が政治に与える影響について触れられています。私のフィールドのメキシコでは言うに及ばず、ほぼラテンアメリカ全域で、組織犯罪が社会に膨大な直接的、間接的な損失をもたらしているわけです。この損失の中には、民主主義に対する脅威も含まれます。日本への麻薬の密輸が増加する、日本の企業が現地で行う活動が脅かされるといった事態になれば、ラテンアメリカの政治を学ぼうとする若者も減ることでしょう。組織犯罪は、経済的不平等や公の制度への不審を背景に拡大しており、解決が難しい問題です。

そこで、暴力という点では国家の方が犯罪組織よりも強いことから、フィリピンの前ドゥテルテ政権、エルサルバドルの現ブケレ政権のように、軍を動員しつつ強権的に組織犯罪を壊滅に追いやればいいという言説や政治勢力が力を得る可能性があります。こうした強硬策は、人権侵害を伴う他、国家の権威主義化を招くリスクもあります。一方で、テキストにも書かれている国際協調も、アメリカ合衆国とメキシコ、中米諸国間のメリダ・イニシアティブなどがいい例でしょうが、言うは易く行うは難しで、成果を得るのは大変なわけです。歴史を振り返ると、かつては犯罪組織とフォーマルな社会、国家は違う形で共存してきた。今のよ

うに経済を著しく侵食したり、ライバル組織だけでなく市民や国家機構にも暴力を行使するようなことはなかったといえます。そうした「緩やかな形の共存」は、21世紀にはもはやあり得ないのか。組織暴力と政治の関係について、お答えいただけたらと思います。

以上が私からのコメントになります。ありがとうございました。

舛方：受田先生ありがとうございます。では第二報告者の鈴木先生お願いいたします。

* * *

書評 2

ブラジルとラテンアメリカ史の視点から

鈴木茂：ご紹介いただきました鈴木です。もうだいぶ歳が上にいってしましまして、今日は20世紀の後半あたりの話をしますので驚かないでください。私の専門は先ほど舛方さんからご紹介があったように、自分では歴史を勉強してきたつもりです。主なフィールドはブラジルです。この本には新しさを感じました。

一つは、先ほどの受田さんのお話の中にも少し出てきたと思いますが、ラテンアメリカという括りですね。ラテンアメリカの多様性に目配りをして、ラテンアメリカ総体を論じるという問題意識には非常に共感するところがありました。

この本は、ポピュリズムについて独自の、独創的な取り組みをされていると思います。ポピュリズムという共通の理念を持ちつつも、多様性に着目する、あるいは、軍事政権についても多様な性格を持つのだということで、類型化をされている。ラテンアメリカの多様性を意識されている点も非常に共感するところです。それから、先ほどの舛方さんの冒頭のご説明にもあ

りましたが、歴史を重視しておられます。しかも、ラテンアメリカに閉じない。また、19世紀の国家形成期や植民地期の状況が今日の民主制のあり方をいかにして左右するのか、という問いを立てておられます。そのメカニズムはまだ明確ではありませんが、安定した民主制に歴史的起源があることを予想させる対応関係は興味深いですね。証明するのは難しいけれども、この着眼点そのものはこれから追求していくべきものとして、なるほどと思われました。

この本は政治学を全面に出しています。私の普段読むものとは日本語の文体そのものもやや違うところを感じるのですが、きっちりと政治学の概念に基づいて、論じていくというところは、旗幟鮮明です。歴史学などとの違いを感じました。これも先ほどの受田さんのところで出てきましたが、大きなデータに基づいて巨視的に傾向を析出していく、時系的に比較できる指標を利用して全体を見通そうとする。これもやはり政治学の視点なんだろうと思います。歴史学の視点ということであえて言えば、個別の事例の説明とその長期的な傾向はどう整合性をつけられるのかなと思いました。

それから繰り返しになりますが、この本の中でポピュリズムが非常に重要な概念とされておりますが、ラテンアメリカの政治を考える時にポピュリズムというのは非常に重要な手掛かりになるのだということです。その際、歴史的な段階としてポピュリズムを捉えておられるわけですが、これまでもラテンアメリカ政治史の中でポピュリズムは特定の時期と対応させる形で論じられてくることが多かったかと思えます。

では現在のこの、つまり2020年代の、あるいは2000年代に入って以降のいわゆる左派政権とポピュリズムはどういう関係にあるのでしょうか。一般に1930年代、あるいは50年代、60年代の輸入代替工業化の時代、それ

を推進した政治体制がポピュリズムの典型だったといえるかもしれませんが、2000年代に入ってから現在のつながるような状況はどうなんだろうかということです。本書では1900年前後はポピュリズムの前段階、用意した時代であり、ポピュリズムの政治は20世紀の前半だという章立てになっていますが、現在との関係はどうかということですね。

非常に網羅的な本ですので、具体的な論点を取り上げていけばキリがないのですが、二、三点だけ気になったところだけ申し上げます。一つは、ラテンアメリカという空間概念、地域概念についてです。冒頭にラテンアメリカとはどういう地域なのかということで、この本では言語と地理を基準にラテンアメリカを定義されているようです。だからフランス語が入るわけですね。ロマンス語ということで。そこでハイチが入ってくるわけですが、ハイチとジャマイカの違いは何なのでしょう。ラテンアメリカの空間概念はさまざまな呼び名があり、この本でも取り上げられた中南米もあれば、イベロアメリカもありますね。歴史的に構築された概念という視点で考えると、やはりアメリカ・ラティーナのラティーナはエスパニョーラの意味であって、ブラジルは入っていない。当然、時代を遡れば、実効支配はしていませんが、北アメリカも全部スペイン領のはずだったんですね。

細かなことを申し上げれば、ナポレオン3世がメキシコを侵略するときの正当化の論理として、フランスはラテン文明の中心だと言い出しました。これは柳原孝敦さんの御著書『ラテンアメリカのレトリック』に出てくるのですが、同じ19世紀半ば、パリあたりにたくさんいたラテンアメリカ出身の知識人が大文字で、アメリカ・ラティーナと言っていました。ボリバルのパナマ会議でも、ブラジルやアメリカ合衆国は、招待はされていますが、行かなかった。一方、ハイチはパナマ会議から排除されるわ

けですね。ハイチは一種の反面教師ですから、ハイチだけにはなりたくないというのが、ラテンアメリカの独立国のハイチに対する視線だったのではないのでしょうか。キューバのホセ・マルティのいうヌエストラ・アメリカというもの、やはりエスパニョーラだろうと思いますね。要するにアングロ・アメリカ、北米に対する対抗意識です。一方、アメリカ合衆国の視点から言うと、フランクリン・ローズベルトの善隣外交でラテンアメリカを取り込もうとしたとき、世界恐慌の対策としてのドル・ブロックを作る、あるいはさらに戦争になっていったときに自国の同盟国を作る段になると、面白いことにブラジルが入ってくるんですね。ブラジル、メキシコ、アルゼンチンと一緒に。ついでに申し上げれば、アルゼンチンも果たしてラテンアメリカとしての自己認識があるのか、自明ではないでしょう。

アルゼンチン国民意識にとって、ボリビアやペルーと同じアイデンティティを共有してきたのかどうかですね。ところが、アメリカ合衆国の視点からはアルゼンチンはボリビアやペルー、さらにブラジルと同じラテンアメリカの国なのです。それから、第二次世界大戦後の国際機関の代表的なものが国連のラテンアメリカ経済委員会 (ECLA/CEPAL) があります。今、カリブが入って、英語では C が入って ECLAC になっていますが。このラテンアメリカにはもちろんジャマイカも入っていますし、カリブの全ての国が入っているわけです。歴史的にどこまでがラテンアメリカ、何をもちてラテンアメリカというのかは変遷しています。だからこそ、やはり多様だということにもなると思います。

これに関連して、ハイチの位置付けは複雑です。ハイチは、ある意味、機械的にラテンアメリカに入れられない。一つは、今申し上げたようなハイチ独立の経緯があります。加えてハイチはメキシコとか、中米とか、コロンビア、

ペルーと比べて、むしろブラジルに近い。言うまでもなく黒人奴隷制という共通の経験があるからですね。それから、南北アメリカの中で一種の見捨てられた反面教師として扱われてきたところがあって、ボリーバルも言っていたと思いますが、ハイチだけにはならないように気をつけよう、ということですね。アメリカ合衆国がハイチ独立を承認するのは、奴隷解放予備宣言の直前の 1862 年 6 月です。奴隷反乱を正当化できないというのがアメリカ合衆国のハイチに対する見方ですよ。

ブラジルに関する個別の論点についても気になることはありましたが、あまりここで議論するようなことでもないの、最後に一点だけ、対米関係について気になったことを指摘しておきます。パナマとキューバの独立に関する記述です。パナマは独立直後にアメリカ合衆国と条約を結び云々と書いてありますが、これ本当にアメリカ合衆国と条約を結んだと言えるのでしょうか。つまり、パナマ側で署名した人は誰だったのかということです。ヘイ・ブノー＝ヴァリーヤ条約、ヘイはアメリカ合衆国の国務長官ですが、ブノー＝ヴァリーヤというのは何者かを考えた時に、これは対等な条約ではなかったことがわかります。同じことがキューバの独立にも言えて、アメリカ合衆国がスペインと戦争を起こしたことが契機となってキューバが独立したのではないですね。キューバは 1860 年代から独立運動をやっていました。アメリカ合衆国がそれを利用したわけですから、主語をどう書くかというのは歴史をやってるとちょっと引っかかる場所ですね。その二点だけ指摘して私のコメントにしたいと思います。ありがとうございました。

舛方：鈴木先生ありがとうございます。私は鈴木先生から直接に指導を受けたことはありませんでしたが、まさに大学院で指導を受けたか

のようなコメントが来まして、とても勉強になっております。あとで答えられる範囲で答えたいと思っております。では3人目の池田先生に討論をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

* * *

書評3

ヨーロッパ政治の視点から

池田和希：よろしくお願いいたします。私、東京外国語大学大学院博士後期課程の池田と申します。この度はこのような機会をいただきまして誠にありがとうございます。私は受田先生や鈴木先生とは違う視点でということで、専門はヨーロッパ政治で、政治史と呼ばれるような、計量ではなくて、質的な研究をしている者です。ということで、本日は四つくらいのお話をしようと思っております。

まずは一つ目のイントロ的なところですが、個人的経験というも含めて、私はラテンアメリカ専門ではなく、ヨーロッパをやっているのですけれども、ヨーロッパをやっている人はやっぱりヨーロッパで固まりがちになって、先ほど舛方先生とお話していたら、やっぱりラテンアメリカもそうだというような話を伺ったところでした。そこで地域を超えて何か話をしようとか、研究をしようというふうになるきっかけということで、政治学者だと何だろうと考えたときに比較政治がそうかなと考えました。

申し遅れましたが、私はイタリアをフィールドにしておりまして、イタリアの政党政治を勉強しているのですが、ここ3年ほどスペインとイタリアの比較研究をやらせていただく機会がありました。そこでテーマは連邦制と分離独立運動の関係をスペインとイタリアの比較でやれないかということでやっていたのですが、壁に

突き当たりました。というのは分離独立運動のほうは良いのですが、連邦制の知見とか連邦制についてどのようなことが言われているだろうというのを勉強しようとするとうまくアメリカ大陸に関するものがすごく多くて、ヨーロッパはドイツとかスイスとか、連邦制の国があることはあるのですが、同じ連邦制でも、アメリカ大陸とはまたちょっと違って、これは困ったなということになりました。そこで、ヨーロッパ以外の人の話を聞くとか、そういう人を呼んできて勉強するみたいなことをしないといけないというのが地域を越えるきっかけでした。

そのようなことを踏まえると、ヨーロッパ政治をやっている自分がこの教科書をどう読もうかなと思った時に、一つは政治史、もう一つは比較政治学という二つの領域を架橋する試みとしてこちらの教科書を拝読いたしました。視点としては二つあるかなというふうに思っていて、一つは素直に概説書として読みました。もう一つは、この本はもちろん研究書ではないので、学術論文とはまた違うスタイルで書かれていると思うのですが、研究の手引きとして読めました。

ということで、次の話に行きますけれども、本書を概説書として読んだ時に、私は他のラテンアメリカの教科書と比べてどうのこうのというのはよくわからないので、政治学とか比較政治学に対して比べてみるとどうかということで読んでみました。本書は、まず政治学の導入としての側面を持っているというふうに感じました。冒頭の23ページで、政治学の教科書だったら絶対に出てくる、「政治とは価値の権威的分配である」という有名どころが出てきたりとか、フアン・リンスの権威主義体制論も簡潔に説明されていたりとか、あとはコラムで要所要所に、政治学の教科書だと絶対に出てくるような概念に触れられています。なので入り口はラテンアメリカだったのだけれども、そ

こから政治学のことに興味を持って、次に何を
読もうかといったときの入口とか導入というよう
な側面を持っているというふうに読みました。

そして、舛方先生の冒頭のお話にもありまし
たが、この本は世界史を意識したということ、
もしくは政治史を軸とした構成になっていると
いうことで、ラテンアメリカ以外の人間からする
とヨーロッパ政治と並べて読むことができました。
ラテンアメリカのことを知っていないと、と
か、そこに対する感覚がないと読むことができ
ないというのがなかったもので、非常に敷居が
低く、触れやすかったです。そして各章の冒頭
第1節あたりでその時代を象徴する出来事が
起こった環境要因や構造の話をも因果関係を念
頭に置いて構成されているので、そこも非常に
読みやすかったというふうに感じました。

同じく本書を概説書として読んでいったとき
に、これも本の冒頭で書かれていることですが、
比較政治学の副読本としてもやはり意識をして
読みました。というのは、まず比較政治学的
な概念とか、注目とかの説明のところ、特に
V-Dem を使って要所要所で説明をされている
というのは、やっぱり比較政治を意識している
というふうに感じましたし、この辺りはヨーロッ
パ政治の分野でこれまでに出ている教科書より
も意識されているなというふうに感じました。

もう一つは、実際に大学の比較政治学の授
業でこの本を使うようになったときに、ということ
を考えました。比較政治学の教科書というのは
基本的には理論の話の方が多いのですが、結
構理論の背景に具体的なケースがあることが
多くて、特に比較政治学に初めて触れます、と
か、法学部ではなくて、それこそ外大のような
3年生でいきなり政治学に触れます、という学
生に理論を教えるときに、どうしても授業でそ
のケースに触れるということが重要になります。
むしろそのような学生はケースに興味を持って
いたりするので、ケースに触れることが重要だ

とっていて、その際に私のようなヨーロッパ
政治の立場から比較政治学を教える際に困難
に直面することがよくあります。というのは、最
近の比較政治学のトレンドというのはヨーロッ
パ政治の教科書には出てこないようなテーマ
が結構重要だったりして、権威主義体制の持
続はまさにそうですし、やっぱり今比較政治学
の授業をやるのであれば、軍政や内戦に触れ
ないわけにいかないで、その辺りでやっぱり
ヨーロッパ政治の立場で何か授業でケースを
扱おうとか、もしくは扱わないまでも参考文
献の中にそのような本を入れるというふうにな
ったときに、どれを入れれば良いか分からない
というところに直面してしまいます。その際に、
本書は非常に講義に取り入れやすいなという
ふうに読みました。今お話したのが教科書とし
て読んだ時のお話です。

もう一つは、研究の手引きとして読んだとい
う話なのですが、ヨーロッパ政治を研究する、
勉強するとなった時に、いくら地理的な範囲を
ヨーロッパに限っていても、比較政治学的な
動向とか関心とか知見を無視してヨーロッパ政
治を研究するというのが、もはやできないよう
な状況になっているということを感じておりす。
そうなるとうとうと地域を超えて、場合によ
っては地域横断的に、ものを見ないといけない
というようなことが出てきます。その際にラテ
ンアメリカ以外の研究者がこの本を読む時に
提供してくれるものは何かというと、ラテンア
メリカ政治研究者との学術的な対話をするため
の知識であると思いました。少し時間も押して
いますので、具体的なところに触れるのは避け
ますが、スライドにあげたような軍だとかポピ
ュリズムであるとか、新自由主義の導入という
のはまた違う文脈というのがありますので、そ
ちらは非常に参考になりました。

最後に、質問を二つほどしようと思うので
すが、一つ目はもしかしたら冒頭でかなり話され

ていたかもしれないので、もし付け加えることがなければそれはそれで結構なのですが、やはり一番は政治史、世界史を軸とした構成というのがラテンアメリカを知らない人でも読みやすかったなと感じています。教科書を作る際に必ずしも歴史というのを意識せずとも、例えば、ヨーロッパ政治はこのスタイルが多いのですが、一国一章スタイルというのがあるし、もしくはテーマという形で時代をある意味無視して、テーマ別に作るという形もあり得るのだらうと思います。そのようなことを考えた時に政治史をベースに、もしくは世界史をベースにして、比較政治学を意識しつつ、かつ各国を個別に取り上げるのではなくて、あくまで地域を敷衍する、ラテンアメリカという単位で教科書を作るというのは簡単ではなかったと思います。

というのは、地域を敷衍するというようなスタイルにしていっても、実際に構成する時に各節が各国政治史みたいになることもあると思いますし、第1節がイギリスで、第2節がフランスでというイメージになることもあると思います。比較政治学の理論とか概念に触れるということはできても、この本が読みやすかったのはデータを用いて因果関係の説明をちゃんとしてくれているというところで、その辺りの経緯とか意図というのを何か付け加えることがあればお聞かせいただければと思います。

ヨーロッパはどうしても国の数がEU加盟国だけでも27ヶ国あって、政治体制も共和制の国もあれば立憲君主制もあるし、議院内閣制だけかと思いきやフランスみたいな半大統領制もあるし、というような形で中々ヨーロッパという単一の地域として捉えるのが難しいと思ったりします。そう考えるとラテンアメリカのこのような教科書が作れるというのは、ラテンアメリカの外から見ているので、この見方が正しいかどうか分からないのですが、これは地域的

特色なんだろうかとも感じました。

二つ目の質問ですけれども、ラテンアメリカ政治と、言葉があっているのか、言語化が少し難しかったのですが、体制変動について少し気になるところというか、面白いなと思ったところがありました。というのは、この本を読み、ラテンアメリカの政治体制が時代を通して見るともちろん、軍事政権を経験したり、そこから民主化したりとか、変わっているのですが、国家形成期から民政移管に至るまで一つの連続線上にあるように感じられました。体制移行していてもあくまでグラデーションで、どこかで断絶しているという感じがしないような印象を受けました。

そこで改めて、大きいのかなと思ったのは、ヨーロッパ政治だと第一次世界大戦と第二次世界大戦を二つの大きな断絶としてどうしても書くので、そこでまだ一つ時代が切れて、特にイタリアだとそこが断絶になると思います。それに比べるとラテンアメリカでは、両大戦への関与の度合いが低く、それが無いというのは連続性を強く感じた一つの要因なのかなと感じたりもしたところです。本書の中でも域外の国との戦争は乏しかったというふうに書いてありますが、このような読み方というのが果たして妥当なのかどうか。そういう見方もできるかもしれないというようなものなのか、いや、そういう見方はまずいというようなことになるのか、率直な意見で結構ですので教えていただければと思います。

今日スライドをお配りしていないので、細かいリストを見ることができないかもしれないのですが、この報告を考えるにあたってヨーロッパ政治とか比較政治だったらどのような教科書があるのかなということで、スライドのリストに載せているようなものを念頭に置いてお話をしました。ありがとうございました。

舛方：3名の討論者の皆様、事前に準備し、建設的なコメントをくださいます。誠にありがとうございます。では、ここで10分間の休憩を取りたいと思います。この間にも何か質問等ある方いらっしゃれば、メモなどにとっておいてください。もちろんその場で挙手していただいても構いません。それではよろしくお祈りします。

* * *

著者からのリプライ

宮地隆廣：ありがとうございます。まず、今回の本を書くにあたって、私が何を考えていたかをお話したいと思います。本というものは読者に向けて書くものですが、今回は自分に向けて書いたところが多分にあります。私はラテンアメリカ政治の講義を複数の大学で10年ほど担当してきましたが、講義の準備にあたっては当然のこととして、過去に出版されたテキストを参照してきました。ただ、学生を前に説明をしている最中、頭の中では「本当にこの説明でいいのか」と思うことがたくさんありました。こうした疑問に答えるようにしながら今回の本を書き上げていきました。

このように、私の中の関心に沿って書き進められたがゆえに、傍から見たら「この記述はいいのか」「随分と記述にムラがあるな」といった批判は当然出てくることになります。そうした批判はちゃんと受け止めて行かなければと思っております。

まず、受田さんからの質問が三点あったわけですが、一つはアセモグルやロビンソンをはじめ、歴史的に作られた仕組みや制度が現在の仕組みを作っているんだという議論についてです。これが正しいとなると、ある種の運命論に陥ってしまい、現在について考える

インプリケーションが中々出てこなくなるのではないかというご指摘でした。

これは、わかりやすい説明が必ず陥る現象です。「全体でこういう傾向があるんです」ということを示し、それで歴史全体が説明できてしまえば、そこから外れるものは存在しないことになります。逆に、あれもこれも例外があると話せば、「じゃあ全体として何が言えるか」ということになります。このあたりのバランスを取るのは非常に難しいところです。

この本はラテンアメリカや世界における全体的な傾向を示しているわけですが、それで多くのことが説明できるというメッセージをどこまで強調するかについては舛方さんと話して決めました。結果的には、全体の傾向はありながらも、やはり個別的には色々な方向性が見えることを示すことになりました。

これはいわば、全体の傾向に全ての事例が収まるわけではない、運命付けられたものから抜け出せることを示しているとも言えます。実はアセモグルやロビンソンも、とりわけアセモグルが特にそうですが、歴史に人類は縛られて終わるのではないと論じています。彼は出身国であるトルコの民主化運動における市民の闘いを支持しています。私もまた、人間が歴史を背負いながらも社会を変えていけると思っていますし、ラテンアメリカ全体の流れの中で各国が色々な方向を示していることもまた、そういう人間の動きの表れだと理解していただければと思います。

二点目であります。ラテンアメリカで見られる様々な社会運動のあり方については、これは最終章で駆け込むように書きました。社会運動が扱う一つ一つのテーマが非常に面白く、それぞれで1冊の本ができてしまうような大きなものでありますし、同時に現在進行中の現象でもありますので、本書における長い歴史の流れの中に位置づけるのは簡単なことではあり

ません。いずれにせよ、各国で様々な運動が上手く行くか否かかという点は、ラテンアメリカの政治の将来に大いに関わってくることに間違いはありません。

三つ目の問い、犯罪組織のようなインフォーマルなものとの共存の話ですけれども、本当に難しい大きなテーマだと思います。私自身はインフォーマリティとはフォーマリティの鏡であると思っています。よく、インフォーマルなものはイリーガルであり、取り締まらなければならないというストレートな答えが出されますが、フォーマルなところで居場所がない、フォーマルなところで生きていけないからインフォーマルなものに人が流れていくことを考えれば、インフォーマリティだけを強く非難しないことは大事なことだと言えます。なお、ラテンアメリカの政治史を見てみると、憲法は作るけれども、実際は内戦に明け暮れるといった、フォーマルな領域に居続ける難しさを感じられる状況が色々なところで見受けられます。このこともまたこの本全体から読み取れるのではないかと思います。

鈴木先生からのコメントですが、やはり非常に大きな問いをいただきました。どう答えるものかを今のいままで考えていて、答えが中々出せずにいます。

まず、ラテンアメリカの概念については、この本のブログでラテンアメリカという概念の政治性を扱うつもりでございました。その概念が様々な思惑に従って使われてきたことは、ラテンアメリカ研究者ならだいたい知っていて、私も全く同感です。ただ、それと同時に、ラテンアメリカという概念を使う人がフランス帝国主義の手先かと言えば、そういうことはないかと思えます。つまり現在では、ラテンアメリカという言葉がある程度、脱政治的な形で共有できていると思います。本書の序章で、中南米という日本独自の概念との対比を意識して、ラ

テンアメリカをシンプルに定義したのも、そうした認識に基づいています。

二点目のハイチの扱いについて、率直に言いますと、ハイチを本書に盛り込もうと言ったのは実は私なのですが、入れて若干後悔しているところがあります。スペイン語圏の国々と比べるという簡単にできないことを安易にやってしまったわけですが、それでも入れようと言ったのには実は理由があります。比較政治や比較経済発展の分野では、同じイスパニョーラ島の中にありながら、ハイチは破綻国家になり、隣のドミニカ共和国は問題こそ色々あるものの、ハイチに比べれば非常に安定した社会や政治を持っているのはどういうことかが集中的に研究されてきました。その成果をやはり記載した方が良いというのがハイチを取り上げた狙いです。無論、ハイチは他のラテンアメリカ諸国とはかなり社会的な文脈が違うので、記述の流れの中にハイチを自然に位置づけることができず、コラムをつなげる形でしかハイチを拾いあげられなかったのは私たちの力不足だろうと思います。

三点目のポピュリズムについては、本書の前半を主に担当した者として言いますと、ポピュリズムという概念に「ラテンアメリカの」という言葉を付けていることがポイントです。昨今言われているポピュリズムは定義があまりに多く、色々なものが全部ポピュリズムと呼べてしまうような状況になっていて、私は分析の概念としての体をなしていないのではないかと感じています。「ラテンアメリカの」と付けておけば、ラテンアメリカ史の文脈で伝統的な定義とされている反オリガルキーの多階級連合という概念であると明確にすることができ、その定義で様々な国の説明にポピュリズムという概念を使うことが可能になります。後半は舛方さんのアイディアに基づいて書かれていますが、ポピュリズムが濫用されていない記述になっているの

を見て、「それでいいのだ」と思っていました。

もう一つ、パナマやキューバの扱いですが、パナマの建国自体が不平等な国家関係の産物であります。キューバの独立についても、その過程に米国が入ってきたことが転換点になっているという書き方はしたもの、独立運動の契機が米国だと書いたつもりはありませんでした。もし誤解を与えるような記述があったのなら、直さなければいけません。

この本は内政を主に扱っているのですが、その説明のために国際関係にも若干触れなければいけません。この結果として、米国も扱わざるを得なかったのですが、記述において気をつけたのは、米国の圧倒的な力でラテンアメリカ政治が動いているという見方は控えるべきだというメッセージを込めることでした。昨今、「米国の裏庭」としてのラテンアメリカという言い方が流行していますが、そのような言い方自体がそもそもラテンアメリカに失礼であると同時に、それは実態を伴ってもいないのだろうと私は見ております。ラテンアメリカ諸国、あるいは各国を動かしてきた政治家は米国の圧力を多分に受けていたわけですが、米国の存在を時には利用して、自分の立場を維持しようとしてきた側面もあるのです。

池田さんからは前向きな評価をいただき、大変勇気付けられております。ありがとうございます。一国のことを一章かけて書くというスタイルは過去のラテンアメリカの概説書でよく見られましたし、今後もそういうものが出てくるだろうと思います。本書はそのスタイルから離れ、あくまでラテンアメリカ全体に共通する経験にフォーカスを当てて、それに関連する重要な動きをピックアップするという書き方になっています。

草稿を読んで下さった方からも、一国史の形態になってないから分かりにくいというコメントを頂きました。これへの対応としては、この

本を読みながら、各国史を組み合わせると、理解が深まるのではないかと考えています。最後に、大戦による断絶の話は全くその通りかと思えます。ラテンアメリカの場合、いずれでも戦場にはならなかったもので、二つの大戦が各国の政治に直接的な影響として強く関わってくるということはないように思います。むしろ、大きな政治の変動をもたらしたのは世界恐慌です。

戦争について言えば、チャールズ・ティリーという社会学者が、国家が戦争を作り、戦争が国家を作るという主張をしたことで知られています。総じてラテンアメリカは戦争をしませませんでした。対外的に国民がまとまるきっかけが中々なかった上に、独立後は自由派と保守派が政権を争い、いわば内輪で削り合いをしてきたため、政情不安で経済も成長せず、国家を作るための富も得られなかった。そういう意味で、ラテンアメリカは国家形成の困難な例であると言えるかと思えます。

* * *

舛方周一郎：今日は司会者・筆者・返答という三つの仕事をしています。3名の討論者の方の質問に私なりに返答します。先ほど宮地先生が返答してくださった点に補足する形でお話しできればと思いますが、まず事前に説明すべきだったことを思い出しました。

概説書として本を作るというときに心がけたことがいくつかあります。まずはラテンアメリカ政治と名のつく本はこれまでも多く出版されてきましたが、それぞれが各国史や特定のテーマに合わせた本になっていました。それがラテンアメリカ政治史の全体像を描くことに挑戦するきっかけとなりました。またこうした本を作るときに行われるのは、各章をそれぞれの執筆者が分担して、編者がそれを取りまとめるやり

方です。しかしそうした場合は、編者の方がコメントをするものの、結局は各章ごとにきちんとした議論にならずに本として出版されてしまうということがよくあります。

他方で、この本では共著という形をとったため、文章の一文一文まで二人で本当に何度も何度も読み返して書くという経験ができました。自分ではこうだと思っていたこと、当たり前だと思っていたことについて様々なところで報告したとしてもそこまで他の方と深く議論し合うということはできないものです。しかし、共著では最終的に文章を残すものなので、お互いに考えていることをぶつけ合わないとうまくいきません。私は、ラテンアメリカ政治に関する授業をもっているものの、ブラジル政治を中心に研究してきたので、ラテンアメリカ政治全体については一般的な理解しかできていなかったこともあり、本を出版するために宮地先生に共著を頼みました。とはいえ、ブラジル政治研究者としての矜持というか、プライドというのがあったので、ブラジルに関することでは「ここは変えられない」といったごねたことも何度もありました。そうした点も踏まえて一つの本になったというふうには思っております。

教科書としての本である以上、少ない頁数の中でいかに最大限の説明をするかとなったとき、紋切型の説明をすることになるのではないかと、この点は一番恐ろしかったことでした。これは受田先生のコメントに対する返答にも通じていますが、ラテンアメリカ政治の魅力や醍醐味をどうしたら伝えるかというときに、分かりやすさを求めすぎて、極めて簡単に単純になってしまう傾向があります。どうしても私たちが想定するラテンアメリカのイメージに引きつけた教科書になってしまうことには私は避けたいという気持ちはありました。もちろん、他者にわかりやすく伝えることは筆者としての使命ではあるものの、だからといって皆が知っているラ

テンアメリカはこういうものだから、それに引きつけた教科書はやめようと。その結果、醍醐味や魅力がどこまで伝えられたのかは文章を読んでほしいです。

それから、音楽や他のいわゆるラテンアメリカを連想させるようなものに引きつけたものは、これからコラムを通じて少しずつ書いていきたいというのがあります。

受田先生のコメントに関して、まずアマゾンの環境保全の問題では、先住民運動を例に世界でも先駆的な政治的な実践や政策が展開されてきたわけですが、これは局地的なものに過ぎず、マクロなレベルでの社会を変えるには至っていないだろうと考えています。これに関することは『地球規模課題の実践』という本の1章で書いたことがあります。ラテンアメリカではいわゆる先住民の問題や環境運動の問題が一つの重要な課題ではあり、例えばブラジルのアマゾンの問題に対する環境運動活動やその戦略が他の地域に真似されて連帯の動きにつながったため、話題として取り上げられることがあります。他方で、宮地先生も「グローバル関係学」というシリーズのうち、トランスナショナルな動きに関する1巻の中で、むしろ先住民同士の横のつながりがうまく機能していないことを紹介していて、この二つの見方を捉えたとき、現実的には一つの方向で何か解を出そうとするもそれぞれ違った見方でそれぞれの地域で問題を解決していく多様性を持った解決方法というのも見出していくことも重要なことではないでしょうか。すなわち、マクロな見方で一つに収斂することも重要ですが、そうではない解決方法があってもよいのではないかと考えています。

鈴木先生のコメントは、ブラジルを研究するものとして非常に痛いところを突いていて、本当に勉強不足を痛感している次第です。ポピュリズムに関しては、さきほど宮地先生もお

伝えした通り、ブラジルの文脈およびラテンアメリカの文脈で説明する目的がありました。その点をふまえて返答すべきことが三点あります。

一点目は政治文化という表現に収斂させないで説明することです。この現象は他の地域と比べて、なぜラテンアメリカでその現象として発生しているのか。それはラテンアメリカが培ってきた文化なんだという説明をするとそこで収斂（自己完結）してしまいます。しかしその文化とは何なのかを説明する際に説明できる言葉がなく、言語化することができなければ、地域を勉強しているものとして他者に提示する役割を果たしていません。二点目は2000年代以降に起きているポピュリズムの問題とバルガス期に起きているポピュリズムには共通点もあるだろうとは思うものの、各時代で起きているものとして把握することも大切ではないかということです。三点目はポピュリズムという言葉が多様化することの危険性という、さきほど宮地先生が指摘したことについてです。特に3点目については様々な政治現象が起きているとすべてポピュリズムのせいだとしてしまうことや、ポピュリズムを経験的に説明してしまうと一般的な理解は深まらず、すべてがポピュリズムに見えてきてしまう問題があります。最近では、ポピュリズムの研究は定量的にも分析が進んでおり、ポピュリズムを限定的に捉えると、例えばルーラはポピュリストなのかという議論になります。またボルソナーロに関してもそうです。私は、もともとボルソナーロをポピュリストだと思っていないのですが、何でも決めつけるとそのようにみえてしまうリスクがおおくの誤解を生んでしまうことも避ける必要があるのではないのでしょうか。

池田先生のコメントに対してその通りだと思ったのは、ヨーロッパ政治の文脈で各国史に収斂されてしまって全体像を俯瞰する本があ

まりないという話です。これはラテンアメリカも同じなのかもしれません。今回ラテンアメリカとして位置付けた国は20ヶ国ですが、例えばラテンアメリカ・カリブ地域は33ヶ国あります。そのすべての国のことを教科書で説明しなければいけない使命があるわけです。1冊を例えば半年の授業であるいは、1年の授業で説明するとき、できるだけ少ない量で最大限の効果がある説明ができるかが求められます。

その点を踏まえて歴史を振り返ったとき、もう一つできることがあるとすれば、これは固定観念にとらわれないように気をつけながらの話ですが、ヨーロッパ史や東南アジア史においても、横のつながりを意識しながら、全体像を把握することができれば、研究領域が広がるのではないかということです。先週、比較政治学会で類似したパネルがあり、地域研究と比較政治の間で議論したときにも何かと何かを比べると比べる対象が固定観点によるもので行われてしまう問題が増えてしまうという問題が提起されました。その前提を認めつつ、広い領域に関する新しい対象を発見して行くことはできるかどうか。例えばヨーロッパとラテンアメリカを比較することで、今までラテンアメリカだけで研究してきた人が見えないもの、ヨーロッパしか見てなかった人が見えてくるものを掴んでいくことから新たな研究領域を広げていくことができたらいいのではないか。そうした点も踏まえて様々な方にこの本を読んでいただきたいなと思っております。

* * *

質疑応答

残り15分程度ありますので、ぜひフロアの方やズーム上の皆様からも何かご質問等ありましたら、お受けしたいと思います。いかがでしょ

うか。

鈴木：付け加えるのを忘れたことがあって。輸入代替工業化もやはり時期に対応していると思うんですね。この本ではポピュリズムも歴史的な一定期間の政治現象だとされています。ポピュリズムと輸入代替工業化はよくセットとして論じられます。ポピュリズムと輸入代替工業化が1960年代に破綻して、権威主義体制、軍政が出てくるというように。その軍政の経済開発政策も、この本ではどうも輸入代替工業化というふうに書かれているように私は読んだのですね。そのあたりはどうなのですか？

舛方：軍政に関しては、本書でも触れた通り、多様な在り方をしていると思っています。軍事政権と輸入代替を一つのまとめで説明するより、各国のその方針はそれぞれ違っているので、ブラジルならブラジル、アルゼンチンならアルゼンチン、チリならチリとわけたほうが良いだろうと判断しました。特にチリの場合は輸入代替の時期と軍政の時期は違うので、南米で共通した議論は中々できないし、その部分については本書では説明をしていません。特に輸入代替の話は宮地先生とも度々議論しましたが、どうしてもブラジルやメキシコなどの大国の視点から議論されてしまいますが。輸入代替を採用している国々は他にもあり、この政策がうまくいかなかったりする事例もあるので、各国がもつ多様性のもとで議論すべきことかなと思っています。

質問者①：どうも、大変参考になるお話ありがとうございます。私は企業で働いたものなので全くアカデミックと遠いんですけども、中国の存在というものは、どのように受け止めておられるのか、いま中南米各国において投資とか貿易とか相手国としても、それから政治的な影

響はどうだか分からないですけど、中国の存在はかなり大きくなっていて、負債も抱えている国も増えていると思うんですけど、その辺の記述はいかがでございましょうか。

宮地：中国については、この本でもわずかながら扱っています。21世紀に入って、中国はラテンアメリカ諸国の主要なパートナーになったのですが、中国をどうラテンアメリカの政治の中で評価するかをめぐっては、実は二人で考え方が全然違ったんですね。最終的には、本書で書かれている通り、中国との関係はラテンアメリカの政治にとってはチャンスであり、脅威であるというまとめに収まりました。具体的には、中国はラテンアメリカの貿易のパートナーであり、そこからもたらされる利益がラテンアメリカの経済を良い方向に導き、政治の安定化に役立つだろうという考え方がまずあります。しかし、その一方で、貿易の中身は何かといえば、ラテンアメリカが原料を輸出し、中国が製品を輸出するというもので、最終的にはラテンアメリカの産業の高度化につながらず、民主制を支える中間層が分厚くならない、そういう仕組みを中国が作っているのだという批判もあります。さらに、国際協力の観点から言えば、日本を含む援助プロジェクトの実施に先立っては、環境への影響など様々な審査が入るのに対し、中国の援助はそうしたチェックに乏しいという問題があります。現在、この簡便さがかえってラテンアメリカ諸国で受けているのですが、安易にお金が手に入ると、それを利用した汚職やグレーな取引が生じ、ラテンアメリカの政治の質を下げているという研究もあります。以上より、中国はプラスにもマイナスにも働くと言えるので、今後も双方の側面を見ていく必要があるかと私は見えています。舛方さん、いかがでしょう。

舛方：先週、私は中国の武漢市に訪問し、ラテンアメリカとアジアの研究者と両地域がいかに協力していけるかを話しあう機会がありました。その会合に参加した雰囲気として、中国がラテンアメリカとますます貿易を進めていきたいという大きな意気込みを非常に感じました。2000年以降からラテンアメリカの政権が中国と繋がりを強化する方向にあり、期待感が増えているという話もあります。特にラテンアメリカに左派政権が増えているような印象は健全な友好関係が構築されていることを「演出」しやすいこともあります。中国との実利的な関係が2010年代に進展し、2020年代にもよい雰囲気が続いているから、中国はラテンアメリカ進出を進めたいのだらうと思います。ただブラジルやメキシコ、コロンビアといった国々はやはりラテンアメリカの中でも中国との関係に対しては一定程度の距離をおき、主権を奪われないようにしたいという狙いはあり、一帯一路にも入っていません。中国の関与を最大限に受け入れつつ、利益を最大限にしていくラテンアメリカ諸国の姿勢が今後も続いていくのではないかと予想されます。

舛方：学生の皆様からもぜひコメントいただけたらと思います。

質問者②：博士後期課程の学生です。ポピュリズムのことが気になりながら、読ませていただきました。単純な疑問かもしれませんが、ネオポピュリズムについての言及がなかったのはなぜかお聞きしたいです。

宮地：はい、ネオポピュリズムは書こうと思っていたものの、最後に消しました。ネオポピュリズムとは1990年代のアルゼンチンのメネム、そしてペルーのフジモリの統治スタイルにつけられた概念です。ラテンアメリカのポピュ

リズムについて説明しました通り、政治を支配するエリートがいて、そのエリートと戦うために色々な階級の人が集まって、政治の権利を拡大したり、あるいは国家がもっと大衆のために福祉的な政策を行ったりするべきだという再分配重視の国を作る運動がポピュリズムです。これに対し、1990年代に見られたネオポピュリズムと呼ばれる動きは1990年代というネオリベラルの時代、すなわち国家の役割を縮小する時代にあって、再分配を求めるような大衆が非常に厚い支持を大統領に寄せている現象を指します。

この現象の説明としては、政府は大々的な再分配をしないものの、わずかながらでも利益供与はするものであり、生活に苦しい人がそこに群がるという指摘がなされます。この部分を捉えて、これは新自由主義時代のポピュリズムだ、過去の再分配型のポピュリズムとは違うのだという主張につながるわけです。

しかしネオポピュリズムを厳密に考えていくと、フジモリが当てはまるにとどまって、ラテンアメリカに広く見られる現象として記述ができないという批判があります。私もその批判が正しいと判断をしています。舛方先生、何かあれば……。

舛方：同感です。やはり教科書を作るにあたり、単純化された固定概念のもとで説明することを避けたかったわけです。ネオポピュリストの位置づけに関して、まずボルソナーロはネオポピュリズムなのかどうか、そうするとアルゼンチンのメネムもそうではないかと考えました。しかし、対象人物を加えていこうとすればするほど、それに当てはまる指導者の例はいくらでも思いつくことはできます。他方で、事例が多くなればなるほど概念の説明力が増えているようにみえて、実際はその概念の定義は非常に曖昧になっていく危険性を感じました。そこで

草案ではネオポピュリストにあたる人は確かメネムとフジモリの二人でしたが、厳密にはフジモリだけなので一事例だけで説明しようとし、そのうち、いやフジモリもやめようとなった経緯がありました。今までの本との違いを出したいということもあり、ネオポピュリストについて本書で取り上げなかったのは、ポピュリズムというもともとの定義に厳密にであった結果だと思っています。

質問者③：今日はお話しいただきありがとうございました。教科書を読ませていただく中で、出来事の間につながりがすごく分かりやすく書かれているという印象を受けました。国家形成について書かれた第3章、75ページにブラジルについての記述があると思うのですがけれども、ラテンアメリカ全体で保守派と自由派のせめぎ合いが、非常にその後も重要になってくるポイントだと理解しました。ブラジルは保守主義が国政の基本となった珍しい例であると書いてあって、要は君主制が長く続いたとあります。ラテンアメリカの他の国々と比較したときに、特異な事例だと思うのですが、これはどうしてなんだろうというのが疑問です。単純に考えるとやはりブラジルというのは王室がリオデジャネイロにやってくるという、特異な経験をしたという影響が大きかったのかなと思いつつも、そういったことで説明できるのでしょうか。先生が教科書を書かれる上でその辺りをどういうふうにご考えていたのかということをお伺いしてもよろしいでしょうか。

舛方：第1章と第7章までが宮地先生が担当で、第8章から私が担当という分担になっていますが、ブラジル政治に関することなので、私が返答します。おっしゃる通り王政が成立したのが大きいのかなと思います。ブラジル国内の中でも他国とラテンアメリカの国々との違い

はそこにあるのではないかと。ブラジルは国内に自由主義が導入されるまでに非常に時間がかかった国です。それは奴隷制度の廃止が遅れたという点でも同様の議論ができるのではないのでしょうか。ブラジルは表面的には大衆層が多いから左派やリベラル派が多いという認識になりがちですが、ブラジル全体を捉えると保守層の多さが際立っています。

これは歴史的な経緯によるものなのではないかと考えています。

舛方：定刻になりました。まだまだ質問があるかもしれませんが、最後に〔東京外国語大学〕出版会の編集者であります大内さんからコメントを頂戴したいと思います。

大内宏信：それでは手短にお話させていただきます。本書の編集を担当させていただきました、東京外国語大学出版会の大内と申します。本日はいろいろと示唆に富んだお話、そして議論を伺うことができ、本当にありがとうございました。

本書の企画について、舛方先生から最初にお話を頂戴しましたのは、2020年の5月頃、ちょうど新型コロナウイルスの緊急事態宣言が出て、世の中が騒然とし、なおかつどんよりした雰囲気のときのことで、そのときの舛方先生は、今日もそうでしたが、目をキラキラと輝かせるように、「宮地先生と二人で計画しているこの新しい概説書が、とにかく今の世の中に必要だから」ということでお話しされ、すごく元気をいただいたのを覚えております。

本書が刊行された今は、ラテンアメリカ諸国に共通する経験と、それぞれが示す政治的特徴の多様性を、国際社会の中にどのように位置づけるのか、また世界史の流れの中にどのように位置づけられるのかということについて丹念に追いかけられた、たいへんな労作であ

ると、あらためて感じております。私自身、研究者や専門家ではなく一読者として、編集段階から拝読することのできた立場としましては、本書に書かれた、ラテンアメリカ諸国の政治的経験が、今の世界で起きている出来事にさまざまに接続していく感じ、日本や欧米諸国なども対比しつつ、ラテンアメリカの政治史を丹念に追いかけた本書の記述・論述を読む中で、今の世界で起こっていることの「読み直し」のきっかけを与えていただいているような感覚があり、非常に興味深く受け止めております。

ようやく2023年3月末に本書が刊行され、その後4月からすぐ、大学の教科書として使っていただくという慌ただしいスケジュールだったことを考えれば、現状、非常に順調に教材としてご使用いただけていると思いますし、また同時に、それだけでは説明のつかない一定数の読者の方々、大学の教科書としての読者だけではない方々に、確実にご購入いただけている状況があります。本日の活発な議論でもさまざまに勉強させていただきましたように、ご指摘を含め、基本的にとっても前向きな受け止めを皆さまにもしていただけたこと、本当によかったと思います。また、本日のお話の中にもありましたが、本書の工夫の一つとして、「本書に関連するウェブ資料」(<https://wp.tufs.ac.jp/tufspress/books/book79/>)においては「補足資料」(<https://lapitw-tufs.blogspot.com/>)が追加更新され、より充実していく予定です。今後、秋学期や来年度に向け、教科書としてさらに広くお使いいただきたいと思いますし、ラテンアメリカに関心のある方々だけではなく、世界史の読み直しという意味でも、より広い読者の方々に読んでいただけたらと思います。本日お集まりくださいました先生方、皆様方もぜひ周りの方々に本書をご紹介いただければと思います。本日はありがとうございました。

舛方：大内さん、ありがとうございます。振り返ると出版までに4年かかりました。私自身、筆が全然進まず、大内さんに我慢してもらった時期もあり、出版社の方と二人三脚で一緒に走ってきたからこそ、本が出版できました。こうした経緯からも本を出版することの意義を改めて感じた次第です。今回の合評会を通じて再確認しましたが、出版したら終わりではなく、これからも歩み続ける必要があると思っております。引き続き、本書を販売していくとともに、皆さんに本書を手にとってもらって、ラテンアメリカのことや世界のことを知ってもらうきっかけになってもらえたら嬉しいです。今日は長時間にわたり、議論に参加してくださいました皆さま本当にありがとうございました。引き続き、こうしたセミナーを開催していきたいと思いません。

【参考文献】

高橋均・網野徹哉(2009)『世界の歴史 18 ラテンアメリカ文明の興亡』, 中公文庫.

恒川恵市(2009)『比較政治—中南米』, 放送大学教育振興会.

舩方周一郎(2021)「地球環境政治におけるラテンアメリカの役割—世界に発信する二一世紀の持続可能な開発」, 畑恵子・浦部浩之編『ラテンアメリカ—地球規模課題の実践』, 新評論, pp.60-78.

舩方周一郎・宮地隆廣(2023)『世界の中のラテンアメリカ政治』, 東京外国語大学出版会.

宮地隆廣(2020)「トランスナショナルな運動の成功と国際的規範の揺らぎ—ラテンアメリカ先住民の事例」, 五十嵐誠一・酒井啓子編『グローバル関係学7—ローカルと世界を結ぶ』, 岩波書店, pp.138-157.

柳原孝敦(2007)『ラテンアメリカ主義のレトリック』, エディマン.

小特集 II：講演会
『浜口ミホの住宅革命』

Featured Topic II:
Lecture

特別講演「浜口ミホの住宅革命」(講師：上田佳奈氏)
に寄せて
——住宅建築を通じた「公共」概念の再考——

On the Occasion of the Special HIPS and IGAS Lecture:
“The Japanese House Revolution of Miho Hamaguchi”
by Kana Ueda

中井 杏奈
NAKAI Anna

東京外国語大学「公共圏における歴史」プログラム
Tokyo University of Foreign Studies, “History in the Public Sphere” Program

キーワード

公共圏 パブリック・ヒストリー 浜口ミホ 建築 ジェンダー

Keywords

Public sphere; Public History; Miho Hamaguchi; Architecture; Gender

原稿受理日：2024.1.15.

Quadrante, No. 26 (2024), pp. 35–38.

本講演会は、東京外国語大学の「公共圏における歴史」プログラム (History in the Public Sphere Program, 以下 HIPS プログラム) と同大学・海外事情研究所の共催により開催された。HIPS プログラムとは、Erasmus + Japan という枠組みのもと、EU と日本の文部科学省の協力により設置が決定した、東京外国語大学が参加する修士課程のダブル・ディグリープログラムである。歴史研究を基盤としながら、現代社会における広い関心事に即した、実践的な課題を念頭に置いたカリキュラムが編まれているのが特徴である。

同プログラムでは、発足の2020年以降、世界各地からの学生を受け入れてきた。学生たちはウィーン (中央ヨーロッパ大学 (CEU))、東京 (東京外国語大学)、フィレンツェ (フィレンツェ大学)、リスボン (新リスボン大学)、パリ (フランス国立東洋言語文化大学 (INALCO)) といった国際色豊かな都市を周り、各大学の講義やイベントに参加したり、博物館や文書館でインターンシップを行ったりしながら、修士論文執筆のための研究に取り組んでいる。

これまで HIPS プログラムでは、「公共 (圏)」という概念を理解するために、さまざまな実務にあたる専門家の話を聞く機会を設けてきた。東京で開講された、夏学期のワークショップ形式の講座でも、博物館のキュレーターや、ドキュメンタリー映像の製作者などから話を聞くなどし、理論と実践の両面から「公共 (圏)」にアプローチしてきた。2022年には、民主主義と公共空間や建築の関係をテーマに、実際に東京の街をめぐりながら、戦後都市の変化のダイナミクスを体感するという授業を実施した。渋谷から原宿まで歩きつつ、岡本太郎の壁画 (「明日の神話」) や戦後日本を代表する建築家・丹下健三設計の国立代々木競技場を眺めることで、東京の発展の時代を振り返り、上野の国際子ども図書館の施設を訪れることで近代日本の知の集積方法について学び、外大キャンパス近郊にある芸術的居住空間「天命反転住宅」 (荒川修作 + マドリン・ギンズ設計) のツアーに参加することで現代の生活を捉えるオルタナティブな視座を得るなど、充実した時間を過ごすことができた。



そのような二年前の講座のなかで、建築家・上田佳奈氏には、英語セミナーを担当いただいた。そのセミナーは、本講演会の題材でもある浜口ミホの来歴、家屋という空間の特殊性、そして近代建築思想の展開について、手際良く概観するものであり、参加・視聴した学生たちは、近現代史における家父長制と物理的・精神的な「家」との連結といった、日本独自の文脈を把握することができた。講座全体のなかでも、住居という身近な題材を扱ったものとして印象に残ったようである。特に、東京(外大学生寮)に滞在していた HIPS プログラム在籍の留学生にとっては、日本と欧州における住環境の違いやその歴史的な背景を改めて意識するきっかけとなったようである。

上田氏のセミナーが描き出した浜口建築の相貌は、まさに HIPS プログラムが掲げている歴史と実践の知を接続する興味深い事例である。留学生に限らずとも多くの人に知ってもらいたいと考えたことが、この度、改めて日本語での講演をお願いした理由である。現在、スイス・チューリッヒの建築事務所 (Stücheli Architekten AG) でアソシエイトとして勤務する上田氏は、チューリッヒ工科大学の実務者向け建築修士号プログラムに参加し、自身も学生として調査を始めたことがきっかけで、浜口建築を研究するようになったという。日本で初めて女性として一級建築士の資格を取得した浜口ミホが、公団住宅へのシステムキッチン導入を通じて、近代的な生活の改革を提案したことは、「公」と「私」という区別を再検討する上で興味深く、また、ジェンダー化された空間としての「家/家庭」を、公的な歴史の語りの中に位置付ける上で、きわめて重要である。

さらに、一昨年(2022年)、現存する浜口ミホ設計の「津田山の家」(G 邸、旧中村邸)が建物の記録・保存のための国際学術組織 DOCOMOMO Japan の選定建築物に指名さ

れ、本格的な保全が決まったことを受けて、日本の戦後近代建築における浜口ミホの再評価の文脈が築かれつつあることから、本講義は時宜を得たものとなった。こうした流れは、晩年に携わったスペインでの高齢者向け集合住宅・コミュニティセンターの設計を含め、これまで看過されてきた浜口の仕事の掘り起こしにもつながっており、文化財の保存や継承についても授業の中で扱ってきた、HIPS プログラムの関心に沿うものと言えるだろう。

こうした経緯を踏まえ、特に、以下の二点をこの度の特別講演の意義として書き留めておきたい。

まず、公共建築と個人住宅という空間とを対比させることが、「公共(圏)」という概念の再考に寄与するという点である。我々が想起すべき「公共」の世界には、議会の壇上や抗議活動の行われる広場などの明らかに公に資する場だけでなく、そうした複数の社会をつなぎ合わせる、私的な活動や個人の生活が営まれる空間が含まれる。浜口はもっぱら「私」の領域に属する、個人住宅の設計・提案を担っていたが、まさに住まいを起点とすることで、地域社会や街、都市のネットワークについて異なる思考の展開が可能となるだろう。上述の「津田山の家」は、神奈川県津田山という地の丘陵の頂に位置する場所に立ち、近隣の住宅に調和しながらも、(アルピニストであったという当初の施主をイメージしてつくられた)雪山の山荘のような個性的な外観設計によってモダニズムの語彙が景観にもちこまれることで、また、その内装を含むリノベーションを通じた新たなオーナーへの継承を通じて、21世紀の生活空間が創造されることで、周辺環境の変容に貢献していることが明らかになった。ここに、公共主導の大型建築にみられるような「作品主義」ではなく、施主個々人の啓蒙過程を含む「人間のための建築」を見出す上田氏の解説は、説得力をもつ

ものであった。

つぎに、建築を通じた「公共」性を理解する過程で、浜口ミホが女性の家庭内での役割と伝統的住宅の批判的な検証を可能にしたという点も注目に値する。その新規性は、浜口自身が日本で初めて資格を取得した女性の一級建築士であったという職業的背景はもとより、彼女の主著『日本住宅の封建性』が家事労働の象徴でもある「台所」というジェンダー化された空間の分析から始まっている点にも現れている。上田氏が「マニフェスト」と呼び参照する1949年出版の同著が、現代の人間から見ても多くの示唆に富んでいるのは不幸な事態だとも言えなくはないが、だからこそ、戦前・戦後と連続性をもって続いてきた(帝国)日本の(人員としても男性中心的な)建築教育に異議申し立てを行った、浜口の姿勢に学び直すところは大きい。「『家』という観念を中心として、人間がその下で身をちぢめ、息をひそめて生きてきたのが、家父長制的な封建社会の生活であった。そしてその『家』の物理的表現が住宅であった」(同著100頁)とする浜口の格式主義に対する批判は、物理的な条件が変化し、彼女の提唱した機能的なシステムキッチンや開放的なリビングが一般に普及した今日においてもなお有効である。こうした女性・歴史・私的活動領域というテーマについて議論を深めるために、イタリア近現代史・ジェンダー史を専門とする本学の小田原琳教授がコメンテーターとして参加した。女性の無賃労働の問題を可視化した、シルヴィア・フェデリーチ著『キャリバンと魔女』の翻訳などで知られる小田原教授のコメントからは、イタリアと日本の女性運動の歴史が、浜口の「マニフェスト」と問題意識を共有するものであったことが確認された。

企画者としてはなによりも、普段はヨーロッパのスイスに暮らし、実務者として建築に向き合う、そして国際的に建築の保全にも関心を寄

せる上田氏の視点から、浜口ミホの業績について紹介いただいたことに、本講演会の大きな意味があったと感じている。HIPSプログラムが取り組む研究の射程に、新たな可能性を開くような、稀有な機会となったことに感謝したい。

【参考文献】

上田佳奈「人間のための建築、その哲学を貫いて」『建築ジャーナル』(特集：女性建築家の歴史) 建築ジャーナル発行、2023年2月号(No. 1339)：14-15頁。

上田佳奈、ノエミ・ゴメス・ロボ「住まいは生活の器：日本の女性建築家による、生活に寄り添う住宅」『住宅建築』(特別記事：浜口ミホが目指した住まい) 建築資料研究社、2022年2月号(No. 491)：102-111頁。

シルヴィア・フェデリーチ『キャリバンと魔女—資本主義に抗する女性の身体』小田原琳・後藤あゆみ訳、以文社、2017年。

ノエミ・ゴメス・ロボ、上田佳奈「G 邸(旧中村邸)」住宅遺産トラスト(2021年5月)：

https://hhtrust.jp/hh/nakamura_g.html

浜口ミホ『日本住宅の封建性』相模書房、1949年。

Noemí Gómez Lobo, Kana Ueda, Diego Martín Sánchez, “Transcultural Dwelling. Japan’s Pioneer Architect Miho Hamaguchi and her last Project in Spain”, *ZARCH* 18 (June 2022): 42-57. ISSN print version: 2341-0531 / ISSN digital version: 2387-0346.

https://doi.org/10.26754/ojs_zarch/zarch.2022186198

HIPS プログラム特別講演『浜口ミホの住宅革命』 ——講演と議論——

The Japanese House Revolution of Miho Hamaguchi: A female voice in the modernization of Japan

上田 佳奈

UEDA Kana

MAS ETH GTA / Associate Stücheli Architekten, Zürich

小田原 琳

ODAWARA Rin

東京外国語大学大学院総合国際学研究院
Tokyo University of Foreign Studies, Graduate School of Global Studies

中井 杏奈

NAKAI Anna

東京外国語大学「公共圏における歴史」プログラム
Tokyo University of Foreign Studies, “History in the Public Sphere” Program

キーワード

住宅 建築 浜口ミホ マニフェスト フェミニズム 日本 戦後 先駆者

Keywords

house; architecture; Miho Hamaguchi; manifesto; feminism; Japan; postwar; pioneer

原稿受理日：2024.1.15.

Quadrante, No. 26 (2024), pp. 39–69.

目次

講演「浜口ミホの住宅革命」(上田佳奈)

コメント「ジェンダー史学から見る浜口ミホの仕事」(小田原琳)

質疑応答と議論

も続けておられます。今日のお話の中でも登場する「津田山の家」(G邸)という住居の発見にあたって、大きな役割を果たされました。それでは上田先生、よろしく願いいたします。

* * *

講演「浜口ミホの住宅革命」

中井杏奈：まず本日の講師の上田佳奈氏をご紹介します。上田氏は、京都工芸繊維大学造形工学科を卒業された後、一級建築士の資格を取得し、スイスに拠点を移されました。現在はスイスのチューリッヒにあるシュテュッヘリ・アーキテクトという建築事務所でお仕事をされています。2021年にスイス連邦工科大学で建築理論と建築の歴史についても学ばれまして、その過程で本日の題材となる浜口ミホの建築、そしてその保全活動に関心を持ち、調査を現在

上田佳奈：中井さん、どうもありがとうございます。こうして再び浜口ミホと彼女の住宅改革についてお話しさせていただけることを、とても嬉しく思っております。公共の歴史とその変遷について語る上で、今まで排除されてきた女性や個人住宅について議論することも示唆に富むという、そういった指摘から、本日は女性建築家とそのレガシーについて、こちらの七つのチャ



プターにわけてお話ししたいと思います。

1. 女性建築家の道を開拓
2. 日本再建のためのマニフェスト
3. 女性誌を通しての啓蒙
4. ダイニング・キッチン革命
5. 住宅は生活の器
6. G 邸—マニフェストの具体化
7. 忘却から継承へ

浜口ミホ(図1)は、日本が帝国主義国家から民主主義国家へ変化した激動の時代と並行して活躍した、日本人女性建築家のパイオニアです。

独自の住宅論を展開し、学会や婦人誌に100本にも及ぶ論考を発表し、コンサルを行い、女子大で教職をとり、1000にもわたる住宅作品を設計し、日本の住宅建築を近代化へ導いた先駆者の一人でした。それにもかかわらず、私が彼女に興味を持った2020年当初、彼女の功績については日本の住宅史に取り上げられる事が非常に少なく、彼女の建築物はほとんど出版、研究、保存もされていませんでした。

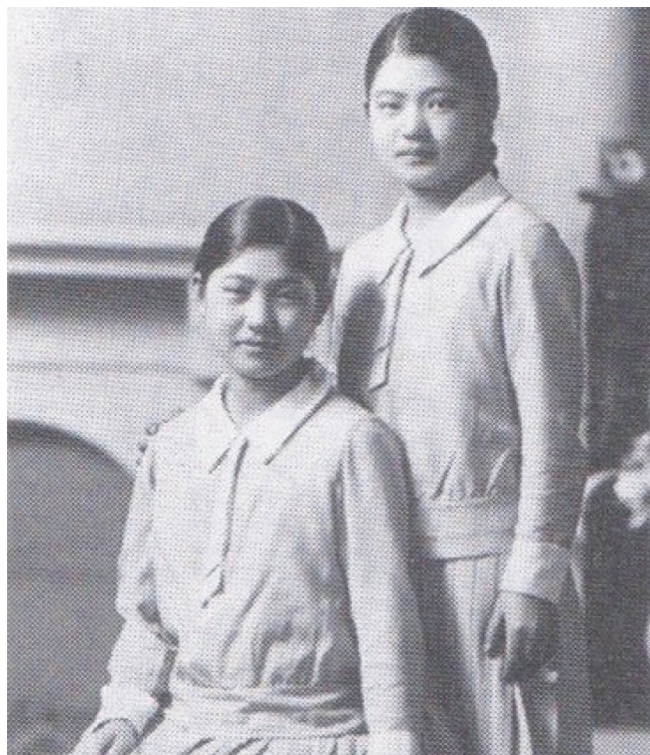
日本の住宅改革は、女性の解放とエンパワーメントに大きく関連していたと私は理解しております。これまで日本の住宅史では、男性の建築家や理論家について多くが語られてきましたが、本日の講演では浜口ミホに焦点を当てることで、女性建築家のみでなく、女性利用者の役割と意義を通して、戦後の住宅改革も再検証していければと思っています。

1. 女性建築家の道を開拓

浜口独自の自立心は彼女の生い立ちに大きく関連しています。彼女は1915年4月1日に、当時日本の支配下にあった中国の大連で生まれました。彼女の父親は、海関(海港に置かれた税関)の副監査長というとても高い地位にあ



【図1】 浜口ミホ
(出典：『近代建築』No.21, (1967年3月)。)

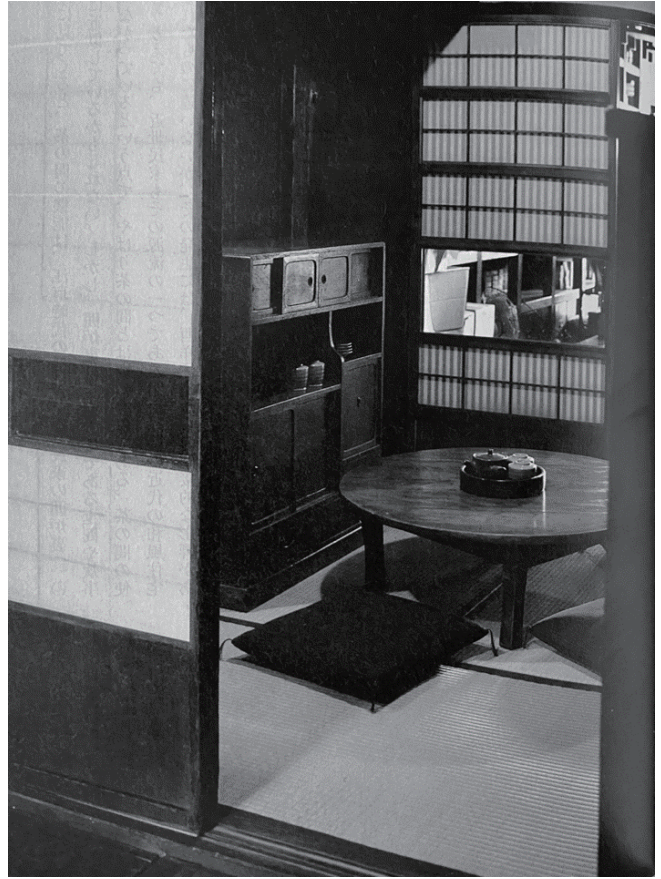


【図2】 浜口ミホ(右)と、妹の満里(左)。
(出典：北川圭子『ダイニング・キッチンはどうして誕生した』技報堂出版、2002年。)

り、浜口はとても裕福な家庭の長女として、レンガ造りの洋館で、洋風の生活様式で育ちました(前頁図2)。同時に、国境を越えた立場から日本人であることのアイデンティティー、そして日本文化への憧れを培っておりました。

18歳で家族と共に日本に移り住んだ彼女は、海外で長いあいだ理想としていた日本住宅の現実に直面します。応接間は比較的広いものの、家具もなく空っぽで、彼女はその畳の間のどこに座っていいかわからなかったと言っています。また、「お茶の間」と呼ばれる部屋が家族の部屋とされていたのですが、それがとても狭く、暗く、まるで女中部屋のようだった、と残しています(図3)。このころから彼女は、家長の社会的地位を象徴するために計画された、格式や型式を優先する日本の伝統的な住居に潜む、社会的不平等や問題化されない上下関係を意識し始めました。

当時、男女共学の大学は存在せず、浜口は多くの裕福で教養のある女子学生が通っていた、東京女子高等師範学校(現在のお茶の水女子大学)の家政学科へ入学します(図4)。家政



【図3】 家族の部屋、お茶の間。1927年。
(出典：中川武『日本の家』、2002年。)



【図4】 東京高等師範学校：浜口ミホが卒業した1937年の卒業写真。
(出典：お茶の水女子大学歴史資料館)

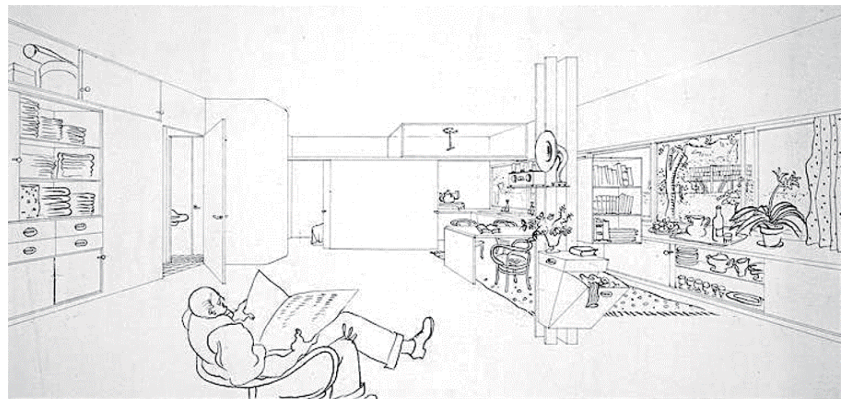
学科は、明治時代に女性が家庭を守るために開発された学科で、良妻賢母を育てる教育でした。これは、家父長制の家族制度の中で、個人よりも「家」を重要視していたことから生まれたトレーニングです。それが、大正時代に入って、民主主義の到来とともに、日常生活の問題が取り上げられ、生活の科学的・実証的研究の必要性が認識され、家政学の一部として住居学という新しい学問が確立されました。この住居学というのは、建築学がその当時、構造、耐荷重、建築材料など、建築物の構成的な側面に焦点を当てていたのに対し、住居学は、居住者が健康で幸せな生活を送れるような機能的な住環境の実現や、建物の社会的な側面を考えるものでした。この教育は、浜口の後の作品にも大きく影響します。

東京女子高等師範学校の住居学科で、浜口は建築家の市浦健の指導を受けました。彼は、グロピウスやル・コルビュジェの合理的機能主義の影響を受けた建築家で、その思想に感化され、浜口は建築の道に進む事を決意します。そして、当時、女子の入学がまだ認められていなかった東京帝国大学（現在の東京大学）の建築学科に聴講生として参加し、本格的な製図を学びました。これが可能だったのは、彼女の両親の豊かなネットワークによるところもここに付け加える必要があると思います。その後、市浦健の口添えもあり、ミホは戦後日本の近代建築を代表する建築家である前川國男（1905-86年）の事務所で、初の女性所員として約10年間働きました。

前川國男（図5）は東京帝国大



【図5】 Le Corbusier（右）と前川國男。1955年、東京にて。（出典：<https://archipelvzw.be/>）



【図6】 Le Corbusier が 1929 年の CIAM 国際会議で提案した Maisons Loucheur。（出典：Foundation le Corbusier, <http://www.fondationlecorbusier.fr> © FLC-ADAGP）



【図7】 浜口ミホは 1942 年に前川國男自邸の当初の案を担当したが、前川が気に入らず、最終案は崎谷小三郎による。（出典：松隈洋他、生誕 100 年・前川國男建築展実行委員会監修『建築家 前川國男の仕事』、2006 年。）

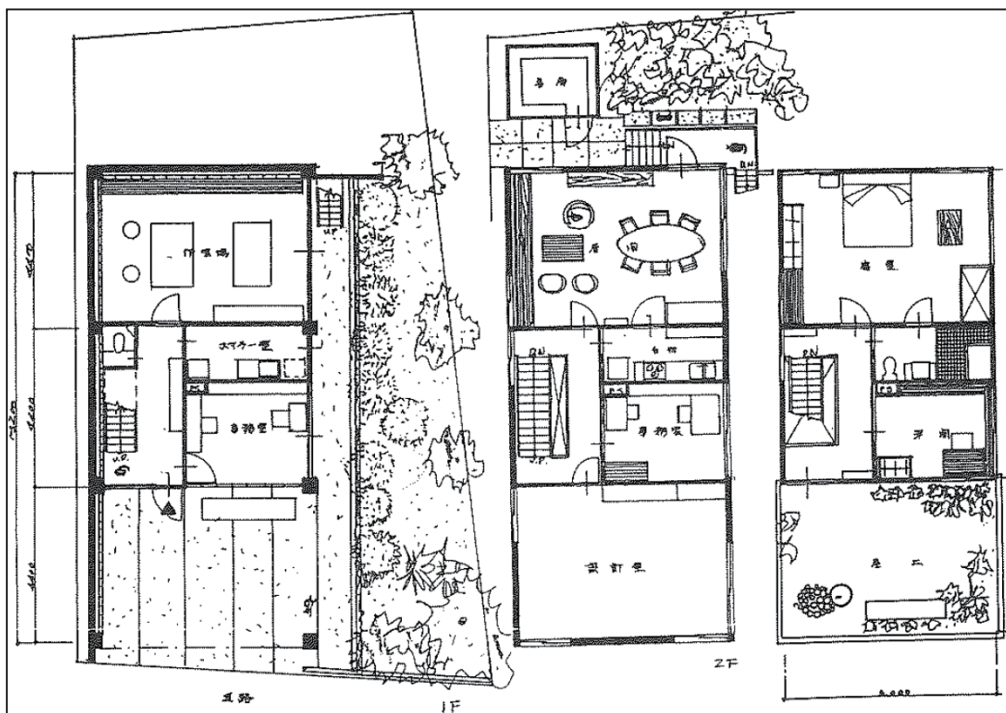
学を卒業後、1928年から2年間、パリのル・コルビュジエのアトリエで働きました。都市改造や社会改革に深い関心を持ち、第一次世界大戦後の住宅不足を背景に「生活最小限住宅」に焦点を当てた国際建築会議 Congrès International d'Architecture Moderne (以下、CIAM)に参加しました。そこでこういった小住宅 Maisons Loucheur (メゾン・ルーシュ) (前頁図6)などを提案し、「建築は市民のためである」という近代建築の信念に共感していきます。この前川の思想ものちのち浜口に大きな影響を与え、彼女の機能主義的なアプローチを目覚めさせました。

浜口は前川國男の事務所で、彼の自邸を担当します。彼女の案は、応接間、寝室、書斎、食堂、居間をすべて南側に配置するプランでしたが、前川はこれを気に入らず、担当建築家を変更してしまいました。残念ながら浜口のプランは残っていないのですが、最終的には、当時、一般的だった台所とメイドの部屋が北側に配置された間取りになりました(前頁図7)。こ



【図8】1942年、丹下健三の自邸で、剣持勇(左)と岡本太郎(右)と同席する浜口ミホ。撮影は丹下健三自身による。(出典：内田道子アーカイブ)

のように四苦八苦しなから、日本建築が近代化へ移行する最前線の場で、彼女は実務を積んでいきます。事務所で知り合った建築評論家の夫、浜口隆一と共に、機能的な近代建築の本質を「人間のための建築」と捉える思想を夫婦で共有しました。同僚の丹下健三をはじめ、この図(図8)にありますように、岡本太郎、剣持勇、また、家事評論家の吉沢久子、古谷綱武、



【図9】東京の青山にあった浜口ミホの自宅兼事務所。
(出典：北川圭子『ダイニング・キッチンはどうして誕生した』技報堂出版、2002年。)

谷川徹三といった戦後日本の舵取りをしていた文化人、教養人とも、幅広い交流があったようです。その後、1954年には女性で初めて一級建築士の資格を取り、本格的な設計活動を東京青山の自宅兼事務所で開始しました(前頁図9)。

2. 日本再建のためのマニフェスト

戦前の日本家屋は、家父長的・封建的な生活様式の典型で、玄関、客間、書斎といった格式や主人の身分を表す部屋が、床面積の半分から3分の2を占めていました。これは、先ほど申し上げましたように、個人を数えることなく、「家」制度と呼ばれるひとつの「家」のもとで、家族のような共同生活を営む社会でした。

1946年に制定された新憲法で、民主主義、男女平等、女性参政権、表現の自由が謳われ、続く民法改定により、封建的社会の制度が廃止されました。財産と相続の権利、住宅の選択などが可能になったのです。伝統的な世帯構造であった「家」は、夫婦と子供、という民主的な「家庭」に取って代わり、それによって住まいや暮らしに対する新たな価値観が生まれました。

同時に、420万戸という膨大な戦後の住宅不足と貧困の応急措置として、政府によって劣悪な住宅が大量に建てられたという事実もありました。それによって、庶民が住まいに対して抱く憧れは強くなり、民主的な「家庭」の理念を実現させたいという願いは切実になっていったのです。同時期に政府によって施行された住宅復興政策が、その実現を後押しするということもありました。

こうした背景の中で、1946年から1950年にかけて、日本の建築家たちによって、核家族のための実験的な小住宅プロジェクトがいくつか研究されました。例えば、前川國男によるプレハブ住宅、プレモス、池辺陽の実験住宅、清



【図12】1948年、100万人の住宅提供を訴えるプレモスのキャンペーン。
(出典：『主婦の友』1948年。)



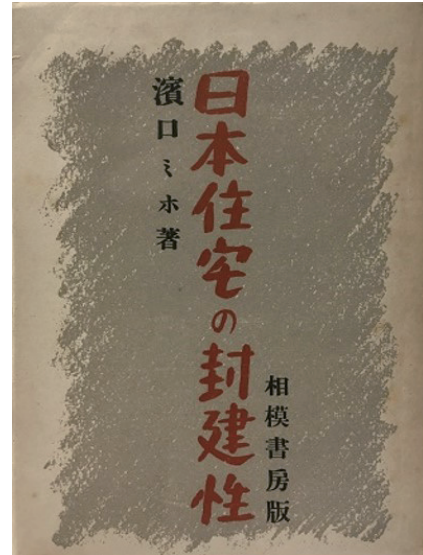
【図13】池辺陽と清家清による実験的的最小限住宅、1948～1950年。
(出典：<https://interior-no-nantalca.com/postwar-housing-situation-and-architects-in-japan/>)

家清の小住宅などがそれにあたります（前頁図12、図13）。そこに共通していたのは、日本にもともとあった伝統や慣習を批判的に見直して、日本の近代化と民主化を促進しよう、という衝動がありました。

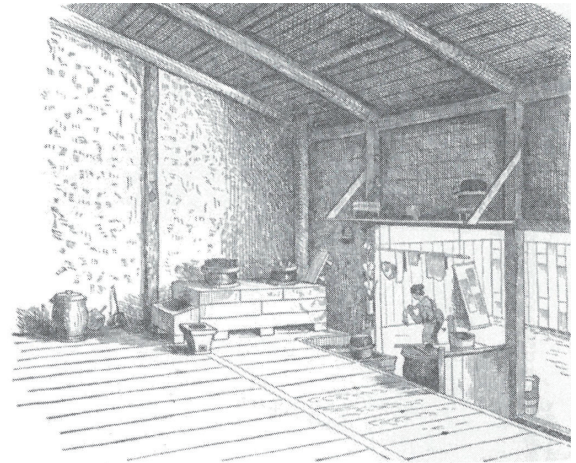
日本の新しい未来を切り開くために、建築家はどのような役割を果たすべきなのかというこの問いに、浜口は男性優位の建築界において、住まいのデザインに内在するジェンダーの側面に焦点を当て、新しいアイデアを吹き込んでいきます。そして、これらの論考をまとめ、1949年、34歳にして『日本住宅の封建性』を上梓しました（図14）。

ここでいくつか、同書に載っている具体的な例を見ていきたいと思います。浜口は「台所」の章で、「都市住宅の中であって、台所はその他の生活空間よりもある意味において一段と格式の低い生活空間であり」「台所という生活空間が社会心理的に他ものに比して一段と低い水準において価値評価されている」（『日本住宅の封建性』、19頁）と検証しています。当時の台所は皆さんも知っている通り北側に配置されていて、玄関とは別の小さな入り口が設けられ、道路と同レベル、つまり物理的にも他の住空間より一段低かったのです（図15、図16）。

その理由として、浜口は当時の都市住宅

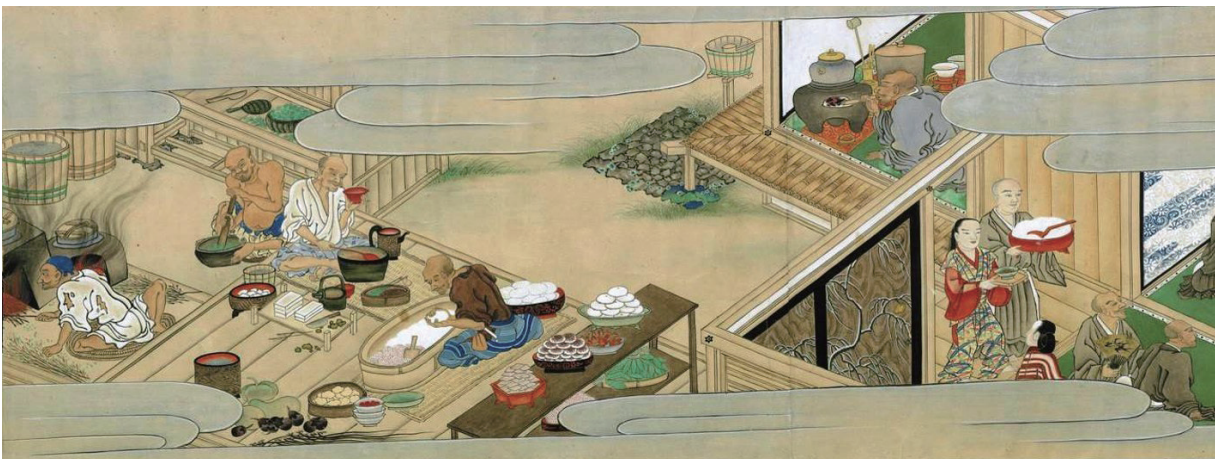


【図14】1949年に浜口が上梓した『日本住宅の封建性』の表紙。



【図15】明治時代の都市住宅の台所。物理的にも他の住空間より一段低かった。

（出典：Edward S. Morse, *Japanese Homes And Their Surroundings*, 1886, Fig. 170.）



【図16】台所は伝統的に地位の低い場所と考えられていた。

（出典：酒飯論絵巻考、16世紀。）

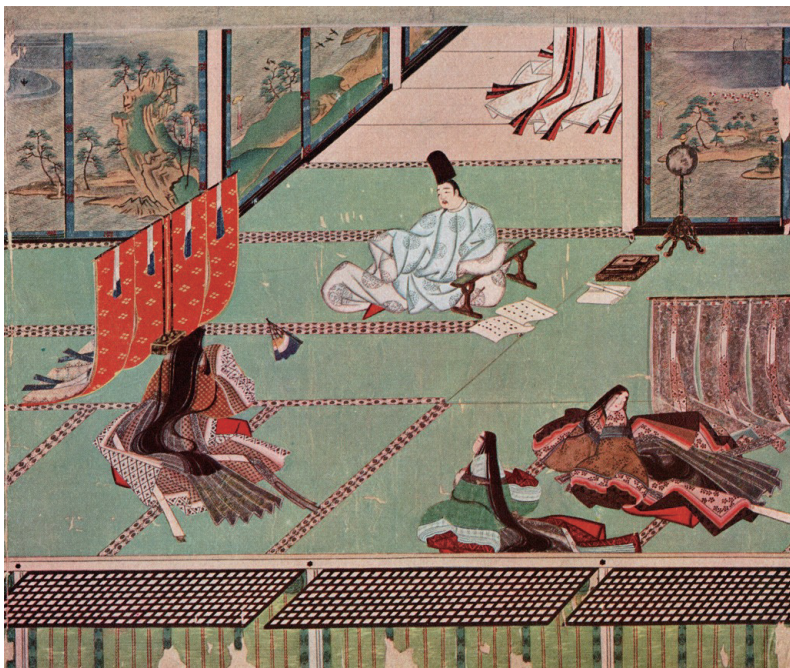
の原型が武家屋敷だった事実を挙げています。武家時代とは、主人家族と召使いという二つの身分の者から成る、まさに封建制度の時代でした。武家屋敷の台所は、「召使達の場所」として性格づけられた空間でもあったのです(前掲書、34頁)。このような格式がそのまま現代の都市住宅に継承され、召使いに変わって、現代では主婦が台所で働いているのが現状でした。この台所の不自然なジェンダーギャップを解消するために、浜口は「調理」「食事」「休憩」を一つの空間にまとめ、台所を家族の公共的な空間へ導入することを提案しました。

また、もう一つ彼女の面白い視点があるのですが、それまで和室の融通性は、日本人、外国人に関わらず、「日本的」であるとして讃えられてきました。浜口はそれに対して「人々はほとんど疑問を抱かずに素朴にそう信じていた」と書いています(前掲書、72頁)。つまり、浜口はこの「日本的」な和室、つまり食事室にも寝室にもなりうる部屋に疑問を投げかけます。再び、日本の歴史を読み解いて、寝殿造を例に挙げ、

こういった畳の部屋が成り立ったのは、召使いの労働によってのみ可能だった(前掲書、100頁)と言及しました(図17)。そういう階級のない農民の住宅にこのような融通性が見られない事実を加え、その普遍性をも否定します。つまり、和室の構成原理が機能主義でなく、身分の上下を元にした格式主義であり、それがその当時の都市住宅にも続き、現在では主婦の労働により支えられている、と言及しています。

それに対抗するように、浜口は空間の機能分離の重要性を強調します。つまり食事のためのダイニング、団欒のためのリビング、睡眠のための寝室を設け、それに適応した家具を配置し、女性だけにそれまで割り当てられていた家事の量を減らす住居を提案します。

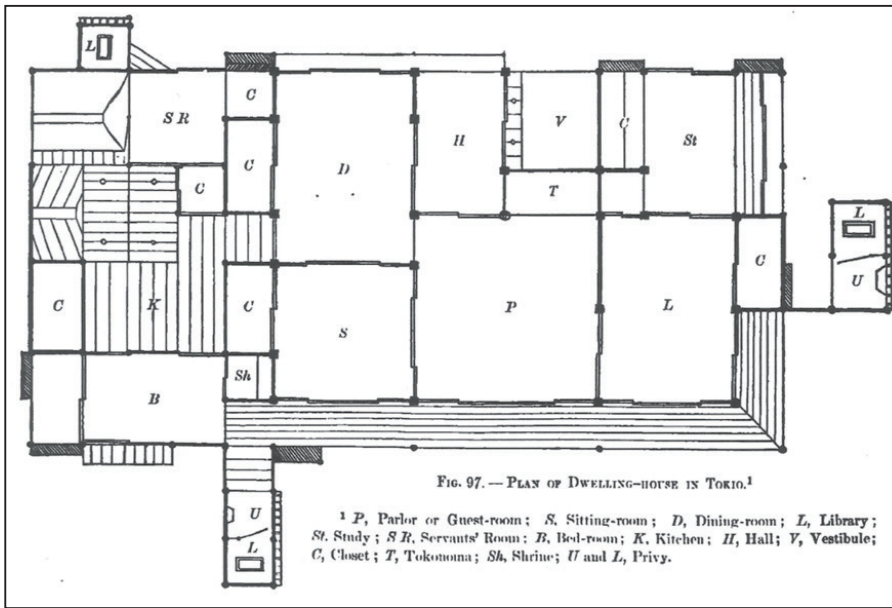
要約しますと、彼女はこの著書で、主婦労働軽減、台所と食事空間の生活様式の統一、台所の南側配置、機能主義の追求、設備の改善を主張し、最終的には女性の地位向上を目指しました。そして、本の最後に、こうして「明るい、ゆたかな近代的な社会に進んでゆきたい」(前掲書、161頁)とくくりました。



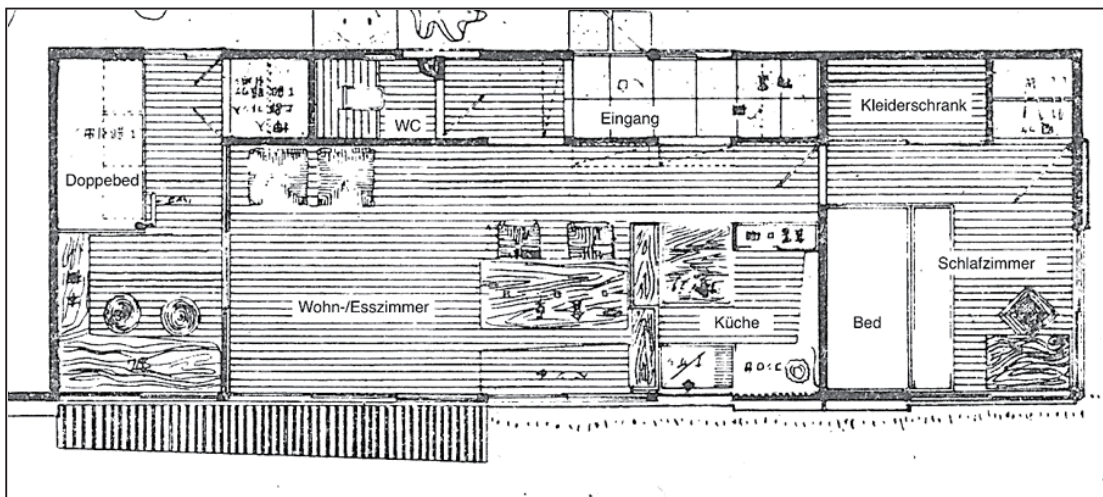
【図17】可動式の家具、襖、屏風でフレキシブルに使える寝殿造の部屋。
(出典：https://en.wikipedia.org/wiki/Kasuga_Gongen_Genki_E)

このように浜口は日本の習慣や常識にとらわれず「住宅は住人の暮らしのためにある」という今では当たり前の理念を掲げました。国際的な視野を持った浜口だからこそ、可能だったのでしょうか。彼女の住居論は、住宅デザインを通じて平等な社会を目指すマニフェストだったと言えます。彼女は戦後の住宅政策の方向性を形成し、当時の建築家仲間に大きな影響を与えています。

これは例なのですが、上のスライド(次頁図18)は明治時代の東京の住宅の平面図です。トイレとキッチンだけはその機能を読み取ることができますが、それ以外のスペースは非



【図 18】 明治時代の東京の一般住宅の平面図。
 (出典：Edward S. Morse, *Japanese Homes And Their Surroundings*, 1886, Fig. 97.)



【図 19】 浜口ミホによる板張りの台所を南側に配置した 12 坪の家。
 (出典：『あなたの住まい』、大蔵財務協会、1948 年 7 月。)

常にフレキシブルに使うことができ、南向きの部屋は来客用と家長や主人のための部屋でした。一方、浜口は、標準的なアパートの例として、1948年に40m²の間取りを提案しました。家族それぞれの寝室がすでに設けられており、キッチン、リビング、ダイニングは一体になっていて南向きで、家族の団欒の場として家の中央に配置されています(図19)。

3. 女性誌を通しての啓蒙

浜口は、建築家として一方的に住宅建築を提供するのではなく、一般人に向けた出版を通

して、庶民の啓蒙に励み、その記事は100本以上にも及んだといわれています。

1946年、女性向けの出版物『スタイルブック』が創刊され、ファッション、食、ライフスタイルなどを取り上げました(次頁図20)。正統な言説ではあまり認識されていませんが、『スタイルブック』は戦後の住宅改革への手引書として、読者、特に専業主婦の願望と夢を呼び覚ましたのです。

浜口はこうした女性誌に協力することで、意図的に建築の知識を身近なものにし、現役の建築家だけでなく、より広い読者に自分の考え

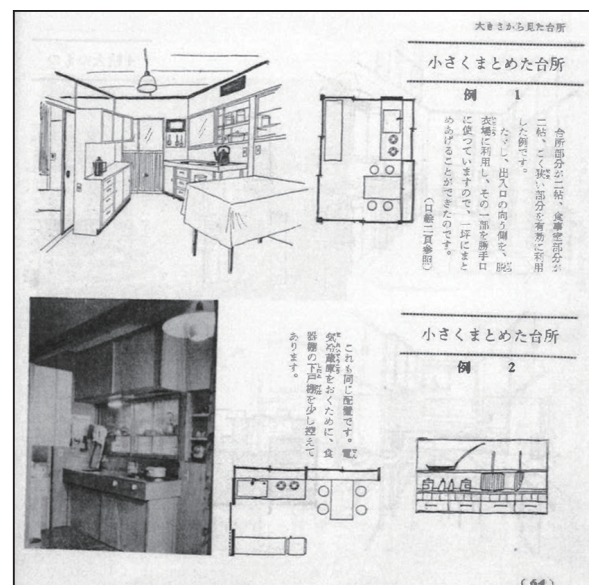


【図20】戦争中、国防色とよばれたくすんだ色に身を包み、もんぺを履いて過ごした女性たちが、戦後に手に入れた自由を謳歌して発行された『スタイルブック』の表紙。
 (出典：http://blog.livedoor.jp/mukashi_no/archives/48236128.html)

を提示しました。当時、戦後の近代化で入ってきた西洋の生活様式と伝統的な生活様式が入り混じった日本人の生活には、新しい住まい方の原型が存在していませんでした。このような過渡期に、彼女は一般的な日常生活を注意深く観察し、当たり前のことに疑問を投げかけ、庶民の暮らしをどのように住空間に還元するかを模索します。これは、彼女が生涯を通して立ち向かった課題でした。

浜口は1952年以降、人気女性誌『主婦の友』に数多くの寄稿を残しています(図21)。1917年に創刊されたこの雑誌は、中流家庭の主婦が現代生活のノウハウを学ぶためのチャンネルでもありました。戦後、女性が育児、料理、掃除、家計、インテリア、健康など、家庭内のすべての責任を負い、「新しい核家族の主人公は女性である」という明確なメッセージを、この雑誌は発信します。同時にこの思想が「女性の主婦化」を後押しし、女性の社会進出を妨げたのは、避けられない事実でもあります。

浜口は、このメディアを通じて、住まい手の視点からデザインを組み立て、住宅における女性解放の哲学を教えるチャンスだと考えました。彼女がこの雑誌で取り上げた住宅は、歴史的に



【図21】『主婦の友』は全国各地で大正デモクラシーが叫ばれる時代、東京家政研究会の創立者・石川武美によって大衆層の生活に根ざした生活技術啓蒙誌として1917年に創刊された。下は浜口みほの台所に関する記事。1957年。



【図 22】 浜口ミホが自ら編集長として関わった『すみよい住まい』シリーズの表紙。
(出典：講演者個人蔵)

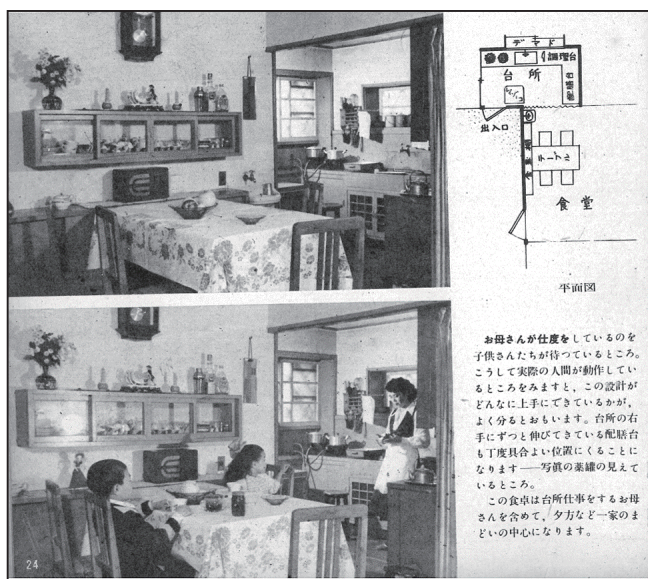
注目された作品でも芸術的に優れた作品でもなく、実用的で手頃なニーズを満たす住居でした。非専門的なメディアを通じた彼女の教育的活動は、デザインの知識を上流階級だけでなく大衆に届けることに貢献し、その結果、現代的な生活観へのアクセスを民主化したともいえます。

1951年から1953年まで、浜口は編集長として、一般の人の手に届くような住宅マニュアル『住まいと暮らしの全集』シリーズを発行します(図22)。初版が印刷された1ヶ月後に再販されていることから、かなり人気のあった雑誌だったことがうかがえます。彼女は人間の行動を観察し、空間で繰り広げられる生活を分析し、「暮らし」に着目し、小さなディテールから住みやすさ、心地よさや豊かさを追求しています。浜口は、その一文にこう記述しています。

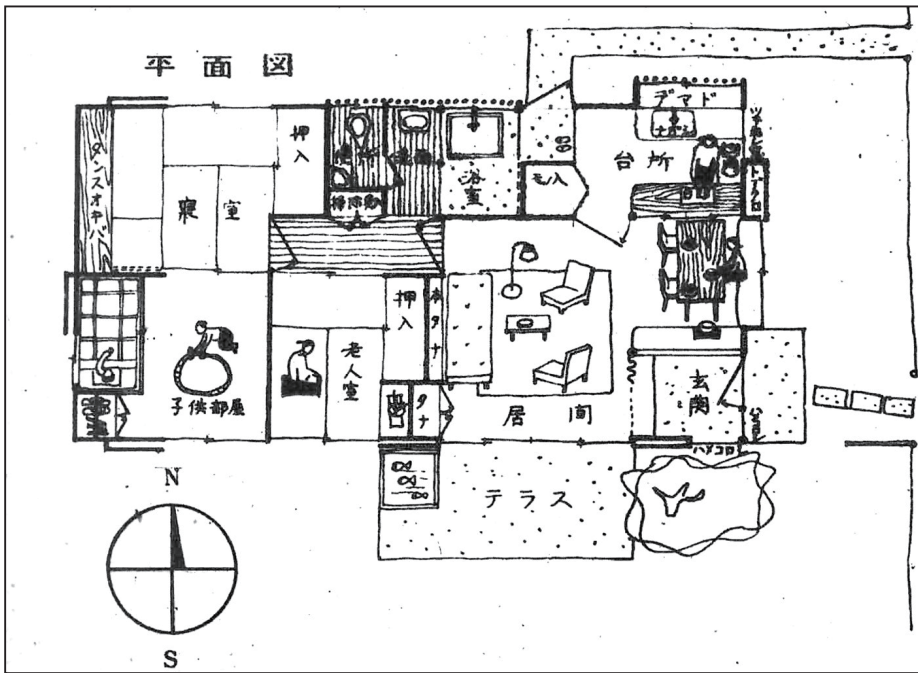
他人前を飾って豊かさ美しさを誇張していても、そのための努力の痛々しさ。舞台裏の惨めな暮らしもありますし、簡素な生活でも、活々と楽しそうな暮らしもあります。(浜口ミホ編『すみよい住まいと暮らしの全集』、1951年、31頁。)

ここから、浜口は本当に豊かな生活とは何かということ、人間の心理との関係性として理解していたことが読み取れると思います。そして、結果としてより居心地のいい暮らしのイメージを一般庶民に伝えたともいえます。

平面図と透視図を併用したスケッチには、その間取りのみでなく、そこに置かれる家具と住人も描かれています(次頁図24)。これは彼女が取り上げた写真も同様で、必ず住人が写っているんですね(図23)。このように、彼女の興味は建築そのもの以上に、そこに住む人、行わ



【図 23】 浜口ミホの写真には、必ず住人が登場する。
(出典：『すみよい住まいと暮らしの全集』1951年。)



【図 24】住宅金融公庫で建てた、浜口ミホ設計の「家族本位（夫婦・子供・祖母）の家」。
（出典：『住みよいすまいと暮らしの全集』1951年。）

れる生活の営み、そういったものにあっただのではないかと思います。

また、専門家として住宅作品を通して施主に住まい方を一方的に提示するのではなく、施主の生活の営みに共感する立場から、住宅設計を行なっていました。そのため、浜口にとっては施主の教育が重要でした。つまり、施主に「良い住空間とは何か」を理解してもらう事によって、建築家が提案もしやすいために、そういった活動も行っていたのです。こういった啓蒙というあまり目に見えない功績は、戦後の新しい住様式の具体化に大きく貢献したのではないかと思います。

4. ダイニング・キッチン革命

著書『日本住宅の封建性』での浜口の革新的なビジョンと、女性誌上での住宅改革者としての名声の高まりは、日本住宅公団の目に留まり、1955年、彼女は公団住宅の台所改善を依頼されます。浜口の新しい台所デザインには、家族が集う場を作ることと、女性の地位を台所を通して上げたいという二つの目的がありました。その目的のために、キッチンを他の居住空

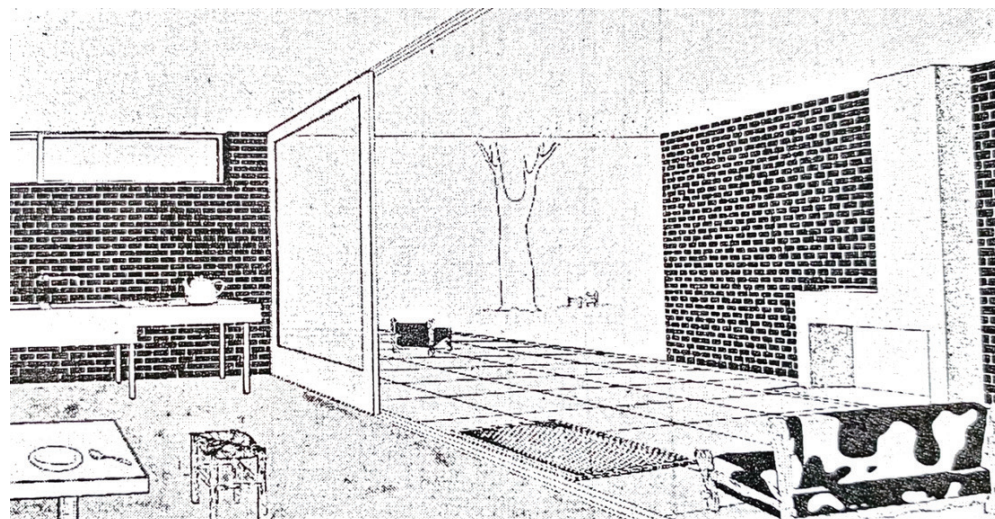
間とつなげ、一緒に食事を楽しめるようにすることで社会的な位置づけを変え、新しいレイアウトと新素材を通して、その機能性と衛生性を向上させました(図25)。

調理と食事がひとつの空間で行われるようになったのは、じつは日本では戦後になってからです。しかし、浜口がダイニング・キッチンを最初に提案したのは戦前(1941年)のことでして、この図面(次頁図26)にあるような東京の



【図 25】日本住宅公団による、晴海低層アパートのダイニング・キッチン。

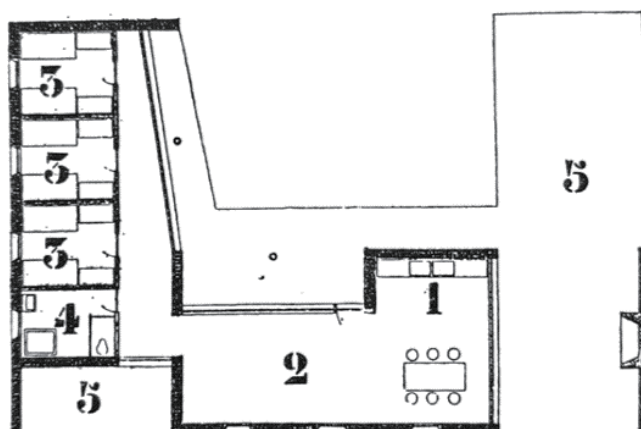
（出典：前川建築設計事務所）



1. 台所
2. 居間
3. 寝室
4. 便所・浴室
5. テラス

【図 26】 浜口ミホが提案した郊外菜園住宅の
パース（上）と平面図（右）。

（出典：浜口ミホ他「新しき都市」東京都市
計画への一試案、『新建築』第 17 巻、第 4 号、
「覚書 9 外部住宅群の 1 案」1941 年。）

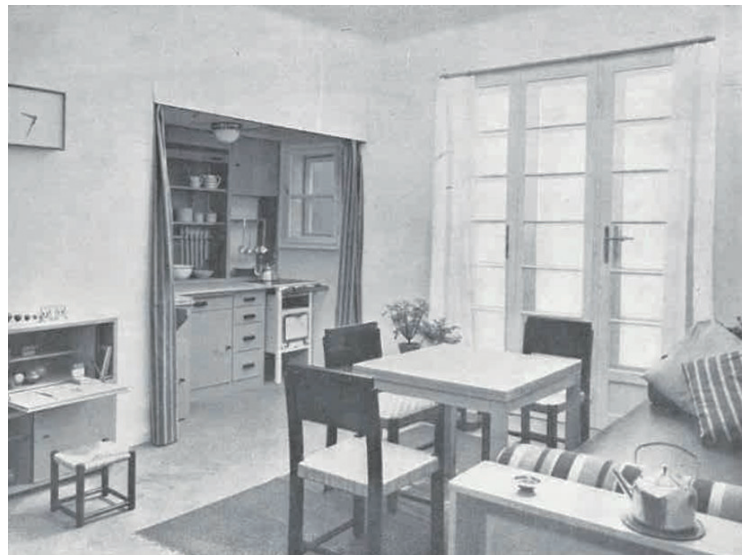
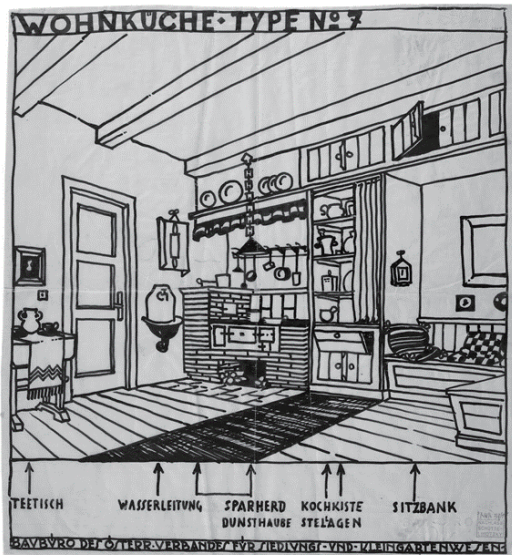


都市計画に関する近代的なアイデアを探求する
展覧会、そこではじめて、浜口は菜園付きの
郊外住宅を提案します。この彼女のスケッチで
もわかるように、個室は確保され、キッチン
は居間に直接面しています。この先見性のある
提案は実現しなかったのですが、彼女は 1941
年に、この前代未聞のコンセプトを日本で初め
て、東京の自邸の設計に導入し、ダイニング・
キッチンの先駆者となっています。

彼女は婦人公論の座談会で、自分のダイニン
グ・キッチンに対して、戦後のダイニング・キ
ッチンの流行はアメリカから来たものだろうが、
自分は、第一次世界大戦のあとドイツで流行
たものを取り入れた、と述べています（『婦人公
論』、1962 年 2 月、28 頁）。浜口のダイニン
グ・キッチンは、1920 年代後半にドイツで提案
された生活最小限住宅、また、前川國男が参加
した国際会議、CIAM II の影響を受けています。

しかしよく見ると、彼女のダイニング・キッ
チンは、ドイツの生活最小限住宅のそれとは少し
異なっています。浜口のキッチンは常にダイニ
ングに直接面しており、キッチンを出させなが
らも共同生活空間の一部になっています。こ
ちらの例にあるように、フランツ・シュスターや
マルガレーテ・シュッテ＝リホツキーが提案し
たキッチンは、カーテンやニッチで仕切られて
いるんですね（次頁図 27）。しかし浜口が意図
したのは、かつては孤立していて、寒く、暗く、
狭い空間であったキッチンを、住宅の公の場に
登場させたいという、そういった意思が伝わっ
てくる提案だったのではないかと思います。

浜口は日本住宅公団のダイニング・キッ
チンのアドバイザーを務めた際、主婦の調理行
動を詳細に調査し、それまで右か左脇にあった
シンクを中央に配置する事を提案しました。こ
れは、大正時代から続いていた当時の常識を覆し



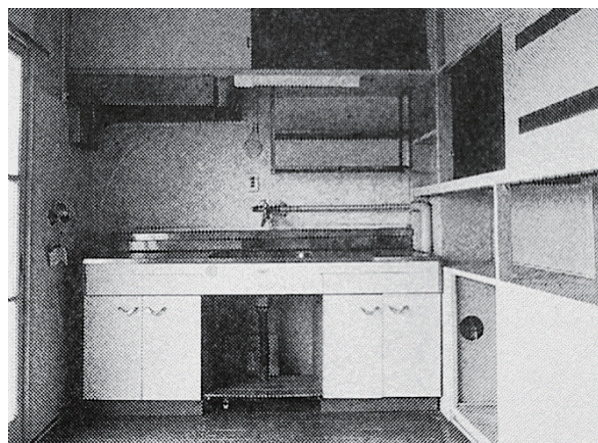
私のところは、(オープンキッチンを)戦前からやっていました。戦後の流行はアメリカから来たものと思うのですが、その前、第一次世界大戦のあと、ドイツで一時的にはやったことがあって、私がそれを取り入れたのは昭和16年ごろです。(浜口ミホ『婦人公論』、1961年。)

【図27】シュッテ=リホツキー(左)とシュスター(右)のキッチン。
 (左) マルガレーテ・シュッテ=リホツキーの台所(1923)はニッチに収まっている。
 (出典: Architektur. Margarete Schütte-Lihotzky, *Politik, Geschlecht*, 2018, p. 84.)
 (右) フランツ・シュスターの台所(1928)は居間とカーテンで仕切られる。
 (出典: *Eine Eingerichtete Kleinstwohnung*, 1928.)

たものでした。この簡単な変更によって、家事を行う際の距離が短くなり、調理時間の短縮に大きく貢献しました。もう一つは、これによって工業化を可能にしました。といいますのも、当時の平面図は階段を挟んで反転していました。シンクを真ん中に持って来ることで、右や左の区別もなく、一つのプロトタイプで大量生産ができるようになりました(図28)。

このように、彼女は女性の家事軽減を目的

に、機能性を優先し、公団住宅の最大の魅力であるステンレス製の流し台の導入に成功しました。この提案は日本建築界の工業化の先駆けとなり、今日のシステムキッチンの原点ともなっています。浜口がくらしの実態を建築としての形に結晶させるということにずっと携わってきたからこそ実現できた、と、日本住宅公団の初代設計部長、本庄和彦は振り返っています(本庄和彦、『浜口ミホ先生のこと』、10頁)。



【図28】
 (左) 男性も台所に立つ、現代的な家族像。
 (出典: <http://www.ur-net.go.jp/>)
 (右) 浜口ミホが公団住宅に提案した、シンクが真ん中に配置されたステンレス製流し台。
 (出典: 藤森照信『昭和住宅物語』、1990年。)

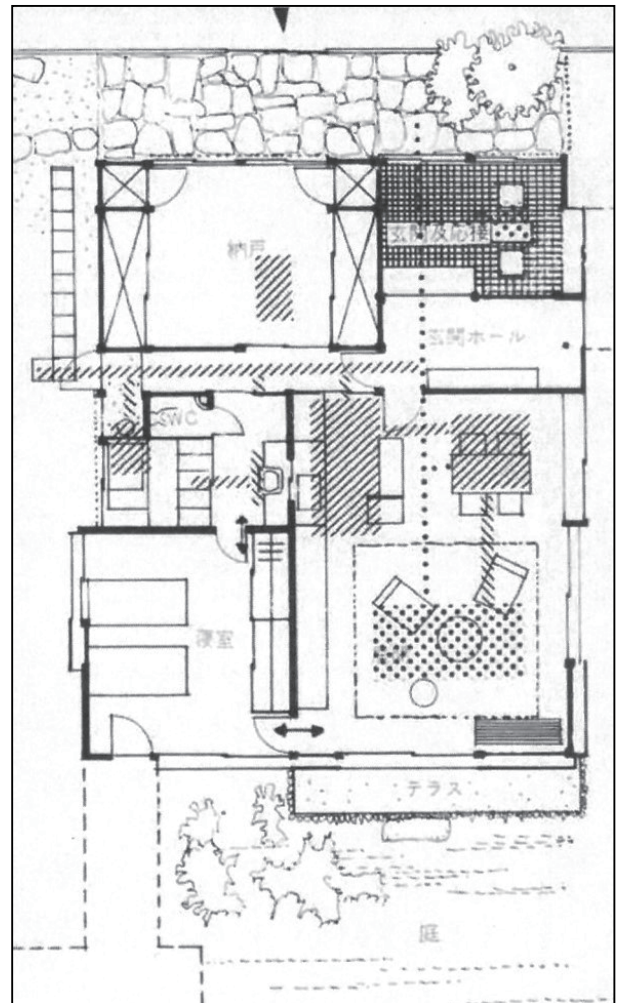
5. 住宅は生活の器

このような多大な建築文化への貢献にもかかわらず、彼女の住宅作品そのものは1967年3月の『近代建築』という雑誌に一度特集されただけです(図29)。誌面の冒頭で、浜口は自分の設計手法について紹介しています。それは、住人の家族像や生活時間を分析し、動線を整理することで間取りの原型をつくり、生活上の心理的な抵抗や緊張を解消する設計手法としています。

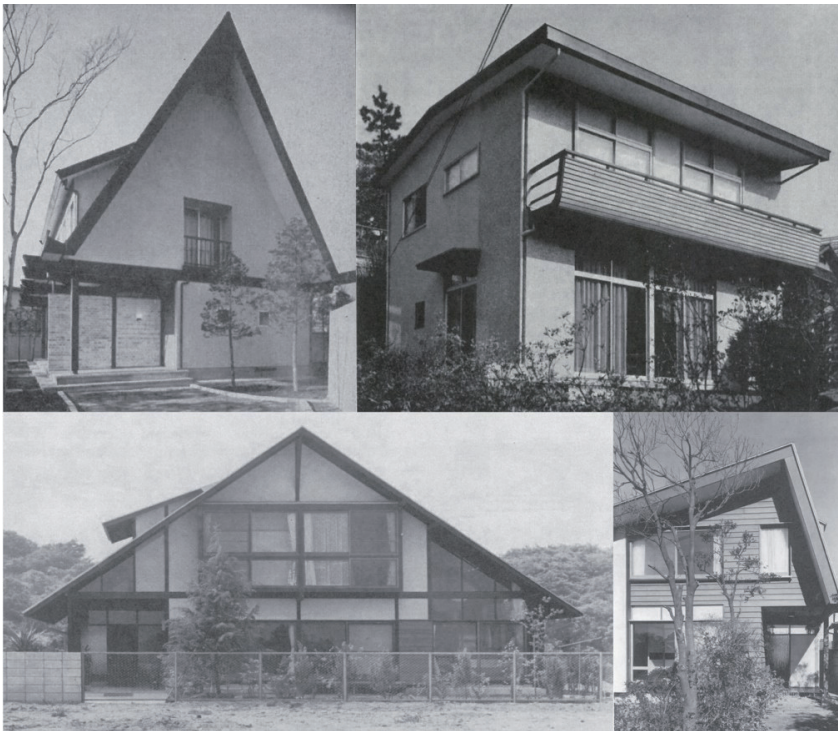
雑誌に公開された図面では、客間のような外交的な性格の「ハレの空間」と、浴室や寝室の様な内向的な性格の「ケの空間」を、明確に区別しています(図30)。



【図29】浜口ミホの13の作品を唯一特集した雑誌『近代建築』の表紙。
(出典：『近代建築』No.21, (1967年3月)。)



【図30】『近代建築』に公開された図面では、客間のような外交的な性格の「ハレの空間」と、浴室や寝室のような内向的な性格の「ケの空間」とを明確に区別している。
(出典：『近代建築』No.21, (1967年3月)。)



【図 31】 浜口ミホの多様な作品。
(出典：『近代建築』 No.21,
(1967年3月。))

生活行動に影響を与える心理的要因を考慮し、ハッチの異なる動線を描き、その関係を図式化して説明しています。外交的な行動と内向的な行動が混在しない様に導線を整理することで、ストレスの少ない快適な住まいが実現できるとしています。

一般の人々の暮らしというのは、あくまで、昨日から今日につづき、今日から明日につづくというように継続的に上昇するのが日本の社会です。ですから、突如として新しい生活様式や生活水準が、住宅という殻を与えるだけで生まれてくるものではないと思います。

(『近代建築』 No.21, 45頁)

このように、浜口の手法はとても常識的であり、現状肯定するものであると自分でも言っていますが、その裏には、長く住宅建築に関わってきた実践者としての信念があるのではないかと読み取れます。同時代の男性建築家が、個性的なデザインを前面に押し出した作品主義的な住宅を発表する中、浜口は、常に生活の

実態に対する細やかな視点をもって住宅を設計し続けます(図31)。建築家としての自分の名声を高めるためではなく、庶民の生活を豊かにする、という使命があったんですね。建て主の生活の営みに共感して設計することは、当時の建築界ではじつは斬新な試みでした。ここには、浜口が生涯に渡って言い続けた「住まいは生活の器」という哲学が深く反映されています。これは資本主義の手段として合理主義を用い、最小化、最適化、標準化の効率化を提唱する従来の近代産業のイデオロギーとは、少し異なると思います。浜口の機能的思考の根底にあったのは、人間への配慮ではなかったかと、私は解釈しております。

6. G 邸—マニフェストの具体化

G 邸(旧中村邸)は浜口ミホが建築家としての最盛期を迎える1965年に竣工し、祖父母、両親、娘二人の六人家族のために計画されました(次頁図32)。浜口は当初、世代が変わるごとに家に変化していくことを意識して設計し、多様なライフスタイルに対応できる建築を目指しました。例えば、二階のテラスは娘たちの成



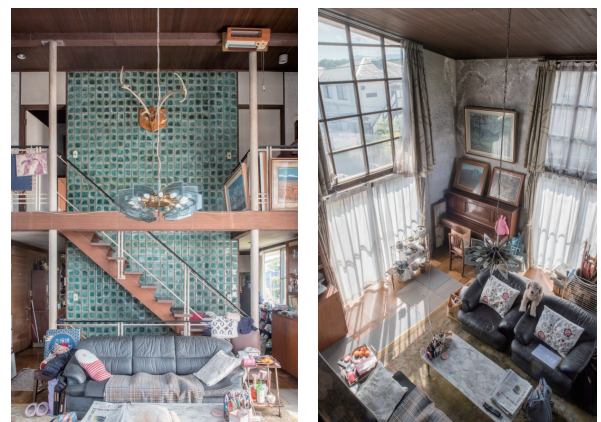
【図 32】 建設当初の G 邸。
一階のどの部屋からも庭へとアクセスでき、自由な動線、庭とのつながりを考慮していた事を伺わせる。
(出典：『近代建築』
No.21, (1967 年 3 月)。)

長に合わせて増築できるように計画されていました。浜口の旧友の弟である中村氏が設計を依頼した際には、津田山の丘の中腹の土地を購入し、既に基本設計は進んでいました。ただその敷地の東側半分は盛土、西側半分は切土、という地質に浜口本人の納得がいかず、自ら販売業者に談判し、より地盤が安定している現在の敷地への交換が即座に行われました。こういった浜口のこだわりは、G 邸のあらゆる面で受け継がれていると思います。

敷地の傾斜を生かした G 邸は、コンクリート構造のピロティの上に木造二階建ての住宅部分が乗るように計画されています。道路からセットバックしたガラス張りの玄関ホールは、格式張った伝統的な日本家屋の玄関とはかなり対照的な、明るい雰囲気でも来客を迎えます(図 33)。天井高の低い玄関から階段を上がると、木、タイル、漆喰などの質感のある素材が組み合わさった快適な吹抜けのリビング空間へと繋がります。廊下のない無駄を省いた空間構成です(図 34)。日本には「奥」という思想があり、玄関に入って奥へ行くほど格式が高くなるのが常識でしたが、G 邸はその逆で、奥まった玄関



【図 33】 発見当初の G 邸。格式張った伝統的な日本家屋の玄関とは対照的な明るい雰囲気でも来客を迎える玄関。
(写真：©Diego Martín Sánchez, 2021.)



【図 34】 発見当初の G 邸。天井高が抑えられたガラス張りの玄関を上ると二層吹き抜けの居間が広がる。足立源一郎をはじめ、たくさんの山の絵が飾られている。
(写真：©Diego Martín Sánchez, 2021.)



【図 35】 発見当初の G 邸。暗緑色のタイル、無垢のブナを使ったフローリング、階段の手すりの詳細。

(写真：©Diego Martín Sánchez, 2021.)

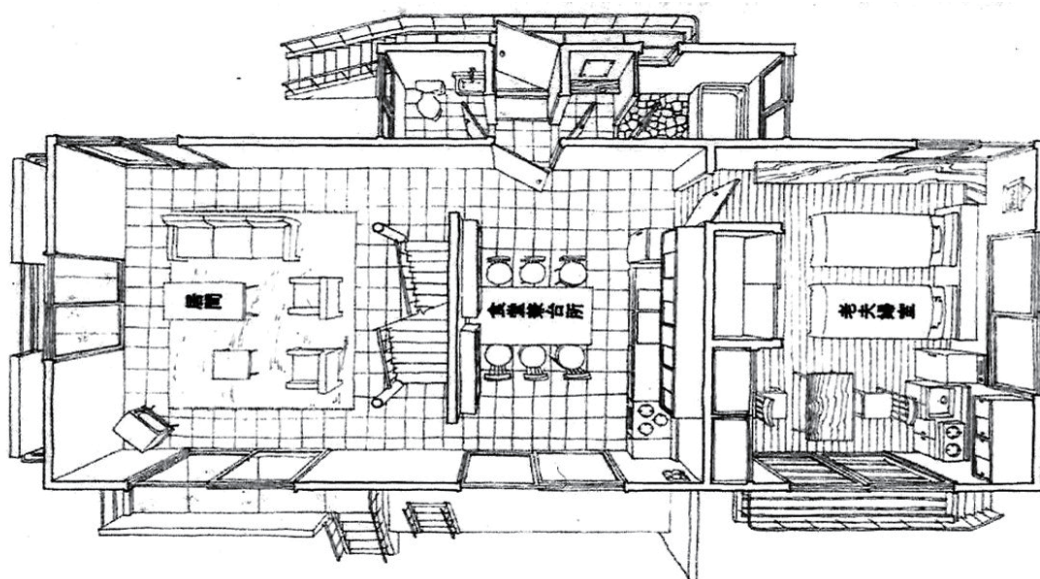
を入ったあと道路に面したリビングへと繋がる、とても大胆で近代的な配置になっています。窓は風圧によって自動的に開閉するクロスベンチレーションが可能で、室内環境にもかなり配慮していました。浜口は新しい建材に対しての関心が高く、当時は木製が主流だった外部建具にアルミサッシを使用したり、また建設ブームで手に入りやすくなったタイルなどを積極的に住宅に取り入れました(図35)。



【図 36】 発見当初の G 邸。二階が増築されている。

(写真：©Diego Martín Sánchez, 2021.)

周囲から一際目立つ外観のこの邸宅は、一見すると浜口の個性的なデザインと思われがちですが、むしろこれは住人の希望を実現することに専念した結果であると言えます。施主の長女の中村美穂氏によると、施主は登山愛好家で、浜口に山小屋風の住宅をつくってほしいと要望しました。切妻の屋根は、丘の上に立つアルピニズムを連想させます(図36)。これも、施主の要望を真摯に受け止めて、それを柔軟にモダニズム建築に還元して、それ



【図 37】 浜口ミホが 1960 年代の台所について執筆した記事で紹介された G 邸の一階平面図。ダイニング・キッチンが住居の中心に位置する。

(出典：『暮らしの知恵』台所 (1966 年 12 月)、p. 119.)



【図 38】発見当初の G 邸。住宅の心臓部として機能していたダイニング・キッチン。二つのシンク、多くの収納を施し、機能性を重視。

(出典：『住宅建築』（2022 年 2 月）。)

を見事に融合させたともいえます。バルコニーは南側に張り出しているんですが、庭との関係性もかなり考えて設計されています。

これがその当時の平面図(前頁図37)ですが、浜口は特定の動線を強制するのではなく、さまざまな動線が可能になるよう設計しています。この図面をみてわかるように、階段が四ヶ所くらいあるんですね。これは色々なところからこの住宅に入れるように考慮していたんです。というのも、登山家だった施主には来客が多かったんです。そういった来客が多いときに、子どもがメインの階段を通ることなく、勝手口や庭から部屋に入ることができます。また祖父母のところに小さなキッチンがついているんですね。家族の密接な絆は保ちながらも、それぞれが自立した生活ができるという、そういったモダンな発想がこの平面図にも表れています。

戦後の日本の生活様式や変化した住宅のことを一般的に「モダン・リビング」といいますが、このモダン・リビングは、G 邸のさまざまな部分に見られます。家族団欒の場としてのリビング、椅子式の生活様式、家族の個室の確立、そして、最大の違いは家事空間の格上げを象徴するごとく、住宅の中央にダイニング・キッチンが配置されています。リビングと空間的には繋がっているものの、視覚的にはリビングからキッ

チンが直接見えない工夫がされています。黄土色のレンガタイルで覆われた壁を背にしたダイニング・キッチンは、南側の窓から差し込む光も手伝って、暖かく落ち着いた雰囲気を出しています。キッチンは、二つのステンレス製シンクと大きな調理台からなり、洗い、調理し、食卓に出すまでの一連の作業が効率よく行え、他の水回り空間や勝手口とスムーズにつながっています。キッチン周りの機能的な計画は、浜口が得意とするところでした(図38)。

G 邸は、建て主のニーズと住まい手のライフスタイルを考慮した、前衛的でありながら住まい手に優しい住宅建築だと思います。住宅という「器」よりも住まい手としての人の暮らしを大切にするという、浜口らしい作品だと思います。住まいの原型とは何なのか、建築なのか、住む人なのかという、本質的な問いを提起する G 邸というのは、やはり歴史的にも大きな価値があると認識しています。

7. 忘却から継承へ

2020年10月、浜口ミホの現存する住宅はないかいろいろ探していたのですが、なかなか見つかりませんでした。『近代建築』に載っている工務店の名前を全部挙げて、もしかしたら残っているかも知れないと調べたら、世田谷に一ヶ所残っておりました。そこに連絡をとつ

HIPS プログラム特別講演『浜口ミホの住宅革命』

たら、じつは最近、浜口ミホの住宅を改装したという、そういった経緯でこのG邸が発見されました。この2020年当時は私はスイスにおりまして、コロナで帰国がままなりませんでした。コロナが落ち着いたら帰国してG家を訪ねようと思っていた矢先の2021年3月、当時の住人、長女の中村美穂氏から、家庭の事情でG家を売却することになったと連絡を頂きました。日本で売却と言えば取り壊しを意味すると危機感を覚えた私は、東京工業大学でジェンダー研究をしておられるノエミ・ゴメス・ロボ博士に連絡をとり、今後の研究資料に使えるような写真をせめて撮影しておいてほしいとお願いしました。初めてG邸を訪れたノエミさん達はその住宅の素晴らしさに感銘し、東京工業大学の塚本義晴先生と山崎鯛介先生に紹介したところ、これは歴史的な発見だ、ということになりました。誰も、浜口ミホの住宅が残っているということを知らなかったのです。それで、山崎先生が翌日には住宅遺産トラストという一般社団法人へ連絡をする計らいとなりました。住宅遺産トラストと、築古建物やその保存にも造詣の深いNENGOという会社の幅広いネットワークのおかげで、即座に新しい住人への継承が一週間くらいで決まりました。中村様も売却より手間のかかる継承にご理解があり、契約が滞りなく交わされました。これも、関わった全ての人がこの住宅の価値を理解し、評価した賜物だと理解しております。

2022年10月に、東京工業大学、塚本研究室、アトリエ・ワンとNENGOにより既存の特徴を最大限に活かした改修で、生まれ変わった住居の名称は「津田山の家」となりました(図39)。私は以前、この住宅は中村家族のためにカスタム設計されたと解釈していたんですが、この住宅は、実はもっと普遍的で、柔軟性を持っていました。地域との関わりはそのままに、新しい家族の暮らしを受け入れ、その魅力



【図39】2022年に改装が終了した津田山の家。フローリング、壁、天井材は新しくなったものの、空間構成は当時のまま。

(写真：©NENGO)



【図40】地域とのつながりはそのままに、新しい家族を受け入れた津田山の家。

(写真：©NENGO)



【図41】当初珍しかったアルミサッシの建具も当時のまま。

(写真：©NENGO)



【図 42】津田山の家（旧「G 邸」）を取り上げた各種の雑誌。
（出典：講演者個人蔵）



【図 43】浜口ミホが晩年を過ごした
スペインの住宅にて。
（出典：講演者個人蔵）

に溢れています（前頁図 40、図 41）。浜口ミホが 1967 年に『近代建築』に残した言葉で、「誰の設計などということが消えてなほ、生きつづけるような息の長い原型が作り出せたらということがわたしどものねらいでもあるのです」と住宅建築に対する信念を寄せています（『近代建築』No.21, 46 頁）。彼女の思いは 2023 年現在「津田山の家」となり、いっそうその魅力を大きくして実現しました。

「津田山の家」は現在、ネット、住宅雑誌、女性誌、国際的な建築雑誌で取り上げられるようになりました（図 42）。浜口ミホの住宅が発見され、受け継がれるという事実はとても魅力的な記事にもなっています。私にとっても本当に嬉しいことです。今まで、浜口ミホについては、日本初の女性建築家であること、『日本住宅の封建性』という本を出版したこと、システム・キッチンの開発に貢献したこと、という三つの点にしか触れてこられませんでした。これらすべてが事実であることに変わりはありませんが、私はそれだけにとどまらないと思います。

私の解釈では、浜口の独自性は、生産と再生の条件がジェンダー、人種、階級の差によって

歪められることのない平等な社会の創造のためには、女性の文化的・経済的解放が重要だということ、こういったことを戦後のその当時に考えていた点だと思うのです。こうした、現代のフェミニズムの声明をマニフェストに発表し、それを住宅建築に取り入れたんです。最終的に、この理論に基づいた住宅建築は、柔軟性と包容力に富み、現代の日本人の生活にも適応する住宅だった、その事実がやはり素晴らしいのではないかと思います。

半世紀以上経った今、津田山の家は時の試練を乗り越え、新しい家族を迎えました。まさに世代によって新陳代謝し、作家性が消滅し、建築が暮らし方の変化に耐えられるような、長持ちする原型を作りたい、という浜口の願いに、私も同じ女性建築家として、敬意を示したいと思います。個人住宅という小単位からの反逆、まさに、ボトム・アップの変化を彼女は可能にしたと理解しています。

ありがとうございました。

中井：七つのパートにわたる非常に濃密な講義をありがとうございました。この後、本学の

小田原琳教授から、コメントをいただきたいと思います。その後、質疑応答の時間を設けます。

さて、小田原琳教授は本学の大学院総合国際学研究科の教授で、イタリア近現代史を専門とされています。とくにイタリアにおける独立運動、ジェンダーの歴史、女性に対する暴力や抑圧をめぐる歴史についてこれまで研究してこられました。近年の業績としては、女性の賃労働の歴史を扱ったシルヴィア・フェデリーチ『キャリバンと魔女』の翻訳を上梓された他、グローバルヒストリーの決定版であるセバスティアン・コンラートという歴史家の『グローバルヒストリー、批判的歴史叙述のために』という著作の翻訳書などを出版されています。今日は、ジェンダーという切り口から、そしてまた近代の歴史という観点から、講演へのコメントをいただきたいと思います。では、よろしく願いいたします。

* * *

コメント

「ジェンダー史学から見る浜口ミホの仕事」

小田原琳：ご紹介ありがとうございます。東京外大の小田原です。イタリアの近現代史とジェンダー史を研究しています。浜口ミホという人はとても魅力的ですが、その浜口に魅了されている上田先生の伝えたいという気持ちがこもった報告もたいへん魅力的で、分野違いではありますが、ジェンダー史という観点から少しコメントをさせていただきたいと思います。

ご報告の中で紹介のあった浜口ミホの主著『日本住宅の封建性』は、1949年に出版されました。その中で浜口は、日本の歴史の中で台所や台所の機能（食物の調理をすること）が一段低いとずっとみなされてきて、それが近代化を経ても住まいの中に続いていることを、繰り返し批判しています。

それについて浜口が書いていることで、とても印象的な言葉がありました。上田さんも引用されていましたが、「召使の場所であった台所」で、近代化以降は主婦が仕事をすることになった。召使が行なってきた労働を行う場所で主婦がそれを行っているということ、「不自然」だと浜口は言っています。近代化して身分制がなくなって、家庭を構成するメンバーが、複数の階層によって成っているわけではなくなったにもかかわらず、住まいの形式自体は変わらなくて、かつては召使のような人々が行なってきた労働を主婦が行っているということに対する批判なのですが、それを「不自然」と言っていることに、私は大変感銘を受けました。

というのは、近代史、近代のジェンダー史を通して見ると、近代のジェンダー規範においては、女性が家事労働を担うのは「自然」なことだと言われてきたからです。家事労働は、女性が持っている生殖機能と関連付けられて「自然だ」と言われてきました。

浜口はそれを、「不自然だ」と明確に表現しています。近代のジェンダー役割の成立に関しては、ここではあまり深く立ち入ることはできませんが、男性が外で労働する、場合によっては兵士になる、女性は家庭で家事をする、子どもを産んで母親になるというジェンダー分業は、近代史研究の中では、産業革命以降、工業化、資本主義化とともに成立してきたということが明らかになっています。初期の産業社会においてはこうしたジェンダー分業が一定の機能を持ってきたと言えますが、しかしそれは、機能とではなく、男性性あるいは女性性といったかたちで本質的な規範として構築されていきました。単なる役割分担ではなくて、男性と女性の間のヒエラルキーとともに作られ、男性が活動する公的領域と女性が活動する私的領域とを分離させて、生理学や医学などの科学がそうし

た分離を「自然」な役割分担だと主張することで強化されていきました。農村社会など、近代以前の歴史を振り返って見たときには、こうした役割分担は当然のことというわけではありませんので、近代のジェンダー役割とは近代に固有のものである、しかし「自然だ」と言われることによって、あたかも普遍的なものであるかのように語られてきたことが、近代のジェンダー史からわかります。

ですので、浜口がこれを不自然だと言ったのは、そうした近代的なジェンダーイデオロギーというものをどこかで意識して批判していたのかなと思いました。

それは、浜口が活躍した時代からも見る事ができると思います。上に述べたようなジェンダー役割は、長い歴史からみれば非常に短いものではありませんが、しかし近代化の200年という時間の中で、徐々に変化していきました。その変化の大きなものの一つは、20世紀後半に起きたといえると思います。例えば、人類は20世紀に二つの大戦を経験します。二度目の大戦以降の経済復興の中で、産業資本主義は頂点に達します。20世紀前半の戦争協力や大戦後の経済成長を契機として、参政権の成立や女性の社会進出が進んでいきます。とくに第二次世界大戦後、20世紀の後半に、民主化やその中で女性解放運動が進みます。そうした全体的な変化の中で、近代的なジェンダー規範と女性の現実が衝突していく場面が生じます。1950年代以降、家事や主婦といった問題が、女性運動の中で、女性をめぐる議論の中で、焦点になっていくのです。

例えば、私が専門にしているイタリア史の中では、1970年代のはじめに「家事労働に賃金を！」というモットーを掲げた運動が行なわれます。言葉通りとれば、「家事労働をする主婦たちに賃金を与えよ」ということですがけれども、実際のところは、本当に賃金を払えということでは

はなく、正当な労働として認められている賃金労働に対して、家庭の中で無償で行われる生活や生命を維持するための労働、すなわち再生産労働が、実は資本主義の中で中核的な役割を担っているのだということを承認せよという主張を、「賃金」要求という表現で展開した運動でした。

これより若干はやく、日本では1950年代の半ばから70年代の初頭にかけて、やはり同じように家事労働や主婦に関する議論が、『婦人公論』という雑誌上で展開されます。これは「主婦論争」と呼ばれて、第一次、第二次、第三次、と複数回にわたって展開されます。第二次世界大戦後の経済復興の中で女性の社会進出が進む、また女性の高等教育への進学も進むという状況において、主婦になるということをもどくのようにとらえるのかが、女性たちの関心の的になるのです。経済的自立という意味では、専業主婦ではなく職業を持った女性になることが重要であって、主婦になるとは、主婦に「甘んじる」ことなのではないかという批判が、女性の中から出てきます。大変興味深いことに、主婦論争の中では、男性と同じように働いて経済的に自立するべきだという、いわゆるリベラルフェミニズム的な主張は、あまり大きな力を持ちません。むしろ、主婦の役割、主婦が何をしているのか、家族にとって、また社会にとって主婦が行なっていることについて、その意義を評価する議論のほうが、全体的には大きかったところに、この主婦論争の面白さがあります。

たとえば、結婚によってもっと大切な仕事をするのが女の人にとって重要だ、あるいは賃金労働を行うと時間がなくなってしまうので出来なくなってしまうような、社会を住みよくするような活動、ボランティア活動や市民運動、そういったものを主婦が担っていくということに対する肯定的な評価も見られます。総体として言えば、生産労働に価値があるという考え方は産

業社会の論理であって、主婦となった女性たちが子供・老人・身障者といった人々、社会的弱者をサポートする役割を果たすことで、より良い社会が作られていくのだというような論調になっていくのですね。当時女性が主婦になることは選択というよりは、規範や制度によるところが大きく、主婦論争にはジェンダー史的観点から限界はありますが、しかし、生産性の論理ではないものを重視したところに、主婦論争全体の興味深さがあると思います。

日本では50年代から、イタリアでは70年代くらいに、家事や家事労働、家事労働を行う主婦というひとに注目が集まったことの意味を、今日振り返ってみると、そこにその女性たちの生きた現実の葛藤があると思います。70年代になると女性の就業率が上がり、社会的な立場は変わっていく、でも同時に家庭におけるジェンダー役割も引き受けなければならないという葛藤があって、こうした家事や主婦への注目が生まれたのだらうと考えられます。そこには、同時代的な葛藤や現界だけでなく、2000年以降に登場する「ケアの倫理」や社会的再生産論などの議論につながるような、重要な論点が出されています。浜口ミホが活躍した時代はまさにこの時代であって、そこに、浜口の歴史的な意義と今日的な意義があると、私には思えました。

歴史的な意義としては、たとえば東大は聴講しかできないとか、浜口自身もおそらく葛藤を感じていたと思われ、しかしその時代的な制約の中でできることに挑戦してゆく、浜口のエージェンシーがあったらうと考えます。

また、今日的な意義という点では、キッチンを考え抜くということは、物理的に近代以降分離されてきた私的領域と公的領域の、分離を再構成する、私的領域を目に見える場所に引きずり出すという意味もあったと思います。今日のような新自由主義的な格差の拡大や、あるいは

パンデミックの経験以降、生活や生命に私たちはよりいっそう意識的になっていかざるをえない、なるべきだと思います。そのような今日の状況の中で、キッチンという場所から生活を変えていく、生活を暮らしの中心に置くという浜口の主張は、非常に大きな意味のあることではないかと思います。そういう意味で、とても感銘を受けたご報告でした。

そこで、私から二つほど上田先生にお尋ねしたいことがあります。一つは、歴史的な意義ということに関して、浜口は住宅公団の中でも台所の部分を任されますよね。それは、彼女がキッチンを非常に重視していたということも一方であると思いますが、他方で女性の建築家に社会が求める役割もあったのではないかと思います。ご報告の中でもおっしゃっていたように、当時の建築が作家主義、いかにインパクトのある作品を作り出すのかを重視していた中で、浜口自身はそうではない方向に、自分で選んでいったということもあると思いますし、そんな風にせざるをえなかったという部分もあるのかなと思うので、そこに浜口はなんらかの葛藤などを感じていたかどうかをお尋ねしたいです。

もう一つは、今日の住宅建築を考えたときに、家族や家事はどういうふうにとらえられているのか、その中で浜口の作品を保全することの意味を、どのように上田先生が考えていらっしゃるのか、お伺いできればと思います。私からは以上です。

上田：ありがとうございます。とても興味深い浜口と関わっていく内容で、同じようなボキャブラリーが使われていて感化されました。

先ほどの質問ですが、浜口ミホが台所専門家というようなことで取り上げられたということは、おっしゃる通りでして、日本住宅公団の住宅プランそのものは、東京大学の計画学の先生た

ちが提案された、と住宅史の中では伝えられてきていますし、事実そうだったと思います。浜口ミホは一般の家庭はどれぐらいお皿を持っていた、といった収納の細かいこともよく知っていた。男性の建築家はそういったことにあまり重きを置いていなかったというか、建築的に大切なことではない、というところがどこかあったとは思いますが。それを浜口は、人間工学に基づいて収納棚を作ったり、一般家庭が持っているものを研究して、そこから一番機能的な収納を作ったりとか、そういうことにタッチしていて、最終的にできたものもやはり多くの人に受け入れられたというところはあると思います。

あと、浜口が活躍した当時ですが、建築家というのは政治家のような役割をしていました。丹下健三など、東京大学を卒業したその当時の建築家の使命というのは、社会的に大きなものを動かすという事があったと思うんです。その中でやはり住宅建築というものにそこまで重きを置いていなくて、やはり大先生方たちは公共建築を多くやっていたということがあると思います。戦後間もないところで、多くの住宅はもちろん研究されました。そこでは、男性建築家も多く研究していたんですけど、それをその後、高度経済成長期までやっていたかというところ、そうではないところもあって、そこらへんを浜口はやはり住宅に最後まで徹してやっていたというのは少し違うかと思えます。北川圭子先生という方が浜口ミホを一番はじめに研究された方で、彼女はその当時、浜口隆一、浜口ミホの夫ですね、浜口ミホは早く亡くなったんですけど、浜口隆一と話す機会があって、その時に浜口ミホもやはり建築賞とかをとりたかったということは言っていたんですけども、それはなかなか実現しなかったと。浜口ミホが活躍していた当時、林雅子とか、女性建築家でも多くの賞をとっていた建築家はじつはいたんですね。それに対して、浜口は徹底して庶民的な住宅をど

んどん作っていたというのが、彼女の選択だったのか、そうせざるを得なかったのかは、私もまだわかりかねます。

二つ目のご質問ですね、残された浜口の住宅を今に残す意味ですが、二つあると思います。まず、住宅という小さなもので、とくに個人住宅ですね、浜口ミホは庶民的な住宅を作ったとはいえ、やはりこうやってモダニズムの建築の歴史をみると、とても重要な存在で、歴史的価値がある建物だと思うんです。そういったものを残すという背景が、日本にはあまり根付いていないという。公共的なものはだんだん残すようになってきましたけれど、そういった意味で、こういう戦後間もない住宅、半世紀を経た住宅が残ったというその事実はやはりとても嬉しいことで、そういった意味で価値がすごくあることだと思うんです。先ほども申したように、私たちのライフスタイルは大きく変わりましたし、ここに住んでいる家族も共働きの家族で、とてもモダンなスタイルです。でも設計が細かいことまで考えて建てらえると、建築というものはある程度の柔軟性を持っていて、そういう意味では新しい家族のスタイル、そして子どももですね二人ではなく三人の家族なんですけれども、そういったものを受け入れるという、そういう息の長い建築はやはり残す価値があって、浜口ミホだけではなくそういった歴史的価値のある住宅建築はもっと残ってくれるといいなとは思っております。

* * *

質疑応答と議論

中井：ありがとうございました。もし、会場およびオンラインでご視聴の方から質問などありましたら承りたいと思います。

質問者①：浜口の最後のプロジェクトは、スペ

インでのカサ・マルソルですが、もともと自邸として設計されたこの建築に、晩年の浜口はどのような意味を込めていたとお考えでしょうか。

上田：すみません、今回は45分ということで、この浜口の最後の住宅については省かせていただきました。そうなんです、浜口は1974年に自分のホリデーハウスというか、マラガのちょっと南に住宅を設計しました。一番初めは、スペイン風の住宅で、じつはタイポロジーとしてはG邸と似ているところがあって、吹き抜けのリビングがあって、台所とダイニングとリビングがとても一体化されている住宅なんですけど、それはでもどちらかという洋風な、スペインのそちらの地方でよく見るような住宅だったんですね。

それを彼女は増築していきます。二棟新しい建物を建てたんですね。その変容がかなり面白いんです。一棟目はかなり保守的で、二棟目になるとそこでは日本の年配の方たちが、老後、日本の文化を伝えるような、福祉施設のようなものを計画するんです。ちょっとボランティアみたいなかたちでもあります。そういった意味で計画したその二棟目は、一階が純和風で上が西洋風なんです。ですから、洋風と和風の共存です。浜口ミホは、私の講演の一番はじめでも言ったように、和室に対してかなり批判的だったんですけど、歳と共にやはりそういった和室に対する理解も深まってきたんですね。若い時に近代化の中ですごく反対していたものに対して、彼女は柔軟になる。

三棟目がまた面白くて、今度はまさに和と洋が融合したような住宅を建ててます。というのも、洋風な外観で、中に入ると洋風なリビングがあるんですけど、暖炉があって、そのわきに和室がオープンにつながっている住宅なんですね。そういうところを見るとですね、このスペインの住宅を通して、浜口独自の日本住宅

に対する考え方、あと洋と和を統合する柔軟性もみられると思います。

中井：ご質問がある方は、オンラインで挙手機能をご利用になるか、チャット欄に宛先を全員にしてお送りください。会場からも質問はありませんでしょうか。

質問者②：なぜG邸と呼ばれているのですか？

上田：なぜG邸と呼ばれているかというご質問ですが、『近代建築』に彼女の作品が16個取り上げられたんですけども、それも彼女らしい、機能的といえば機能的なんですけど、それを彼女は一番はじめの住宅からA、B、C、D、E……と呼んでいて、たまたまGが残っていた、それでG邸という名前になりました。ですが、新しい住宅は場所性も考えて「津田山の家」という名前になりました。

中井：質問がなければ、モデレーター^{こう}のわたくしからも質問があります。まず「住宅の公の場に、キッチンを引き出す」というような表現を上田先生が使われておりまして、「住宅の公の場」というのはどういうものかが気になりました。リビングなのか、それとも人間らしい生活をしている空間なのか、どういうものが住宅における「公の場」になるのかというのがまずひとつ。

それからやはり、浜口作品について伺っていて、特別に面白いなと思ったのは、作品主義との関係です。結論での言葉にも象徴されていたのですが、「誰の設計でもなく、そういうものを越えて残る」ということ、これが当時の他の、主として男性建築家の作品との差であったように思います。他の男性建築家の公的建築も、やはり残ることは最終的な目標ではあったと思いますし、残って歴史に刻まれるために建てられているはずですが、こういった態度に関して、

当時のメインストリームの公共建築の場でということが議論されていたのかということについて、何かご存じのことがあればお伺いしたいです。

上田：二番目の質問は公共建築においてですが、それとも住宅建築においてですか？

中井：公共建築においてです。

上田：そうですね、住宅における「公の場」というのは面白い質問だと思います。私の解釈では、住宅は、家族や血縁にかかわらず、社会的につくられた集団と一緒に住む場所として成り立っていると思うんですけども、その中にもやはり公共的なものと私的なものがあるはずなんです。で、私の考え方だと、個室、私の部屋というのが私的領域でありまして、そこから出るということ、その場所が公的な場所だと思います。戦前の住宅では、台所というものはやはり公でもなく個でもない、住宅の中に入っていなかった。その考え方を浜口がそれを住宅の中にもってきて、それをみんなでシェアする場所にしました。それを婦人の部屋に持ってくることもできたかもしれないんですが、つまり婦人の部屋として名乗ることもできたかも知れませんが、そうではなくて、みんなで共有する場所に持ってきたということで、そういう表現をしました。

作品主義について、公共建築と住宅建築を比較するのはとても難しいですね。というのも、公共建築というのは複数の利用者がいるのです。住宅、浜口は個人住宅を設計していましたが、これもまた公団の住宅を設計するのと個人住宅を設計するのはまた全然違うと思います。個人の住宅建築の中で比較させていただくと、やはりその作品性のあるものというのはどこか住みやすさよりも空間的にいかにインパ

クトを与えるか、イリテーションを受けるのですとか、感銘を受けるということは必ずしも住み心地がいいというわけではない。そういったことの違いはあったと思います。男性建築家だけではなく、作品性を求める建築となると、そこで住みやすさを追求するとどこかで無難なものになってしまう。浜口は、そういった無難なものの中でも少しでも少しか前衛的なものを見つけようとしている。人間の住まい方が、作品主義的な住宅を与えることで変わるわけではなく、少しずつ変化する、といった理解ですね。

中井：ありがとうございます。今の回答をきいて、浜口がかなり長期的な視野をもって住宅建築を考えていたことがよく理解できました。

オンラインでご視聴の方も、マイクrophonをつけて、ビデオをつけて、お話いただくこともできますので、質問したい方はおっしゃってください。

質問者③：今日はとても面白かったです。浜口ミホさんのお生まれがかなり裕福な家で、しかも中国の大連で洋風な家で育ったということで、日本の家で暮らしていた庶民の女性に対する共感性というものを養うことができたのは、どういことがあったからでしょうか。

上田：ありがとうございます。そうなんです。浜口は本当に裕福な家で育ち、まったく日本に対する憧れだけで、本人はそういった住宅にきちんと住んでいないんですね。でも、そういったバックグラウンドがあったから、建築という教育を受ける事が可能であったし、日本の伝統を知らなかったからこそ、ちょっとラディカルな提案ができたという面はあったと思います。

ただ戦中に、彼女は北海道にいくんですね。その当時もうすでに結婚していたんですけども、東京の空襲を怖がって逃げるように、浜口

隆一と一緒に、北海道の開拓者の農家の家などを見るんです。そこではじめて日本人の生活と向き合ってますね。こういう風に日本人は生活しているのか、そういうことから、疑問ももちろんありますし、提案も出てきて、それがバックグラウンドにはなっていて、ちょうどその『日本住宅の封建性』を書いた。あれはいくつかの論文をまとめた本なんです。それを書いていたのが、まさにその当時、仕事もなくてですね、色々な人の生活をサーベイしていた、そういう時から築き上げられたんです。それを講演の中にも入れるべきでした。ありがとうございました。

中井：ありがとうございました。会場からの質問でした。あと数分、時間が残っていますので、まだ質問を受け付けたいと思います。また、視聴者から Zoom でコメントをいただいているので紹介します。

「非常に面白いお話をありがとうございました。今日のお話の中で取り上げられた、若き浜口ミホが日本人の目や意識をひらかせようとしていたという話、それは[この視聴者自身の：編集注]母から聞かされていた話でもありました。これは、[そうした考えが]つまらないとか当たり前だというわけではなく、1940年代生まれの母から聞いたことと今日の講演の内容が非常に共鳴している点に感銘を受けたという、そのことを伝えたかったのです」

というコメントでした。

あと、上田先生と小田原先生の双方にひとつ、わたくしからまた質問があります。まず上田さんには建築家という立場から見て、この浜口の時代から、現在の建築も大きく変わってきたと思います。キッチンというものの役割も

住宅の意義も、先ほど小田原先生のコメントにあったように、パンデミックの時代を経て大きく変わっていている時代だと思います。これから上田先生ご自身が建築家としても活動される中で、住宅において今こういうことが一番変わっている、問題となっている点というのはこういうことだと、また、それを浜口の意識から引き継いで、ヨーロッパでも日本でも良いのですが、現在の住宅において問題となっていることがあるとすれば何か。それを教えていただければと思っています。

上田：大きな質問ですね。私は実務をスイスでやっていて、日本の状況はあまり知らないんですけれども、スイスの場合でいいますと、他人と一緒に住むとか、シェアする空間を増やすといった思想がすごく増えてきていますね。今までは個人住宅は四つの壁で仕切られ、あまりシェアしてこなかった。そうではなく、自分の個の部屋を少し小さめにして、その分共有部分を増やそうという思想。また、住宅のバウンダリーが、家族という単位をすっかり超えています。家族も色々な在り方が今あると思うんですね。家族という言葉そのものがちょっと曖昧になっているところもある。ですから住宅を設計するうえにおいて、その住む人のバラエティがすごく増えてきています。そういった意味でも建築を考えるうえで、ある程度融通のきく建物、コアはしっかりしているけれども、フレキシブル。住まい方を考えて、長い目で見て変化に対応できるような住宅、そういったものを考える必要も大きいと思っています。

また、環境問題は大きなテーマです。限られた資源で長く使えるものを作る、資源を無駄にしない。ヨーロッパではお金はかかるものの、改装や改築が多いですね。そういった思想もやはり、浜口の今回の継承ということからもすごく学べるなと思います。

中井：ありがとうございました。小田原先生からも上記の点について何かありますでしょうか。

小田原：上田先生の、家族の意味も変わって、それによって住宅も変わっていくという指摘は、いま重要な課題だと思います。ジェンダー史を研究していると、つねに保守的な従来型の慣習や規範と、変化していく人々の生き方の間で緊張関係があることがわかります。従来型の慣習や規範とは、思想や制度だけでなく、それこそ家の形がどのようなになっているかなど、物理的な条件によっても変化が引き留められてしまうというところがあります。だとすれば、人々が暮らす空間、家という空間が変わることで、私たちがもっと新しい豊かさを、経済的な意味ではなくて、生の豊かさを見出していける可能性を、建築が持っているのではないかなと感じて、今日のお話はとても刺激的でした。歴史研究をしていると、書かれたもの、人々の言葉にどうしても引きずられてしまうのですが、もっと空間という広がりを目を向ける必要があるなど考えさせられました。どうもありがとうございました。

中井：まとめというわけではありませんが、実は、上田先生の本日の講演パワーポイントのファイルが、最初は時代的にも白黒の写真のみであったのが、モノクロのからどんどんカラーのものへと変わっていく、その構成もすごく美しく、「住宅」が明るく開けていく過程をなぞっているように見えました。建築空間の新しい、面白いところをより体感することができたかなと思います。

それを見ていて、やはり物質的な側面というものがいかにわたしたちの内面や思想に影響を与えているのかということ、それが、最後の小田原先生のコメントとも関連しつつ、自分自身もすごく学びになった点です。それでは時間になりましたので、本日の講演は以上とさせて

いただきたいと思います。上田先生、小田原先生、聴衆の皆さま、本当に本日はありがとうございました。

【参考文献】

市裏健他『明日の日本の住宅』相模書房、1950年。

上田佳奈「人間のための建築、その哲学を貫いて」、『建築ジャーナル』（特集：女性建築家の歴史）、建築ジャーナル発行、2023年2月号（No. 1339）：14-15頁。

上田佳奈 “Das Haus, ein Gefaess zum Leben – Theorie und Praxis Miho Hamaguchi’s, der ersten Architektin Japans” [The house, a vessel for life – Theory and practice of Miho Hamaguchi, Japan’s first women architect], Master thesis., ETH Zurich gta.

上田佳奈、ノエミ・ゴメス・ロボ「住まいは生活の器：日本の女性建築家による、生活に寄り添う住宅」、『住宅建築』（特別記事：浜口ミホが目指した住まい）、建築資料研究社、2022年2月号（No.491）：102-111頁。

北川圭子『ダイニング・キッチンはどうして誕生した』技報堂出版、2002年。

中田準一『前川さん、全て自邸でやってたんですね』彰国社、2015年。

西山卯三『これからの住まい 住様式の話』相模書房、1947年。

日本住宅公団「住宅公団の誕生」、『日本住宅公団10年史』日本住宅公団、1965年。

浜口ミホ他「新しき都市」東京都市計画への一試案」、『新建築』第17巻、第4号、「覚書9 外部住宅群の1案」、1941年。

浜口ミホ「これからの住まいはこう建てたい」、『あなたの住まい』、大蔵財務協会、1948年。

浜口ミホ『日本住宅の封建性』相模書房、1949年。

浜口ミホ編著『すみよい住まいと暮らしの全集』雄鶏社、1951年。

浜口ミホ他、建築写真研究会編『すみよい住まい2』雄鶏社、1951年。

浜口ミホ他、建築写真研究会編『すみよい住まい3』雄鶏社、1953年。

浜口ミホ「たのしく経済的に建てた新婚夫婦の14坪住宅」、『主婦の友』第37巻、1953年。

浜口ミホ「間取と家族」、『みんなの住まい』河出新書、1956年。

浜口ミホ「台所の改善例」、『主婦の友』台所150集、1957年。

浜口ミホ「家事室を兼ねた台所」、『主婦の友』住宅全集、1958年。

浜口ミホ他「台所は二人の合作——わがままもまた楽しい」大分合同新聞、1959年9月26日。

浜口ミホ他「特集オープンキッチンの設計」、『婦人公論』2(1)、1961年。

浜口ミホ「浜口ミホの作品——浜口ハウジング設計事務所の住宅」、『近代建築』No. 21、1967年。

浜口ミホ「台所」、『暮らしの知恵』6(12)、1966年。

浜口ミホ「小さな回遊魚」、『建築雑誌』Vol. 102, No. 1256、1987年。

浜口ミホ「すまいは人生そのものだ」、『105人のすまいの記録』東京建築士会、1987年。

浜口ミホ「暮らし方の伝統とは——外国生活で考えた畳」、日本建築学会編『作法と建築空間』彰国社、1990年。

浜口隆一『再刊 ヒューマンイズムの建築』建築ジャーナル、1995年。

藤森照信『昭和住宅物語』新建築者、1990年。

- 前川國男「100万人の住宅プレモス」、『明日の住宅』主婦の友社、1948年。
- 松川淳子「日本における戦前戦後の草創期の女性建築家・技術者」、『住総研 研究年報』No. 30, 2003年。
- 松川淳子他「未来へー女性建築家のパイオニアたちの肖像」、巡回展覧会の記録、UIFA JAPON, 2013年。
- 松隈洋『建築の前夜 前川國男論』みすず書房、2016年。
- 松隈洋他、生誕100年・前川國男建築展実行委員会監修『建築家 前川國男の仕事』、2006年。
- 松隈洋他『前川國男 現代との対話』、2006年。

- Hirayama, Yosuke, Izuhara, Misa, *Housing in Post-Growth Society – Japan on the Edge of Social Transition*, Taylor & Francis, London and New York, 2018.
- Jordan Sand, *House and Home in Modern Japan: Architecture, Domestic Space and Bourgeois Culture, 1880–1930*, Bd. 223, Harvard East Asian Monographs, Cambridge, MA: Harvard University Asia Center distributed by Harvard University Press, 2003.
- Mabel, Bacon, Alice, und Wirgman, Charles, *Japanese Girls and Women; Artistic and Gastronomic Travels in Japan*, [Reprint], Bd. 10, The West's Encounter with Japanese Civilization, Richmond, Japan Library, 2000.
- Marcel, Bois, Bernadette Reinhold, Margarete Schütte-Lihotzky. Architektur. *Politik. Geschlecht. Neue Perspektiven auf Leben und Werk*, Birkhäuser Verlag, Basel, 2019.
- Morse, Edward S, *Japanese Homes And Their Surroundings*, Haprer & Brothers Franklin Square, New York, 1885.
- Noemí Gómez Lobo, Kana Ueda, Diego Martín Sánchez, “Transcultural Dwelling. Japan’s Pioneer Architect Miho Hamaguchi and her last Project in Spain”, *ZARCH* 18 (June 2022): 42-57. ISSN print version: 2341-0531 / ISSN digital version: 2387-0346.
https://doi.org/10.26754/ojs_zarch/zarch.2022186198
- Schuster, Franz, *Eine eingerichtete Kleinstwohnung*, Frankfurt am Main, Englert und Schlosser, 1928.
- Teasley, Sarah. 2005. “Home-Builder or Home-Maker? Reader Presence in Articles on Home-Building in Commercial Women’s Magazines in 1920s’ Japan”, *Journal of Design History*, Vol. 18, No. 1: 81-97.
- Werner Nosbisch, Frankfurt am Main, Hochbauamt, und Deutsche Tagung für Wohnungswesen, *Das Wohnungswesen der Stadt Frankfurt a.M*, Frankfurt am Main, Magistrat, 1930.

小特集 III：講演会
『香港新聞コレクション』

Featured Topic III:
Lecture

2019–2021年を中心とする香港新聞コレクション —社会の変化を探る歴史的な資料として—

Hong Kong Newspaper Collection between 2019 and 2021: As a Historical Source for Investigating Social Changes

野上 和月
NOGAMI Natsuki

元新聞記者、コラムニスト
Former newspaper reporter, Columnist

キーワード

香港新聞 香港国家安全維持法 りんご日報 天安門事件追悼集会 一国二制度

Keywords

Hong Kong Newspaper; Hong Kong national security Law; Apple Daily; Tiananmen crackdown anniversary;
One country two systems

原稿受理日：2024.2.21.

Quadrante, No. 26 (2024), pp. 73–85.

目次

はじめに

1. 香港との関わり
2. 2019年の大規模デモ
3. 初めて知った香港人の闘争心
4. 毎日複数の新聞を買ったことについて
5. リセットされる香港社会
6. 公から消えた新聞を残したい
7. 『りんご日報』について
8. 消失する「香港の六月四日」
9. 「自由都市・香港」から「中国の香港」へ

はじめに

こんにちは。野上和月です。

新聞を資料として受け取っていただいたうえ、このようなセミナーを開催していただきありがとうございます。

私がなぜ複数の新聞を買い続けたのか。そしてこれらを残して、後世の研究者の方の資料として残したいと思ったのか？香港の市民として、また外国人として、香港社会に身を置いた一人として、香港がどんな風に見えたのか。み

なさんに素顔の香港を知ってもらうために、きょうは私の体験をもとにお話させていただきます。

みなさんご存じのように、香港は、今、急速に中国化が進んでいます。2020年に、反体制活動を取り締まる「香港国家安全維持法(国安法)」が施行されたこと。2021年に、選挙制度が「香港人による統治」から「愛国者が統治する選挙制度」に塗り替えられたこと。この二つで、香港は、政府主導の都市へと変貌し、1997年の中国返還以降も「自由を謳歌していた街」が、「中国の香港」へと大きく様変わりしています。

私は、社会が変わるきっかけとなった2019年の大規模な反政府デモの頃から、複数の新聞を毎日買っていました。あの反政府デモは何なのか？多様な視点や論点から、幅広く情報を収集したかったからです。返還記念日や、民主派と親中派で受け止め方が異なる出来事が起きた日の翌日は、より多くの新聞を買っていました。

2020年5月に「国安法」の法制化が審議さ



れるらしいとの情報が流れて以降、民主派や反政府団体、活動家は次々と排除され、情報は公から消えました。私は、政府に都合がいい情報だけが残り、その情報をもとに歴史が作られていくこともあるのではないかと感じました。そこで、公から消えた民主派新聞『りんご日報』（中国語名は『蘋果日報』）とあわせて、後世の研究者が、政府が示す資料以外からも社会の変化を見ることができる資料として残したいと思ったのです。

お渡しした目次が、これからお話させていただく内容です。用語説明は、略称でお話させていただく際などにご参考ください。よろしくお願ひします。（*を付した語の用語説明は文末につけました）

1. 香港との関わり

私は1995年1月から昨年（2023年）夏まで香港で生活していました。きっかけは、1987年に中国と香港を訪ねた2週間の旅行でした。当時の中国では、外国人が持つ通貨は人民元ではなく、人民元と同じ価値がある兌換幣でした。ほぼ満席と言われた飛行機や電車は空席だらけ、名刺サイズの薄型電卓を使っていたら二重三重の人だかりができるなど、まだまだ発展途上の国でした。世界最先端に行くIT産業の発展など、今の経済的な繁栄からは想像もつかないですね。

一方、香港は下町っぽい雑踏と都会的な空間が混在していました。香港島セントラルでは英国旗ユニオン・ジャックがはためいていました。背広姿の香港人が西洋人と肩を並べて英語で話しながら颯爽と歩いています。街には英語と中国語があふれ、アジアにこんな面白い場所があるのか、とゾクゾクしました。

そんな旅行から2年後のこと。旅で歩いた北京の天安門広場で、あの天安門事件が起きました。民主化を叫ぶ学生の活動を政府が

武力で弾圧し、多くの学生らが犠牲になったのです。ニュース映像は信じられず、ショックでした。しかも、香港は8年後にその中国に復帰します。

資本主義の香港が、社会主義・中国の一都市になる。あの貧しかった中国が、あの自由な国際都市・香港を支配するのです。

香港は、返還後50年間は、中国の特別行政区として、中国本土とは異なる「一国二制度」が約束されています。返還によって、どう変わり、何が変わらないのか。どんな未来が待っているのだろうか？ そんな思いから、観光客ではなく、市民目線で返還の歴史的瞬間を覗いてみたいと、勢いで香港に行き、気がついたら28年あまり、住み続けていました。

香港は、人種も背景も問わず、来る人も去る人も拒みません。自由放任主義（レッセフェール）のもと、寛容で多様で、人の活力、スピードがエンジンとなって、ユニークで魅力的な国際都市を作っているのだとわかりました。

ところが返還後、徐々に変化が訪れます。その大きなターニングポイントのひとつが逃亡犯条例の改正です。その後、巻き起こった大規模な反政府運動を境に、香港の街の空気も、公になる情報も、別の都市のように様変わりしました。

2. 2019年の大規模デモ

これから、2019年の大規模デモに関連させて、当時、市民として私が見た香港の事実と新聞報道について掘り下げてお話しします。日本で皆さんが知った情報とは異なる内容もあるかもしれないので少し詳しくお話しさせていただきます。

香港政府が、香港で捕まった逃亡犯の身柄を犯罪地域に引き渡そうと、「逃亡犯条例」の改正を進めようとしていることを私が知ったのは、2019年2月です。この改正は、中国本土、

台湾、マカオなどへの身柄の引き渡しをうたっていますが、民主派の市民は、狙いは中国への移送をメインにしているのが明白だとして、「反送中」（中国への移送反対のことです）を叫びました。そして、3月に民主派団体の民間人権陣線（略称は民陣*です）の呼びかけで、主催者発表で1万2,000人がデモに集まり、4月のデモでは約13万人に膨れ上がりました。反対の声は急速に強まりました。

香港政府は、この改正案は殺人犯など刑事犯罪を対象にしたものだと説明していました。でも、私はデモ参加者から、

「中国共産党のことだ。政治犯も刑事犯に仕立てられて、本土に送り込まれてしまう可能性がある」

「本土に移送されたら、あることないこと全部罪としてでっち上げられてしまう」

「香港政府は中国政府の言いなりで、市民よりも中国の言うことを聞いて送り込む」

など、聞きました。市民の反発は収まるどころか、却って大きくなっていったのです。彼らの怒りのボルテージは想像以上で、声や表情から、私は2003年の「国家安全条例」の条例化を撤回させた50万人の市民デモ*を思い出しました。

政府は逃亡犯条例を改正する必要性について、前年に香港人男性と一緒に台湾に行った彼女を現地で殺害して香港に戻ってきた殺人事件をあげました。条例を改正しなければ、この男性を台湾に移送できない。被害者家族のためにも、改正は必要だと主張し、市民が警戒している政治犯は含まないと強調しました。けれども、デモ参加者の頭の中にあったのは、中国政府に批判的な書籍を販売していた書店の店長ら5人が失踪した、2015年の「銅鑼湾書店事件」^{どらわん}だと思います。店長は公安とともに香

港に戻ってきた時に、隙を見て逃げ出し、失踪中時代の中国での出来事を記者会見で暴露しました。この5人の失踪事件は、市民に大きな恐怖心を植え付けましたから。

そして2019年6月9日のデモには、主催者によると、返還後最多の103万人が参加しました。さらに3日後の12日、立法会（これは、議会のことです）での審議を阻止しようと集まった市民に警察が催涙弾を放つと、市民の怒りは一層強まり、16日のデモは主催者発表で参加者200万人に膨れ上がりました。

この二回のデモは、本当にすごい迫力でした。途中で立ち止まることも、引き返すこともできないほど人が密集していました。私は、途中から、陸橋の上で見えていましたが、参加者は後方からどんどん沸いてくる、という状況でした。ビルの谷間でこだまする市民の「中国への移送反対」の声は、自由を守ろうという香港人のプライドであり、地響きのようでした。

このデモの翌日、つまり月曜日（6月17日）ですが、香港人は、疲れたような、やりきったような表情でした。私はこのデモがここまで高まった背景には、過去の市民運動における挫折や危機感もあると思います。

香港の市民運動は、2003年に国家分裂や政権転覆の動きを禁じる「国家安全条例」の条例化の撤回を成功させました。2012年に愛国心を養うための「国民教育の義務化」の廃止も実現しました。しかし、2014年、雨傘で警察の催涙弾に対抗し、その後、若者が中心になって主要道路を占拠して、民主化を訴えた「雨傘運動」*では、政府は一步も譲歩しませんでした。運動は失敗しました。

民主派市民にしたら、今回は「雨傘運動」の時以上に若者の政治に対する関心が一段と高まっていたので、今度は負けたくない、失敗したくない、という強い思いがあったのです。

中国がどんどん国力を高め、1年間に香港の

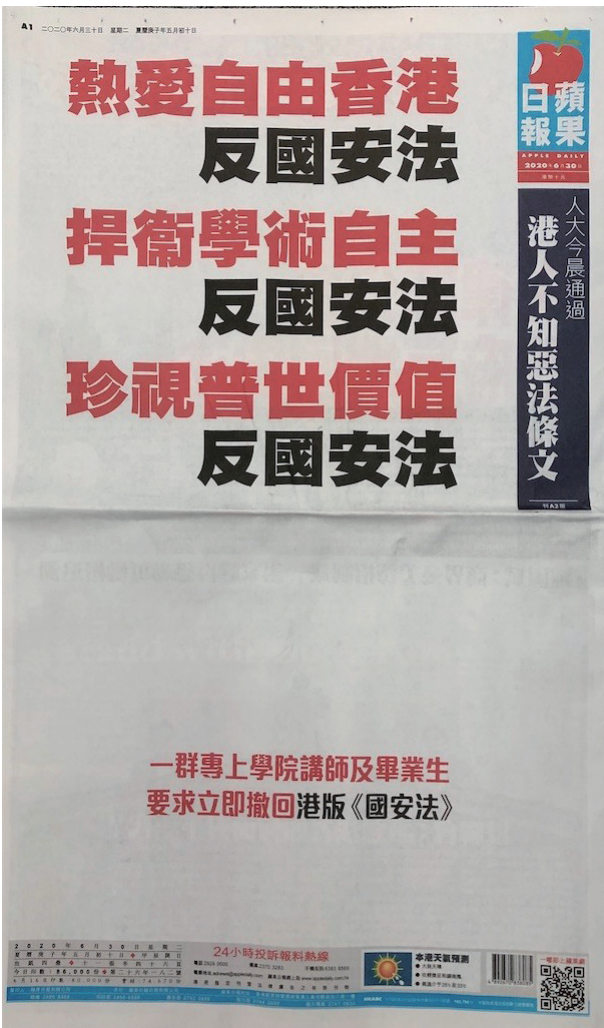
人口の約6.8倍の中国人観光客が香港を訪れるようになりました。宝飾品や日用品、乳児用粉ミルクなどを爆買いし、不動産価格も高騰しました。中国政府は、香港への政治的な圧力をジワジワと強めていました。

そんな状況の中で、反中の民主派や、親中派にどんな情報が配信されているのか？私は、民主派新聞の『りんご日報』、親中紙の『大公報』と『文匯報』、親中的になったと言われていますが、中産階級に人気の『明報』を、毎日、買いました。

新聞を印刷した【資料1】をご覧ください。こ

れは2020年6月30日付の四紙の1面です。国安法が香港で法制化されるかもしれない日の新聞です。『りんご日報』は、「国安法反対」。『明報』は、かつて民主派政党员でしたが、今は政府側の立場で法的コメントをしている弁護士士の「国家機密に触れる案件に陪審員制度は起用しない」という言葉をタイトルにしています。親中紙二紙は、1面と最終面を使ったりして、国安法の成立を前提に盛り上げています。親中紙は、大きなニュースの時は、片面ずつでも、1面と最終面とを合わせて見てもいいように、編集している場合も少なくないです。

【資料1】 Goodbye HK, 香港的二次帰帰 (次頁下部に続く)
2020年6月30日付の四紙／HongKong 最後の日の、地元主要四紙の1面
(2020年7月1日に筆者のブログにアップロードしたもの)
(出典: <https://hongkong2019.hatenablog.com/entry/2020/07/01/000150>)



『明報』
(政府の諮問機関の弁護士・湯家驊の話として) 国家機密に触れる案件に陪審員制度は起用しない

『蘋果日報』(『りんご日報』)
香港の自由を愛し、學術の自主を守り、世界的な価値観を大切にするから、香港国家安全維持法に反対

3. 初めて知った香港人の闘争心

次に初めて知った香港人の闘争心についてお話しします。

200万人の市民デモの3日後(6月19日)、香港政府は、「逃亡犯条例」の改正案を無期延期にすると譲歩しました。けれども、デモ隊は撤回に固執して、それどころか、新たに、普通選挙の実現などの四項目を加えて、「五大要求」を掲げました。お渡しした紙の用語説明の部分で、その五大要求* について書きました。ご参考にしてください。このように「反送中デモ」は、「大規模な反政府デモ」にエスカレートしていったのです。このデモは「平和的なデモを行う穏健派」と、「過激な行動を取る過激派」に分かれていましたが、どちらも同様に「五大要求」

を訴え続けました。

この一連のデモを通して、私は「攪炒」* という香港人の内面を初めて知りました。

「攪炒」は、香港で使われる広東語で、中国語の辞書にはない言葉です。新聞各紙でこの漢字がよく出てきて、香港人の友人らに意味を聞いた言葉です。

中国政府は、2021年12月に示した『『一国二制度』下の香港地区における民主の発展』という声明の中で、「攪炒は(ネット検索で出てくるような)「一緒に死ぬ」とか、「ヒスイと石を一緒に燃やす」とかいうよりも、もっと過激な意味が含まれている」と解説しています。この言葉を注視して相当研究していたのだと思います。

ある香港人の友人は、「死を覚悟で戦い、最



『大公報』(1面と最終面での見開き2ページ) 国安法は成立し、怖がらずに街を歩けるようになる「二次回帰」で香港再出発



『文匯報』 香港版国家安全法を今日表決 条文には各界の意見を盛り込む

後は敵を道連れにして一緒に死ぬ」という意味で、かつての日本軍の「特攻隊のようなものだ」と説明してくれました。「現状の香港を壊して新しい香港社会を作ることだ」と解説する香港人もいました。「自分ではできないが、過激な行動をする人の考え方は理解できる」という民主派市民の声も結構聴きました。ご存知のように、2019年のデモは、どんどん回数が増えて頻繁化し、全身黒づくめの過激派の破壊活動や、過激派と警察の衝突も起きて、エスカレートしていきました。拘束者や逮捕者が出ればますます五大要求の声が強くなります。

2003年の50万人の市民デモの時は、人々は秩序だった行動をとり、参加者の数の力、そして声を発していくことを武器に民意を勝ち取ってきました。その光景を見てきた私にとって、2019年の運動の背景に感じ取った「攪炒」という意識は衝撃的でした。

それから、デモにはいろいろな噂が流れました。

- 「デモ隊は米国が背後で操っている」
- 「米中対立に香港が巻き込まれた」
- 「中国が裏で破壊活動を仕向けて、香港を制圧しやすくしている」
- 「最前線の過激派はお金で雇われている」
- 「逃亡犯条例が改正された場合、過去に中国本土で横行していた賄賂や文書偽造なども遡及される可能性を財界が危惧している」

など、様々な憶測が飛び交っていました。

デモ現場にいる黒装束の若者たちは、至って普通の若者たちで、格差社会が拡大する中で将来への不安と、中国への嫌悪、そして「自由な社会を持続したい」という想いで運動を続けていました。民主主義や自由な社会という理想を胸に、自由を標榜して行動している若者

たちの純粹さを、全く別の思惑でどこかの勢力が、いいように都合よく利用しているだけではないか？ このデモを見ていて一番の犠牲者は、理想を追い求めて行動していた無垢な若者たちのような気がしてならなかったです。

そして、市民の分断は大きかったです。当時の香港社会は、民主派市民は「黄色」、親中派は「青色」と色分けされました。どちらにも属さない「中立」という立場は、許されませんでした。

この真っ二つに分断した香港社会をどう見たらいいのか。香港はこの先どこに向かっていくのだろうか？ そのようなことを考える上でも新聞を買いました。

4. 毎日複数の新聞を買ったことについて

では、毎日複数の新聞を買ったことについて話します。

新聞は、コンビニでも、街頭の露天商でも買えます。各紙それぞれの立場で書いているので、同じ事実でも伝える内容が違います。1面の情報は何か？ 各ページは記事の見出しだけでも見たかったし、社説も読みたかったです。その日に見る時間がなくても、後日読めます。各紙、それぞれの陣営に有利な情報を誇張して、市民を煽っていたこともあったと思います。後から関連や追加の情報が出てきたら、さかのぼって各紙を見ることができます。

例えば、片目を出血して倒れているデモ隊の女性の一枚の写真がありました。黄色派（つまり民主派）は警察のゴム弾が当たり、片目を失明したようだと言え、デモのプロパガンダになりました。一方、青色派（つまり親中派）は、彼女の目に当たったのは、他のデモ隊が放った小さな玉だと反論しました。本人は、医療データが警察に渡らないように法的な手続きをして、事件について一言も発しませんでした。後に、彼女は失明などせず、台湾に渡るということを親中派の新聞が写真付きで伝えましたが、真相は

闇の中です。

地下鉄のホームで警察に殴打されて拘束されたデモ隊員が行方不明となり、死亡説が流れて、市民の怒りがエスカレートした大事件があります。ところが、拘束されたと伝えられた男性はイギリスに渡って生きていることが後でわかります。取材したテレビの記者が名前を間違えて伝えていたのが原因でした。市民はそんなことは全く想像もせず、警察への怒りや事件の恐怖心を増幅させていたんです。逆に、親中派の新聞では、ありえないと思われるデモ隊内のゴシップを大見出しで伝えていたこともあります。

こうして、報道や情報によって分断が進む中で過激派の破壊行為は激しさを増していきました。地下鉄駅構内の設備や道路の信号機などを破壊したり、中国企業や親中派の企業を攻撃したり、容赦なかったです。アメリカブランドの喫茶店「スターバックス」の店舗も、日本ブランドの寿司店「元気寿司」も、親中派の香港企業が経営しているというだけで破壊されました。中国出身の経営者の輸入食品販売チェーン店も攻撃の対象となりました。中国系の銀行はどの店舗も店頭にぶ厚い白い板を張り付けて、デモ隊の襲撃に備えました。

香港独立を訴えるデモ隊には、アメリカの国旗をたなびかせたり、身にまとったりしながら、胸に手を当ててアメリカ合衆国の国歌を歌っていました。返還前の統治国だったイギリスの旗でも国歌でもありません。

これが、自由や民主を守るための香港特有の「攪炒」だと言われても、私がそれまで見てきた、「ハチャメチャで自由奔放だけど法律を守る街」とは違っています。自由はどこまで許されるのか。秩序や責任も伴う必要があるのではないかと戸惑うだけでした。

5. リセットされる香港社会

そんなデモですが、抗議デモや過激な活動の収束は思わぬ方向からやってきました。2020年1月に香港でも感染者が出た新型コロナウイルスです。

香港政府はこれを機に、感染予防対策として5人以上の集まりを禁止します。香港は2003年にSARS（重症急性呼吸器症候群）でウイルス感染の怖さを経験したこともあり、デモはあっさり鎮静化されました。そして、たたみかけるように、中国政府が反体制派を取り締まる「国安法」を法制化し、一気に状況をひっくり返していったのです。

第一報は2020年5月21日夜のニュースでした。この時を境に、政府と民主派勢力の形勢は逆転します。言論の自由が保障され、言いたい放題だった香港人を震え上がらせ、黙らせたのです。施行前に、香港を離れる民主活動家、「民主自決」や「香港独立」などを唱えていた政治団体が香港本部を解散するなど、民主派勢力は潮が引くように後退しました。

【資料2】（次頁）は、『りんご日報』（5月24日付）の1面です。国安法の法制化が中国で審議されることを受けて、これに反対する市民は、当時の米国大統領だったトランプ大統領に香港を助けてもらうようにメッセージを送ろう、というものでした。このような広告が一面になるとはビックリしましたが、逆に、コロナ禍でデモができない中で、こうした行為をしていかないと法制化を阻止する活動ができないという叫び声のように思えました。

中国政府は、「独立」を叫んだり、アメリカの国歌を歌ったり、星条旗を振り回したりする行為、海外組織と接して反中活動の支援を仰ぐことなどは、もはや市民デモの域を超えて「主権」に関わる事態と位置づけたのでしょう。

中国政府のしたたかさは、香港政府とも民主活動家とも、権謀術数の次元が違っていると感



【資料 2】 Mr. President, please help us.

5月22日から、香港向けの国安法の法制化について全人代で審議に入ったことについて、香港では、「昨夏以降の破壊行為を防ぐ措置として歓迎する」という市民がいる一方で、若者らを中心に、「一国二制度は消え、自由な香港社会が中国本土となら変わらない都市になってしまう」と反発する市民に分かれている。

(出典： <https://hongkong2019.hatenablog.com/entry/2020/05/24/205308>)

た。新型コロナで香港市民が身動きを制約されている間に、香港は瞬間に北京への忖度が優先される社会へとリセットされていきました。

2021年1月には、民主派陣営が前の年に実施した、立法会の選挙に出馬する候補者を選ぶ予備選挙が国家転覆罪にあたるとして、計画・実行をした民主派の顔だった53人を「国安法」違反の容疑で逮捕し、30人ほどを起訴して名だたる民主活動家を排除しました。

その5ヶ月後の2021年6月には民主派の新聞『りんご日報』が廃刊に追い込まれ、8月には48年の歴史を持つ香港最大の教職員組合が、その後も民陣や、天安門事件の追悼集会を主催していた「香港市民支援愛国民主運動連合会」（略称は支連会*です）や、民主派の労働団体などが相次いで解散に追い込まれました。

一連の出来事はまず、親中派新聞の『大公報』が組織や人物を問題視する記事を掲載し、その後、当局の追求が始まって、アツという間に

解散や逮捕に至る、というスピード展開で進みました。多くの香港市民を萎縮させました。

前後しますが、国安法施行後初の抗議デモとなった2020年7月1日に違法容疑で拘束された男性が、2021年7月にこの法律で禁錮9年という初の実刑判決を受けました。

6. 公から消えた新聞を残したい

「観光の都」と言われた香港は、返還後、「デモの都」に変わったと香港人自身が揶揄するぐらい抗議活動が頻発する街になりました。

香港警務處の統計によると、1997年は1,190件だったデモと集会の合計数が、2016年以降は毎年1万件以上に及びました。集会活動が禁止される2020年まで、統計上、デモや集会が多かったのは、2016年で13,158件（このうちデモは1,304件）です。2019年は、秋以降、連日各地でデモが行われていましたが、この年のデモは1,094件で、2012年以降、公表されている2022年までで最も少ないです。多くが

違法デモだったため、警察は実体数を公表していません。ひょっとしたら将来、違法デモの統計は何かのタイミングで発表するのかもしれませんが。

民主派寄りで、デモ活動を伝えてきた、『りんご日報』もネットメディアも廃刊に追い込まれました。香港には紙新聞もウェブ新聞も多数ありますが、今、香港で市民が見聞きするのは政府寄りのニュースばかりです。それらが歴史的な情報として残ります。

例えば、2019年から始まったデモの実体は掴みにくいです。

2021年、親中紙は、天安門事件の犠牲者を追悼する「六・四集会」を「六月の集会」とか「違法集会」と書き、違法集会の主催者や参加者は逮捕されたと、書きました。

政府系の新聞『文匯報』では2012年から、『大公報』では2016年から、「六・四集会」の文字は消えていたそうなので、記事を読んでも何の違法集会かわからないが、事実として残るのはこの記事です。

歴史はこうして、伝えられていくこともあるのだと思いました。そんなこともあって、手元にある『りんご日報』は残したかったです。

新聞の論点や情報の多様性に市民が触れる機会は失われています。過去を振り返り、未来を考えるだけでなく、歴史をできるだけありのままに伝えるために私はその歴史の瞬間瞬間を伝えた紙面を残すことの意義があると思います。

7. 『りんご日報』について

次に『りんご日報』についてお話しします。

2021年6月24日付を最後に、26年の歴史に幕を閉じました。創刊は1995年6月20日で、大手アパレルチェーンのオーナーだった黎智英(ジミー・ライ)氏が、ライバル紙がひしめく新聞業に参入しました。

当時、発行前から

「1997年の香港の中国返還を目前に、反中の人物が新聞を出してやっつけられるのか？」

「(他紙は1部5香港ドルなのに)2香港ドルとは」

など、話題騒然でした。紙面は、全面カラー印刷で、見出しも大きく、画期的でした。

香港の大衆紙というのは、日本の一般紙とスポーツ紙をあわせたような紙面内容です。『りんご日報』は、ゴシップネタが多彩で、物議をかもしることが少なくなかったですが、着実に大衆を取り込んでいきました。『りんご日報』に読者を奪われた他紙が、1部2香港ドルに値下げする価格競争を行って、複数紙が淘汰されることもありました。

ただ、ゴシップネタだけで市民に支持されているわけではなかったです。他紙が、天安門事件を追悼する「六・四集会」の記事を1面から外したり扱いを小さくしたりしても、『りんご日報』だけは毎年、翌日の1面で大きく取り上げていました。一方で、2001年に、中国政府が2008年の北京五輪誘致に成功した時は、一面で「我々は勝った」という見出しの記事を出したこともあります。政府を批判し民主派を支援する色を鮮明にしていたのは、2003年の50万人の市民デモ以降です。デモへの参加を紙面で呼びかけたり、デモ当日の新聞には、デモで使える抗議用ポスターを織り込んだりするスタイルも定着しました。

香港経済が中国に依存していく中でも、『りんご日報』は政府に批判的な論調で、民主化運動との連携を強めていきました。

最終号(2021年6月24日付)は、発行部数100万部という香港の紙の新聞史上最高の部数を記録しましたが、早朝でも、売り切れ状態で買うのは至難でした。民主化運動とともに歩

み、ともに幕を閉じたという印象です。この1週間後の7月1日に、香港は中国返還24周年を迎えました。『りんご日報』は政府関係の数々のスキャンダルや不正をスクープする調査報道でも有名でした。今後誰が／どの媒体が政府を監視していくのか？ 発信される情報が相当偏るのではないのか？ 市民はどうやって政府へ不満を訴えていくのか？ などと考えてしまいました。

そしてもう一つ香港から姿を消したのが、「六・四集会」です。

8. 消失する「香港の六月四日」

返還後も香港では、天安門事件の犠牲者を追悼し、中国の民主化を訴える「六・四集会」が行われてきましたが、国安法施行で歴史的転換点を迎えました。中国本土と全く違う歩み

を刻んできた「香港の六月四日」の歴史は、もう市民の記憶の中だけになりました。

これまでは、この日になるとオフィスでは誰からともなく、「今日はロクヨンか（ロクは六、ヨンは四のこと）」と言葉が出たり、サッカーのワールドカップに中国チームが初出場した試合の日と重なった2002年は、中国チームが破れたため、『『六・四』が中国の初参加・初勝利という、祝賀記念日に塗り替えられなくてよかった』と冗談交じりに言われたりしました。

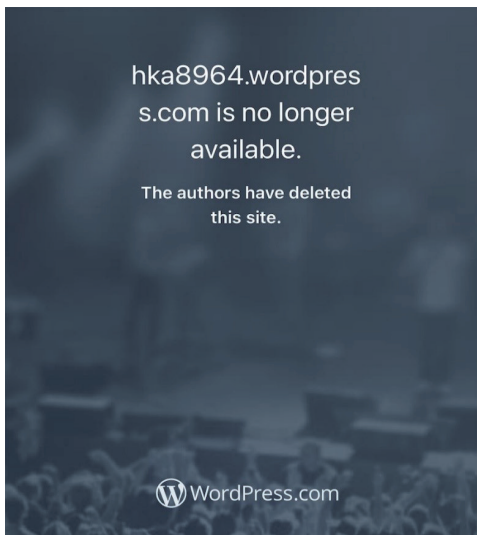
数年前から中国人観光客を意識して、広東語だけでなく、標準中国語でも主催者が語るようになりました。

けれども、「国安法」施行後、初の（2021年）6月4日は会場のビクトリア公園が封鎖され、支連会が解散に追い込まれました。事件当時の写真や新聞などを展示していた「六四記念

【資料3】香港メディア、報道姿勢の転換？（次頁下部に続く）

（2021年9月18日に筆者のブログにアップロードしたもの）

（出典：<https://hongkong2019.hatenablog.com/entry/2021/09/18/034149>）



9月16日午後10時、1990年から天安門事件の追悼集会を主催して香港の歴史に30年以上関わってきた民主派団体が、事実上幕引きした。香港警察が香港国家安全維持法（国安法）に基づき、事件当時の写真や犠牲者遺族の証言、追悼集会の映像などの資料を大量に掲載していたウェブサイトの閉鎖を要求。これに応じたのだ（冒頭の写真）。

団体の名は「香港市民支援愛国民主運動連合会（支連会）」。1989年5月に中国の民主化運動を応援する目的で発足。事件は中国本土では封印されているが、香港では、中国に返還後も毎年、支連会が主催して犠牲者の追悼と中国の民主化を訴えて毎年6月4日に集会を行ってきた。

支連会はフェイスブックやユーチューブ、インスタグラムなどのアカウントも閉鎖した。

ついにこういう日が来たかとは思ったが、これ自体はあまり驚かなかった。私がガッカリしたのはこのニュースを伝えたメディアの姿勢だ。

かつては、この追悼集会の様子をこぞって一面で伝えてきたこともあるメディアが、社説がないどころか、閉鎖の事実だけしか伝えない。

まがりなりにも、90年から2019年までの30年間、同じ場所で同じ時間から犠牲者の追悼と民主化への祈りを捧げる集会を主催してきた団体の情報サイトだ。事件当時の生々しい映像や関係者の証言もさることながら、香港の追悼集会の歩みも市民の確かな足取りもある。メディアが果たしてきた役割も少なくなかったはずだ。それらが封印され、今後は政府の発表資料だけが歴史的資料となって後世に伝わっていくのだ。（一部市民の手元や海外に行けば見れるだろうが）団体を美化するのではなく、功罪を考える一助となる記事を期待した読者はいるはずだと思うのだが。

主要紙で一番紙面をさいたのは『明報』だが、その『明報』

館」や天安門事件のモニュメントも撤去されるなど、香港から「六・四」は消失していきました。

【資料3】(前頁・本頁)は、主催者の「支連会」がウェブサイトを開鎖した時の各紙です。一番上は、支連会のウェブサイトの画面で、もうアク

セスできないことを伝えています。その次からは、支連会のことを伝える各紙のニュースです。こんな感じで、新聞社によって伝える情報の内容や量はさまざまです。この時はもう、『りんご日報』は廃刊になっています。

も学者のコメントを入れるのが精一杯だったようだ。『りんご日報』がなくなって、メディアの姿勢がものすごく収縮している。書かない訳にはいかないが、余計な波風は立てたくない感が満載されていると思うのは私だけか？

支連会の幹部は、2020年にコロナ禍で集会在禁じられていたにも関わらず追悼集会を実施したことで禁錮刑になったり、21年に国家転覆罪の容疑で起訴されている。団体は25日、残ったメンバーで解散を議題にした会議を開くという。仮に解散が決まったら、各紙はどんな記事を書くのだろう。今回のようにまた淡々とその事実だけを伝えるのだろうか？

(新聞はいずれも9月17日付)



『明報』



『大公報』



『信報』



『文匯報』



『星島日報』



『東方日報』

9. 「自由都市・香港」から「中国の香港」へ

最後ですが、「自由都市・香港」から「中国の香港」になった今について、簡単にお話します。

私が香港を離れる前の年、2022年は香港返還から25年の節目でした。街には政府主導の祝賀広告が掲げられ、「中国の香港」が始まったことを大きく告げていました。現在の政府が言うように、国安法施行後、社会は平和と安定を取り戻しましたが、政治的には一方的な声しか聞こえてこなくなりました。人々は心を許せる人でなければ本心は明かさなくなりました。「政治に口を出さないのはイギリス統治時代と同じけど、もう香港は歴史になった」と、口にする市民もいます。長い歴史や豊かな文化を持った社会が、国家の力や法律によっていとも簡単に変えられてしまうのだという思いを強くしました。

今日お渡しした新聞の資料は、当時私が買っていてブログにアップしたものです。「香港新聞コレクション」シートの下部に書きましたが、ブログは「香港時間 - Hong Kong Time -」というもので、はてなブログで見ることができます。また、返還からの香港の25年間を、電子書籍『香港街角ノート 日常から見つめた返還後25年の記録』（幻冬舎ルネッサンス）にまとめました。香港らしさを考えながら、私が見たり、聞いたり感じたものをまとめたものです。もし、ご興味がある方は、御覧いただけたら幸いです。

私のスピーチはこれで終わります。ご聴講ありがとうございました。

【参考 url】

筆者ブログ「香港時間 - Hong Kong Time -」、<https://hongkong2019.hatenablog.com/>
(2019年8月から香港の様子を綴ったブログ)

野上和月著『香港街角ノート 日常から見つめた返還後25年の日常』、幻冬舎ルネッサンス、2022年。(電子書籍、<https://www.gentosha-book.com/products/%E9%A6%99%E6%B8%AF%E8%A1%97%E8%A7%92%E3%83%8E%E3%83%BC%E3%83%88/>)

【用語説明】

- 2003年の50万人の市民デモ：香港基本法（香港の憲法に相当）の第23条に基づいて香港政府が条例化しようとした「国家安全条例」に反対を訴えたデモ。
- 民陣：民間人権陣線のこと。大規模な民主化デモを主催。
- 五大要求：（1）逃亡犯条例改正案の完全撤回、（2）抗議活動を「暴動」とする見解の撤回、（3）拘束・逮捕されたデモ参加者らの釈放、（4）警察の取り締まりを調査する独立調査委員会の設置、（5）行政長官選や立法会選での普通選挙の実現。
- 支連会：香港市民支援愛国民主運動連合会のこと。天安門事件を追悼する「六・四集会」などを主催。
- 雨傘運動：2014年に普通選挙の実施を訴えて主要道路を占拠した若者らによる79日間のデモ。
- 攪炒（ラムチャウ）：「死なばもろとも」と日本語訳されている。「死を覚悟で戦い、最後は敵を道連れにして一緒に死ぬ」「現状の香港を壊して新しい香港社会を作ること」などを意味しているという広東語。

激動の目撃者の言葉を残す ——香港新聞コレクションの意義——

Preserving the words by witnesses of the turbulent times: The significance of the Hong Kong Newspaper Collection

倉田 徹
KURATA Toru

立教大学法学部
Rikkyo University, College of Law and Politics

キーワード
香港 新聞 弾圧

Keywords

Hong Kong; newspaper; oppression

原稿受理日: 2024.3.7.

Quadrante, No. 26 (2024), pp. 87–97.

目次

はじめに

1. 香港激動の時代 2019-21
2. 消えた蘋果日報
3. 紙の新聞の持つ「情報」
4. 日本の役割

はじめに

東京外国語大学・海外事情研究所の皆さま、お招きまことにありがとうございます。

私は香港の政治の研究をしておりまして、香港の新聞を読むのを日課にしております。かれこれ25年ばかり、毎日、読んではメモをするというのを仕事の一環としてずっとやってきておりますので、恐らく世界でも最も香港の新聞を読んだ人間の一人と思っております。このような形で、香港の非常に重要な時期の、貴重な新聞のコレクションを、こうして東京にお送りいただけたということは、香港研究を行う者としても非常にありがたい、うれしいことです。寄贈者の野上さんに深くお礼を申し上げます。

このコレクションの意義について、私の考えるところを話してほしいというご依頼をいただきました。今日は四つのことを中心にお話ししようと思っております。まずは、とにかく今回のコレクションが香港の激動の時代の記録であるということです。2019年から2021年という、香港の歴史の中で最も重要な同時代の記録であるということ。そして、『蘋果(リンゴ)日報』という、既に消えてしまった新聞がコレクションに含まれていること。そして紙媒体として新聞が東京にあるということが、どのような意義があるか。そして、さらに日本でこういったような研究拠点があるということも重要ではないかと考えております。

なお、これは香港の新聞に実際に載っていたマンガです。2021年の7月2日ですから、このコレクションでは最後のほうということになるでしょうか。『坊や、これからは学校に行くときには習近平主席の写真をかばんに入れていきなさい。そうすれば警察に会っても逃げないで済むから』というふうに書かれている、子どもの何ともいえない表情が非常に印象的です。掲





黄照達による漫画、2021.7.2『明報』掲載

<https://fs.mingpao.com/pns/20210702/s00046/e2278c8eb5533b58c5eee8f6f28b15.jpg>

載されたのは『明報』という新聞で、コレクションの一部をなしています。黄照達さんという漫画家の方の作品ですが、こうしたマンガもだんだん載せられなくなっていく時代というのが、この時期に当たるわけでございます。

1. 香港激動の時代 2019-21

まずは香港の激動の時代ということですね。香港の民主の女神像、これは私が自分で撮ってきた写真ですけども、2019年の9月に香港中文大学に置かれました。この像は香港の方はみんなご存じの像ですが、しかし香港では、今、この像を置いたらやばいですね。この像自体、既に取り壊されています。こんないでちをしていますが、女神なんです。ゴーグルをして、ガスマスクをして、ヘルメットをかぶって、傘で武装をしている。こういったような女神が象徴になるような、非常に激しい時代だったということを表している像です。

2019年の6月、コレクションのスタートの時期は、本当に香港の歴史の中でも重要な時期でした。さまざまなデモがあったということは、野上さんにかなりお話をいただきましたので繰り返はしませんが、一つ重要なことは、このときは、この後一体どういうふうに展開していくのか、恐らく誰も分からない状態だったということ

です。6月9日に大きなデモが起きることは、少なくとも直前に私は、あるいは香港の人は皆分かっていた。ただし、どのような規模になるか。そして、その後どうなるか分からないといったところでした。

前日の6月8日の晩に、私は日本のアジア研究や中国研究の先生がたと話す機会がありました。そこで「明日、香港、大変なことになりますよ」みたいなことを私が話しても、「え、何があるの」という感じで、みんな知らないんです。明日、恐らく香港では大変なデモが起きるだろうということは、この直前まで日本ではほとんど



「香港の民主の女神」像
(2019年9月2日、香港中文大学にて倉田撮影)

誰も気にしていなかった状態でした。

この6月9日のデモ以降は、巨大なデモの繰り返し、さらに、いわゆる過激化をしていくような抗議活動も半年ばかり続くわけですから、そこからは日本は上から下まで、メディアも政界もみんな含めて、大変注目をしたわけですが、その前の部分というのは本当に誰も分からない状況だった。そのように、香港というのは常に注目されていたわけではない場所です。そこをちゃんと記録した新聞は非常に重要ではないかと思えます。

この抗議活動は、過激化をして、いろいろな犠牲も出し、放火事件なども起こします。しかし確実に言えるのは、この抗議活動は結果的に少なくとも2019年の段階においては、いくつもいわゆる成果を収めて、勝ち取るべきものを勝ち取っている部分があるということです。

さまざまな行動がありましたけれども、主に街頭、議会、国際という三つの戦線、フロントラインで戦われたと言われます。そのいずれの戦線を見ても、少なくとも2019年の段階では、相当程度、香港の市民運動、あるいは民主派の動きというものが、それまででは考えられないような成果を収めている。

まず、街頭のデモや集会を繰り返した結果、逃亡犯条例の改正案という大問題になっていた法律は撤回に追い込んでいくわけですね。2019年の9月です。この時点では、これは勝利だというふうには誰も認識しなかったのではありませんけれども、少なくとも香港政府が必死になって進めていた法律を撤回に追い込んだということは言える。

そして、2019年の11月には、香港区議会議員選挙での民主派の圧勝がありました。投票率が71パーセント。それまでは過去最高が47パーセントだった選挙が、突然71パーセントの投票率になり、実際に投票日に私は香港



投票所にできた行列
(2019年11月24日、屯門地区にて倉田撮影)

におりましたけれども、投票所に大行列ができるわけですね。この場面というのは、私が人生で見た中でも一番感動した場面の一つです。あの、政治に関心がない、金もうけにしか興味が無いと言われていた香港人が、こういったような形で民主主義に向かっていくんだという。教科書でしか見たことのない民主化というのが目の前に現れたということで、私も20年、香港政治、研究してきてよかったなと思った瞬間です。この選挙で民主派が圧勝した。

それから、もう一つ、国際戦線ですね。これは論争性があるところです。香港人が星条旗を振ってデモを起こしたわけですね。これについてはどうも不思議だ、あれは中国を怒らせるだけだったんじゃないかという声がいっぱいあります。ただ一つ成果があったとすれば、それによってアメリカも実際、動かしたということですね。アメリカの議会で「香港人権民主主義法」という法律が2019年11月に成立をします。この法律にはトランプ大統領が署名をしています。トランプという人は、皆さんご存じだと思いますが、人権とか民主主義とかに興味はないですね。この人は香港でデモが起きた最初の頃は何と言っていたか。2019年の8月までは、あの暴動は中国が自分で片付けると言っていたんです。そういう人が、どうしてこの「香

港人権民主主義法」に署名したか。それはアメリカの議会が共和党も民主党も問わず、全会一致でこの法律に賛成したからです。これは結局、香港人が星条旗を振って一生懸命訴え、アメリカへロビーをした一つの成果で、香港人の力でトランプを動かしたということです。したがって、星条旗を振るデモをしたのは、香港人がトランプの個人的ファンだからとか、超親米だからということではないと思います。戦略としてアメリカを巻き込もうとして、実際、巻き込んでしまったということです。

香港という、東京都の半分しかない、700万人しかいない場所が、これだけのことをできる。中国の、あの習近平体制を相手にしてこれだけのことができたというのは、とんでもない成果でありまして、それほどの抗議活動があったということですね。2019年の秋、11月頃というのは、この運動のクライマックスと言っていいと思います。実際この頃私は、「一国二制度」という体制はこの出来事を消化できるようにできていない、これは体制の危機である、この後どうなるか分からないということを申し上げていたわけですね。

ところが、この先というのは急速な北京からの反撃が来るわけですね。「香港国家安全維持法(国安法)」です。習近平さんという人は、問題が起きていて、どんどん大きくなる間というのは全然動かないわけですが、何か問題が極端なところまでいくと、突然、政策方針を決めて極端なことをやるんですね。コロナの対策も、皆さんご存じだと思いますが、ゼロコロナだと言い続けて必死になって中国人を家に閉じ込める。それが限界に来た途端に、180度転換して、あらゆる防疫措置をしなくていいということになって、1カ月で変えてしまった。

そのときと非常に似たことが香港についても起きます。習近平さんは、ずっと手出しできなかったんですね。香港のデモに半年間、ろくな

手は打てていない。せいぜい共産党の幹部が口で何か言うだけでした。ところが、突然の発表がありました。全国人民代表大会(全人代)というのは本来毎年3月開催ですが、この年はコロナで2カ月遅れていました。開催前日の2020年の5月21日の会見で、明日からの全人代の議題に香港版の国家安全法の審議が入りますと発表されて、これでみんなびっくりしたのです。その直前までおくびにも出さなかったことですので、いきなり何が起きるんだと。そして、その後いきなり5月22日に草案を発表して、5月28日には採択をしてしまって、いろいろなことを取り締まるぞと言い出した。

その後、詳細な法律の作成は全人代常務委員会に託されました。全人代というのは年に1回しか開きませんので、全人代の下に常務委員会というのがありまして、そこでも法律が作れるようになっているのです。この常務委員会は通常は2カ月に1回開きます。新しい法律を作るときは、通常は常務委員会で3回審議します。つまり、2カ月に1回の会議を3回ですから、普通半年かけるんです。半年かけて新しい法律を揉んで出す、これが中国の法律の作り方の通常のパターンです。ところがこのとき中国は何をやったかという、6月に全人代常務委員会を18日から20日、28日から30日と2回開くんです。2カ月に1回のを月2回に変えたわけですね。しかも、その2回だけで、6月30日に「国安法」が完成しましたと言いました。

ところが、6月30日は「国安法」ができたというニュースが朝出たのですが、その瞬間は条文が発表されておらず、どんな法律か誰も分からない状態でした。法律ができたというんですけど、法律の中身は分からないんです。一体何が書かれてるかが分からない法律ができています。その法律は中国が作った法律ですから、これを香港に適用する手続きが必要です。その手続きをその日の午後にやって、6月30日の

夜11時に香港で適用しますと言った瞬間に、ようやく条文を公開したのです。つまり、誰も知らなかった法律でしたが、皆が条文を知った瞬間には、既にこれが施行されてるという状態。中国の歴史の中でも、こんな立法過程というのは例がないそうです。非常に極端な対応でした。つまり、極端な香港の抗議活動と極端な北京の反撃、その往復があったのが、この時期ということになります。

「国安法」の中身に関しては色々なところでも議論されていますから、細かいお話は避けませうけれども、実は「国安法」の第4条には人権を保護すると書いてあります。ただし、国家の安全が人権より優先されるという意味になることが、第2条に書いてある。これで事実上、人権保護に関する内容というのは骨抜きになっています。その中で、さまざまな思想統制、あるいは罪もいろいろ定められてますけれども、何をやったら捕まるかが、読んでもよく分からないのです。6月30日にこの法律が出た瞬間、私も読みましたし、香港の弁護士たちも読みましたけれども、読んでも意味が分からない。読み解けない。見たこともないような法律が出てきたというのが、多くの人の感想でした。何が起きるか分からないということですね。しかも「国安法」は外国にも管轄権があるんですね。外国人が外国で「国安法」を犯しても罪に問うと書いてありますので、私がここで発言するのも理論的には罪に問われ得るのです。「国安法」は「宇宙法案」とも言われました。火星人が火星で犯しても罪に問うという話ですけども、そのぐらいに極端な法律ができてしまったというわけです。

そういった中で、当たり前存在していた組織がどんどん消えていきます。抗議活動はもちろんなくなる。加えて、さまざまな組織、社会団体については、香港の、喩えるならば日教組のような組織とか、あるいは大きな政治団体に当

たるものもどんどんなくなっていく。とにかく、この間本当にわれわれはジェットコースターに乗っているような日々で、一体何がいつどうやって起きるか分からなかったわけです。そういったような時代が記録されている。これがコレクションの時期ということになるわけです。

2. 消えた蘋果日報

中でも消えたものとして、やはり新聞であれば『蘋果日報』についてお話をしたいと思います。『蘋果日報』のお話をする前に、そもそも香港はアジアの情報センターであったということは非常に重要なポイントだと思います。戦後、冷戦の時代、香港はイギリスの植民地であったわけです。植民地といいますと、当然、強権統治、人権無視、弾圧といったようなこと想像いたしますが、香港は植民地でありながら自由都市という言われ方をしてきた非常に稀有な存在ですね。

なぜ、そんなことが起きたのか。まず一つには、香港は冷戦の最前線に置かれていたということがあります。北には中国共産党の政権が存在をしている。そして、東の海の上には中国国民党の台湾の政権が存在をしている。その双方に関係しているメディア、あるいは政治組織が、香港にも拠点を持っているわけですから、いわば両方の勢力が角を突き合わせているような、そういう土地が香港だったわけです。当然、イギリスは西側諸国にありますので、ここは共産党を弾圧して国民党側についてということ想像される方が多いかと思いますが、むしろ最近の香港研究で重視しているのは香港の中立性です。

イギリスは確かに植民地として香港を持っている。しかしながら、第二次大戦後、世界が脱植民地化をしていく、大英帝国もどんどん撤退をしていく時代ですので、香港というのも非常に孤立した小さな存在にすぎない。イギリスは

宗主国といっても持っている権力というのは非常に限られているわけです。その中に住んでいる住民は、共産党寄りもいれば国民党寄りもいますから、どちらの住民をひいきしても相手側から怒られるわけですね。共産党に味方をすれば国民党側の人怒る、国民党に味方をすれば共産党側の人怒りますので、そういった意味では下手なことができない。共産党も弾圧し、国民党も弾圧し、ほどほどに抑え込む。だけれども両方とも一応生きていけるにはしなければいけない。外の脅威、北京や台北から怒られることを考えますと、何もしたくないというのがイギリスの本音ですね。

ですので、共産党寄りの人がプロパガンダをしても国民党寄りの人がプロパガンダをしても、弾圧はそこそこしておく。基本的には両方のプロパガンダの本や新聞が少なくとも売られている、流通している状態になります。新聞スタンドに行きますと本当に立場の違う新聞が、わあっと並んでいるわけですよ。これは香港の街角風景の一つだと思います。加えて香港は閉ざされた中国と隣接をされていて、毛沢東時代、そこから人が流入もしてくるし、情報も入ってくる、それをさまざまな形で伝えるメディアというものが発達をやっていった。香港情報というのは、日本語でもちょっと上の世代の言葉ではあるわけですね。これは香港情報だけだねと言うと、うさんくさいんだけどという意味になるわけですが、現にちょっと真偽のほどがよく分からないという情報が多いわけですが、そうはいつでもさまざまな情報があるということです。香港のアメリカ総領事館というのは世界で最も大きなアメリカ総領事館です。なぜ、そんな大きなものがあるかというとCIAがいるからです。そういったような人々がウォッチして中国を少しでも知ろうとする、香港はそんなようなアジアの情報センターだったわけです。

従って、香港には鮮明に異なる立場の新聞があるわけですね。左派系紙といわれる、中国共産党がお金も内容も全部コントロールしている新聞というのが主に3社ある。その中の『大公報』と『文匯報』は、今回のコレクションにかなり採録されているわけです。中立紙と言われている中でも『星島日報』、『東方日報』、あるいは『香港経済日報』、この辺は、かなり政府寄りの側というふうに考えていいと思います。中でも『星島日報』というのは変節した新聞で、もともとは国民党寄りだったんですね。ところが返還後の香港に国民党寄りの立ち位置はありませんので、むしろ香港政府、共産党側にすり寄っていくということです。そして中立高級紙と言われるのが『明報』とか経済紙の『信報』、この辺はよく「セントラルの新聞」と言われたりもしますが、セントラルの金融街で働く高給取りが読んでいるような新聞。そして民主派寄りの大衆紙と言われた『蘋果日報』ということで、同じ日に同じことをまるきり違う角度から伝えるというわけですね。

それを見ていると、日本の新聞を思い出しまして、安倍さんが撃たれた日は、全国5紙の見出しが全部一字一句変わらない見出しになったということで、ちょっと話題になりました。一体何ですか、これは新華社電ですかというような感じですけども、こういうことは香港では絶対に起きないわけですね。同じことが起きても必ず違う角度から伝える新聞が出てきます。

『蘋果日報』は、ユニクロのモデルにもなったと言われているジョルダノというファストファッション会社がありますが、そのアパレル企業の創業者であった黎智英氏が1995年に創刊しました。1日1個リンゴを食べると、うそにだまされないという。医者いらずというのが本来の言葉ですが、それをもじったキャッチコピーで、何でもタブーなく言うぞというのが方針です。ただ最初の頃は、『蘋果日報』と



『蘋果日報』、2000年10月28日。

いう名前を言っても香港の人はみんな笑うような、どちらかというと扇情的な写真とか、ゴシップとかを売りにした大衆紙だったわけです。ところが、立場ははっきりと反中国共産党だった。これは2000年に江沢民国家主席が起こした事件の諷刺マンガです。この人、ちょっとかわいいところがあって表情豊かだったんですね。香港の記者にちょっと挑発をされて怒り狂って、おまえらは駄目だ、アメリカの記者のほうがよっぽど立派だみたいなことを言っているわけです。それをマンガにして載せているわけです。

今、「国安法」関係で裁判が行われて、まさに証言が行われているのですけれども、『蘋果日報』は特に2014年の雨傘運動以降、政治を中心とした路線に転換するのが社の方針になったということです。ですので、もう雨傘運動以降の社会、香港のことを知ろうと思うと、本当に真面目に知るために、逆に『蘋果日報』が必要だということです。

『蘋果日報』の最後は非常に突然のことで、『蘋果日報』の幹部が2021年6月17日に突然逮捕されます。「国安法」で定めた「外国と結託した罪」だということです。外国との結託というのは、外国に制裁を求める記事を載せた。アメリカさん、助けてください、そういった記事が罪に問われた。罪に問うと同時に経営をできなくなる術を打ってきます。資産を凍結する

んです。お金は持っていてもそれを引き出したり動かしたりができなくなってしまうと、実際に新聞を毎日印刷する、あるいは給料を払う、そんなことができなくなっていくますから、わずか1週間で廃刊に追い込まれたわけです。発行部数にして、長いこと多分香港で2位だったと思います。日本で発行部数2位は、今、『朝日新聞』でしょうかね。ですから、『朝日新聞』が今日何か罪に問われて、1週間後になくなっているということを想像してください。それほど衝撃があったということですね。

そして、ウェブサイトも閉鎖されました。『蘋果日報』はもちろん香港の歴史ですので、多くの人がウェブサイト上で何とか残そうというプロジェクトはしていますけれども、今は残された紙と、あとはデータベースにしか残っていないという新聞ですね。その最終号というのを、私、友達が確保してくれましたので手元に持っています。ネット上で見ましたら「超入手困難、香港『蘋果日報』最後の新聞3980円」とオークションに出ていましたので、それだけ見ても、このコレクションがいかに貴重なものであるかということがお分かりいただけるかと思います。

とにかく猛烈な勢いで変化しました。国境なき記者団という国際NGOがフランスにございます。日本でも報道されますが、毎年、世界の報道の自由ランキングというのを発表しているわけですね。およそ世界190ぐらいの国と地域が対象となっている、そういう調査ですけども、香港はそこで2021年版、つまりは2020年の状況を反映したものですけれども、全体で80位という評価だったんです。すごくいいわけではないけれども、真ん中より良いぐらい、まあまあ報道の自由があるかなという評価だったんです。ところが、それが翌年、『蘋果日報』が廃刊した後の2022年版の評価になりますと、いきなり148位まで落ちるんです。たった1年で報道の自由のランキングが68個落ちるんで

す。これは恐らく、このランキングが調査として始まって以降、他に例がないと思います。世界で最も急速な報道の自由の減退、それが恐らく2020年から21年といった時期の香港が経験した事態ですね。

ですから、その記録がまさに今回のコレクションに含まれますので、その間にどうやって論調が変わっていくかということも分かるわけですけれども、これは単に香港の記録というよりも、世界で民主主義がどういう目に遭ったか。それによってどういったことが、わずかな時間で起きたかということを探るために、後の世においては絶対に必要な事例になるんじゃないか、そういうふうに考えております。

3. 紙の新聞の持つ「情報」

次のテーマ、紙の新聞であることの意味です。そもそも紙の新聞というのは、今は冬の時代ですね。これは香港に限らず世界中そうだと思います。日本でも、私の学生でも紙の新聞を読む人はあまりいないですね。実際、私も先ほど申し上げましたように香港の新聞、日本で毎日読んでますとは言いつつも、紙の新聞ではないわけです。当然、その日に出た香港の新聞をその日に読む手段というのはネットでしかあり得ないわけです。しかも香港の新聞社というのは、無料で全文を公開するというのを早くから始めました。ですから、私は1998年頃から毎日ネットで香港の新聞を読むということになったわけですけど、その頃は本当に画期的なことで、日本の新聞もまだ始めていなかったと思います。タダで香港の新聞読み放題というのは夢のようなことで、その恩恵を受けて私はどうか香港の政治を、ある意味、同時代的に研究ができるようになったという幸運な世代に当たるわけですけれども、今でもそうできて、少なくとも廃刊していない『蘋果日報』以外の新聞の

相当な部分は、無料でも読めますし、お金を払えば全部読めるというのも多いです。

例えば『明報』のサイトを見ますと、これは2月3日です。メッシが香港に来たという、その日の香港の『明報』の新聞のサイトです。また大学に所属をしていれば、Wisearchというのは非常に有力なデータベースで、香港、あるいは中華圏の新聞、雑誌を網羅している。これは私、残念ながら、高くて私の立教大学の図書館に入れていないんですが、代わりにFactivaというのがありまして、これはダウ・ジョーンズがニューヨークで出していて、世界中の新聞を網羅している。こういうのは個人では当然無理ですが、大学で契約している所がありますので、それにつながれば記事もこうやって検索画面で見ることができると。日々の研究を同時代的にやる私の立場からいいますと、やはり、これに頼る以外に方法がないわけです。

しかしながら、それでもやっぱり紙の新聞は、ある特定の価値を持っているというふうに思うわけですね。一つは当然ながら、見出しやデザイン、字体や色使い、そういったようなことです。そして、もう一つ面白いのは、香港ですとインクとか紙質というのが経営のバロメーターで、なんか紙が薄くなったとか、印刷が汚くなったなどというようなことを、よくみんなで議論して、『蘋果日報』は赤字なのではなどと言うこともよくありました。

もう一つ、これは紙の新聞の利点だと思うのは広告です。香港の新聞というのは、厚みのうちの多分半分ぐらい広告が占めていると思います。その広告というのは記事ではないですから、データベースに載ってきませんね。ところが広告というのが、とても面白いんです。『大公報』の2月3日の広告は、香港政府が「国家安全維持条例」をこれから作ろうとしています¹、それを全力で支持しますというふうに九龍総商

¹ 国家安全維持条例案は3月8日に官報に掲載され、その後急ピッチで審議が進められた。3月9日・10日は、週末に終日



2003年7月1日の『蘋果日報』の一面・最終面の裏は、デモで使えるポスターになっていた（倉田所蔵）。

会が出した全面広告。これは、ほとんどみかじめ料みたいな、香港版パーティー券みたいなもので、これを出さないと政権からにらまれますので出すわけですがけれども、こういうところに一体誰が広告を出しているか、これはなかなか重要な情報です。一方、『蘋果日報』の最後の号は、広告が一つもないです。一つの広告も出てない新聞というのは、恐らく香港の新聞の歴史上で極めて稀有なケースだと思います。載せられなくなったということですね。

そうは言っても、『文匯報』に関していえば、広告も含めた紙面そのもののPDF版が、ネットにあることは確かです。ただ、例えば『蘋果日報』の広告では、面白いものを一つ、私、実物を持ってきました。これは私の宝物なのですが、2003年の7月1日、50万人デモが起きた

日の『蘋果日報』の一面です。「街で会いましょう」というような、要するにデモに行きましょうというのが見出しになっているわけですが、この記事はデータベースにあります。ところが、重要なのは、これにはおまけがついている。デモのポスタープレゼント、付録なんですね。付録がどこにあるかって、一面と最終面の裏に二面抜きであるんですよ。デモに行ったときにこれを持って歩きましょうという、「董建華は要らない」となっている。こういった情報は紙でしかないわけですし、データベースにももちろん残っていないわけです。こういったようなものが見られるのも紙の良さです。そういった意味で、紙の新聞というのは重要だと思います。

4. 日本の役割

の臨時会議を開く異例のアレンジが採用された。9日の審議の際、管浩鳴立法會議員から、『蘋果日報』を所持することは扇動罪になるかとの質問があり、これを受けて条例を担当する鄧炳強保安局長は、発行の時期を問わず、条例成立後は扇動性の刊行物を所持していることが違法になると明言した。鄧炳強は同時に、長年保持していて、扇動の意図がないものであれば、それを理由に免罪を主張できるとも述べたが、元民主派の弁護士で、転向して親政府派となり、現在は政府の最高諮問機関である行政會議のメンバーを務めている湯家驊は、疑われなくなければ『蘋果日報』を廃棄すべきだと述べたと報じられている（『信報』、2024年3月12日）。こうした状況下で、図書館や個人等が危険を避けるために歴史的な資料を廃棄する動きが、香港で今後進む可能性はあるだろう。

最後に手前みそですが、日本の香港研究が持っている役割があるのではないかということです。香港研究というのは、日本には結構歴史があります。香港研究だけで独立していたかは別として、香港を研究するということは19世紀から行われていて、日本最古の香港研究の書籍ではないかと思われるのは、訳書ですけれども、『東洋における英国植民地政策』という本が訳されていて、その中に香港に関するさまざまな情報が入っています。この辺から、日本人の香港への興味というのは尽きたことがないわけです。

とにかく今、香港の状況というのは、もう話し出すときりがありませんが、香港の中ではいろんなことができなくなってしまっているわけですね。それを一つ一つ挙げてくと一晩かかっても話きれないです。ただ、それをまとめてくれているのが、香港中文大学の政治思想の専門家の周保松先生という方が、フェイスブックに昨年つぶやいた言葉ですけれども、とてもうまく書いてある。これだけ読ませていただきますと、「歌う者は舞台を失い、映画を撮るものは上映する映画館がなく、マンガを描く者には発表するプラットフォームがなく、文章を書く者にはそれを出してくれる出版社がない。記者をやる者はメディアを失い、読書が好きな人間は多くの本が図書館から消えたことに気付く。常識科目を教える先生には教えるべき常識がなくなったことが分かる。大学生には学生自治会がなく、労働者の権益に興味を持つ者には労組がない。政治に志す者には政治に参加する権利がなく、皆のために自由を勝ち取ろうと力を出したものが最初に自由を失っている。さらに分からないのは、無数の、この場所を家だと考えていた人間たちにとって、今や帰るべき家がなくなったことだ。それはここを離れた人にとっても、残っている人にとってもそうだ。その後ヤツらは言う、これがすばらしい新香港だ

と。」というわけですね。香港はすっかり改造されている。今まであったさまざまな物がなくなるが、これが新しい、素晴らしい香港だというのが現在の議論だということです。

すなわち、もう香港の中ではある種の香港研究ができなくなっているという深刻な状況があります。今、逆に香港研究の拠点というのは世界中に散っているんですね。イギリスにブリストル大学の香港史研究センター、あるいはカナダはブリティッシュ・コロンビア大学、それからトロント大学、あるいは台湾で昨年12月には、大きなシンポジウムがあって私も行ってまいりました。この他、オーストラリアなどでも香港研究の拠点を作ろうとしている。

他方で、世界初の香港研究をテーマにした研究組織と銘打って、2015年に誕生した香港教育大学の香港研究アカデミーは間もなく閉鎖するという話になっております。香港人が香港を研究するのに香港ではできない、外に行くしかないということですが、イギリス、カナダ、台湾、あるいはオーストラリア、そういった所で香港研究をやる人というのは主に香港人です。香港から出ていった人たちが旗を振っている、あるいは主力になっているところが多いわけですね。そうなりますと、香港人ではない人々が主力になっている海外における香港研究の拠点というのは、やはり日本が最大のものだろうと考えるわけです。

その日本の香港研究というのは、厚い伝統があります。経済や文化の交流というのはずっと続いてきました。また、もう一つは、香港は中国であるという立場から考えますと、中国研究が日本には分厚いものがある。加えて、香港の映画、歌、ファッションやグルメ、そういったようなところから香港ファンになってくださったかたがたが、本を手にとったり、あるいは映画を見に行ったりといったことに参加をしてくれるわけですね。そして今はこの会場にも香港の方も

お越しですが、日本語が分かる香港の方というのもたくさんおられるわけですから、日本で香港研究をやる方々が沢山いる。そういったような人々の力を使って、そして今回の資料を使って、香港の研究上の魅力を伝える。それが私たちの使命だろうと考えております。

また、今回のコレクションは、こういった研究の用途で使うことももちろんですけども、東京外国語大学に置かれるということですので、やはり教育という意味でも、ぜひ活用してほしいと私は思っております。この中国語繁体字で書かれた新聞をちゃんと解読できる人、あるいはこういったものを読みたいと思う学生というのは、外語大に沢山いるはずですので。実は私も、立教大学の「アジア政治論」という授業で一つ課題を出していて、紙の新聞を読んでこいというのをやっています。切り抜きでもいいし、紙の新聞をとっていない家が増えてきてますから、データベースを使ってもいいけれども、ちゃんと紙の新聞のデザインがあるものを読んでみなさいと。そこでプロが整理した情報というものに触れるのがいかに重要なことか、ネット上で自分の好きなものをつまみ食いするだけではなくて、整理された、選択された情報をちゃんと系統立てて見る。そして、ある記事を見ながら隣の記事も目を向ける。こういったようなことが、いかに頭のトレーニングに重要なことか。忙しいサラリーマンはなかなか紙の新聞を広げる時間がなくても、学生は時間があるので、学生たちにはそういうことを根気強くやってほしいなというふうに思っております。

紙媒体の新聞が持つ情報が、教育や研究にこれからも生かされていくことを祈っております。というわけで私の話はここまでにしたいと思います。ありがとうございました。

論 文
Articles

レーダ・ラファネッリの『社会素描短編 (Bozzetti sociali)』におけるジェンダーと階級

Gender and Class in Leda Rafanelli's *Social Sketches (Bozzetti sociali)*

小久保 真理江
KOKUBO Marie

東京外国語大学大学院総合国際学研究院
Tokyo University of Foreign Studies, Graduate School of Global Studies

著者抄録

本論文では、レーダ・ラファネッリの短編集『社会素描短編 (Bozzetti sociali)』についてジェンダーと階級に焦点を当てながら論じる。『社会素描短編』は、「ブルジョワ対プロレタリア」の二項対立図式に基づいて階級間の不平等や搾取の問題を中心に描いているが、同階級の男女の描かれ方には差異もあり、そこには同階級の男女が置かれた状況の差異についての意識が反映されている。下層階級の登場人物は、男女ともに貧困や過酷な労働の犠牲者として同情的に描かれる傾向にあるが、男性については兵役における自由の剥奪や労働中の事故死などの問題に光が当てられていることが多いのに対し、女性については、衰弱や病死、性的対象化や性的搾取、望まない妊娠などの問題に光が当てられていることが多い。上流階級の登場人物の多くは、男女ともに労働者階級を搾取する自己中心的で我儘な人間として批判的に描かれる傾向があるが、男性が脇役としてしか登場せず、彼らの視点や内面が語られることがほとんどないのに対し、女性は主役として登場することが多く、彼女たちの視点や内面、とりわけ彼女たちの不満や苛立ちや孤独感が描かれている。

Summary

This paper discusses Leda Rafanelli's *Bozzetti sociali (Social Sketches)*, a collection of short stories focusing on gender and class. Although *Social Sketches* primarily depicts, on the basis of the dichotomy of “bourgeoisie and proletariat,” class-based problems of inequality and exploitation, there are differences in the ways men and women of the same class are portrayed that reflect an awareness of differences in situations often confronted by men and women. Lower-class characters are generally portrayed sympathetically, as victims of poverty and harsh labor conditions, but there are gender differences in the issues that the stories focus on: while a number of lower-class male characters face such issues as deprivation of liberty while in military service and accidental death at work, a number of lower-class female characters face such issues as debilitation and death from disease, as well as sexual objectification/exploitation and unwanted pregnancies. Upper-class characters are generally portrayed critically, as egoistic, selfish exploiters of the working class, but while upper-class men appear only as side characters, with almost no descriptions of their personal perspectives or inner feelings, upper-class women often appear as main characters, with descriptions of their personal perspectives and inner feelings—particularly of their dissatisfactions, frustrations, and feelings of loneliness.

キーワード

ラファネッリ イタリア 文学 アナキズム 階級 ジェンダー

Keywords

Rafanelli; Italy; literature; anarchism; class; gender

原稿受理日：2024.1.28.

Quadrante, No. 26 (2024), pp. 101–127.

目次

はじめに

1. レーダ・ラファネッリの生涯と作品

2. 先行研究の状況

3. 『社会素描短編』の分析

3-1. 『社会素描短編』の概要と序文

3-2. 下層階級の登場人物

3-3. 上流階級の登場人物

おわりに

はじめに

本論文では、レーダ・ラファネッリ (Leda



Rafanelli)¹の短編集『社会素描短編 (Bozzetti sociali)』におけるジェンダーと階級の表象について論じる。ラファネッリは1880年から1971年まで生きた作家で、詩・短編小説・長編小説・評論など数多くの作品を出版した。日本では翻訳・紹介されておらず²、イタリアでも広くは知られていない作家であるため、まず、レーダ・ラファネッリの伝記的情報と作品、先行研究について概説してから、『社会素描短編』について論じる。

1. レーダ・ラファネッリの生涯と作品³

レーダ・ラファネッリは1880年にイタリア中部トスカーナ州の小都市ピストイアに生まれた。両親や家庭環境について詳しくは分かっていないが、母親は労働者階級の貧しい家庭出身で、父親は中流階級の家庭出身だったと言われている (Pakieser 18)⁴。

幼いレーダは、小学校3年生まで学校に通い⁵、1890年代から印刷所で植字工見習いとして働きはじめた。1890年代に家庭環境に大きな変化があったと思われるが、本人はこのことについて語っておらず、詳細は明らかになってはいない。先行研究では、1890年代に父親が(政治的犯罪ではない)何らかの罪で禁錮数年の実刑判決を受けたと推測されている (Pakieser 20, 30; Masini 8)。印刷所で

働きはじめたラファネッリは、職場で多くの書物の言葉に触れることを通して文化と政治思想を学び、同僚のアナキストの影響を受けてアナキズムに傾倒していった⁶。15歳のときから詩や短編小説を書くようになり (Pironi “Leda Rafanelli. Una scrittrice” 103)、1897年には弟と共同で詩集『考え (Pensieri)』を出版した。

その後、1900年頃にエジプトに渡航し、3、4ヶ月ほどアレクサンドリアに滞在したと言われている。ラファネッリはのちに自身のエジプト滞在経験について語っているが、なぜエジプトに渡航したのか、そしてなぜ数ヶ月だけでイタリアに戻ってきたのか、エジプト滞在中では誰と一緒にいたのか、などの詳細については語っていない。エジプト渡航や滞在を証明する書類も見つかっていないため、本当にエジプトに滞在していたかどうかは確実にわかっていない。先行研究では父親の実刑判決による環境の変化が渡航の理由だったのではないかと推測されている (Pakieser 30; Masini 8)。エジプト滞在中にはアレクサンドリアのアナキストと交流があり、後に夫となるアナキストのルイジ・ポッリ (1870-1922) と最初に出会ったのもアレクサンドリアだったと言われている。また、エジプト滞在をきっかけにラファネッリはイスラム教を信仰しはじめ、その後イタリアに戻ってからもイスラム教を信仰しつづけた。

¹ 先行研究 (Pierotti 71) によると、ピストイア市の出生登録に記録されている本名は Bruna Leda Rafanelli だという。レーダ・ラファネッリは作品執筆・発表の際に偽名を使うことも多かった。ラファネッリが使ったさまざまな偽名については、Chessa (“Introduzione” 22) を参照。

² 日本語文献に関して本論文の筆者が知る限りでは、戸田 (380-381) の著作にわずかな言及があるのみである。

³ この章の執筆にあたっては、Boccolari, Granata, Masini, Pakieser, Pierotti, Pironi, Chessa “Leda Rafanelli” を参照した。ラファネッリは非常に多作であり、未発表の作品も多い。この章で全ての作品の名前をあげることはできないため、代表的な作品のタイトルのみを挙げる。ラファネッリの作品タイトルのリストは Chessa 編 *Leda Rafanelli tra letteratura e anarchia* のなかの Bibliografia の章 (pp. 186-198) で確認することができる。

⁴ 父親の職業について先行研究の多くでは何も言及がないが、Cappellini は “impiegato (ホワイトカラーの賃金労働者)” で “giornalista (ジャーナリスト)” であったと書いている (Cappellini “La sapiente arte” 244)。

⁵ 1877年のコッペーノ法により、19世紀末当時の義務教育期間は小学校3年生までであった。

⁶ アナキズムの思想は多様であり、さまざまな異なる立場・主張のアナキストが存在する。19世紀末から20世紀初頭にかけてのイタリアにも多種多様なアナキズムの思想が存在した。大きな二つの流れとしては、労働者組織を重視するアナキズムの潮流と個人主義的なアナキズムの潮流があったが、それぞれの潮流のなかにも多様な思想や立場が存在した。ラファネッリのアナキズムは、個人主義的なアナキズムとして位置付けられている。Ferri の分析によれば、ラファネッリは、個人主義的なアナキストであり、労働者組織の官僚主義化を批判しているが、自然発生的なサンディカリズムには反対ではなかった (Ferri 77)。

エジプト滞在後、イタリアに戻ってからは、フィレンツェの印刷所で植字工として働きはじめ、1902年にはルイジ・ポッリと結婚した⁷。結婚後、1904年にはポッリと共に出版社を設立し、多くのアナキスト系の政治的な冊子や書籍を出版しはじめた。ラファネッリ自身も軍隊や教会の権力、学校の教育方針などに異議を唱える文章を執筆・発表している。短編・長編小説も執筆・発表しており、1905年には小説『ある愛の夢 (Un sogno d'amore)』を出版した。

その後、1907年にはアナキストの植字工ジュゼッペ・モナンニ (1887-1952) と出会い (Cappellini "La sapiente arte" 245)、私生活の面でも仕事の面でもモナンニが新たなパートナーとなる。1909年にはモナンニと共にミラノに移住し、その後ミラノで出版社を設立した⁸。ラファネッリは雑誌や書籍の出版の仕事に携わりながら、自身の執筆活動をつづけ、1911年頃には短編集『社会素描短編』を、そして1912年には小説『新たな種 (Seme nuovo)』を出版した。

1910年には未来派の画家カルロ・カッラ (1881-1966)⁹ と出会い、二人は1912年に短い期間、交際していたが、ラファネッリは未来派の思想や美学には賛同していなかった。特に、未来派に見られる過去の芸術文化の否定や戦争賛美に対してラファネッリは批判的で

あった。

1913年にはベニート・ムッソリーニに出会い、1913年から1914年にかけての一時期、ムッソリーニとも親しくしていた。当時、ムッソリーニは社会党員で、社会党の機関紙『アヴァンティ』の編集長を務めていた。1914年には、ムッソリーニが第一次世界大戦参戦の立場を表明したことにより二人は対立し、二人の関係は終わった。

第一次世界大戦中は、ラファネッリは反戦を唱える文章をさまざまな媒体に発表した。1915年には、パートナーのモナンニが徴兵から逃れるためスイスに亡命し、1916年から1918年頃にかけての時期ラファネッリは (1910年にモナンニとの間に生まれた一人息子と共に) トスカーナ州にも滞在していた (Cappellini "La sapiente arte" 261)。この時期には、エチオピアで迫害を受けていたユダヤ教徒への連帯活動にもラファネッリは携わっており、ユダヤ教徒のエチオピア人男性と交際していた¹⁰。

第一次世界大戦終了後は、ミラノに戻ってきたモナンニと共に再びミラノで出版の仕事に携わった。彼らの出版社¹¹は、1923年以降ファシズム政権からの弾圧や監視¹²を受けながらも活動を続け、学術書や文学作品を多く出版した。特に外国文学のイタリア語訳の出版が

⁷ 二人の結婚の経緯や詳細は明らかではないが、Pakieser は「ロマンスというよりは友情と保護にもとづいたものだった可能性がある」(37)と推測している。

⁸ モナンニとラファネッリが作った出版社は Libreria Editrice Sociale という名前である。この出版社について Masini は、別の場所 (Sesto San Giovanni) にあった Società Editoriale Milanese という出版社がもとになっていると述べている (Masini 12)。出版社 Libreria Editrice Sociale は、第一次世界大戦後に Casa Editrice Sociale と名前を変え、さらに 1926 年のファシズム政権による弾圧 (出版物の押収) の後には、Casa Editrice Monanni と名前を変えた。

⁹ カルロ・カッラは 1910 年代前半に未来派のメンバーとして活躍した。未来派時代のカッラの代表的作品にはアンジェロ・ガッリ (1904 年ストライキ中に亡くなったアナキスト) の葬儀を題材とした《アナキスト、ガッリの葬儀》(1910-1911) などがある。カッラはミラノで未来派のメンバーだけではなくアナキストとも交流している。未来派とアナキストとの関係性については Ciampi の研究書 *Futuristi e Anarchici* に詳しく書かれている。

¹⁰ このエチオピア人男性 Emmanuel Taamrat (1888-1963) は、フィレンツェのユダヤ教神学校で学ぶため数年前からイタリアに来ていた (Pakieser 129)。ラファネッリは後にこの男性を含めた四人の男性 (Emmanuel Taamrat, Adem Surur, Omar, Agaffari) との関係性を題材にした作品 (『一人の女と四人のオリエントの男たち (Una donna e 4 Uomini d'Oriente)』) の執筆に取り組んだが、この作品は完成せず、部分的に出版されることもなかった。

¹¹ モナンニとラファネッリの出版社は 1919 年から 1926 年までは Casa Editrice Sociale という名前だったが、1926 年のファシズム政権による弾圧の後、Casa Editrice Monanni という名前に変わった (Bonsavie, ch. 1)。

¹² 出版社に対するファシズム政権の弾圧については、Masini (22) や Bonsavie (ch. 1) を参照。

多く、1920年代後半に出された作品には、マクシム・ゴーリキー、アレクサンドル・クプリーン、ジャック・ロンドン、アプトン・シンクレア、オルダス・ハクスリーなどの著作が含まれている (Masini 22)。ラファネッリは自身の作品執筆にも精力的に取り組み、1920年代には小説『群衆の英雄 (L'eroe della folla)』 (1920年) や小説『魅惑 (Incantamento)』¹³ (1921年)、短編集『女性と雌 (Donne e femmine)』 (1922年)、小説『流星のように (Come una meteora)』 (1926年)、『オアシス—アラブの小説 (L'Oasi: romanzo arabo)』 (1929年) などを出版した。

1934年にはモナンニが別の女性と結婚して子どもを設けたことにより、二人のパートナーシップが終わり、ラファネッリは出版社の仕事から離れた。1930年代には検閲が厳しくなっていき、以前のような明らかに反体制的で政治色の濃い作品を発表することは難しくなっていた。この時期ラファネッリは、アフリカを舞台とする短編小説や連載小説を子ども向け週刊紙『コッリエーレ・デイ・ピッコリ (Corriere dei piccoli)』に発表している¹⁴。また、1939年には『世界を見る—エリトリアの二人の少年の冒険 (Vedere il mondo: avventure di due ragazzi eritrei)』と題された児童小説を出版している。1940年代には息子とその家族と暮らすため北西部のリグリア州 (1941年からサンレモ、1943年頃からジェノヴァ) に移住したが、1944年に息子は腹膜炎で亡くなった。その後ラファネッリは1971年に亡くなるまでジェノヴァに暮らした。

第二次世界大戦後、1946年にはファシズム時代に隠していたムッソリーニからの手紙

(1913年から1914年の期間のもの) を自身の回想と組み合わせた作品『ある女とムッソリーニ (Una donna e Mussolini)』を出版した。1960年代にはカルロ・カッラについての回想にカッラからの手紙を組み合わせた作品を出版しようとしていたが、結局この作品は出版されず、死後の2005年に出版された¹⁵。長年、手相占いの仕事も行っており、その経験を題材にした作品『ある占い師の回想 (Memorie d'una chiromante)』を執筆したが、この作品も生前に出版されることはなく、死後2010年ようやく出版された。晩年にはイタリアのアナキストたちについての回想を執筆することにも取り組んでおり、その一部は1960年代のアナキストの週刊紙に掲載された。

2. 先行研究の状況

ラファネッリはイタリアでも一般的に広く知られている作家ではないが、1970年代からラファネッリについての紹介記事等は存在し、1975年には『ある女とムッソリーニ』が再出版された。この1975年の版に付された Masini の序文はその後の研究の重要な土台となった。1990年代からはラファネッリの作品についての研究論文も発表されており、特に2000年代以降には研究がより盛んになっている。2007年にはラファネッリについてのシンポジウムがイタリアで開かれ、翌年にはシンポジウム録『レーダ・ラファネッリ、文学とアナキーの間 (Leda Rafanelli tra letteratura e anarchia)』が出版された。2012年出版の研究書『イタリアのオリエンタリズム (Orientalismi italiani)』第一巻には Spackman によるラファネッリのオリエンタリズムについての論文が収録されてい

¹³ 小説『魅惑 (Incantamento)』の主人公はムッソリーニをモデルとしている。この作品は1917年から1918年頃の時期に執筆され、Sahra という偽名で1921年に出版された。

¹⁴ Pironi によれば、ラファネッリは1926年から1945年にかけての時期に、複数の偽名を使って『Corriere dei piccoli』に短編小説や連載小説を発表した (Pironi "Leda Rafanelli. Una scrittrice")。

¹⁵ この作品 (*Una donna e un pittore-non-ancora-celebre*) は、2005年出版の *Leda Rafanelli - Carlo Carrà: un romanzo. Arte e politica in un incontro ormai celebre* に収められている。

る。2014年には、ラファネッリについての研究書が Pakieser によって英語で出版された。この本はラファネッリの作品からの抜粋の英訳にも多くのページを割いており、それまで英訳されていなかったラファネッリの作品を英語圏の読者に部分的に紹介する役割も果たした。2000年代以降にはラファネッリの未発表の作品の出版や絶版の作品の再出版¹⁶がイタリアで進んでいるほか、ラファネッリについての研究論文も多く書かれている。

先行研究では、宗教の制度や権力に批判的なアナキストでありながらイスラム教を生涯信仰しつつつけたという側面¹⁷や、中東、アフリカ、インドの思想・文化に傾倒していたという側面が注目される傾向がある。ラファネッリの多数の作品のなかでは特に、1929年の小説『オアシス—アラブの小説』が多くの研究で論じられている。この小説は、20世紀初頭のフランス保護領チュニジアを舞台とした作品である。Étienne Gamalier というフランス人男性風の偽名で出版されており、フランス人男性が書いた作品をイタリア語に翻訳したものという体を装っているが、実際はラファネッリがイタリア語で執筆した小説である。反植民主義的な思想を持つフランス人女性のジャンヌ、彼女の友人で植民主義の思想を持つアンリ、その恋人のベルベル人の女性ガムラの3人を主な軸として物語は展開する。作品から読み取れる反植民主義・反帝国主義・反近代西洋文明の思想(近代西洋の資本主義社会・文化に対する批判意識)、そして(近代西洋文明に対するアンチテーゼやオルタナティブとしての)「東洋

文化」への傾倒が特に注目されている。

また、『オアシス』を含めたラファネッリの作品や思想は、ジェンダーの観点からも分析されている¹⁸。ラファネッリのジェンダー観は複雑で多面的であり、ジェンダーの問題に関するラファネッリの言説には非一貫性や矛盾もみられる(Pakieser 82-84)。ラファネッリのジェンダーに関する言説・表象には先駆的な側面もあるが、本質主義的な側面や男性優位主義的な側面もある。

ラファネッリの作品には、女性に対する抑圧や家父長制に対する問題意識が見られるが、ラファネッリは同時代の「ブルジョワ女性」たちの女性運動に対しては批判的であった。1904年に発表された文章のなかでラファネッリは次のように述べている。

プロレタリア女性はたいてい精力的に抑圧に対して闘っている。ブルジョワ女性(中略)も反乱を起こしはじめた。だが、誰に対して反乱をしているのだろうか？ 男性に対してである。そうだ。ブルジョワ女性は、フェミニズムという一つの問題しか提議していない。ブルジョワ女性は、一つの目標しか掲げていない。その目標とは、勉強において男性たちに追いつき、職業において男性たちを真似し、男性たちと同等の存在として認められるようになることだ。(中略)おそらくブルジョワ女性は自分の理想を妨げる障害物は男性であるとみなし、男性と闘っている。社会全体と闘うよりも男性と闘う方が簡単だ。(中略)フェミニズム

¹⁶ 『レーダ・ラファネッリ—カルロ・カッラ、小説、すでに有名な出会いについての芸術と政治(Leda Rafanelli - Carlo Carrà: un romanzo. Arte e politica di un incontro ormai celebre)』(2005年)、『ある占い師の回想(Memorie d'una chiromante)』(2010年)、『二つの贈り物とその他のオリエントの短編小説(I due doni e altre novelle orientali)』(2014年)、『オアシス—アラブの小説』(2017年)、小説『魅惑(Incantamento)』(2022年)。これらの本の序文や後書きも重要な先行研究として挙げられる。

¹⁷ ラファネッリのアナキズムとイスラム信仰については Ferri の論文で詳しく分析されている。

¹⁸ ジェンダーの観点からラファネッリについて論じている文献としては、Boero, D'Aniello, Guidoni, Marchese, Pakieser, Pierotti, Pironi, Rossetti, Raouf Tantawy, Spackman が挙げられる。

は現代社会の有害な産物だ。フェミニズムは、女性弁護士を生み出すことしか目指していない。女性弁護士は男性弁護士と同様、来るべき未来の社会においては無益だ。なぜなら、わたしたち民衆は法律や裁判所が無益になり排除されることを望んでいるのだから。¹⁹ (qtd. in Ciampi “Leda Bruna Rafanelli” 30)

「ブルジョワ女性」が(国家の制度や階級間の不平等・搾取構造を保ったまま)男性と同じ権利を獲得しようとする運動が「フェミニズム」であるとラファネッリは捉えているように思われる。実際の当時の女性運動は一枚岩ではなく、さまざまな異なるタイプの女性運動が存在した²⁰。また、当時の女性運動は、「ブルジョワ女性」の問題だけではなく女性労働者の問題にも取り組んでいた²¹。そのことをふまえると、上記のラファネッリの言葉は同時代の女性運動をかなり単純化して捉えているように思われる。

ただし、アナキストであるラファネッリが目指していたようなラディカルな社会変革を当時の女性運動の活動家の多くが目指していなかつ

たのは事実だろう。また、当時の女性運動の活動家には貴族やブルジョワ階級の女性が多かったため、その点でもラファネッリの目には「ブルジョワ女性の運動」であると映ったかもしれない²²。ラファネッリは、男女間の不平等よりも階級間の不平等に対してより強い問題意識を持っており、社会制度を抜本的に変えなければ、抑圧と隷従からの真の解放は実現されないと考えていた。上記の引用で、ラファネッリは同時代の女性運動を単純化し「有害」と決めつけ女性運動の意義を無視してしまっているが、女性への差別や抑圧の問題について無関心であったわけではなく、抜本的な社会変革による解放を願っていたと言えるだろう。

ラファネッリについての先行研究においては、『社会素描短編』はほとんど分析の対象として取り上げられていないが、『社会素描短編』も、ジェンダーと階級の問題やその表象について考える上で、示唆に富む作品である。そこで本論文は、ラファネッリについての先行研究における議論もふまえた上で、『社会素描短編』における階級やジェンダーの表象について論じる。

¹⁹ 原文: Mentre la donna proletaria si occupa più o meno energicamente a combattere l'oppressione, la donna borghese [...] è insorta essa pure. Ma contro chi? Contro l'uomo: contro il maschio. Sì, essa non ha fatto che una questione: il femminismo; non ha avuto che uno scopo: raggiungere l'uomo nei suoi studi; imitarlo nelle sue professioni, arrivare ad essere paragonata uguale. [...] Forse la donna borghese troverà l'ostacolo alle sue idee nell'uomo e lo combatte, riuscendole certo più facile combattere il maschio che tutta una società [...] il femminismo è un frutto nocivo della società presente, che non tende ad altro che a fare delle avvocatesse; le quali, come gli avvocati, saranno perfettamente inutili nella società avvenire, dal momento che noi, popolo, vorremmo rese inutili e quindi eliminate leggi e tribunali.

²⁰ de Grazia は、20世紀初頭の女性運動には少なくとも、(1) 社会主義の系統の運動、(2) カトリック女性の運動、(3) ブルジョワの非宗教的な運動 (lay-bourgeois movement) の三つの流れがあったと述べている (21)。勝田は、(3) のタイプを「世俗的女性運動」と訳した上で、この de Grazia の分類について以下のように述べている。「当時のイタリアでは社会主義の理念や組織が民主主義的な思想や運動と明確に区別されていないことや、「世俗的女性運動」に含まれる諸組織の多様性を考えると、この分類には適切とはいえない面もあるとはいえ、女性運動に限らずイタリアの運動は、理念的整合性や確立された組織を欠いたまま人間関係をもとに進められる傾向が強く、ほかに有効な整理の仕方を見つけることもまた困難である」(105)。Wilson もこの時代のイタリアの女性運動が多様であり分類が困難であることに言及し、次のように述べている。「実際のところ、さまざまな異なるフェミニストの声が数多く存在した。それらの声の政治思想やジェンダー問題の分析はそれぞれに大きく異なっていた」(ch. 2)

²¹ 世紀転換期のイタリアの女性運動について勝田は以下のように述べている。「イタリアでは、女性労働者の問題に対しては、他の先進諸国にはみられない広範な闘争が展開された。デ・グラツィアも述べているように、イタリアの女性運動には、女性の解放は労働者の解放と不可分であるとの認識が強くみられる」(110)

²² Wilson はこの時代の女性運動について次のように述べている。「イタリアの多くの女性解放運動家は、労働者階級の女性を含む全ての女性の権利のための活動をしていたが、ブルジョワか貴族であった。社会主義運動の系統の女性には、プチブルジョワの女性(特に多くの小学校教師)もいたが、大部分の女性解放運動家は上層階級に属していた。大部分は都市の女性であり、農民の状況を知らないか農民の状況について無関心であった(ただし、彼女たちが提案した法改正のいくつかは農村の女性も救うことになるということも言うべきであろう)」(ch. 2)

3.『社会素描短編』の分析

3-1.『社会素描短編』の概要と序文

『社会素描短編』は、20世紀初頭の社会に生きるさまざまな人びとの姿を描いている短編集である。この短編集の初版は1910年あるいは1911年だと思われるが²³、この短編集に収められている作品のいくつかはすでに1900年代に雑誌に掲載されている。主人公は、工場労働者・鋤夫・農民・お針子・メイド・娼婦・失業者・浮浪者など下層階級の貧しい人びとが多いが、中・上流階級の人びとも登場する。物語の舞台に関しては、「シチリア」や「フィレンツェ」など、具体的な地名が出てくる短編もあるが、多くの作品では地名が書かれていない。

各短編は平均的に4頁から6頁ほどの非常に短いものであり、平易なイタリア語で書かれている。ほとんどの作品は、物語世界外の語り手が三人称で物語を語る形式となっている²⁴。ただし、語り手は完全に客観的な存在ではなく、主人公の内面に入り込み、主人公の視点から三人称で出来事を語ることが多い。作品によっては、同一作品内で複数の人物の内面に入り込み、複数の視点から物語を語ることもある。また、物語世界外の語り手の意見や皮肉、修辭的疑問文が差し挟まれることもある。自由間接話法で登場人物の思考が記述されることも多く、そのような箇所では、語り手の声と登場人物の心の声が重なり合い、読者は登場人物の心の内側に導かれる。語り手の思考なのか登場人物の思考なのか明確ではなく、どちらにも解釈可能と思われるような箇所もある。作品のなかでは多くの会話が直接話法で記されて

おり、登場人物の会話をその場で直接聞いているかのような感覚を読者に与える。また、会話文だけでなく語りの文にも中断符や感嘆符が頻繁に使われており、口語的な語りの感覚を与えている。

これらの短編小説は、アナキズムの思想を広めるという目的²⁵とともに執筆・発表された作品であり、下層階級の間人は「上流階級の間人に抑圧・搾取される善良な人間」として描かれ、上流階級の間人は「下層階級の間人を抑圧・搾取する墮落した人間」として描かれる傾向が強い。ただし、そのような図式には必ずしも当てはまらない部分もある。

短編集のタイトル『社会素描短編 (Bozzetti sociali)』の「sociali」という言葉は「社会の」という意味を持つ。「bozzetti」という言葉は、「デッサン」や「スケッチ」などの意味も持つが、一般的に文学の文脈では「短い物語作品」を指すのに使われる言葉である。特に日常生活を「写実主義的な調子と印象主義的な生彩」²⁶とともに描く短い物語作品を指すことが多い。本論文ではこうしたニュアンスをふまえて、このタイトルを『社会素描短編』と訳すこととした。

ラファネッリは序文のなかで、「Bozzetti sociali」の単数形である「bozzetto sociale」という言葉やこの短編集の特徴について説明している。

「bozzetto sociale」は、感じられた印象や体験された感覚を書いたわずかなページのなかで、現代の生活の多様な側面を表現する。小説家が見ていない人びと、そし

²³ D'Aniello と Pakieser は初版を1910年と記載している一方、Pierotti、Spackman、Fonda は初版を1911年と記載している。本論文では（初版が入手困難であったため）初版ではなく1921年の版を参照している。

²⁴ 一人称の語り手が登場する作品は、Gentilezza borghese、Galeotti、Un nihilista、Lacrime の四つのみである。このうち語り手が主要登場人物でありその人物像がある程度分かるのは Galeotti のみである。Un nihilista や Lacrime では一人称が使われているのは冒頭の一文のみである。

²⁵ アナキズム運動におけるプロパガンダについては、キンナ (104-108) や Pakieser (47-48) を参照。

²⁶ 辞典 Treccani オンライン版の定義からの引用：<https://www.treccani.it/vocabolario/bozzetto/>。

原文：In letteratura, racconto breve, che descrive con piglio realistico e vivezza impressionistica una situazione, un luogo, un carattere, tratti per lo più dalla vita di ogni giorno.

て歴史家が知らない人びと。凍えるほど寒い灰色の夜の霧の中で、浅瀬の陰鬱な闇の中で、現代の渦である工場の中で、さらには太陽の降り注ぐ海の浜辺で、彼らが動きまわる。動きまわる彼らをその周りの群衆から区別できる特徴がないため、小説家には彼らが見えないし、歴史家は彼らを知らない。彼らは家やあばら屋、鉱山の奥底に、牢獄の冷たい孤独の中に、修道院の静寂の中にいる。苦しみや痛み犠牲者。現行の法の因習の支配を受けている人びと。痛みと怒りを抱えた反逆者たち。誰からも命綱を投げてもらえない遭難者のような生活を送る男や女や子どもたち。²⁷ (5) [下線は引用者による]

貧しい庶民の厳しい日常生活を写実的に描く文学潮流としては、ジョヴァンニ・ヴェルガなどの作品に代表されるヴェリズモが19世紀から20世紀初頭にかけて興隆しており、ラファネッリはヴェリズモに影響を受けていると言えらるだろう²⁸。ただし、ラファネッリの序文には「小説家が見ていない人びと」という言葉があり、既存の文学で十分に描かれていないような人びとの姿を描くのだという意識があると言えらる。また、上記の引用では「現代の・新しい」という意味の「moderno」という形容詞が二度使われており、19世紀的世界とは異なる同時代の新

たな現実を描くのだという意識もあるように思われる。ヴェリズモの文学が主にイタリア南部の農民や漁民や鉱夫の姿を描くことが多かったのに対し、ラファネッリの短編作品は農民や漁民、鉱夫だけでなく、近代的都市に暮らす工場労働者やメイドの姿も描いている²⁹。また、ラファネッリの作品にはアナキストが数多く登場するという特徴もある。

上記の引用箇所のと、同じ序文の中でラファネッリは、エドモンド・デ・アミーチスの『軍隊素描短編 (Bozzetti militari)』³⁰に言及し、『社会素描短編』というタイトルはこの有名なデ・アミーチスの作品のタイトルを思い起こさせると述べている(6)。その上で、ラファネッリは、「社会の (sociale)」という形容詞をタイトルに選んだ理由について、この短編集は「著者である自身の考えを表現しているものだから」という理由を挙げ、ここで描かれている人物はみな「これまでに社会学しか取り上げてこなかったような人びと」なのであると述べている。

こうしたラファネッリの考えをふまえた上で次節では、20世紀初頭の社会を生きる人びとがこの短編集のなかでどのように表象されているのか、そして「感じられた印象」や「体験された感覚」、「苦しみや痛み」がどのように描かれているのかを、ジェンダーと階級に注目しながら見ていく。

²⁷ 本論文における『社会素描短編集』からの引用は全て1921年の版にもとづく。

原文: Il bozzetto sociale riflette in poche pagine d'impressioni sentite e di sensazioni vissute, i multiformi aspetti della vita moderna. Si muovono, e nella nebbia delle sere grigie di freddo e di gelo, e nelle fosche tenebre del bassofondo, e nelle voragini moderne che sono le officine, e anche sulle luminose spiagge del mare, esseri che il romanziere non vede, che lo storico non conosce, perché nessuna caratteristica li differenzia dalla folla nella quale si agitano. Vivono in case, in tuguri, nelle profondità delle miniere, nella fredda solitudine delle galere, nella quiete dei conventi, vittime tutti di strazi e di dolori, soggetti tutti alle convenzionalità delle leggi presenti, ribelli anche doloranti ed esasperati, uomini, donne, fanciulli, che potrebbero dirsi i naufraghi della vita, ai quali nessuno porgerà mai la gomina della salvezza.

²⁸ ラファネッリはヴェリズモの影響を受けているが、ヴェリズモの客観性を重視はしておらず、アナキズム思想を広めるための手段として写実的描写を用いていると Pakieser は述べている (Pakieser 49)。

²⁹ ただし、ヴェルガの作品にも『Per le vie』などミラノの街を舞台としているものがあるため、この点についてはより詳細な比較検討が必要と思われる。

³⁰ 『軍隊素描短編 (Bozzetti militari)』は、軍隊での生活を描いた短編作品群である。1867年に戦争省の雑誌『軍隊のイタリア (Italia militare)』に連載され人気を博し、その後1868年に『軍隊の生活—素描短編集 (La vita militare. Bozzetti)』というタイトルで単行本として出版された。

3-2. 下層階級の登場人物

下層階級の人物に関しては、男女に共通して、貧困や過酷な労働に苦しむ様子が描かれている。ただし、男性が主人公の物語には、仲間との連帯で困難を乗り越える物語や隷属状態から自らを解放する物語も複数あるのに対し、女性が主人公の物語の場合はそのような作品はほとんどないと言ってよい³¹。男女ともに若くして死を迎える人物の物語も多いが、男性の場合は労働中の事故死の話が多いのに対し、女性の場合は自死や病死が多い。

女性登場人物としては、工場労働者、お針子、お針子見習い、メイド、農民、失業者、娼婦などが出てくる。男性労働者たちの身体が（疲弊してはいても）強く逞しい身体として描かれることが多いのに対し、女性労働者たちの身体は、日々の過酷な労働と永続的な貧困生活のなかで衰弱した不健康な身体として描かれることが多い。例えば、「工場の娘 (La figlia della fabbrica)」と題された短編では、出産後に死亡した製糸工のエピソードがあり、「製糸工場の仕事で消耗させられた彼女の虚弱なからだは、この危機を乗り越えられなかった」³²(116)と語られる。

また、「禁止された読みもの II (Lecture proibite II)」と題された短編では、お針子たちの労働の状況が以下のように身体への負荷を強調する形で描かれている。

彼女たちは11時間以上働く。一番年上のお針子でも一日2リラももらえない。

必要なときは徹夜をしなければならない。絹の布の上に身をかがめ、野心的な婦人たちの高級な服の上に身をかがめ、休みなく針仕事をし、石油ランプの光で目は疲れ、かがんだ姿勢で肩は痛む。

だからみな、虚弱で青白く、血の気がない。³³(131)

この物語には、監督者が外に出かけた際に勝手に休憩をとり、恋愛談義を明るく楽しむお針子たちの姿も描かれており、上記の引用のような陰鬱なイメージだけでお針子が描かれているわけではないが、その楽しげな様子は、語り手によって皮肉な調子で描かれている。束の間の休憩中、あるお針子がラブレター（ある学生から受け取ったもの）を声に出して読んで聞かせ、同僚のお針子たちはそのラブレターを賞賛する。語り手は、「お針子たちの理想」の存在である「学生」からのラブレターのなかの「陳腐なフレーズ」や「アンソロジーから丸写しされた詩節」にお針子たちが感動していることに触れ、「彼女たちは、これからいくつの幻滅に出会うことだろう？ だが、彼女たちの労働と空腹の青春を照らすたった一筋の陽光を取り去ることは良いことだろうか？」と結んでいる(132)³⁴。

この短編集における下層階級女性の物語の特徴としては、疲弊・衰弱する身体の問題に加え、性的欲望の対象として眺められ利用される身体の問題や、望まぬ妊娠・出産の問題が描かれていることも挙げられる。なかでも特に目

³¹ 例えば「工場の娘 (La figlia della fabbrica)」では、出産後に死亡した未婚の女性工員の娘を同僚の女性たちが共同で育てるなど、女性同士の連帯の力が描かれているが、最終的にその娘は自死してしまうという絶望的な結末になっており、連帯で困難を乗り越える物語の型とは異なる。

³² 原文：il suo gracile organismo, logorato dall'esauriente lavoro della filanda non aveva superato la crisi

³³ 原文：lavorano oltre undici ore, e la più anziana non arriva a prendere due lire al giorno. / Quando il lavoro lo richiede, devono far nottata, lavorare curve sulle stoffe di seta, sulle ricche vesti delle signore ambiziose, agucchiando senza riposo, affaticando la vista alla luce di lumi a petrolio, con le spalle dolenti per lo stare piegate. / Quasi tutte perciò sono gracili, pallide, anemiche.

³⁴ 原文：A quante disillusioni vanno mai incontro! Ma sarebbe ben fatto togliere loro l'unico raggio di sole che illumina la loro gioventù di lavoro e di fame?

立つのは、上位の階級・立場の男性に誘惑され恋に落ちた女性が妊娠し、男性から関係を断たれた状態で出産するパターンの物語である。

「工場の娘 (La figlia della fabbrica)」「二人の女 (Due donne)」、「挨拶 (Il saluto)」の三作品は内容の詳細は異なるものの、全てこの型に当てはまる。「工場の娘」では雇い主に誘惑されて、妊娠・出産した女性工員が娘を出産後すぐに亡くなる。娘マリアは、(母の同僚だった)女性工員たちによって共同で育てられるが、成長後に、自分の恋人(工場長の息子)が実は弟であることを知り、自死する。「二人の女」では、勤め先の家の未婚の伯爵に誘惑され妊娠したメイドが娘を一人で育てるが結核にかかり病死する。娘のジョルジーナは経済的に困窮し娼婦になる。一方、伯爵は金のために裕福な未亡人と結婚し、二人の間に娘クララが生まれる。この作品では、貧しいジョルジーナと裕福なクララの世界が対比的に描かれている。「挨拶」は、勤め先の家の客に誘惑され妊娠したメイドが、家のなかで隠れて出産したあとに子どもの泣き声(「初めての挨拶」)を抑えようとして子どもを殺してしまうという筋書きの孤立出産と乳児殺害遺棄の物語である。どの作品においても、女性たちが悲劇的な結末を迎えるのに対して、父親である男性たちは罰せられたり不幸な目に遭うことはない。また、三作品とも客観的な視点あるいは女性登場人物の視点に立った三人称の語りとなっており、女性登場人物の内面は描かれているが、男性登場人物の内面描写や彼らの視点からの描写はほとんどない。

男性に誘惑され肉体関係を持ったのちに妊娠し関係を断たれるという筋書きはこの時代に

限らず、よくある物語の型であると言える。この短編集における特徴としては、三作品とも全て、上位の階級の男性に誘惑されているということが挙げられるだろう。同じ階級の男性に誘惑されて妊娠した女性が一方的に関係を断たれるという話はこの短編集には出てこない。

また、妊娠した女性の親族(親や兄弟など)が全く登場しないという特徴も挙げられる。特に「二人の女性」と「挨拶」の二作品からは、家族や友人との繋がりも同僚との繋がりもない女性の孤立の問題が浮かび上がる。「工場の娘」では、製糸工場の女性工員の協力関係や、彼女たちの子どもたちとマリアとの間の兄弟のような関係性が描かれている。それに対し、「二人の女性」や「挨拶」をはじめとする作品に登場する家事使用人(メイド)は、そうした職場の同僚との協力関係がなく、孤立している。

近現代イタリアの女性の労働について書かれた Pescarolo の研究書によれば、当時、家事使用人の仕事は、農村から都会に出てきた若い女性によって担われることが多かった(Pescarolo, ch. 6, sec. 3)³⁵。また、20世紀最初の数十年における家事使用人女性の状況は、「伝統的な視点」から見れば、以前よりも「悪化し、匿名的」なものになっていた(Pescarolo, ch. 6, sec. 3)。以前は、封建社会の論理に基づき、家事使用人たちが、(隷属的な立場としてではあるが)主人の家の一員として認められ、同じ家の他の使用人たちと共に一つの共同体に属していたのに対し、20世紀前半の都会の家事使用人は共同体に属さない孤立した匿名的存在になっていった。

孤立出産の物語である短編「挨拶」では、そうした大都会における不安定で孤立した家事

³⁵ Pescarolo (ch. 6, sec. 3)によると、19世紀から20世紀初頭にかけて、家事使用人の仕事がミラノなどの大都市で増えていくという傾向に加え、男性の家事使用人が減り、女性の家事使用人の割合が増えていくという傾向があった。背景としては、工業の発展や、他業種での男性の雇用機会の増加、民主主義思想の広がり指摘されている。民主主義思想の広がりや、「家事使用人のアイデンティティや役割」にも大きな変化をもたらした。封建的規範によって価値づけられ、「主人のステータス」とも結びついていた「制服を着た家事使用人の男性たち」の姿は消えていった。

使用人女性の姿が描かれている。「思春期の頃から使用人として働きつづける生活を送り、家から家へと渡り歩いてきたエルミニアは、今の仕事を失ってしまうかもしれないと考え、怯えていた」³⁶「生きるために使用人として働かざるを得ない彼女にとって、母親になることは、人生の破滅だった」³⁷(322)と主人公エルミニアの不安が語られる。主人公は、休暇中に隠れて出産し子どもを乳児院に入れる予定だったが、予定よりも早く産気づいてしまい、住み込みで働いている家の自らの部屋のなかで声を押し殺しながら一人で出産する。生まれた子どもの泣き声を抑えようとして子どもを窒息死させてしまい、密かに外出し子どもを街の城壁のそばに遺棄する。誰ひとり主人公の妊娠・出産・乳児遺棄に気づくことなく物語は終わる。この物語の冒頭には1ページ半に渡って、都会の街中を行き交うさまざまな職種・階級の人びとの姿を匿名的に描いている箇所があり、この部分は一見、物語と無関係だが、都会で家事使用人として生きる主人公の孤立を鮮明にする役割を果たしているようにも思われる。

この短編集のなかにはこうした妊娠・出産の物語だけではなく、女性に対する性的な眼差しや、性的ハラスメント、性的暴行を主題としている物語もある。

「お針子見習い (La “piscinina”)」では、娼館と思われる場所に娼婦たちの服を届けに行くお針子たちが、娼館の客である上流階級の男性たちから性的な誘いの言葉をかけられたり、無理やりキスされたりする。お針子たちの雇い

主や監督者は彼女たちの苦情を耳にするが、真剣に受け止めない。お針子たちが娼館に行くのを嫌がるため、年齢の低いお針子見習いの少女 (piscinina) たちに服を届けさせるようになる。しかしお針子見習いたちもやはり行くのを嫌がるようになる。一人だけ、頭の回転が早く活発で気の強いマリウッチャという14歳の少女だけが、自分は男性たちをうまくかわせると信じて娼館に服を届ける役割を担いつづける。しかし、ある日マリウッチャは娼館で上流階級の男性にレイプされ、その後、運河に身を投げ自死する。この物語の舞台は「パリの街」と書かれているが、タイトルの「piscinina」という言葉はミラノの方言である。もともとは「小さな女の子」を意味する言葉であるが、20世紀初頭のミラノでは衣服や帽子を製作する工房で見習いとして働く6歳から15歳までの年齢の少女たちが「piscinina」と呼ばれていた (Palumbo, ch. 3)³⁸。

この短編ではお針子たちの姿が男性の性的な視線を通して以下のように描かれている。「全てを買うことに慣れた男たちの貪欲な目が、若い娘たちをじっと見つめていた。彼女たちは、とりわけ美しくもなく、エレガントでもなかったが、若く可憐で瑞々しい。唇は自然な赤色で、口紅はつけていない。髪は、黒髪あるいは金髪で、簡素にまとめられているが、柔らかく豊かである」³⁹(56)。節の冒頭で取り上げた作品「禁じられた読みもの II」に登場するお針子たちの衰弱した不健康な身体イメージとはかなり異なる姿が「男性たちの目に映るお針子の姿」とし

³⁶ 原文：Erminia, ragazza passata di casa in casa, abituata a servire fino dalla sua adolescenza, tremava all'idea di perdere quel posto.

³⁷ 原文：Costretta a servire per vivere, l'essere madre era la rovina della sua vita.

³⁸ Palumboによると、piscininaたちは過酷な労働条件のもとで働いていた。1902年には、女性運動の組織である Unione femminile (女性連合) の助けを得ながら、14歳の少女の指揮のもとで、piscininaたちのストライキが行われた。少なくとも400人がストライキに参加したという。このストライキでは、「11～14時間の労働に対して25～30チェンテージモしか払われていなかった給料を少なくとも50チェンテージモに上げる」という要求がなされた (ch. 4)。

³⁹ 原文：sguardi cupidi di uomini abituati a comprare tutto, si fissavano su quelle fanciulle, non bellissime, non elegantissime, ma giovani, graziose, fresche; con le labbra rosse naturalmente senza belletto e i capelli o biondi o bruni annodati con semplicità, ma morbidi e ricchi.

て描かれている。その姿はさらに、以下のようにも描かれている。「非常に美しく華やかに着飾り化粧をした値段付きの女性ばかりがいるあの館において、あの娘たちは希少品だった。そして、全ての希少品が魅力的であるように、彼女たちは魅力的であった」⁴⁰ (56)。ここではお針子たちが、品定めするように眺められ、「値段のついていない希少品」として性欲と所有欲の対象となっている。

ここまで見てきたように、この短編集では女性労働者が上位階級の男性に都合よく利用され不幸になる話や、性的に消費・搾取される話が多く、「加害者のブルジョワ・貴族男性」対「被害者の女性労働者」という構図が繰り返し現れているが、短編集全体を見ると、そのような図式に収まらない作品もある。「社会の混沌」と題されたシリーズに属する「社会の混沌 VIII—親のわからない子(孤児院)」では、気管支炎や怪我で家事使用人としての仕事を失いホームレスになった女性が、謝肉祭期間の最終夜に田舎の工場の外の馬車の下で寝ている間にレイプされる。暗闇で加害者の男性の姿は見えず、どのような人物なのか全くわからない。寒空での野宿生活と空腹が続き抵抗する気力もないほど弱っている女性は、不快や苦痛を感じず、ただ酒の匂いと温かさだけを感じる。「社会の混沌 VI—女の問題(売春宿)」では、農村出身の女性工員が都会的で上品な雰囲気男性に騙され、売春を強いられる物語である。元工場集金人で犯罪者の男性に誘惑された女性工員は精神的にも経済的にも男性に支配されるが、その後、嫉妬に狂い、男性を騙し

て復讐を実行する。「社会の混沌 I—ワインと血(居酒屋)」では、アルコール中毒の夫に苦しむ妻の姿が描かれている。居酒屋に夫を探しに行った妻は、酒に酔った夫が誰かと喧嘩をしている姿を見る。妻の目に映る夫の姿は以下のように書かれている。「喧嘩をしているその男は、もはや彼女の夫ではなく、彼女の愛した男ではなかった。それは彼女が憎み呪っている野獣であった。彼女のわずかな稼ぎを使い果たし、居酒屋で飲むために子どもたちの口からパンを奪い、土曜の深酒を支払うために週に2、3日だけ働く野獣であった」⁴¹ (168)。夫が喧嘩で死亡したのち、妻は以下のように解放の感覚を抱く。「彼は帰ってこないだろう……彼女は自分の意に反して、解放の感覚を抱いていた。彼女が愛した人間は、酒に溺れはじめたときから彼女にとっては人間でなくなっていた」⁴² (169)。

ここまで見てきた例のように、この短編集において下層階級の女性はたいてい同情的・共感的に描かれているが、そうではない作品もある。「ブルジョワの優しさ(Gentilezza borghese)」では、家事使用人の女性の過剰なほどに隷属的なふるまいが批判的に描かれている。通行止めの鎖がかかっている道に向かって車で走りはじめた雇い主のために、全速力で裸足のまま駆けつけ鎖を外す女性について、一人称の語り手が「その卑屈なへつらいに、私は同情よりも苛立ちを感じた。車には速く走らせておけば良いのに！ そうすれば車は鎖の前で止まらざるをえないのだから、ゆっくり歩いても追いつくことができたはずだ」⁴³ (103)と

⁴⁰ 原文: Ed erano una rarità quelle fanciulle, là in quella casa dove erano donne bellissime, vestite sfarzosamente, pitturate nella faccia e segnate di un prezzo; e come tutte le rarità erano attraenti.

⁴¹ 原文: Quell'uomo che si dibatteva nella rissa non era più il suo marito, l'uomo che aveva amato. Era il brutto che odiava, che malediva, che le finiva il misero guadagno del suo lavoro, che levava il pane di bocca ai bambini per beverselo all'osteria, che lavorava solo due o tre giorni la settimana, per potersi pagare al sabato sera una sbornia...

⁴² 原文: Lui non sarebbe tornato... E, involontariamente, sentiva un senso di liberazione... Sentiva che quell'uomo che aveva amato, da quando si era dato al bere aveva cessato per lei di essere un uomo.

⁴³ 原文: Quella vile servilità mi fece più ira che compassione. Oh! lasciasse pure correre l'automobile veloce! Lo avrebbe raggiunto poi, a comodo, mentre per forza l'avrebbe attesa, impedito nella corsa dalla catena...

述べる。女性がそのようなふるまいをすることの背景の事情は全く語られず、「誰かに仕えるしか価値のない人もいるのだと私は思った」⁴⁴ (103)と結ばれている。

この短編集の女性の表象に見られるもう一つの特徴としては、政治的な女性や権力に反抗しようとする女性が登場しないことが挙げられる。ラファネッリ自身は、アナキストとして活動していた政治的で反体制的な女性であったが、この短編集にはそのような女性は登場しない。また、19世紀末から20世紀初頭にかけての時期には女性労働者たちのストライキも多く起こっていたが⁴⁵、この短編集にはそうした女性労働者のストライキや抗議行動は描かれていない。「光の兆し (Barlume di luce)」と題された作品では、失業中の植字工の男性と出会い彼の意見を聞いた農民の男女兄弟が、不平等な搾取の問題を意識しはじめる。「反抗の初めての身震いが、夜の空気とともに、貧しい家に入ってきた」⁴⁶ (37)と作品は結ばれており、この農民の男女兄弟に反抗の意識が芽生えたことが示唆されているが、物語はそこで終わっており、その後の変化は描かれていない。

「会話 (Conversazione)」と題された作品においては、表層的な会話を繰り返す男女が批判的に描かれている。この作品は、夜に丘の上で語り合う男女グループ (6人の男性と3人の女性) の物語である。まず男性たちが階級闘争についての「陳腐ではなく興味深い」 (147) 政治談義で盛り上がるが、退屈した女性たち (3人の男性たちの姉妹) の様子を見て、何人かの

男性が政治談義をやめ、女性たちと表層的でありきたりな会話をしはじめる。沈黙を埋めるためだけに繰り返される退屈で表層的な会話に参加せず黙っている男性に対して、一人の女性が「なぜ黙っているのか」と問うと、男性は次のように述べる。

君たちに同情している。と同時に、君たちの空っぽの小さな頭、君たちの綺麗に整えられた巻き毛の下の痛々しいほどに空っぽの頭を所有して満足している君たちの仲間や恋人たちが不思議でならない。君たちの心は強い感覚を味わうことができない。その責任は、ここにいる仲間の男性たちの「騎士道的なふるまい」にあると思う。盛り上がっていた会話で君たちが退屈しないようにするという「騎士道的ふるまい」だ。(中略) 君たちは天気や、山の美しさ、ここの静けさの荘厳な平和について一時間ほど話した、いや、おしゃべりした。だけれど、夜には山が見えないことや、君たちの陳腐なおしゃべりの声が静けさと平和を遮っていること、地平線の遠く向こうのほうでは雨雲が濃くなってきていることには気がついていない……。それは、君たちの男たちのせいでもあると思う。君たちの男たちは、恋人も兄弟も、君たちを自分のそばにおいておくことで満足している。彼らは君たちのことを、伴侶として、人形として、女性ではなく雌として、自分のそばにおいておければ満足なんだ。⁴⁷ (150)

⁴⁴ 原文: Ed io pensai che certa gente non merita altro che di servire.

⁴⁵ この時代の女性労働者のストライキについては、Pescarolo (ch. 5, sec. 2) を参照。

⁴⁶ 原文: Coll'aria della notte il primo fremito di ribellione entrava nella povera casa.

⁴⁷ 原文: Io vi compiangio, e nello stesso tempo penso come fanno, i vostri compagni, i vostri innamorati a sentirsi soddisfatti a possedere le vostre belle testoline vuote, così desolatamente vuote sotto i ricci bene accomodati: le vostre anime sono incapaci di sentire le sensazioni forti... E dico ai miei compagni che io stimo colpevole la loro cavalleria, desiosa di non farvi annoiare con la nostra conversazione che ci aveva animato e ci interessava... Per un'ora avete parlato, chiacchierato anzi, del tempo, della bellezza del monte, della pace solenne di questa solitudine, senza osservare che il monte nella sera non si vede più, che il vostro cicalaggio banale interrompe il silenzio e la pace e che là in fondo, lontano lontano nell'orizzonte, le nuvole della pioggia si addensano... E penso che è colpa anche dei vostri uomini, sieno amanti o fratelli, che si contentano di avere al fianco, compagne della loro vita, delle bambole,

ここでは、政治談義に全く関心を持たず表層的な会話を繰り返す女性たちが批判されているが、批判の矛先は男性たちの「騎士道的ふるまい」にも向けられている。一見、女性に対する敬意や親切であるかのようにも見える「騎士道的ふるまい」に孕まれている女性蔑視が批判されている。女性たちが表層的な会話を繰り返していたのは、女性が本質的にそのような特性を持つからではなく、周囲の男性たちのふるまいや考え方に原因があるのだと指摘されている。こうした部分には、「女性とは政治的な会話や深い会話はできないし、そのような会話をする必要もない」という男性側の女性蔑視的な思い込みに対する批判意識が読み取れる。こうした批判は、物語の男性登場人物の意見として書かれているものであって著者の意見として書かれているわけではないが、ラファネッリ自身の考えを反映させたものと見ることも可能だろう。ただし、この短編集は、そうした批判意識にもとづきステレオタイプ的でない新たな女性像を提示しているわけではない。この短編集の女性表象はむしろ、「政治に無関心な女性」、「反抗しない女性」、「男性に教え諭される女性」といったジェンダーステレオタイプをなぞっている側面もある。

こうした女性登場人物の姿とは対照的に、この短編集の下層階級の男性登場人物には政治意識を強く持つ反体制的な人物が多い。男性登場人物のなかにも政治意識を持たない人物や権力に追従する人物が存在するが、同じ作品のなかで政治意識の強い反体制的な人物と共に登場することが多い。ストライキを行う人物として登場するのも男性ばかりである。

この短編集のなかの男性労働者の物語のもう一つの特徴としては、労働中の死が多く語られることも挙げられる。「二つの葬式 (Due funerali)」では印刷工場で機械に巻き込まれて死亡する男性、「真珠のネックレス (Il vezzo di perle)」では真珠採取の作中に海で死亡する男性、「海の声 (La voce del mare)」では嵐で息子を亡くした漁師、「英雄 II (Eroi II)」では、火事の現場で救命活動中に死亡する消防士の男性が登場する。

それに加え、男性登場人物の物語に多く見られるのは、刑務所や兵舎などで自由を奪われ、管理・規律される苦しみのお話である。特に、若者たちが強制的な兵役で直面する軍隊生活の不条理や苦しみを描いた作品が多い⁴⁸。これらの作品には、軍国主義にも戦争にも軍隊制度やナショナリズムにも反対の立場であったラファネッリの思想が色濃く反映されている。「新しい芽 (Nuovo germe)」と題された作品では、兵役をはじめ若者たちの陰鬱な心境が、以下のように圧迫感や拘束感を強調するような表現で語られている「彼らの頭のなかに、兵舎がすべてを押しつぶす巨大な建造物のように立っていた——それは、病院の廊下がついた刑務所だ！ それに規律は耐え難いくびきのように彼らにのしかかるだろう」⁴⁹ (52)。

「ストライキのあと (Dopo lo sciopero)」と題された作品では、農民のストライキを破るために派遣された兵士たちの陰鬱な心境が次のように描かれている。

兵士たちは、麦の向こうの遠くにいる男たちを見つめていた。その眼差しは、尊大な眼差しであろうとしていたが、実際には

delle femmine e non delle donne.

⁴⁸ Le bolgie della società IV: Il “permesso” del maggiore, Ombre e luci II. Bandiere (Il mare), Dopo lo sciopero, Grosse manovre などの作品が挙げられる。

⁴⁹ 原文: La caserma sorgeva al loro pensiero come una mole schiacciante, - una prigione con entro corsie da ospedale! E per di più la disciplina avrebbe gravato sopra di loro come un giogo insopportabile...

良心の呵責の恐れがこもった眼差しだった。兵士たちは心の奥では、自分たちの階級、苦難の兄弟を裏切ったことをわかっていた。⁵⁰ (312)

ストライキ破りは成功し、兵士たちは褒美に農場の主人たちからワインを振る舞われる。罪悪感を忘れようとワインを飲んだ兵士たちの心境は以下のように描かれている。「兵士たちは、良心の呵責を紛らわせるために大酒を浴びた。翌朝、彼らの頭は重く、口は苦かった」⁵¹ (312)

「大演習 (Grosse manovre)」と題された作品では、強い日差しのなか訓練のために何時間も列になって歩かされる兵士たちが主人公である。身体が弱い兵士ジルドが今にも倒れそうになっているのを見た友人のピエロは、「具合が悪いと言って列を離れて木陰で休むべきだ」と助言する。しかしジルドは、命令に逆らうことを嫌い、頑なに歩き続ける。ピエロは、頑なな友人のために具合が悪いふりをして、木陰で休もうとする。何人かの兵士たちがそれに続いて列を離れて木陰に移動するが、ジルドは無理して頑なに歩き続ける。その結果、ジルドは熱中症で死亡してしまう。

この物語では「仕える・役立つ」という意味を持つ *servire* という動詞が繰り返し登場する。まずピエロはジルドに対し、次のように語って休ませようとする。「君は今日の犠牲で何かの役に立っている、国のためにきちんと役立っているのだと信じているんだろう。幻想は捨

てる……今日の俺たちはお偉い奴の意向で引き連れ回される惨めな存在でしかないんだ」⁵² (329)。その後、休憩を希望するピエロに対し、それを認めようとしぬ隊長は、「黙れ！ 国が気の毒だ……そんなに弱くては国のために役立たない……」⁵³ (331)と叱る。それに対し、ピエロは、「国のために役立たなくとも、全く構わない」⁵⁴ (331)と言いつつ。ピエロは後から罰を受けることを覚悟の上で頑なに列に戻らず、結局、隊長は休憩する者たちを置いて先に進むことになる。この物語では、軍隊生活のなかで愛国主義や絶対的服従のイデオロギーに洗脳されたジルドと、反抗しつづけるピエロとが対照的に描かれ、人間の自由と命を奪う軍隊の不条理が強調されている。

3-3. 上流階級の登場人物

この短編集は下層階級の人びとの物語を中心に語っているが、登場人物のなかには下層階級には属さない人物もいる。彼らのなかには、工場経営者や仕立て屋の経営者など中流階級に属すると思われる者もいるが、爵位を持つ貴族階級の登場人物の方が多い。こうした貴族階級の人物たちについて「貴族の (aristocratico)」という形容詞が使われている箇所もあるが、「ブルジョワの (borghese)」という形容詞の方がより頻繁に使われている。この短編集のなかでは、資本主義社会の人間を「プロレタリア」と「ブルジョワ」に二分する思想を前提に、爵位を持つ貴族たちも「ブルジョ

⁵⁰ 原文: I soldati guardavano da lontano gli uomini sperduti tra il grano, con uno sguardo che voleva essere altezzoso, ma che aveva in sé il timore del rimorso. I soldati avevano, in fondo ai cuori, la coscienza di aver tradito la loro classe, i fratelli di fatica...

⁵¹ 原文: Avevano bevuto senza misura, per affogare il rimorso e alla mattina aveva tutti la testa pesante e la bocca amara.

⁵² 原文において斜体で強調されている箇所に日本語訳では傍点を付した。

原文: Forse tu credi, col sacrificio odierno, di essere utile a qualche cosa, di *servire* doverosamente la patria. Disilluditi... Noi oggi non siamo che dei poveri esseri che una volontà superiore trascina.

⁵³ 原文: Silenzio! Povera patria... Volete servire la vostra patria con questa fiacca...

⁵⁴ 原文において斜体で強調されている箇所に日本語訳では傍点を付した。

原文: Il non *servirla* mi è indifferente...

ワ』として捉えられている⁵⁵。また爵位を持つ貴族の他には、勲位を持つ富豪も登場する。こうした上流階級の登場人物はたいいてい男女ともに下層階級の人びとの状況について無知・無関心であり、自らの加害性や搾取にも無自覚であり、下層階級の人間を蔑視している⁵⁶。

この短編集における上流階級男性の描かれ方と上流階級女性の描かれ方の間には共通性もあるが、対照的な側面もある。上流階級男性を主人公にした作品はほぼ存在しない⁵⁷のに対し、上流階級女性を主人公にした作品は複数ある。上流階級男性たちは脇役でしかなく、(彼らの台詞を除けば)彼らの視点から見た世界や彼らの感情が語られることがほとんどない。一方、ときおり主役として登場する上流階級の女性については、彼女たちの視点から見た世界や彼女たちの感情が多く言葉で語られている。とりわけ、彼女たちの自己顕示欲や虚栄心、孤独感、不満、苛立ちや悲しみなどが中心的に描かれている。また、彼女たちの物語には、下層階級女性の表象においても繰り返し現れる売春のモチーフがたびたび登場する。

「真珠のネックレス (Il vezzo di perle)」は、主人公の貴族女性が、非常に高価な真珠のネックレスをつけて劇場のバルコニーに座っている場面から始まり、女性のネックレスは年老いた伯爵との肉体関係と引き換えにもらったものだと言明される。

彼女はいま何気ない様子でネックレスを

つけている。しかし、そのネックレス、その宝石のために、傲慢な彼女は娼婦のように自らを売ったのだ。彼女の夫は、金持ちだったが、自分が愛していない女性の我儘のために大金を叩いてあのような真珠を買うことなど決してできなかつただろう。(39-40)⁵⁸

彼女の結婚生活は、この短編集に登場する他の貴族女性の結婚生活と同様、愛のないものとして描かれている。下層階級の女性登場人物が日々の食糧のために身を売るのに対し、貴族女性の登場人物たちは高価なアクセサリーやドレスのために身を売る。両者は一見対照的ではあるが、何かを手に入れるために肉体関係を結ぶという点では共通している。この主人公がなぜそこまでして真珠のネックレスを欲しかったのかは直接的には語られていないが、作品内の描写からは、この女性が人びとの注目や称賛や欲望の対象となることを渴望していることが分かる。自分の胸とネックレスに視線が集まっていることを自覚する女性の心境は次のように語られている。

彼女は、その白い胸が全ての男性の称賛の対象であることを、そして真珠のネックレス(並外れて大きな真珠だった)が全ての女性の欲望の対象であることを知っていた。その両方を所有していること、そして、劇場の全てのオペラグラスが彼女に

⁵⁵ さらに付け加えて言えば、この時代のイタリアにおいては貴族とブルジョワとの融合が進んでいた。自由主義時代のイタリアにおけるブルジョワの歴史については、Bantiの研究書で詳しく論じられている。

⁵⁶ ただし、下層階級の人びとを蔑視していない登場人物も存在する。「母(ブルジョワの惨めさ) (Madre (Misericordia))」の主人公の公爵夫人が例として挙げられる。

⁵⁷ 兵舎内で密かに読まれている反体制的な小冊子を題材とした「禁じられた読みもの IV (Lecture proibite IV)」は、軍隊の大尉を主人公としており前半ではこの大尉の視点に焦点が当てられているが、最後の方では、小冊子を密かに読む兵士たちの視点に焦点が当てられている。この大尉がもともとどのような社会階層に属す人間なのかは語られていない。

⁵⁸ 原文: Ella portava il vezzo con noncuranza, ora; benché, per quel vezzo, per quel gioiello, lei, la bella superba, si fosse venduta come una cortigiana: suo marito, benché ricco, non avrebbe mai potuto spendere una forte somma in quelle perle per il capriccio di una donna che non amava.

向けられているのを誇らしく思っていた。⁵⁹
(39)

彼女の胸と真珠のネックレスを見つめる劇場の観客は、ただ単に美しさに見惚れているわけではなく、実はみなこの真珠のネックレスがどのように得られたものかを知っており、だからこそ強い欲望の眼差しを注いでいるのだということが、このあと語り手によって読者に知らされる。「実際のところ、みなそのことを知っていた。おそらくだからこそ、物欲しげな目はより強く光り輝き、墮落した女性の白い胸と真珠に向けられた欲望はより鮮烈になっていたのだろう」⁶⁰ (40)。ここでは彼女の胸への男性たちの眼差しが「性の欲望」を体現し、真珠への女性たちの眼差しが「金の欲望」を体現している。女性の胸に「白い」という形容詞が付されており、白い胸と白い真珠のイメージが重ね合わされている。

舞台が始まり、劇場の観客が舞台上の女性に視線を注ぎ拍手喝采を送ると、真珠のネックレスの女性は、強い苛立ちと嫉妬を覚えるが、その感情を押し殺そうとする。「お気に入りの芸術家に敬意を払う観客の響きわたる拍手のなかで、彼女は怒りに震え、激しい喝采のなかで唇を噛んだ。そして、最も上品な若者たちがボックス席から身を乗り出して花を投げているあいだ、細い指で真珠を潰れそうなくらい握りしめた」⁶¹ (40)。「婦人は、抑圧された怒りと嫉妬の感情で身震いを感じた」⁶² (40-41)。こうした嫉妬と怒りの描写からも、女性が注目や称賛を渴望していることが伝わってくる。この女

性がなぜこれまでに注目や称賛を欲しているのかという背景は説明されていないが、この女性が日々の生活のなかで精神的に満たされていないことは分かる。

なお、この作品は、前半では真珠のネックレスを身につけた貴族女性のエピソードを語っているが、後半ではこの真珠にまつわる異なるエピソードを、真珠採取の潜水夫の視点から語っている。インド洋で働くナポリ出身の潜水夫が母親に宛てた手紙の形で、同僚の「黒人」や「中国人」の労働中の失神や死についてのエピソードが語られ、作品の末尾ではこの手紙の書き手であるナポリ出身の潜水夫も海の中で死ぬ運命にあることが仄めかされる。このように、前半の貴族女性の白く輝く真珠と胸のエピソードと後半の潜水夫たちの過酷なエピソードのコントラストによって、植民地主義の歴史とも関わるグロテスクでグローバルな搾取の構造が浮かび上がる仕掛けとなっている。

高価な服飾品で注目や賞賛を浴びることにしか生きがいを見出せない貴族女性の姿や、称賛を浴びようとして空回りする貴族女性の姿は、「ある金曜日 (Un venerdì)」という作品にも再び登場する。毎週金曜日に、自らの家でパーティーを開いている主人公(リディアという名の男爵夫人)は、パーティーでどのような装いをするかということに最大の関心を注ぎ、ドレスを選ぶために何度も服を着替える。ある週の金曜日、ドレスを(元お針子の)メイドの女性に手直ししてもらうが、思い通りにいかず癩癩を起こした挙句、その日のパーティーを中止にする。その後、部屋のなかで一人窓の外を眺

⁵⁹ 原文: Ella sapeva che il suo bianco petto era oggetto d'ammirazione per tutti gli uomini e che il suo vezzo di perle, (perle di una grossezza inverosimile) era il desiderio di tutte le donne. Ed era superba di possedere entrambe le cose e di avere perciò, fissi sopra di lei tutti i binocoli del teatro.

⁶⁰ 原文: Il fatto era che tutti lo sapevano, e forse perciò gli sguardi cupidi erano più brillanti, il desiderio più vivo, per le belle perle e per quel bianco seno di donna corrotta.

⁶¹ 原文: Ed ella fremé di rabbia all'applauso scrosciante del pubblico che rendeva omaggio all'artista prediletta, e si morse le labbra nel delirio dell'evviva!, - e con le dita fini strinse le perle quasi volesse schiacciarle, mentre i più eleganti giovani si sporgevano dai palchetti per gettare fiori...

⁶² 原文 la signora sentì un brivido di freddo, per l'ira e l'invidia repressa.

めながら、「わたしほど不幸な女性がこの世にいるだろうか?」⁶³ (65, 66)と嘆く。

この作品のなかでパーティーに集う女性たちは以下のように描かれている。

意地悪な人びとの話によれば、この華麗な婦人たちは、ドレスのための巨額な借金を返すために、有力なカヴァリエーレ⁶⁴で富豪のファウステイーノの表敬(もちろん真面目なものだ!)を受け取っているらしい。ファウステイーノは、300人の工場労働者の空腹の上に富を蓄えた資本家で、自分の財産の一部を町の上流階級の美しい婦人たちのキスを買うために使って楽しんでいた。⁶⁵ (62)

前述の作品「真珠のネックレス」と同様、高価な装いによって注目と賞賛を浴びたいと願う貴族女性が自らの性を売るというエピソードが語られている。主人公の女性が同じことをしているかどうかについては触れられておらず、毎週パーティーを自宅で開くことから周囲の女性よりも裕福なのだと想像できるが、やはり彼女もやはり高価なドレスによって注目と賞賛を浴びることを生きがいとしている。主人公の男爵夫人は過去にドレス選びに失敗して友人たちに嘲笑されたこともあり、ドレス選びに関して神経質になっていることが物語の冒頭で語られる。

この作品も、物語世界外の語り手によって三人称で語られているが、上記の引用からも分か

るように、完全に客観的な語り方ではなく、男爵夫人や彼女のパーティーに集う人間に対する語り手の批判意識が感じられる皮肉のこもった表現がたびたび登場する。男爵夫人の普段の神経質な様子や癩癩は、主にリゼッタという名のメイドの視点に寄り添うような形で描かれている。メイド(リゼッタ)は、家族に仕送りをするために男爵夫人の癩癩に耐え忍んでいるが、心のなかでは男爵夫人(リディア)を嘲笑している。男爵夫人が癩癩を起こして自らの服を引きちぎってしまった場面は、次のように描かれている。

激怒の発作に駆られ、ピンクの爪でドレスを胸のところに押さえ、カ一杯、下の方にひっぱった。

薄い布は力に屈し、一気に引き裂かれてしまった。高価な素晴らしいドレスは、無益なものになってしまった。

その行為の後、後悔がやってきたが、すでに遅かった。

引き裂かれてしまった透きとおるようなドレス、爪で引き裂かれた薄い布は、忍耐力のない夫人を嘲笑しているようだった。

リディアが怒り狂ってまた服を脱いでいる間、リゼッタは笑いを押し殺していた。⁶⁶ (64-65) [下線は引用者による]

基本的にはメイドの視点と内面に寄り添う形で男爵夫人の癩癩が滑稽に描かれているが、「後悔がやってきたが、すでに遅かった」とい

⁶³ 原文: Ci può essere al mondo una donna più infelice di me?

⁶⁴ カヴァリエーレとは、カヴァリエーレ(騎士)勲章を授けられた人のことを指している。

⁶⁵ 原文: Molti maligni però, dicevano che quelle superbe signore, per pagare i grossi debiti con le sarte, accettavano nelle loro case gli ossequi, (onesti s'intende!) del grosso cavaliere Faustino, un milionario, capitalista arricchito sulla fame dei suoi trecento operai, lusingato di spendere una parte del suo patrimonio col comprare i baci delle belle signore dell'alta società cittadina.

⁶⁶ 原文: Con le unghie rosee attaccò la veste sul petto, dette una stratta, tirando giù, con forza, nel parossismo della collera... / Il velo sottile cedette, si lacerò per tutta la larghezza. La magnifica veste costosa era resa inservibile... / Compiuto l'atto venne il pentimento, ma tardi. La veste diafana, stracciata, il velo lacerato dalle unghie sembrava deridere la impaziente signora... Lisetta tratteneva a stento le risa, mentre Lidia furibonda, si spogliava per la seconda volta.

う箇所では、男爵夫人の視点に寄り添うように、彼女の心の動きが描かれている。

結局パーティーを中止することにした男爵夫人は一人きりになった部屋で泣く。その後の場面では、窓から見える貧しい人びとの姿が男爵夫人の視点から語られる。毎週金曜日にわずかな施しを与える近所の裕福な信心深い女性の家の前に数多くの貧しい人びとが並んでいる。男爵夫人の目に映る彼らの姿の描写には、身体的特徴を表す言葉のほか、服装に関する言葉が多く使われている。彼らの行列は「ぼろぼろの服を着ている乞食たちの行列」⁶⁷ (65)と表現されており、「惨めな服装」(66)「埃で白くなったぼろぼろの靴」(65)「泥だらけの靴」(66)「裸足」(65)など、服装が繰り返し言及されている。また、幼い少年たちについては「父親のように泥棒になる運命の子どもたち」(65)「未来の犯罪者」(66)、幼い少女たちについては「数年後には娼婦になるだろう」(66)と書かれており、男爵夫人の軽蔑と偏見を反映した描写になっている。

作品の末尾では、男爵夫人が視線を窓辺から(自らが先ほど引きちぎった)服に移し、「私より不幸な女性がこの世にいるだろうか？」(66)と自問する。男爵夫人は、貧しい人びとの苦しみに無関心・鈍感であり、空腹に苦しみぼろぼろの衣服を着た窓の外の人びとよりも自分が不幸であると信じて疑わない。この物語では、自己中心的で自己顕示欲が強く我儘で他者への思いやりがない貴族女性の姿、そして彼女の貧者に対する蔑視や無関心が批判的に描かれていると言える。と同時に、貴族女性の精神的な惨めさや苦しさ、虚しさの問題も描かれている。この女性は非常に裕福で経済的には恵ま

れているが、精神的には全く満たされておらず、美しい装いで称賛されたい気持ちは空回りしつづけ、友人からもメイドからも「引き裂かれた布」からさえも嘲笑されている。

「母(ブルジョワの惨めさ)(Madre (Misericordia borghesi))」と題された作品には、裕福な貴族女性(公爵夫人)の孤独感が描かれている。この物語では貴族女性が珍しく善良な人間として描かれている。もともと伯爵令嬢だった主人公の女性は過去に農民と恋に落ち妊娠・出産したが、父親が結婚を許さなかったため、農民と別れさせられ、子どもは取り上げられてしまった。その後、父親から貴族男性(公爵)との結婚を無理強いされ、不幸な結婚生活を送っている。夫との間に生まれた息子との関係も悪く、主人公の貴族女性は精神的に全く満たされていない孤独な生活を送っている。

自宅で開かれたパーティーの後にソファで眠る女性の姿は以下のように描かれている。「多くの無駄な言葉、多くのありきたりな褒め言葉で疲れきっており、一人になって腰掛けるやいなや眠りに落ちたのだ」⁶⁸ (73)。その後、娼婦を連れて帰ってきた息子と短い口論をしたあとの心境は、以下のように書かれている。「強い痛みで、涙が流れ出た。自分がたった一人であり、壮麗な屋敷のなかで捨てられている存在であるように感じた。彼女にとってこの屋敷は、とても冷たく、愛情の空っぽな屋敷だった!」⁶⁹ (76)。公爵夫人は夫と息子と共に大きな屋敷に住み、経済的には何不自由ない暮らしをしており、住み込みの家事使用人たちに世話をされ、自宅でパーティーを開いているが、強い孤独感や欠乏感を抱えている。作品の末尾には「金と宝石でできた公爵夫人の重い王

⁶⁷ 最初に *processione di cenciosi* という表現が使われており、次に *processione di straccioni* という表現が使われている。*cenciosi* と *straccioni* はどちらも、「ぼろぼろの服を着ている人、乞食」という意味がある。

⁶⁸ 原文: *stanca di tante parole inutili, di tanti complimenti convenzionali, appena rimasta sola, riposando, si era addormentata.*

⁶⁹ 原文: *E allora il pianto sgorgò con la forza del suo dolore. Le sembrò di essere sola, abbandonata, in quel superbo palazzo, così freddo per lei, così vuoto d'affetti!*

冠が大きくなっていて、雪崩のように落ちてきて、その重みに屈して、自分が押しつぶされるように感じた」⁷⁰(77)と書かれており、単なる物足りなさではない、圧迫され破壊されるような精神的苦痛の感覚が比喩表現で語られている。

この作品は、非常によく似た題名のもう一つの作品「母(プロレタリアの惨めさ) (Madre (Misericordia proletaria))」と対になっている。「母(プロレタリアの惨めさ)」は、鉄道の車両の間に挟まれるという事故で夫を亡くした貧しい女性が子どもを抱えて路頭に迷い、最終的には売春をする話である。短編集ではこの二作が対のように続けて並べられており、「ブルジョワの母」も「プロレタリアの母」もそれぞれに異なる「惨めさ」を抱えていることが表現されている。

「鍛冶屋 (Il fabbro)」と題された作品では珍しく、男性の肉体に対する女性の欲望が描かれている。主人公である貴族未亡人のリーナは、金庫の設置のために屋敷に来た鍛冶屋の男性リーベロの美しい身体や顔に惹かれ、性的なまなざしを注いでいる。鍛冶屋の男性は彼女に全く興味がなく、むしろ軽蔑している。鍛冶屋が自分に無関心であることによって、リーナの鍛冶屋への欲望は余計にかき立てられる。鍛冶屋の美しい身体を眺めるリーナの頭によぎる思いは以下のように描かれている。

「^{きん}金である尊大で貧しいヘラクレスの愛を買うことはできるだろうか」と美しい婦人は考えていた。
いや……どうだろう……彼女はその考えを打ち消した。自分のような女性が身を

任すべき相手ではない……買うなんてもってのほかだ!⁷¹(159)

ここでは、リーナの最初の思考(「金である……」)は直接話法で記述されており、それに続く一連の思考が自由間接話法で記述されている。この物語は三人称で語られているが、こうした思考の記述を通して、読者はリーナの心のなかに導かれる。

その後、リーナの欲望は、反抗的な労働者階級の男性を服従させたいという支配欲とも関係していることが分かる。鍛冶屋に愛されることをリーナが妄想する場面は以下のように描かれる。

絹のストッキングを履きながら、美しい婦人はその夢を何度も繰り返した……自分の前で跪かせる。裕福で権力があり醜いブルジョワを体現する自分の前に、反抗的な平民である彼が跪くのだ……なんという大勝利だろう!⁷²(161)

その後、リーナの取り巻きの裕福な男性たちと鍛冶屋の間で口論が起きる。^{きん}金を所有することの素晴らしさを語る男性に対して、その金の背後にある労働者たちの苦勞を全く無視していると鍛冶屋が指摘し、激しい口論が起こる。その後、リーナは鍛冶屋を一人で部屋に呼び、仲直りを試みるが、鍛冶屋に冷たく一笑されてしまう。傷ついたリーナの心境は次のように語られている。「冷たい軽蔑は罵り言葉よりも彼女を傷つけた。怒りで我を失い、自分の身を暴

⁷⁰ 原文: le parve che la corona di duchessa, ingrandita, pesante d'oro e di gemme, calasse su lei come una valanga, la curvasse, la schiacciasse...

⁷¹ 原文: - Con l'oro - pensava la bella signora. - sarebbe possibile comprare l'amore di quell'Ercole superbo e povero? / No... Chissà... Poi dubitava. Non doveva essere un uomo da farsi vincere... comprare poi!

⁷² 原文: Mettendosi le calze di seta la bella signora tornava ostinatamente al suo sogno... Piegarlo davanti a sé - a lei, che incarnava la borghesia con tutte le sue ricchezze, le sue prepotenze, le sue brutture, lui, il ribelle plebeo... quale trionfo!

力から守ろうとするかのように、服の中に身をうずめた」⁷³ (164)。怒ったリーナは、鍛冶屋を罵り、「自分のドブに帰りなさい……泥棒や売春婦たちがいるところ、そこがあなたの場所」⁷⁴ (164)と述べる。すると鍛冶屋は、リーナを平手打ちし、彼女は失神してしまう。

婦人が失神している間、若者は肩をすくめ、満足した様子で立ち去った……女性を叩いたのが卑劣だとは思わなかった……むしろ、自分の反抗的な行為は下層階級が別の階級に対して行う暴力的な要求なのだと感じた。⁷⁵ (164)

この物語は全体的に貴族女性リーナの視点から見た世界や彼女の内面が中心的に語られているが、物語の中盤からは鍛冶屋の心の声も挟まれ、物語の最後の平手打ちの後には、鍛冶屋の心境のみが語られている。平手打ちを受けた後の女性の心境は一切語られることなく、物語は終わっている。

階級間の搾取について強い問題意識を持っている鍛冶屋は、美しい貴族未亡人に一度も魅力を感じることもなければ、彼女に支配されることもない。鍛冶屋の名前が「リーベロ」(「自由」を意味する形容詞)であることから分かるように、この鍛冶屋の男性は「自由」のために反抗する「プロレタリア階級」の象徴として描かれている。こうした部分には階級間の闘争を重視するラファネッリの思想が反映されていると言ってよいだろう。前節(3-2)で述べたように、『社会素描短編集』では、女性労働者が上位階級の男性に誘惑され恋に落ち、肉体関係を

結んだ後に関係を断たれるという筋書きの物語が多い。「鍛冶屋」の物語は、こうした女性労働者の物語とは対照的である。

一方、この短編集に登場する上流階級男性の登場人物の特徴としては、下層階級の女性を性的に利用する人物が多いということが挙げられる。上述のように、この短編集で、下層階級の男性に性的欲望を抱く唯一の女性登場人物は、誘惑に失敗し平手打ちをされる。それに対し、上流階級の男性登場人物たちは下層階級の女性の誘惑に成功する上、妊娠した女性を見捨てても何の罰も受けることない。

また、上流階級の男性たちは買春を通して女性を性的に搾取する存在としても繰り返し登場する。短編集の最後の作品「大物刈り(Caccia grossa)」では、少女を買春しようとしているカヴァリエーレ(騎士の勲位を持つ男性)を警官が目撃するが、地位の高い人物であるために警官たちは何も見なかったことにする。そのほか、前節で取り上げた「母親(ブルジョワの惨めさ)」には息子が娼婦を家に連れて帰ってくる場面があり、母親の目に映る息子の姿が「二十歳の若さですすでに墮落していて、その活力と若さを俗悪な愛、金で買うキスに無駄遣いしている」⁷⁶ (75)と描写されている。上記の引用に登場する「墮落している(dissoluto)」という形容詞は、この短編集において上流階級の男性に対して頻繁に使われている形容詞である。前の項で取り上げた「お針子見習い」においても上流階級の男性たちが次のように描写されている。「あらゆる愛撫を受け入れる唇に疲れて逃げてくると、あの墮落した男性たちは、反抗的な唇に無理やりキスをしたいという野蛮な欲望に憑かれ

⁷³ 原文：Il disprezzo freddo la ferì più che un insulto. Cieca di collera ella si avvolse nella veste, quasi a proteggere il suo corpo da una violenza...

⁷⁴ 原文：Tornate nel vostro rigagnolo... Tra i ladri e le prostitute è il vostro posto.

⁷⁵ 原文：Poi, mentre la signora cadeva in deliquio, il giovane alzò le spalle e se ne andò soddisfatto... Non si disse che era una virtù l'aver battuto una donna... Ma sentì che il suo atto ribelle era il simbolo di una rivendicazione violenta che la classe plebea prendeva sull'altra...

⁷⁶ 原文：il giovane, già dissoluto a venti anni, sprecava la sua forza, la sua giovinezza in amori volgari, in baci pagati...

るのだった」⁷⁷ (56)。ただし、「二人の女性」や「女の問題」のように、下層階級男性の通う売春宿を描いている作品もあり、上流階級の男性の買春だけが批判的に描かれているわけではないということも付け加えておく必要があるだろう。

短編集のなかには上流階級の男性の女性に対する騎士道的なふるまいを批判した作品もある。前節でも取り上げた作品「ブルジョワの優しさ」では、上流階級の女性を上流階級の男性がエスコートする姿が次のように皮肉な調子で揶揄されている。

彼はすぐにドアを開け、彼女が通るときにはお辞儀をし、床を見つめる。まるで、彼女の通り道にあるかもしれない障害を全て取り除いておこうとでもしているかのよう。 (中略)

ブルジョワ男性たちは、弱い性に対してなんと優しいのだろう!⁷⁸ (101-102)

さらにこの後、一人称の語り手は、この男性を別のところで以前に見かけたことがあると語り始める。この男性は邸宅から道に向かって車を走らせていたが、道への入り口は鎖で封鎖されていた。男性が止まらずに道に出られるようと、家事使用人の中年女性が裸足のまま全速力で駆けつけてきて鎖を外す。上流階級の女性を懇懇にエスコートしていた男性が、この使用人の女性には全く異なる態度をとっていることが次のように批判的に描かれている。「弱い性に対して大変優しい紳士は、彼女に感謝しない。それどころか、彼女を見もしない」⁷⁹ (103)。二人の女性に対する正反対の態度の

コントラストによって、前述の騎士道的ふるまいに見られる「ブルジョワ男性の優しさ」の欺瞞が揶揄されている。

この節の冒頭で言及したように、『社会素描短編』においては、上流階級の女性の目から見た世界や彼女たちの内面が描写されることがあるのに対し、上流階級の男性の目から見た世界や彼らの内面が描写されることはほとんどない。前述の「お針子見習い」の引用箇所のように、男性の内面の欲望が描写されることが稀に見られるくらいである。孤独感や虚しさなど、上流階級の女性たちの精神的な苦しさが、(批判的な形ではあるが)描かれていたのに対し、上流階級の男性たちの精神的な苦しさが描かれることはほとんどない。

短編集のなかで上流階級出身の男性登場人物の精神的な苦しみを主題にしている作品がひとつだけある。それは、「生者の墓 II—偽の平和 (修道院) (Le tombe dei vivi II (Il convento))」と題される作品で、修道士を主人公としている。主人公グスターヴォは、「信心深く厳格で裕福な家庭」(220)で幼年期を過ごし、11歳の時に修道院附属の寄宿学校に入れられた。寄宿学校での生活のなかで、修道士イシドーロと親しくなり、その後、イシドーロから性暴力を受けることになる。最初はその出来事の意味もよく理解できずにただ衝撃を受けていた少年は、成長してその出来事の意味を理解し、トラウマを抱えながら生きる。物語は三人称で語られているが、その視点は被害者グスターヴォの内面に寄り添ったものであり、過去の出来事は、グスターヴォの回想のような形で語られている。例えば自分がされたことの意味を理解した際の心境は、次のように語られ

⁷⁷ 原文: E quei dissoluti erano presi da un desiderio brutale di baciare a forza un paio di labbra ribelli, dopo essere fuggiti stanchi da altre labbra che si offrivano a tutte le carezze.

⁷⁸ 原文において斜体で強調されている箇所に日本語訳では傍点を付した。

原文: Ma egli fu pronto ad aprire la porta, a inchinarsi nel mentre passava, a guardare in terra quasi avesse voluto sbarazzare di ogni eventuale ostacolo il suo passaggio [...] / Quanto sono gentili i borghesi verso il sesso *debole*!

⁷⁹ 原文: Il signore, tanto gentile col sesso *debole* non si degnò di ringraziarla, anzi, nemmeno di guardarla...

ている。「彼はそのとき全てを理解した。自分が犠牲になった暴力の恐ろしさをそのとき理解した。内面が崩壊するかのようだった。突然すべてが壊れた。恥ずかしさによって、沈黙させられた」⁸⁰ (223-224)。また、成人し修道士として暮らす現在もトラウマに苦しむグスターヴォの心境は、以下のように描かれている。「彼も平和を探し、忘却を探した……しかし、見つけることができなかった。彼の魂にはまだ激しい嵐があり、穏やかな祈りの声も、諦めの声もその嵐を鎮めることはできなかった。遠くはない過去の記憶が苦痛とともに繰り返し彼を襲ってくるのだった」⁸¹ (220)。教会関係者による児童性虐待の問題に光を当て、沈黙や隠蔽のメカニズムにも触れながら被害者の深刻な心の傷を描写しているという点においてこの短編作品は先駆的であり、文学による貴重な告発であると言えるだろう。

おわりに

ここまで見てきたように、『社会素描短編』のなかにはさまざまな人間の「痛みと苦しみ」が描かれている。主人公の多くは下層階級の人間であるが、上流階級の人間も多く登場する。また、上流階級の人間を主人公とする作品も複数存在する。下層階級の人間に対しては「プロレタリアの (proletario)」という形容詞が使われ、貴族を中心とする上流階級の人間に対しては(「貴族の」という形容詞よりも)「ブルジョワの (borghese)」という形容詞が頻繁に使われている。一方、中流階級に属すると思われる主要登場人物は非常に少ない。その背景としては、「プロレタリア階級」と「ブルジョワ階級」との間の大きな貧富の差や不平等を劇的に描き

たいという狙いがあった可能性が考えられるだろう。

下層階級の女性と男性の表象を比べると、貧困や過酷な労働に苦しむ人物が多いという点などでは共通しているが、相違点もいくつかある。男性登場人物の場合は、労働中の事故によって死亡する者や、軍隊で自由を奪われ苦しむ者が多い。一方、女性登場人物の場合は、過酷な労働と貧困によって衰弱(あるいは病死)する者や、性欲の対象として眺められ利用される者、望まない妊娠をする者などが多い。これは、実際に当時の社会で多くの人びとが直面していた問題の男女間の差異を反映しているとも考えられるだろう。ラファネッリは、男女間の不平等の問題よりも階級間の不平等の問題をより強く意識しており、この短編集でも階級間の不平等を中心に描いているが、男性と女性の置かれている状況の差異への意識も見られる。また、男女間の不平等の問題を直接的に描いてはいないが、「騎士道的ふるまい」を描写している箇所では、女性蔑視に対する批判意識も読み取れる。

下層階級の男性と女性の表象のもう一つの差異としては、権力と闘う反体制的な男性登場人物が多いのに対し、女性登場人物にはそのような者がいないということも挙げられる。この点は、当時の反体制運動に関わる者に男性が多かったということを反映している可能性があるが、当時のイタリアで女性のストライキも行われていたことを考えると、それだけでは説明が不十分であるようにも思われる。この点については、今後、ラファネッリの他の作品とも比較しながら分析・検討していく必要があるだろう。

上流階級の女性と男性の表象を比較すると、

⁸⁰ 原文: Allora comprese tutto: allora capì in tutta la sua orrendezza la violenza della quale era stato vittima. / Fu un crollo intimo, una rovina improvvisa: la vergogna lo consigliò al silenzio

⁸¹ 原文: Aveva cercato la pace, anche lui, l'oblio... Ma non l'aveva trovato. / Nella sua anima era ancora la tempesta ruggente, e nessuna voce blanda di preghiera e di rassegnazione la poteva calmare. / Il ricordo del non lontano passato lo assaliva continuamente come uno spasimo.

どちらも下層階級の人びとに対して無知・無関心であり、彼らを搾取しつづける自己中心的で我儘な人物が多く、語り手によって批判的に描かれているという点においては共通している。ただし、男性登場人物が脇役としてしか登場せず、彼らの視点や内面が語られることがほとんどないのに対し、貴族女性は主役として登場することが多く、彼女たちの視点や内面が描かれているという大きな違いもある。貴族女性に関しては、ややステレオタイプ的ではあるが、彼女たちの抱える虚しさや孤独感、精神的な惨めさがさまざまなエピソードを通して語られている。ラファネッリはこの短編集で、上流階級の女性たちを抑圧者の側の人間として厳しく批判的に描きながらも、(上流階級の男性と比較したときの)彼女たちの立場の弱さや彼女たちの生き辛さにも目を向けているように思われる。

【参考文献】

- Banti, Alberto Mario. *Storia della borghesia italiana: l'età liberale*. Donzelli, 1996.
- Boccolari, Giorgio, and Fiamma Chessa, editors. *Storie di anarchici e anarchia. L'archivio Famiglia Berneri-Aurelio Chessa*. Biblioteca Panizzi, 2000.
- Boero, Silvia. "L'Oasi di Leda Rafanelli: la riscoperta di una narrazione fuori dagli schemi di genere." *L'originalità della ricerca storica: dieci anni di studi dell'Associazione di storia contemporanea*, edited by Marco Severini, Aras Edizioni, 2021, pp. 145–154.
- . "Memorie di una chiromante di Leda Rafanelli: autobiografia e politica militante." *Zb. rad. Filoz. fak. Splitu*, no. 10, 2017, pp. 3–13.
- Bonsaver, Guido. *Mussolini censore: storie di letteratura, dissenso e ipocrisia*. E-book ed., Laterza, 2015.
- Cappellini, Milva Maria. "Istintivamente verso Est." *I due doni e altre novelle orientali*, by Leda Rafanelli, Nerosubianco, 2014, pp. 137–159.
- . "La mia stanza orientale': la lunga vita inquieta di Leda Rafanelli." *L'Oasi. Romanzo arabo* by Leda Rafanelli, Corsiero editore, 2017, pp. 5–18.
- . "La sapiente arte di una donna." *Incantamento*, Corsiero editore, 2022, pp. 241–265.
- Chessa, Fiamma. "Introduzione – Premessa." *Leda Rafanelli – Carlo Carrà: un romanzo. Arte e politica in un incontro ormai celebre* by Leda Rafanelli, edited by Alberto Ciampi, Centro Internazionale della Grafica, 2005, pp. 17–22.
- Chessa, Fiamma, editor. *Leda Rafanelli tra letteratura e anarchia*. Biblioteca Panizzi, 2008.
- Ciampi, Alberto. *Futuristi e Anarchici. Quali rapporti?: dal primo manifesto alla prima guerra mondiale e dintorni (1909–1917)*. Archivio Famiglia Berneri, 1989.
- . "Leda Bruna Rafanelli – romanzi di vita." *Leda Rafanelli – Carlo Carrà: un romanzo. Arte e politica in un incontro ormai celebre* by Leda Rafanelli, edited by Alberto Ciampi, Centro Internazionale della Grafica, 2005, pp. 27–46.
- D'Aniello, Antonietta. "Le scritture della politica: storia e finzione nell'opera di Leda Rafanelli (1880–1971)." *Critica letteraria*, no. 104, 1999, pp. 567–598.
- de Grazia, Victoria. *How Fascism Ruled Women: Italy, 1922–1945*. E-book ed., University of California Press, 1992.
- Ferri, Enrico. "Leda Rafanelli: un anarchismo islamico?." *Tigor*, no. 2, 2012, pp. 69–88.
- Fonda, Edda. *Posso sempre pensare: quando le italiane non votavano. Storia di Leda Rafanelli*. Edda Lucia Caterina Fonda, 2014.
- Granata, Mattia. "Rafanelli, Leda." *Dizionario biografico degli anarchici italiani*, edited by Maurizio Antonioli et al., BFS, 2004, pp. 400–402

- Guidoni, Christiane. “Leda Rafanelli: ‘donna e femmina.’” *Chroniques italinennes*, no. 39–40, 1994, pp. 63–73.
- Marchese, Dora. “Anticolonialismo, anticapitalismo e questione femminile Leda Rafanelli, un’anarchica dal cuore zingaro.” *Revista Internacional de Culturas y Literaturas*, julio 2019, pp.170–178.
- Masini, Pier Carlo. “Introduzione.” *Una donna e mussolini* by Leda Rafanelli, Rizzoli, 1975, pp. 7–22.
- Pakieser, Andrea. *I Belong Only to Myself: The Life and Writings of Leda Rafanelli*. AK Press, 2014.
- Palumbo, Valeria. *Non per me sola: storia delle italiane attraverso i romanzi*. E-book ed., Laterza, 2020.
- Pescarolo, Alessandra. *Il lavoro delle donne nell’Italia contemporanea*. E-book ed., Viella, 2019.
- Pierotti, Alessandra. “‘Ricordo, rivivo, scelgo’: il progetto autobiografico di Leda Rafanelli.” *Storia e problemi contemporanei*, no. 49, settembre 2008, pp. 72–86.
- Pironi, Tiziana. “Leda Rafanelli: il viaggio come percorso di autoformazione.” *Biografia e formazione. Il vissuto delle donne*, Simplicissimus Book Farm, 2012, pp. 49–62.
- . “Leda Rafanelli. Una scrittrice per l’infanzia ‘inassimilabile’ al regime.” *Tessere trame, narrare storie. Le donne e la scrittura per l’infanzia*, Aracne, 2013, pp. 101–122.
- Rafanelli, Leda. *Bozzetti sociali*. Casa Editrice Sociale, 1921.
- Raouf Tantawy, Marwa Abdel Moneim Abdel. “Il fascino del mondo orientale in *L’Oasi* di Leda Rafanelli.” *Critica Letteraria*, no. 149, 2010, pp. 750–776.
- Rossetti, Sara. “Orientalismo al femminile. La visione dell’oriente islamico in alcuni scritti inediti di Leda Rafanelli (1880–1971).” *Itinera: nuove prospettive della ricerca storica e geografica*, edited by Arturo Gallia, CISGE, 2016, pp. 159–167.
- Senta, Antonio. *Utopia e azione: per una storia dell’anarchismo in Italia (1848–1984)*. E-book ed., Elèuthera, 2015.
- Spackman, Barbara. “Muslim in Milan: The Orientalism of Leda Rafanelli.” *Orientalismi italiani*, vol.1, edited by Gabriele Proglgio, Antares, 2012, pp. 74–89.
- . “Muslim in Milan: The Orientalisms of Leda Rafanelli.” *Accidental Orientalists: Modern Italian Travelers in Ottoman Lands*. Liverpool University Press, 2017, pp. 154–210.
- Willson, Perry. *Italiane: biografia del Novecento*. E-book ed., Laterza, 2020.

勝田由美「自由主義期の女性運動」『教養のイタリア近現代史』土肥秀行，山手昌樹編，ミネルヴァ書房，2017年，pp.101–112.

キンナ, ルース『アナキズムの歴史—支配に抗する思想と運動』米山裕子訳, 河出書房新社, 2020年.

戸田三三冬『平和学と歴史学—アナキズムの可能性』三元社, 2020年.

横山隆作『イタリア労働運動の生成(1892年～1911年)』学文社, 2001年.

1980年代後半のスロヴァキア作家同盟における スロヴァキア・ネーション論

Discussion of the Slovak Nation in the Union of Slovak Writers in the late 1980s

佐藤 ひとみ
SATO Hitomi

東京外国語大学大学院博士後期課程
Tokyo University of Foreign Studies, Doctoral Course

著者抄録

本稿は、スロヴァキア作家同盟の機関誌『文学週刊』で1988年から翌年までに論じられた、スロヴァキア・ネーションについての議論を分析している。知識人らがスロヴァキア・ネーションをいかに認識したのかは、第一共和国におけるスロヴァキア・ネーションの発展についての議論と、当時の連邦制度を評価する議論のなかに立ち現れた。第一共和国についての議論では、スロヴァキア・ネーションについての正確な歴史が人々に共有されることにより、スロヴァキア・ネーションがさらに発していくべきだと主張された。連邦制度についての議論では、多くの作家は、連邦制度によってスロヴァキア・ネーションが政治的主体になったと主張した。しかし一部の作家は、現在の民主化を伴わない連邦制度では、スロヴァキア・ネーションは政治的主体として確立されないと述べた。なお、これらの議論では、スロヴァキア・ネーションが誰によって構成されるのかは問われなかった。

Summary

This paper analyzes the debate on the Slovak Nation that took place from 1988 to the following year in *Literárny týždenník*, the journal of the Union of Slovak Writers. How intellectuals perceived the Slovak Nation emerged in the discussion of the development of the Slovak Nation in the First Republic and in the evaluation of the federation of the time. In the discussion of the First Republic, it was argued that the Slovak Nation should be further developed by sharing with the public an accurate history of the Slovak Nation. In the discussion of the federation, many writers argued that the federation has made the Slovak Nation a political subject. However, there was a counterargument that the current federation without democratization does not establish the Slovak Nation as a political subject. In these discussions, it was not questioned by whom the Slovak Nation was constituted.

キーワード

スロヴァキア・ネーション 歴史論 連邦制度 正常化体制 スロヴァキア作家同盟

Keywords

Slovak Nation; Historical debate; Federation; Normalization; the Union of Slovak Writers

原稿受理日：2024.2.15.

Quadrante, No. 26 (2024), pp. 129–147.

目次

- | | |
|---------------------------|--------------------------------|
| 1. 序論 | 4-1. ペレストロイカの影響とチェコスロヴァキア国内の変化 |
| 2. 連邦制度の導入論 | |
| 3. 正常化体制におけるネーションの議論 | 4-2. 第一共和国についての議論 |
| 3-1. 正常化体制のネーションの問題への取り組み | 4-3. 連邦制度 |
| 3-2. 正常化体制における歴史についての議論 | 4-4. スロヴァキア・ネーションの構成員 |
| 4. 作家同盟の議論 | 5. おわりに |



はじめに

本稿は、1988年9月21日に創刊された、スロヴァキア作家同盟の雑誌『文学週刊』で行われたネーションについての議論と、その議論が生じた歴史的な背景に焦点を当てる。『文学週刊』は、「ネーション」論のプラットフォームを担うこととなった、検閲を受けて出版された公式の出版物である。論稿の前半では、『文学週刊』が創刊された歴史的な背景と、1968年「プラハの春」以降に展開されたいわゆる正常化体制によるネーションの解釈をたどる。そして後半では、体制のしめつけがゆるみつつあった1980年代後半に、正常化体制を支えた知識人たちが、どのようにスロヴァキア・ネーションを認識したのか、そしてスロヴァキア・ネーションの構成員は誰であると論じられたのか、すなわちスロヴァキア・ネーション論を検討する。そしてそれにより、これまで見過ごされてきた社会主義体制内における「ネーション」に対する認識を明らかにすることを目的とする。

1968年に行われた改革、いわゆる「プラハの春」の前後から、特にスロヴァキアではネーションの発展を肯定的に評価する動きがおり、それに伴ってネーション論を再提示しようとする動きが盛んになった。そしてそういった流れの中で、「プラハの春」の改革ではチェコ社会主義共和国とスロヴァキア社会主義共和国からなる連邦制度の導入が訴えられた。「プラハの春」自体はワルシャワ条約機構軍の介入をうけ1968年8月に挫折するが、1969年には実際に連邦制度が導入されることとなる。1970年代前半以降も、正常化体制下でネーションについての議論は継続されるが、1960

年代と比べるとその勢いは徐々に下火になった。しかし、1980年代後半になると、1970年代の議論を引き継ぎつつも、ネーションの発展を肯定的に評価する議論が一挙に噴き出たのである。従って、体制転換直前のスロヴァキアにおけるネーション論を概観するには、その時代背景と、議論の潮流を理解する必要がある。そこでここでは、本稿にとって重要となる先行研究から議論の背景を明らかにし、体制転換前の『文学週刊』が持つ重要性を提示する¹。

一点目は、連邦制度である。連邦制度導入の議論は、いわゆる「プラハの春」の改革において論じられた。1969年にその制度が実現されるまで、連邦制度はスロヴァキア・ネーションとその発展にとって重要な課題として位置付けられていた。チェコの歴史家リフリークは、1968年になり連邦制度導入が議論された際、大多数のスロヴァキア人にとって、それはスロヴァキア・ネーションのさらなる発展を促すものとして受け止められたことを指摘する。連邦は、スロヴァキアにとって独自の国家としての地位の確立と、チェコ人とスロヴァキア人が形成する共通国家の両方を可能にすると考えられていたのである²。ここでリフリークが指摘した、連邦制度がスロヴァキア・ネーションに対する認識と関連して論じられたことは重要であろう。1980年代後半になり、当時徐々に明らかになりつつあったチェコ・ネーションとスロヴァキア・ネーションの軋轢や、体制内の情勢の変化を背景に、連邦制度は『文学週刊』における重要な論点の一つとなった。その際、連邦制度の議論では、「プラハの春」で行われた議論に立ち返りつつ、現行の連邦制度がスロヴァキア・ネ

¹ 近年刊行された、歴史についての議論やネーション概念を題材とした論文として、例えば衣笠太朗「第一次世界大戦直後のオーバーシュレーゲン/グルヌイシロンスクにおける分離主義運動—オーバーシュレーゲン委員会の活動とカトリック聖職者トマシュ・レギネク」『神戸大学史学年報』第34号、2018年、1-29頁、宇野真佑子「ユーゴスラヴィア解体前夜のクロアチアにおける第二次世界大戦の想起—1990年の週刊誌 *Danas* の分析」『ロシア・東欧研究』第48号、2019年、72-89頁が挙げられる。直接的な引用はないが、本稿はこれらの論考を参考としつつ、序論の論点整理を行なった。

² J. Rychlík, "The Velvet Split of Czechoslovakia 1989-1992", in: Stolarik (ed.), *The Czech and Slovak Republics: Twenty years of Independence, 1993-2013*, Central European University Press, 2017, p. 25.

イションの発展に与えた意味が問われた。そしてその議論を通して、知識人らのスロヴァキア・ネーションに対する認識が提示されたのである。そこで本稿では、「プラハの春」の改革で連邦制度が導入された背景と、スロヴァキア・ネーションにとっての連邦制度の意味を明らかにし、その上で1988年以降のスロヴァキア・ネーションについての議論を連邦制度の問題から抽出することを試みる。

二点目は、体制内におけるスロヴァキア・ネーションの歴史についての議論である。スロヴァキアの歴史家フデクの2019年の研究は、「プラハの春」以降、体制内で発言する作家を中心とする知識人らは、ネーションの発展を訴えることはできたが、それは体制の存在とその支配を正当化するような歴史叙述という形をとる必要があったことを指摘する。しかし同時に、彼らは歴史という形でネーションの発展を論ずることで、体制内での安定した地位を確立することができた。なぜならこれにより、体制は、反共産主義的な異論派がスロヴァキア・ネーションの発展を論じ、それを反体制運動に用いることを封じ込められたからである。つまり、体制内で発言する作家と体制は、ネーションを扱った歴史論を通して互惠関係にあったのである³。

このフデクの指摘を精緻化したのが、クロアチアの政治学者であるデュラシュコヴィチの研究である。デュラシュコヴィチは、1970年代において、スロヴァキア・ネーションの発展を肯定的に捉えた知識人らの主張は、ネーションの歴史を社会主義的に再解釈することで正当化されたことを主張する。デュラシュコヴィチによると、第二次大戦後にネーションの発展を主張して迫害された共産党員らが1960年代前

半に復権されたことが、ネーション論に影響を与えていた。この復権により、スロヴァキア・ネーションの発展を批判するこれまでの公式史観に対して、スロヴァキア・ネーションの発展の正当性を示すような、歴史を再解釈する潮流がおこったのである⁴。

デュラシュコヴィチとフデクが指摘した、スロヴァキア・ネーションの発展を論じる正当性を得るために歴史が援用されたという分析が、本稿に示唆するところは大きい。なぜなら、その歴史論は社会主義体制という枠組のなかで制約を受けながらも、スロヴァキア・ネーションについて論ずる土台となったからである。本稿が扱う1980年代後半は、1970年代よりも議論の自由度が増し、1918年に建国されたチェコスロヴァキア第一共和国についての議論がじょじょに増えていた時期でもあった。そこで、フデクとデュラシュコヴィチの議論を念頭に置き、ネーションについての議論を抽出するために、第一共和国とスロヴァキア民族蜂起に関する議論に着目する。

三点目は、ソ連におけるペレストロイカの波及である。先に述べたようにフデクとデュラシュコヴィチは、体制内で検閲を受け発表することができた知識人は体制と互惠関係にあったことを指摘したが、これに対しリフリークは、ソ連におけるペレストロイカがそういった互惠関係に一定の変化をもたらしたと指摘する。リフリークは、1980年代後半になると、ペレストロイカの雰囲気はチェコスロヴァキアに波及し、それが、1970年代以降のネーションに関する議論をさらに加速させたことを主張する。そしてそういった変化は、連邦制度についての議論だけでなく、体制と互惠関係にあり、歴史論を用い

³ J. Benko, A. Hudek, "Slovak communists and the ideology of Czechoslovakism", in: Hudek et al. (eds.), *CzechoSlovakism*, Routledge, 2021, p. 336.

⁴ S. Đurašković, "From "Husakism" to "Mečiarism": The National Identity-Building Discourse of the Slovak Left-wing Intellectuals in 1990s Slovakia", in: Kopeček et al.(eds.), *Thinking through transition : liberal democracy, authoritarian pasts, and intellectual history in East Central Europe after 1989*, Central European University Press, 2015.

てスロヴァキア・ネイションの発展を論じた知識人らにも及んだのである⁵。

ここまで体制転換直前におけるネイション論の背景を三つ提示した。この背景を踏まえ本稿で扱うのが、スロヴァキア作家同盟が発行した週刊誌、『文学週刊』である。スロヴァキア作家同盟とは、検閲を受けて書籍等を出版することが可能だった作家たちが所属していた組織である。『文学週刊』はこのスロヴァキア作家同盟によって、まさに体制からのしめつけがゆるみつつあった1988年9月21日に創刊され、現在まで刊行されている週刊誌である。この週刊誌は、創刊された1988年の総発行部数は約1万5千部で、一般的な公衆からもアクセスが可能な媒体だった⁶。

『文学週刊』の特徴として挙げられるのは、公式出版でありながらも、ネイション論の中心的なプラットフォームになり得たという点にある。『文学週刊』では、先のフデクが指摘したような、1970年代にネイション論を中心に展開し、体制と互惠関係にあった作家や歴史家といった知識人らが積極的に発言を行なった。例えばそういった知識人の代表として、ネイション論に積極的に参加した当時を代表する作家であり、後にチェコスロヴァキア連邦解体において積極的な議論を展開したヴラジミール・ミナーチが挙げられる。またリフリークによると、この週刊誌は、ペレストロイカがチェコスロヴァ

キアへ波及したため、体制からの統制をあまり受けずに創刊された。その結果として、本誌はスロヴァキアのナショナルな言説が展開される中心的な媒体かつ改革派としての立場を確立することとなったのである⁷。すなわち『文学週刊』とは、正常化体制期の議論の特徴を引き継ぎつつも、これまでよりも積極的にネイション論を展開したという、1980年代後半の時代の潮流が反映された媒体だと言える。そして『文学週刊』での議論は、体制を正当化する役割を担った知識人が発言した当時の公式の出版のなかで、管見の限り最も活発だったと言える⁸。

『文学週刊』は先行研究においても頻繁に引用されてきたが、この媒体が誕生した背景を踏まえ、ネイション論を分析した研究は確認した限り見当たらない。体制転換直前の『文学週刊』の議論を概観することは、正常化体制期の公式の出版物を刊行することができた知識人らのネイション論の潮流を捉えるという、スロヴァキアにおけるネイション論研究で見落とされてきた視点を補う点で重要だと考える。以上の理由から、本稿では『文学週刊』を分析対象とする。

なお本稿ではネイション論を扱うが、ネイション⁹を論じた先行研究の多くは、ネイションを所与のものではないとする構築主義的な視点に立ち、議論を蓄積してきた。しかし仮に、「スロヴァキア・ネイションが何を要求したのか」を問うのであれば、ネイションというカテゴリー

⁵ J. Rychlík, *Rozdělení Československa 1989-1992*, Vyšehrad, 2022, p.79.

⁶ *Katalog periodického tisku ČSSR 1988*, Federální úřad pro tisk a informace, 1988, p. 65. なお、1988年に発行されたチェコスロヴァキア共産党公式の新聞『ルデー・プラヴォ』の年間総発行部数が101万8千部であり、後述する通年刊行された同じく文化系の公式週刊誌『ノヴェー・スロヴォ』の年間総発行部数は6万5千部だった。このことから、『文学週刊』の発行部数は小さくはないと言えるだろう。

⁷ Rychlík (2022), *op.cit.*, p. 75.

⁸ 「プラハの春」が挫折して以降、正常化体制を代表する文化系の公式出版として挙げられたのが『ノヴェー・スロヴォ』である。『ノヴェー・スロヴォ』は、いわゆる正常化体制において文化面と政治面が発展していくうえで最も主要な地位を築いた。しかしそれゆえ、正常化体制における報道の模範的な雑誌となったため、体制転換前であっても、『文学週刊』と比べると積極的な歴史についての議論や連邦制度の議論は、見られなかった。P. Matejovič, “Nové slovo a počiatky normalizácie; na Slovensku”, in: *Slovenská literatúra*, Vol. 55, No. 6, 2008, p. 81. [<https://www.sav.sk/journals/uploads/01111545-SL-2008-6m-Matejovic-81-89.pdf>] (最終閲覧日: 2023年12月16日)

⁹ 本研究は nation/národ とは 18 世紀後半頃よりヨーロッパにて登場した概念であるという立場をとっている。訳語としてはネイションを採用しているが、すでに民族(例: スロヴァキア民族蜂起など)が訳語として定着している場合はそれに倣うこととする。

を所与のものとして言説を分析してしまうことが懸念される¹⁰。実際に存在しているのは、スロヴァキア・ネイションそのものではなく、ネイションというカテゴリーを用いて行われる社会的実践、すなわち人々がネイションという概念を用いて提示した言説や自己理解であることに留意せねばならない¹¹。また、社会主義期あるいはそれ以降の「スロヴァキア・ネイション」論を扱った研究は、「ネイション」というカテゴリーを均質なものとして捉え、その構成員を問わない傾向にあった¹²。しかし先述の通りネイションとはカテゴリーであり、ネイションというカテゴリーにおける構成員は、そのカテゴリーを用いる集団の想定によって変化するのである。そこで本稿は、『文学週刊』で議論を展開した知識人たちが、スロヴァキア・ネイションというカテゴリーをどのように認識したのか、そしてその構成員は誰であると想定したのかを問うことを目指す。

以下では、序論で確認した1988年以降の議論の背景を詳述し、その後実際の議論を分析する。まず、第2章において、『文学週刊』で議論されることとなった連邦制度の議論を理解するために、連邦制度導入の過程を確認し、第3章において、歴史についての議論が行われた背景を確認するために、共産党のネイションの問題についての姿勢と、どのような歴史を扱った議論が可能であったのか、あるいは不可能であったのかを、本稿の関心に沿いながら確認する。そして第4章にて、まず、『文学週刊』が誕生することとなった時代背景をペレストロイカの影響という視点から確認し、つぎに正常化体制を支えた知識人たちが『文学週刊』において

どのようにスロヴァキア・ネイションを認識したのか、そしてその構成員は誰であると考えたのかを、歴史についての議論と連邦制度の議論から明らかにする。

2. 連邦制度の導入論

本章では、連邦制度が導入された経緯を確認する。1980年代後半、『文学週刊』の誌面では、「プラハの春」の改革を経て導入された連邦制度についての議論のなかで、政治主体としてのスロヴァキア・ネイションの存在が問われた。そこで本章では、1968年の連邦制度の導入の経緯と、「プラハの春」の改革においてスロヴァキア側が連邦制度をいかに意味付けたのかを確認した後、実際に導入された連邦制度の性質を明らかにする。

1968年1月にアレクサンデル・ドゥプチェクがチェコスロヴァキア共産党第一書記に就任して、いわゆる「プラハの春」の改革が開始された。4月には『チェコスロヴァキア共産党行動綱領』が採択され、検閲の撤廃や、複数政党制の導入、そしてチェコ社会主義共和国とスロヴァキア社会主義共和国による連邦制度の導入が訴えられた。1968年4月に『行動綱領』が準備されると、かねてから主張されていたスロヴァキアへの自治の付与を実現し、チェコ・ネイションとスロヴァキア・ネイションの関係を改善するために、連邦制に関する憲法律制定の準備が始められた。ここでは、スロヴァキアの権限を現状よりも拡大し、憲法によってチェコとスロヴァキアの地位の平等を保証することが確認された。1968年5月になると、新憲法制定委員会も設置され

¹⁰ R. Brubaker, "Ethnicity without Groups", in: *European Journal of Sociology*, 2002, Vol. 43, No. 2, p. 164.

¹¹ 佐藤成基「カテゴリーとしての人種, エスニシティ, ネーション: ロジャー・ブルーベイカーの認知的アプローチについて」『社会志林』64-1, 2017年, 24頁。

¹² いずれの研究もチェコスロヴァキアにおけるネイション研究の礎をなすものであり、重要な著作であるが、以下の研究では、「スロヴァキア・ネイション」あるいは「チェコ・ネイション」の内実は問われない傾向にある。J. Rychlík, *Češi a Slováci ve 20. století*, Akademické elektronické vydání Ústav T. G. Masaryka, 1998; Rychlík (2022), *op.cit.*; Hudek et al. (eds.), *op.cit.*

た。しかし、連邦制度導入はチェコスロヴァキア全土で等しく支持されたわけではない。その導入を積極的に支持したのはスロヴァキア側であり、チェコ側にとってはあまり重要な問題ではなかったことが指摘されている¹³。例えば当時のチェコ文芸雑誌『文芸新聞』は、チェコの改革派は検閲の廃止や言論や報道の自由といった「民主化」の問題に取り組み、スロヴァキアの改革派は「民主化」よりも連邦制度の導入を積極的に支持したことを報じている¹⁴。

しかし、改革における民主化と連邦化は相互に排他的なものではなく、こういった改革の二項対立的な理解は正確ではないことには留意が必要である。歴史家のブラウンは、改革における連邦化と民主化は相互に依存するものであったことを主張する。ブラウンによると、スロヴァキアの知識人は、連邦化を民主化の流れの中で実現させようとした。スロヴァキア・ネイションはその人口比から、チェコ・ネイションに対してチェコスロヴァキア国内ではナショナル・マイノリティとして位置付けられた。そのような状況から、一部のスロヴァキア知識人は、ナショナル・マイノリティとしてのスロヴァキア・ネイションの権利が、民主化によって認められるべきだと主張したのである。その際、スロヴァキア・ネイションの権利の保障は、民主主義を構成する単位に、個人だけでなくネイションも組み込むことによって実現が目指された。つまり、ネイションの権利を民主的に保障する実際的な方法こそが、連邦制度だったのである¹⁵。

連邦制度の実質的な機能に関する議論で

は、後のスロヴァキアおよびチェコ社会主義共和国と、連邦政府の間での権限の分配が争点となった。連邦制度の機能に関しては、次の二つの案が提示された。一つ目の案は、連邦レベルで経済や外交関係を統合し、各共和国には一定の権限のみが委任される、連邦を重視する形である。二つ目の案は、両共和国からなる国家連合の形だった。そして、この二つの間での妥協が模索されることとなった¹⁶。また、当時、国内ではスロヴァキア共産党に対応するチェコ共産党がなく、チェコスロヴァキア共産党のみが存在し、そこに指導部が置かれていた。そこで、チェコスロヴァキア共産党という中央の指導部ではなく、チェコ・ネイションとスロヴァキア・ネイションという二つのネイションによる対称的かつ対等な機関を創設し、チェコ共産党とスロヴァキア共産党にかなりの権限を委譲することも検討された¹⁷。

しかし、「プラハの春」の改革の伝播を恐れたソ連はチェコスロヴァキアへの軍事介入を決定する。1968年8月21日にはワルシャワ条約機構軍が実際にチェコスロヴァキアへと侵攻し、「プラハの春」の改革は頓挫した。その中で唯一実現された綱領は、チェコおよびスロヴァキア両地域による連邦制度の導入だった。同年10月27日に連邦議会が「チェコスロヴァキア連邦に関する憲法律」を採択し、この憲法律は1969年1月1日に施行された¹⁸。それでは、改革が挫折した後に導入された連邦制度はどのような性質を有していたのだろうか。

連邦を規定する憲法律では、チェコとスロ

¹³ S. Brown, "Socialism with a Slovak Face: Federalization, Democratization, and the Prague Spring", in: *East European Politics and Societies*, No. 3, 2008, pp. 467-495.

¹⁴ "Federace Demokratizace Abdikace", in: *Literární listy*, No. 1, 1968, p. 7. [<http://archiv.ucl.cas.cz/index.php?path=LitL/1.1968/11/7.png>] (最終閲覧日: 2023年9月30日)

¹⁵ Brown, *op.cit.*, pp. 486-487.

¹⁶ Z. Jičínský, *Vznik české národní rady*, Index, 1989, p. 11.

¹⁷ J. Žatkuliak, "Zápas o podobu česko slovenskej federácie v rokoch 1968-1970." in: *Slovenská Otázka v Dejnostiach Česko-Slovenska (1945-1992)*, Historycký ústav SAV, 1994, p. 63.

¹⁸ 林忠行「チェコスロヴァキア」柴宜弘・中井和夫・林忠行著『連邦解体の比較研究——ソ連・ユーゴ・チェコ——』多賀出版、1998年、103-104頁。

ヴァキア両共和国は、連邦制の中で自決権をもつ国民国家として規定された。この憲法律には「ふたつの国民経済」の存在を認めると明記されており、各共和国に重きを置く比較的強い分権化指向が見られた。また、市民権に関する規定では、市民権の基礎は共和国にあり、そこから連邦の市民権が導かれることが定められた。政治面においては、連邦議会と連邦政府、連邦憲法裁判所が新たに規定された。連邦議会では通常の法案の可決や、憲法改正、大統領の選出が可能であったが、チェコとスロヴァキアの人口比によってスロヴァキアが不利にならないよう、連邦議会では両者が対等な権限を持つよう配慮がなされた。連邦政府と連邦憲法裁判所においても、両共和国対等の原理が貫かれ、人口比よりも多くのスロヴァキア人が登用された。すなわち、1968年に採択された連邦に関する憲法律は、両共和国に多くの権限を付与していたと言えるだろう¹⁹。

ところが、連邦に関する憲法律は1970年に改定された。また、連邦制度導入が議論された時期にはスロヴァキアへの自治の付与が訴えられたが、それは実現しなかった。チェコ共産党も設立されず、ネイションによる機関は非対称的なまま、チェコスロヴァキア共産党によって運営される中央集権的な連邦制度が導入された²⁰。国制には連邦制が導入されながらも、一党独裁の原則の下に、中央集権的なチェコスロヴァキア共産党が国家を指導したのである。

従って、1968年に民主化を目指した改革の中で導入が訴えられた連邦制度は、中央集権的な性質を帯びることとなった。そのため、スロヴァキアが主張していた、ネイションの権利が保障され、自治が付与される民主主義的な連邦制度は実際には実現しなかったのである。これまで論じてきた連邦制度と民主化の関連

性は、1970年代以降はほとんど論じられなくなる。しかし1980年代後半になると、改革的な雰囲気の中でこの問題が再び立ち現れることとなった。

3. 正常化体制におけるネイションの議論

2章では、『文学週刊』で論じられることとなる連邦制度の導入論を確認した。それでは、実際に連邦制度が導入された後、正常化体制において、体制はネイションの問題をどのように捉えたのだろうか。そして、ネイションに関する議論はどの程度許容されたのだろうか。また、『文学週刊』でネイション論を展開することとなった知識人らは、1970年代に何を論じていたのだろうか。1節では、共産党のネイションの問題に対する立場を明らかにする。次に、『文学週刊』が誕生する以前に、ネイションに関連する議論は体制側の知識人からどのような形で論じられたのかを示す。

3-1. 正常化体制のネイションの問題への取り組み

「プラハの春」の挫折と連邦制度の導入を経た後、いわゆる正常化体制は国内のネイションの問題にどのように取り組んだのだろうか。チェコスロヴァキアにおけるネイションの問題への対処は、ソ連から影響を受けたものだという指摘がある。「プラハの春」に先だった1964年のブレジネフ体制では、ネイションの「開花」(rastsvet)と「収束」(sblizhenie)が目指されるようになった。これは、ブレジネフ体制がフルシチョフ体制による諸ネイションの「合併」(sliyanie)を望ましいものとしつつも、諸ネイションの統一という目標は先送りにし、ネイションの発展とその後のゆるやかな合体という、より現実的な政策をとるようになった結果であっ

¹⁹ 同書、104-110頁。

²⁰ H. G. Skilling, *Czechoslovakia's Interrupted Revolution*, Princeton University Press, 1976, pp. 873-874.

た²¹。1970年代初頭になると、チェコスロヴァキアに軍事介入したソ連では、ネイションの問題はすでに解決されたものとして扱われるようになり、その焦点は、国家の現状を維持することに移った。

ソ連の国内の安定と現状維持を求める姿勢は、連邦制度が導入されたチェコスロヴァキアでも反映されるようになった。例えばチェコの歴史家であるメルヴァルトは、その研究の中で、チェコスロヴァキアのナショナルな問題を論じたイデオログであったヤン・シンデルカ²²を用いて、国内におけるネイションの問題を論じている。その研究によると、シンデルカにとって、連邦はネイションの協力と和解を発展させるための基盤であり、それは「共産主義におけるネイションの融合」²³という展望に続くものであった²⁴。シンデルカは連邦制度をチェコとスロヴァキアのネイションの融合にとっての正当な解決策として提示し、ネイションの問題に対する共産党の正しいマルクス・レーニン主義政策の結果と位置付けたのである²⁵。正常化体制期におけるネイションの和解、すなわち、チェコ人とスロヴァキア人の間で社会主義という共通のアイデンティティを形成すること²⁶は、当時の総書記長だったフサークによっても主張された、という指摘もある。たとえばフデクは、フサークが、社会主義体制に基づいたチェコスロヴァキアという意識を強化する必要があると主張したことを明らかにしている²⁷。

正常化体制において、ネイションの問題は基

本的に解決されたものとされた。チェコ・ネイションとスロヴァキア・ネイションは社会主義体制下で協力と和解を行い、共通の社会主義的なチェコスロヴァキアという意識を強化することが訴えられたのである。そして連邦制度は、そのための基礎として位置付けられた。ネイションの発展について論じることが不可能だったわけではない。その言説が正常化体制を正当化するのであれば、ナショナリズムの発展を支持するようなものであっても、議論を展開することは可能だったのである。そしてそういった議論は、正常化体制を評価することにつながるような、歴史に関する議論でなければならなかった²⁸。それでは、正常化体制期においてどのような議論が実際に行われたのだろうか。

3-2. 正常化体制における歴史についての議論

本節では、正常化体制において見られたスロヴァキア・ネイションの歴史についての議論を確認する。正常化体制における全ての歴史についての議論を網羅することは不可能であるため、ここでは、スロヴァキア・ネイション論が最も活発に展開されたとされる『文学週刊』において主要なテーマとして扱われたもの、また同時に正常化体制において一定の関心を集めたものに絞って確認を行いたい。ここでは、1918年に建国された第一共和国についての議論と、1944年に起こった反ナチズムを目指したスロヴァキア民族蜂起についてを扱う。

本章1節で確認した通り、正常化体制期に

²¹ B. Fowkes, "The National Question in the Soviet Union under Leonid Brezhnev. Policy and Response", in: Bacon et al. (eds.), *Brezhnev Reconsidered*, Palgrave Macmillan, 2002, p. 75.

²² J. Šindelka, *Národnostní politika v ČSSR*, Orbis, 1975.

²³ こういったチェコスロヴァキアにおいてみられたネイション融合という思想は、連邦内において地域的に孤立した組織が生まれることへの恐怖から強化されたことをメルヴァルトは指摘する J. Mervart, "Czechoslovakism and the party theory of the "nationality question", in: Hudek et al. (eds.), *op.cit.*, p. 354.

²⁴ *Ibid.*, p. 387.

²⁵ Rychlík (2022), *op.cit.*, pp. 36-37.

²⁶ *Ibid.*, pp. 36-37.

²⁷ Benko, Hudek, *op.cit.*, p. 334.

²⁸ *Ibid.*, p. 334.

においてフサークは「チェコスロヴァキアという意識」に立ち返ることを提唱している。「チェコスロヴァキアという意識」は、1918年にチェコスロヴァキア国家が建国される際に訴えられた、単一のチェコスロヴァキア・ネイションの創造を目的とした「チェコスロヴァキア主義」という政治綱領を想起させる。この政治綱領は、チェコ・ネイションとスロヴァキア・ネイションがチェコスロヴァキア・ネイションを形成すること、または、スロヴァキア・ネイションは実質的にチェコ・ネイションであり、チェコ・ネイションの延長としてチェコスロヴァキア・ネイションが存在すること、という二つの意味で理解されてきた。「チェコスロヴァキア主義」がどちらの意味で理解されているかは文脈によって異なるため、その都度定義を行う必要がある。第一共和国において単一のチェコスロヴァキア・ネイションがどちらを意味していたのかは、依然として評価が定まっていない。現在通説とされているのは、単一のチェコスロヴァキア・ネイションはスロヴァキア・ネイションを認めないものであると、スロヴァキアの一部の政治家らが第一共和国建国後に批判を行ったことであろう。この政治綱領としての「チェコスロヴァキア主義」は第二次世界大戦後に正式に否定されたが、その後もこの政治綱領はスロヴァキアの言論空間では批判される傾向にあった²⁹。正常化体制において提唱された「チェコスロヴァキアという意識」も、第一共和国の歴史に立ち返ることを意味するものではない。そもそも正常化体制期では、「チェコスロヴァキア主義」が導入されていた第一共和国や建国に携わった人物についての歴史が肯定的に語られることはなかった。さらには、それについて論ずることすら困難だったのである。

例えば1972年5月31日、チェコ社会主義共和国文化省から、チェコスロヴァキア第一共和国に関する著作、その初代大統領トマーシュ・G・マサリクや、マサリクの後に大統領を務めたエドヴァルト・ベネシュについての著作を公共の図書館から排除するよう通告があった。第一共和国はブルジョワ的、資本主義的であったため、その歴史や、その建国に携わった人物への議論が認められなくなったのである³⁰。また、マサリクやベネシュだけでなく、第一共和国建国に携わったスロヴァキア出身のミラン・ラスチスラウ・シチェファーニクの存在も肯定的に語られることはなかった。例えば1987年の『チェコスロヴァキア百科事典』は、シチェファーニクは西側列強の利益のために、シベリアにいたチェコスロヴァキアの軍人をソヴィエト権力に対する反革命キャンペーンに強制参加させたという叙述を行っている。そしてその結果、シチェファーニクはソヴィエト・ロシアに対する不当な戦争を支持したと結論づけられた³¹。

従って、第一共和国に関する歴史は論じることが制限されたか、論じられた場合であっても、その記述は歪曲を含んだ叙述であることが多かった。また、10月28日のチェコスロヴァキア建国記念日は1969年を最後に廃止され、その後建国記念日として祝われることはなくなった。10月28日が再び建国記念日に制定されるのは、建国70年の1988年を待たなければならなかった。

反対に、正常化体制のイデオロギーに沿う形であればスロヴァキア・ネイションの発展を論じることが可能だった。その例が、スロヴァキア民族蜂起である。スロヴァキア民族蜂起は、第二次大戦末期にナチスの占領下であったス

²⁹ M. Kopeček, "Czechoslovakism: The Concept's Blurry History", in: Hudek et al. (eds.), *op.cit.*, pp. 1-34.

³⁰ Rychlík (2022), *op.cit.*, p. 33.

³¹ *Malá československá encyklopedie VI*, Academia, 1987, p. 70.

スロヴァキア国で1944年に起こった武力蜂起である。この蜂起は1944年の8月29日に開始され、約6万人の兵士と約1万8千人のパルチザンが参加した³²。

共産党指導部は、1945年に戦争が終結した瞬間から、自らの正当性を主張するためにソ連のチェコスロヴァキア解放の役割を強調したり、スロヴァキア民族蜂起における反ファシズム的立場を強調したりしていた。社会主義体制に移行した後、この蜂起の意味づけは時期とともに大きく変化していく。1948年に社会主義体制に移行すると、蜂起は共産党の功績とされ、スロヴァキア人単独ではなく、チェコ人とスロヴァキア人双方によって起こったものという解釈が強められた。1950年代に入ると、共産党指導部は、自らの正当性を主張するためにソ連のチェコスロヴァキア解放の役割を強調した³³。そして、スロヴァキア民族蜂起に参加したフサークのような共産党員は「ブルジョア・ナショナリスト」として迫害された。

しかし、1956年以後の脱スターリン化と、「ブルジョア・ナショナリスト」として非難され迫害されたフサークをはじめとする党員らの復権によって、スロヴァキア民族蜂起は肯定的に解釈されるようになった。フサークが1969年4月にチェコスロヴァキア共産党第一書記の座につき、正常化体制期が開始されると、民族蜂起は、スロヴァキア・ネイションの発展と関連して論じられるようになっていく。そして民族蜂起に対する肯定的な解釈と、それに付随して論じられたスロヴァキア・ネイションの発展の議論は、1968年の改革が挫折した後にとられたいわゆる正常化期にも継続されることとなる³⁴。

1980年代後半より前にスロヴァキア民族蜂起の問題に中心的に取り組んだのは、社会主義期スロヴァキアを代表する作家、ヴラジミール・ミナーチだった。ミナーチは、スロヴァキア民族蜂起について、共産党イデオロギーに則った解釈を行っている。ミナーチは、1970年代には体制と互惠関係にあり、『文学週刊』でも積極的な発言を行った人物であるが、彼の歴史像の連続性と変化については後に論じることとする。クロアチアの政治学者デュラシュコヴィチは、ミナーチが、1944年のスロヴァキア民族蜂起にレーニンの民族自決の原則を見出すことによって、蜂起を社会主義革命として位置付けたことを指摘している。この研究によると、ミナーチは、レーニンの民族自決の議論を援用し、ネイション問題の解決を国家解放の前提条件として強調することで、スロヴァキアの歴史を、スロヴァキア人のための国家を解放するために努力する歴史として再解釈したのである。そして彼は、社会主義体制をとり、連邦制度が導入された現代のスロヴァキアは1944年の民族蜂起の綱領を実現した状態にあり、その実現を行なった者はフサークであるとして、民族蜂起と正常化体制の連続性を主張した³⁵。こうしてミナーチは歴史を援用しながら正常化体制を正当化したのである。そしてこういった言説は、共産党歴史研究所の所長ヴィリアム・プレウザや、連邦の準備に参加した法律理論家ヤロスラフ・ホヴァネツといったナショナルな共産主義者によっても支持された³⁶。

しかし、叙述された歴史には事実の省略や歪曲があったこと、さらにはアクセスできる史料には制限があったことには留意しなければならな

³² 福田宏「スロヴァキア国民蜂起の記憶——歴史認識のリトマス試験紙」長興進、神原ゆう子編『スロヴァキアを知るための64章』明石書店、2023年、103頁。

³³ 同書、104頁。

³⁴ S. J. Cohen, *Politics Without a Past: The Absence of History in Postcommunist Nationalism*, Duke University Press, 1999, pp. 147-180.

³⁵ Đurašković, *op.cit.*, pp. 534-535.

³⁶ Benko, Hudek, *op.cit.*, p. 335.

い。アメリカの政治学者のコーエンは、共産党指導部によって提示された歴史記述には抽象的な言い回しが多く、歪曲された歴史が提示され、特定の出来事や人物が歴史から抹消されることもあったことを指摘する。党は公文書館へのアクセスを制限し、図書館から特定の情報を排除し、党の公式な史観に沿わない情報を得ることを禁止したのである³⁷。そういったなか、体制の内部からではあったが、共産党のイデオロギー的なナラティブに挑戦したのが『文学週刊』だった。

4. 作家同盟の議論

これまで、1969年に導入された連邦制度と、正常化体制期の歴史論について確認した。連邦制度による自治の獲得はスロヴァキア・ネイションの発展を促すものであり、それは国内におけるネイションの不均衡な関係をなくすという意味で、民主化の改革の一環として実現されるべきことが訴えられた。しかし、実際に導入された制度は各共和国に自治を認めない中央集権的なものであった。連邦制度が導入された正常化体制ではナショナル・ヒストリーを論じることは可能であったが、それは共産党のイデオロギーを踏まえたものでなければならず、その内容には事実の歪曲や欠落が見られた。

こういった状況に変化が起こったのが、1980年代後半である。1984年にソ連でペレストロイカが起こり、その雰囲気はチェコスロヴァキアに到達した。そしてそういった状況を受け、連邦制度の問題はふたたびスロヴァキア・ネイションの発展という文脈で取り上げられるようになり、これまでの共産党のイデオロギーから一部逸脱する形で、スロヴァキア・ネイションの歴史も論じられるようになった。そしてそういっ

た議論のプラットフォームとなったのが、1988年に創刊された『文学週刊』だった。そこで本章では、情勢に変化を生み出し、『文学週刊』が発刊されるに至った1980年代の状況を整理する。そしてそのうえで、この誌面上で正常化体制を支えた知識人たちがスロヴァキア・ネイションをいかに認識し、誰によって構成されると考えたのかを分析してみたい。

4-1. ペレストロイカの影響とチェコスロヴァキア国内の変化

1969年に連邦制度が導入され、いわゆる正常化体制に移行した後、連邦制度についての議論は下火となった。再びそれらの問題が論じられるようになったのが、ソ連で起こったペレストロイカの雰囲気はチェコスロヴァキアへ到達した1980年代後半の時期であった。ペレストロイカは、1985年3月にソ連の新書記長にミハイル・ゴルバチョフが就任し、1986年2月の第27回ソヴィエト党大会で「ペレストロイカ」の課題が提示されたことによって開始された改革である。ペレストロイカは、チェコスロヴァキアの共産党指導部に多大な懸念を引き起こしたが、1986年3月にはプラハで開催されたチェコスロヴァキア共産党第17回大会で、ペレストロイカ政策に同意する署名が行われた³⁸。

チェコスロヴァキアのペレストロイカ政策はソ連に比較すると穏やかなものであったが、1987年3月にゴルバチョフがチェコスロヴァキアを訪れた際、多少の人事異動が生じた。その後、1969年以降、共産党の第一書記と大統領を務めていたグスターウ・フサークが党のトップを去ることとなった。そして翌年には、チェコスロヴァキア共産党の中央委員会の職

³⁷ Cohen, *op.cit.*, pp. 172-179.

³⁸ Rychlik (2022), *op.cit.*, p. 72.

も、正常化体制を支えた党員から若い人材へ置き換えられた³⁹。

体制改革は、西側への旅行規制の緩和や、経済面における規制緩和など、さまざまな局面で行われた。そして改革の一つとして行われたのが、連邦制度に関連した改変である。この改変では、チェコ社会主義共和国とスロヴァキア社会主義共和国における新憲法の制定が目指された。各共和国憲法はチェコスロヴァキア連邦憲法第142条第2項によって想定はされていたが、実際に共和国憲法が制定されていたわけではなかった。それが、ペレストロイカによって国内での議論がより自由に行えるようになったこともあり、共和国憲法の起草が要求されるようになったのである。また共和国憲法の起草に加え、1989年7月には共和国が独自の国章、国旗を採用すべきかが問われた。しかし、各共和国の国旗と国章は制定されず、憲法も、連邦憲法が唯一のものであることが憲法委員会で確認された⁴⁰。結果として、各共和国の憲法は認められなかった。しかし、1970年に変更された憲法律により中央集権的な性格を強めていた連邦制度に対して、各共和国の立場を向上させ、より権力を付与することが訴えられ始めたと言えるだろう。

また、チェコスロヴァキアにおけるペレストロイカの受容は、国内の歴史やネーションを論じた議論の質を変化させることにもつながった。例えば、第一共和国が建国された10月28日が再び祝日に制定された。それに加え、これまで論じることが制限されていたシチェフアーニェクや第一共和国建国の歴史も議論することができるようになった。また、作家同盟の独立系の雑誌が創刊された。作家同盟の独立した雑誌は「プラハの春」以降廃止されていたが、

20年ぶりに自分たちの雑誌の発行をすることが可能となったのである。そしてスロヴァキアにおいて発刊されたのが、『文学週刊』である。スロヴァキア作家同盟によって刊行された『文学週刊』は、チェコで誕生した『クメン』よりも活発な議論を展開していた。なぜなら、チェコ作家同盟では「プラハの春」以降にとられたいわゆる正常化体制のなかで多くの知識人らが公の活動を禁止されたため、1980年代の後半になっても、公式の文芸雑誌において活発な議論を行うことが難しかったからである⁴¹。

ペレストロイカの受容を背景に誕生した『文学週刊』は、文芸雑誌として主に国内の文学と文化を幅広く紹介する役割を持っていた。しかしそれと同時に、創刊後から共和国における憲法導入や国旗と国章の制定についての議論も誌面で積極的に取り上げた。体制転換前に創刊したこの雑誌は、文芸雑誌であると同時に、スロヴァキア・ネーションを論じるプラットフォームとしての立場を徐々に確立していったのである⁴²。

ここまで、ペレストロイカの受容がチェコスロヴァキアにいかに関与を及ぼしたのかを確認してきた。1980年代後半には、党指導部の人員が変更されるなどの変化が見られ、体制変革の流れの中で『文学週刊』が創刊された。そこでは従来論じられることが禁止されていた、第一共和国の歴史や連邦制度の改変といったテーマが論じられるようになった。そして、歴史論や連邦制度についての議論を背景に展開されたのが、スロヴァキア・ネーションの発展やナショナリズムについての議論である。こういった議論は、正常化体制期の共産党のイデオロギーに依拠した議論を一定程度引き受けながら展開された。次節では、実際にその議論を

³⁹ *Ibid.*, p. 75.

⁴⁰ *Ibid.*, pp. 76-78.

⁴¹ *Ibid.*, p. 75.

⁴² *Ibid.*, pp. 75-78.

概観する。

4.2. 第一共和国についての議論

スロヴァキア・ネイション論を分析するうえで重要となるのは、1988年9月30日に発行された第2号と翌週の第3号に掲載された「1918年におけるスロヴァキア人とチェコ人」という対談記事と、1989年1月20月の第3号と翌週の第4号に掲載された「連邦におけるスロヴァキア人」という対談記事である。「1918年におけるスロヴァキア人とチェコ人」では、チェコスロヴァキア第一共和国から現在に至るまでのスロヴァキア・ネイションの歴史が問われた。またこの対談では、チェコスロヴァキア70年の歴史の中で、スロヴァキア・ネイションがいかに確立されてきたのかも論じられた。「連邦におけるスロヴァキア人」では、現在の連邦制度がスロヴァキア・ネイションに与えた影響と、その発展にとってこの制度が持った意味が論じられた。上記に挙げたそれぞれの議論は、内容として重複している箇所もある。従って、どの記事かを明記しつつ、建国70周年についての議論、連邦制度についての議論、そしてスロヴァキア・ネイションを構成する人々という三つのテーマからスロヴァキア・ネイションに関する言説を概観する。

「1918年におけるチェコ人とスロヴァキア人」と冠された対談では、「チェコスロヴァキア主義」⁴³に基づき1918年に建国された第一共和国がスロヴァキア・ネイションにとって重要な出来事であることが確認された。「チェコス

ロヴァキア主義」は、先述の通り、スロヴァキアでは批判される傾向にあった。しかし、1988年の議論では、「チェコスロヴァキア主義」に基づいた第一共和国建国は、肯定的に評価された。例えばプレウザは、「スロヴァキアのナショナルなアイデンティティの構想を誇張することは〔筆者加筆：第一共和国建国に際しては〕戦術的ではなかつただろう。」⁴⁴として、チェコスロヴァキア国家誕生の重要性と、そのなかで「チェコスロヴァキア主義」が果たした役割を指摘する。この対談では、スロヴァキア人が当時のハンガリー王国の統治下から独立できたという文脈で、第一共和国の建国はおおむね評価されたのである⁴⁵。しかし、第一共和国は基本的には「ブルジョア・民主主義国家」であったこと、また国内のネイションに関して問題を多く抱えた国家であったことが、文学研究家のスタニスラウ・シュマトラークやミナーチらから主張された⁴⁶。

この第一共和国が抱えたネイションの問題とは、ここではスロヴァキアへ自治が付与されなかったことを意味した。かねてからチェコ政治に対して批判的な態度をとっていたミナーチは、「新国家におけるスロヴァキア人の立場は特殊だった。私たちは一つの牢獄から別の牢獄へ移ったかと言ってもいいだろう。ハンガリーからチェコスロヴァキアへと」⁴⁷と、スロヴァキアに自治を付与しなかった第一共和国のチェコ政治を批判した⁴⁸。ミナーチの発言は『文学週刊』のなかでもとりわけチェコ政治に対して批判的だと言える。しかし批判の濃淡はあれ、第

⁴³ 「チェコスロヴァキア主義」については本稿9頁参照のこと。

⁴⁴ “Slováci a Česi v roku osemnástom”, in: *Literárny týždenník*, No. 3, 1988, p. 10.

⁴⁵ この議論で「チェコスロヴァキア主義」を建国の文脈において全く評価せず批判したのは、議論に参加した8人のうち批評家のスタニスラウ・シュマトラーク1人であった。 *Ibid.*, p. 10.

⁴⁶ “Slováci a Česi v roku osemnástom”, in: *Literárny týždenník*, No. 2, 1988, p. 10., “Slováci a Česi v roku osemnástom”, in: *Literárny týždenník*, No. 3, 1988, p. 10.

⁴⁷ “Slováci a Česi v roku osemnástom”, in: *Literárny týždenník*, No. 2, 1988, p. 11.

⁴⁸ ミナーチは1968年からチェコ政治を苛烈に批判している。それについては以下の論稿を参考にされたい。Rychlík (2022), *op.cit.*, p. 76.

一共和国建国後、スロヴァキアには自治が与えられず、チェコ側から成熟したネーションとして認められなかったこと、それゆえ、スロヴァキアとチェコの間には問題があった、という主張が他の参加者からもなされた⁴⁹。

前章で指摘したとおり、第一共和国や建国に関わった人々についての議論を正常化体制下で行うことは難しく、議論の制約があった。しかしペレストロイカの影響下で公式出版の雑誌でも第一共和国の議論が見られるようになったと言えるだろう。そして、第一共和国の建国や「チェコスロヴァキア主義」の役割は、スロヴァキア・ネーションがハンガリーから独立したという意味合いで評価された。しかし、第一共和国は基本的には「ブルジョア・民主主義国家」であったこと、また国内のネーションに関して問題を多く抱えた国家であったと批判された点は、1970年代から変化がないと言えるだろう。それでは、第一共和国の歴史を論じることが可能になった1980年代後半において、知識人らは歴史を論じる中でスロヴァキア・ネーションをどのように認識していたのだろうか。

『文学週刊』において第一共和国の歴史が論じられる場合、スロヴァキア・ネーションは依然として十分に発展していないと主張される傾向にあった⁵⁰。例えば詩人かつ作家であり、当時スロヴァキア作家同盟の代表を務めていたラジスラウ・バレックは、ミラン・ラスチスラウ・シチェフアーニクがスロヴァキア・ネーションが発展するうえで重要な役割を果たしたと主張する。し

かしバレックは、スロヴァキア・ネーションにとって重要であるこの歴史上の人物が十分に議論されてこなかったことを指摘する。そして、この議論の不足から、スロヴァキアではネーションとしての意識も、国家としての意識も未発達であることが主張された⁵¹。シチェフアーニクについて議論の不足は、これまで確認してきたとおりである。ここでは、以前の時代とは異なり、シチェフアーニクのような第一共和国時代にスロヴァキア・ネーションの発展に寄与した人物についての歴史が欠如していること自体が指摘された。そしてさらに、この欠如がスロヴァキア・ネーションの発展に影響を及ぼしていることが主張された。

スロヴァキア・ネーションについての歴史叙述が欠如していることは、『文学週刊』側からも指摘された。『文学週刊』はマサリク、ベネシュ、そして特にシチェフアーニクというスロヴァキア・ネーションにとって重要な人物を歴史学が扱ってこなかったこと、特にシチェフアーニクは歪曲され不正確なまま評価されていると指摘した⁵²。そしてそのような状況を改善し、スロヴァキア・ネーションの発展を不正確に歪曲した歴史叙述を克服するために、歴史学だけでなく、文学もネーションの歴史を論じるべきであると主張する⁵³。

『文学週刊』は続けて、「歴史は歴史的な過程の科学として、文学はネーションの自己認識(seba poznávanie)と自己意識(seba uvedomovanie)を自覚する過程として作用す

⁴⁹ この他にもシュマトラークは「チェコスロヴァキアは、ブルジョア国家として、政治、思想、文化、言語、その他の領域におけるチェコ人とスロヴァキア人の関係に特徴づけられるすべての内部矛盾をそれ自体に内包していると主張する権利がある。」(“Slováci a Česi v roku osemnástom”, in: *Literárny týždenník*, No. 2, 1988, p. 11.)、「彼らはチェコスロヴァキアという単一のナショナルな概念を主張し、シトゥールの活動をスロヴァキア語の成文化という形でしか受け入れなかった。彼らについてはスロヴァキア人に対して、『美しい文学や民俗教育的な文章はスロヴァキア語で書け、科学的な文章はチェコ語で書け』と言ったからだ。それが障害となった。」(“Slováci a Česi v roku osemnástom”, in: *Literárny týždenník*, No. 3, 1988, p. 10.)と指摘している。

⁵⁰ “Slováci a Česi v roku osemnástom”, in: *Literárny týždenník*, No. 3, 1988, p. 11.

⁵¹ *Ibid.*, p. 11.

⁵² *Ibid.*, pp. 10-11.

⁵³ *Ibid.*, pp. 10-11.

る」⁵⁴ 必要性を主張した。歴史家のプレウザは、この議論の一連の流れのなかで、歴史学がスロヴァキア・ネイションの歴史を正確に判断すること、そして、歴史を扱った文学によって、人々の意識のなかでそのネイションの歴史が共有されることの必要性を主張している⁵⁵。ここでは、文学を通して歴史が人々に共有されることによって、ネイションの自己意識が自覚される必要性が訴えられた。これは、スロヴァキア・ネイションという存在がいま以上に人々に認識され、自覚される必要性、言い換えるのであれば、スロヴァキア・ネイションがいま以上に発展する必要性が主張されたと言えるだろう。そして、その歴史とは、第一次世界大戦後にハンガリーから独立してチェコスロヴァキアという国家を得るといふ、ネイションの発展の歴史だった。

しかしここで重要となるのは、第一共和国そのものの歴史自体はスロヴァキア・ネイションを規定するための参照点にはならなかったことである。例えばミナーチが第一共和国を「牢獄」として表現したように、1980年代後半の第一共和国に対する理解は依然として恣意的であり、歴史学における研究にも偏りがあった。しかし、明らかだったのは、スロヴァキア・ネイションを規定するために重要な歴史は、ハンガリーから独立することができたという意味における第一共和国建国の歴史であり、そのために活躍したスロヴァキアの歴史的人物だったのである。したがって、チェコ・ネイションとの共通国家という意味合いで、チェコスロヴァキア第一共和国の歴史がスロヴァキア・ネイションの発展のためには用いられなかったことには注意が必要であろう。

これまで『文学週刊』における第一共和国をめぐる議論を概観した。『文学週刊』において、

スロヴァキア・ネイションとは、第一共和国建国に携わり、スロヴァキア・ネイションの発展に貢献した出来事や、シチェフアーニクのような人物についての議論が不十分であるため、その存在は未発達だと認識された。そのため、その発展の歴史を共有することによってネイションを再び想像し、今後も発展させるべき存在だと主張されたことを確認した。これまで第一共和国についての歴史とネイションの発展について関連を分析してきたが、スロヴァキア・ネイションの歴史やその発展において重要な転換点として認識されたもう一つのトピックが、連邦制度だった。それでは、スロヴァキア・ネイションという存在は連邦制度という切り口からいかに論じられたのだろうか。

4.3. 連邦制度

連邦制度については、「スロヴァキア人と1918年」の対談で触れられ、1989年1月20月の第3号と翌週の第4号に掲載された「連邦におけるスロヴァキア人」においてその議論が継続された。連邦制度についての議論では、1969年に導入された実際の連邦制度におけるスロヴァキア・ネイションの発展と、連邦制度に対する評価が論じられた。

『文学週刊』上における連邦制度についての議論は1970年代に展開していた論調を引き継ぎ、スロヴァキア民族蜂起の理念を実現した結果として歴史的に意味づけられた⁵⁶。3章で確認したとおり、スロヴァキア民族蜂起は、社会主義の実現とスロヴァキア・ネイションの発展を目指したものとして論じられてきた。1988年の議論でも、連邦制度の導入はスロヴァキア民族蜂起の目的が遂行されたものとして論じられたのである。プレウザは「スロヴァキア・ネイ

⁵⁴ *Ibid.*, p. 11.

⁵⁵ *Ibid.*, pp. 10-11.

⁵⁶ “Slováci vo federaci”, in: *Literálny týždenník*, No. 3, 1989, p. 13.

ションの近代史において、連邦の問題を決定的に提起した瞬間といえば、それはスロヴァキア民族蜂起である。この蜂起は、中央集権的な国家、すなわちチェコスロヴァキア・ネイションという統一されたネイションという概念に反対した⁵⁷と主張する。このような、連邦制度をスロヴァキア・ネイションと社会主義の歴史と絡めて論じる姿勢は、1970年代以降の論調と同様だったと言える。

しかし1988年から89年において、連邦制度は歴史叙述のなかで正当化されるだけでなく、現行の連邦制度そのものが評価されるようになった。連邦制度を評価した人物として、まずミナーチがあげられる。ミナーチは、1988年10月7日の「1918年とスロヴァキア人」の記事において、「我々は連邦を持ち、1918年について冷静に考えることができる。もし連邦がなかったら、1918年について客観的に考えることはもっと難しかっただろう。スロヴァキア人にとって共和国樹立を祝う唯一の、あるいは少なくとも中心的な使命は、チェコスロヴァキアの枠組みの中でスロヴァキアの存在理念を強化することであるべきだ。これが第一共和国についての新しい考え方の意味であるべきだ⁵⁸と述べる。連邦制度がスロヴァキア・ネイションを政治的主体として実質化させるために重要である、というミナーチの主張は、詩人のリュボミール・フェルデクや歴史家のプレウザ、あるいは『文学週刊』によってもなされた⁵⁹。『文学週刊』側は、連邦制度をスロヴァキア・ネイションの意識を発展させた歴史上の出来事として位置づけた⁶⁰。また歴史家のプレウザは、「連邦におけるスロヴァキア人」の一回目の対談

で、この連邦制度によってスロヴァキア・ネイションがチェコ・ネイションとともに、チェコスロヴァキア国家の主体となることができたと主張した⁶¹。

ここまでの議論を前節とあわせて整理するのであれば、『文学週刊』上の議論では、スロヴァキア・ネイションは、連邦制度の導入によって一つの発展した形、すなわち国家を構成する政治的主体という意味合いで想像されたと言えるだろう。しかし、第2節において、第一共和国の誕生とスロヴァキア・ネイションの発展に寄与した人物の歴史が欠落しているため、その発展は十分ではないと知識人らが主張したことも明らかになった。スロヴァキア・ネイションは連邦制度の導入によって政治的主体として実体を得たが、その発展は依然として十分ではない。そこで、スロヴァキア・ネイションはその発展の歴史によっていま一度想像され、今後も発展していくべきだとされたのである。

この議論に異議を唱え、連邦制度を批判したのが詩人で翻訳家のフェルデクだった。フェルデクは、1988年の「1918年とスロヴァキア人」において、「1969年の連邦化は、両ネイションの関係を民主化する集大成的な行為であり、うまくいけばスロヴァキア・ネイションが千年間抱え続けた問題に対する解決策が策定されるはずだった。しかし……私たちの社会における……民主化が遅れたり、実現しなかったりしたことは、連邦自体の質にも悪影響を及ぼした⁶²と述べる。両ネイションの関係を民主化することは、スロヴァキア・ネイションがチェコ・ネイションと対等な立場を築き、両ネイションが国家を形成する主体となることを意味する。また、

⁵⁷ *Ibid.*, p. 13.

⁵⁸ “Slováci a Češi v roku osemnástom”, in: *Literárny týždenník*, No. 2, 1988, p. 11.

⁵⁹ “Slováci a Češi v roku osemnástom”, in: *Literárny týždenník*, No. 3, 1988, p. 11.

⁶⁰ *Ibid.*, p. 11.

⁶¹ “Slováci vo federaci”, in: *Literárny týždenník*, No. 3, 1989, p. 12.

⁶² “Slováci a Češi v roku osemnástom”, in: *Literárny týždenník*, No. 3, 1988, p. 11.

スロヴァキア・ネイションが千年間抱え続けた問題とは、スロヴァキア・ネイションが自治を得られず、政治的主体としてその存在を確立できなかつたこととして解釈できる。フェルデクは、連邦制度によって、スロヴァキア・ネイションという存在が国内で政治的主体として確立された地位を得ることを期待していた、と言えるだろう。しかし、フェルデクは1969年の連邦制度導入時の民主化と連邦制度の議論に立ち返り、連邦制度は民主化のなかでの導入が目指されたにもかかわらず、実際に導入された連邦制度は中央集権的であったことを指摘した。連邦制度の導入そのものはスロヴァキア・ネイションの発展のために必要であった。しかしその制度は民主化が伴わなかつたため、スロヴァキア・ネイションを政治主体として確立させるものとして不完全だと、彼は批判したのである。

それではフェルデクにとって、なにをもってすればスロヴァキア・ネイションは政治的主体として確立されるのだろうか。フェルデクは連邦制度を論じる中で、連邦制度内におけるネイションの権利保障には民主化が重要であると主張する。これは、「連邦制度についての議論は、ネイションの文脈だけで論じることはできず、それと並行して、民主主義についても語られる必要がある。なぜなら、〔筆者加筆：民主主義によって〕国家の中で個人が自由を感じることができれば、論理的には個人の集合体であるネイションが幸せで自由を感じることができるからである」⁶³と述べていることから明らかであろう。では、ここでいうネイションが得る自由とは何であろうか。フェルデクは、スロヴァキア・ネイションは、連邦制度によって千年間抱え続けた問題を解決できたはずだ、すなわちチェコ・ネイションと対等の地位と、国家の政治的

主体という立場を獲得するはずだった、と主張している。このことから、ネイションが得る自由とは、千年間抱え続けた問題からの解放、つまり政治的主体として確立されること、という意味で解釈可能であろう。ここで述べられた、個人の権利が保障されることによりネイションの権利が自動的に保障される、というのは検証の必要性があり、むしろ批判されるべきである。しかし重要なのは、スロヴァキア・ネイションの権利を保障し、政治的主体として確立させるための手段として、連邦制度の民主化を主張したことであろう。

フェルデクにとって、スロヴァキア・ネイションの権利拡大は、民主化というより幅広い文脈で考えられる必要があった⁶⁴。それゆえに、1968年に実現されなかつた民主化を伴った連邦制度の実現を求めたのである⁶⁵。フェルデクは、1989年1月20日に掲載された対談「連邦におけるスロヴァキア人」であらためて、ゴルバチョフのペレストロイカの流れの中で、連邦制度のために民主主義の理念を重視するべき時がきたと締めくくる⁶⁶。

これまで、1980年代後半のペレストロイカの雰囲気の中で連邦制度がどのように評価されたかを確認した。『文学週刊』における議論では、スロヴァキア・ネイションを政治主体として想像させるものはまず連邦制度であり、それに加え、スロヴァキア・ネイションの発展の歴史が重要であるという共通理解があったと言えるだろう。しかし、ネイションがすでに国内の主体として確立された存在として想像されるのか、あるいは今後どのように発展すべきなのかについての議論は統一されておらず、その認識には揺れがあったと言える。

⁶³ *Ibid.*, p. 11.

⁶⁴ *Ibid.*, p. 11.

⁶⁵ *Ibid.*, p. 11.

⁶⁶ “Slováci vo federaci”, in: *Literárny týždenník*, No. 3, 1989, p. 14.

4.4. スロヴァキア・ネーションの構成員

ここまでスロヴァキア・ネーションが何によって規定されるのかを確認してきた。それでは、スロヴァキア・ネーションとは一体誰によって構成されると考えられたのだろうか。『文学週刊』の議論において、スロヴァキア・ネーションの構成員は誰であるのかは主要な議題とならず、直接に問われてはこなかった。しかしその反対に、誰がスロヴァキア・ネーションの構成員ではないのかということとは頻繁に問われてきた。そしてそれは、『文学週刊』での議論を概観する限り、スロヴァキア人と対立するとされたチェコ人だった。

スロヴァキア人がチェコ人によって十分な権利が認められていないという叙述は頻繁に見られた。こういった歴史認識は1980年代後半に活動したスロヴァキアの異論派知識人らから批判されることも多かった⁶⁷。しかしここで重要となるのは、チェコスロヴァキア国家において、スロヴァキア・ネーションはチェコ・ネーションに対して自らの立場を確立させなければならなかった、と認識されていたことである⁶⁸。第一共和国建国や第一共和国時の記憶は、チェコ・ネーションとスロヴァキア・ネーションによって共有される記憶である。しかし第一共和国建国という歴史は、スロヴァキア・ネーションにとって、チェコ・ネーションと共通のネーションを構想するためには用いられなかったのである。なお『文学週刊』の議論においては、ハンガリー・マイノリティをスロヴァキア・ネーションとして含むという言説も確認する限り見られなかった。『文学週刊』の議論において、スロヴァキア・ネーションの自己定義はマイノリティに対しては行われず、チェコ人を他者とすることによって行われたのである。

5. おわりに

これまで、1980年代後半におけるスロヴァキア・ネーションについての議論を概観してきた。『文学週刊』において、体制を支えた知識人たちがどのようにスロヴァキア・ネーションを認識したのか、そしてスロヴァキア・ネーションは誰によって構築されるのかを確認してきた。

まず、スロヴァキア・ネーションとは、第一共和国に関連したネーションの発展についての歴史が十分に論じられてこなかったため、依然として未発達な存在であることが指摘された。そこで、シュチェファーニクのような、スロヴァキア・ネーションの発展に貢献したと考えられた人物たちの歴史を用いて、スロヴァキア・ネーションを想像させ、今後も発展させていくことが主張された。なお、『文学週刊』の議論では、スロヴァキア・ネーションを想像させる歴史は、スロヴァキア・ネーションの発展に関連している必要があった。例えば第一共和国は、スロヴァキア・ネーションの自治、あるいはスロヴァキア・ネーションの存在を認めなかったため、スロヴァキア・ネーションを規定するための参照点とはならなかったのである。

歴史についての議論と同様に、スロヴァキア・ネーションを想像させるものとして提示されたのが、連邦制度だった。しかし『文学週刊』においては、連邦制度の評価は定まっていなかった。ミナーチやプレウザにとって、連邦制度はスロヴァキア・ネーションを国家の主体として想像させる重要な装置だったと言える。フェルデクにとっても、連邦制度によってスロヴァキア・ネーションは国家の主体となるはずだった。しかし現在の連邦制度は非民主的であり、そういった制度によってネーションは政治的主体となることは不可能だった。フェルデク

⁶⁷ 例えば体制の公式な出版物で執筆活動を行えなかったミロスラウ・クスイーや亡命したヤーン・ムリナーリクは、チェコ人とスロヴァキア人が歴史的に協働し、相互連帯を行ってきたことを指摘する。佐藤ひとみ「正常化体制期における『チェコスロヴァキア主義』——1980年代のスロヴァキア知識人による歴史議論——」『東欧史研究』第44号、2022年、7-11頁。

⁶⁸ “Slováci a Česi v roku osemnástom”, in: *Literárny týždenník*, No. 3, 1988, p. 11.

にとってスロヴァキア・ネイションを主体たらしめ発展させるのは、あくまでも民主的な連邦制度だった。

これらの議論では、スロヴァキア・ネイションの発展の歴史は重要であり、連邦制度によってネイションは国家の主体として確立される、と認識されたことは共通して主張されていると言える。しかし、ネイションがすでに政治的主体として確立された存在であるのか、なぜ十分に発展しておらず、その原因はどこにあるのか、あるいは今後どのように発展していくべきなのかにおいては、議論の方向性が分かれていたことが明らかになった。なお、スロヴァキア・ネイションは誰によって構成されるのかという問題は、『文学週刊』においてほとんど論じられなかった。

これまで『文学週刊』における議論を概観し、スロヴァキア・ネイションに対する認識に揺らぎがあったことを確認してきた。それでは、こういったネイションに対する認識は、『文学週刊』だけにおけるものだったのだろうか。同時代のチェコの言論空間や、反体制的な非公式な言論空間ではどのような議論が行われていたのだろうか。また、スロヴァキア・ネイションの構成員は正常化体制期において問われなかったのだろうか。問われなかったのであれば、それは一体なぜなのだろうか。今後の研究では、以上の疑問点に基づきながらさらに研究を進める必要があるだろう。

書評論文
Review Articles

雷震から戦後台湾の憲政を再考する
—— 薛化元著『民主的浪漫之路：雷震傳』を読む ——

Rethinking Constitutional Thought in Post-war Taiwan:
A Reading of Hsueh Hua-yuen *The Romantic Road to
Democracy: A Biography of Lei Zhen*

任 鵬飛
REN Pengfei

東京外国語大学大学院博士後期課程
Tokyo University of Foreign Studies, Doctoral Course

キーワード

中華民国 台湾 戦後 憲政 民主

Keywords

Republic of China; Taiwan; Post-war; Constitutionalism; Democracy

原稿受理日：2023.12.17.

Quadrante, No.26 (2024), pp.151–161.

目次

はじめに

1. 本書の概要と構成

2. 本書の意義と問題点

2-1. 連続的な視点：中華民国から台湾へ

2-2. 中華ナショナリズムの視点

2-3. 大陸中国での憲政樹立の可能性

2-4. 本書の問題点

おわりに

はじめに

『民主的浪漫之路：雷震傳(民主のロマンチックな道：雷震伝)』（远流出版社、2020年）は、戦後台湾の憲政思想の発展に影響力のあった雷震の生涯を通じて、台湾の憲政史を詳細に分析した書籍である。戦後台湾の憲政思想の発展は、複雑で多元的な過程であり、台湾独自に発展を遂げた側面と、大陸中国の思想を受け継いだ側面を併せ持っている。1895年の下関条約により、台湾は中国の統治から離

れ、日本の植民地となった。台湾の憲政発展における独自性は、ここから生まれた。大陸中国での最初の近代的な意味での憲法の公布は1908年であり、当時日本の一部であった台湾はそのプロセスに参加していなかった。このことが台湾独自の憲政思想の発展を促したのである。

ところが、1945年、中華民国が台湾統治を引き継いだ後、台湾の憲政発展は中国本土と連動するようになった。特に1949年に国民政府が台湾に移った際には、1947年に頒布された『中華民国憲法』と大陸中国の憲政思想がそのまま台湾に移され、これらが台湾の以後数十年の憲政発展の基盤となった。しかし、戦後台湾憲政の発展過程において、これら二つの思想がすんなりと融合したわけではない。最初期には、当時独自に発展していた台湾本土の憲政思想は、大陸中国から持ち込まれた憲政思想に対して一定程度拒絶の姿勢を示した。これが、二二八事件¹が発生した一因とも考えら

¹ 「二二八事件」とは、1947年2月28日に台湾省台北市で発生し、その後台湾全土に広がった、中華民国政府による長期的な白色テロ、すなわち民衆への弾圧・虐殺の引き金となった事件である。



れている²。戦後台湾の歴史において、初めて台湾本土の憲政思想と大陸中国からの憲政思想を上手く融合させたのは雷震である³。本書の著者である薛化元は、雷震の思考を整理することで、台湾の憲政発展において、台湾がいかにか大陸中国への拒絶感を克服し、大陸中国の憲政思想との調和を図ってきたかを明確に描き出している。

薛化元は、台湾政治大学の台湾史研究所および歴史学部の教授や二二八事件記念基金会の会長を務めている。彼は台湾の本省人⁴の家庭に生まれ、学部では台湾国立政治大学の歴史学部に進学し、修士および博士の学位は台湾大学で取得した。初期の研究は主に中国の近現代思想史や憲政史に関連する内容であり、『晚清中体西用思想論』や『民主憲政與民主主義的辯證發展：張君勸思想研究』という二つの代表的な著作を出版した。その後、『戦後台湾歴史年表：終戦編』の主編としての活動を行い、台湾史の領域へとシフトし、次第に台湾中心の歴史観を主張する代表的な学者の一人となった。特に、台湾を中心とした憲政史の発展において、雷震の憲政思想や彼と蒋介石との関係の変遷に焦点を当てた著作を多数出版している。雷震の思想や戦後台湾の憲政史における台湾研究の第一人者と言える。

『民主的浪漫之路：雷震傳』は最初、雷震の娘である雷美琳氏によって、自らの父、雷震を追悼し、彼の民主的憲政への貢献を強調するための伝記として執筆が予定された。しかし、さまざまな理由で伝記の執筆は順調には進まず、さらに不幸なことに雷美琳氏の急逝により、この計画は一時中断された。最終的には、雷震公益基金の依頼により、薛化元がこの本の完成を担当した。本書は台湾の遠流出版社によっ

て出版されたもので、著者は過去の研究と、雷震が編集主任を務めた『自由中国』誌や『雷震日記』を元に、雷震の憲政思想の変遷や彼が戦後の台湾憲政史に与えた影響について総体的な整理を行っている。本書は、雷震の個人的な経験を起点として、彼の人生の各時期で起こった重大な出来事がいかに彼の思想に影響を及ぼしたかを分析し、最終的には戦後の台湾の憲政の発展の観点から、彼の果たした役割を総括している。また、戦後の台湾の憲政の発展は、国民党の抑圧によって絶えまない中断を余儀なくされる一方で、民間における草の根的な努力によって継続的に受け継がれている状態にあった。そのため、本書の完成は、戦後の台湾の憲政の発展を理解する上で非常に重要な仕事となっている。

1. 本書の概要と構成

本書は、雷震の成長に沿って時系列順に整理された全4章21節63項で構成されている。各章は以下のように構成されている。

第一章 成長と家庭生活

(成長與家庭生活)

第二章 大陸中国時期の政治キャリア

(中國大陸時期的政治生涯)

第三章 『自由中国』時期

(《自由中國》時期)

第四章 ポスト『自由中国』時期

(後《自由中國》時期)

本書の概要は以下の通りである。

第一章では、雷震の少年時代の教育と日本留学の経験をもとに、雷震の早期の思想形成過程とその特徴について紹介している。

² 何義麟(2014)『台湾現代史—二・二八事件をめぐる歴史の再記憶』平凡社、63-67頁を参照。

³ 潘光哲(2018)「台湾憲政文化のための歴史記憶—『自由中国』を中心として」(中村元哉(編)『憲政からみた現代中国』東京大学出版会、245-267頁)を参照。

⁴ 本省人とは、1945年以前から台湾に定住する住民のことである。

雷震の血筋は元々中国河南省羅山県を本拠としていたが、清末の一連の戦争の煽りを受け、一家は彼が生まれる前に浙江省に移住している。そのため雷震の籍貫は河南でありながら、1897年に浙江省の小さな町で生まれた。そのような出自であったから、河南から浙江に移住した他の人々と同様に浙江の地元民を見下していた。このため、雷震の父は河南出身者のみで構成される伝統的な私塾に彼を送り、中国古典を学ばせた。しかし、1909年に家庭の事情のため、雷震は新式の学校に通うことになり、ここで新式の思想に触れた。特に、1911年の辛亥革命の際には、教師たちが革命に参加するのを目の当たりにし、自らも1915年の救国運動に参加している。

中学卒業後、経済的な理由と友人の勧めから日本へ留学した。しかし、日本での留學生活は彼の愛国的立場を変えることはなかった。むしろ、1917年に東京で開催された「国恥記念日」⁵のイベントに参加し、中華革命党⁶に入党した。さらに、1918年には膠濟鉄道密約に関する情報を聞くにつけ、日本に不満を感じ、一旦は祖国に帰っていた。しかし帰国後、祖国に対する理想とその現実とのギャップや、家族の理解の欠如に苦しみ、再度日本へ留学することを選択した。

再度来日した雷震は、名古屋の第八高等学校に入学し、その後京都帝国大学法学部に進学した。ここで雷震は特に民主政治を主張する森口繁治教授と佐々木総一教授の影響を受け、西洋の三権分立思想に基づく立憲主義思想への理解を深めた。

著者は第一章で、中華ナショナリズムおよび立憲主義の二つの側面から雷震の初期の思想形成を描写している。最初に、雷震の中に形成されたのは中華ナショナリズムである。日清

戦争後は、清政府の敗北を受けて中国は国内外で困難な局面に立たされていた時期で、東アジアの長期にわたる華夷体制の崩壊と国内での清政府への不満が、中華ナショナリズムの萌芽を促した。その後、最も直接的に中華ナショナリズムの影響を受けたのは、新式の教育を受けた知識人であった。先述のように、雷震は幼少期に新式の学校に通い、知識人であるその学校の教師たちは辛亥革命に積極的に参加していた。彼らの言動が幼少期の雷震に大きな影響を与えたのは想像に難しくなく、雷震は次第に救国運動に自ら参加するようになった。この時期にはすでに中華ナショナリズムが形成されており、雷震はその思想に深く影響を受けていたことが見て取れる。

雷震が日本留学中に得た最も貴重な成果は立憲主義であった。西洋の三権分立の思想に基づく立憲主義の思想であり、憲政構想の面から考えると、自由主義憲政思想と呼ぶことができる。著者は、雷震の立憲主義への関心や思考は、中国を救いたいというナショナリズムに基づいて見つけた一つ的手段であると考えている。

第二章では、薛化元は雷震が日本への留学後中国へ帰国した後から、1949年に国民政府と共に台湾に移るまでの期間に主に焦点を当て、この時期における雷震の政治キャリアと、思想の変化について記述されている。

1926年3月、京都帝国大学法学部から卒業した雷震は、京都帝国大学大学院で憲法を学んでいた。しかし、睡眠薬の過剰摂取による健康問題が生じ、一学期の間休学して中国に戻ることにした。驚いたことに、彼は中国に戻った際、中国国民党浙江省の指導者から、浙江省立第三中学の校長職の依頼の連絡を受けたのであった。最初、彼はその申し出を断ったもの

⁵ 中国政府が日本の「日中二十一条」を承認した日であり、中国では「国恥記念日」と呼ばれる。

⁶ 中国国民党の前身である。

の、友人の懇願もあって、最終的にこの依頼を受け入れることを決意し、雷震はその政治キャリアをここに開始することとなった。

雷震が帰国した時期は、国民政府の北伐が成功を収め、国民党の地方組織が各地で影響力を持ち始めていた時期でもあった。雷震は浙江省立第三中学校長として活躍していたが、国民党が学校の運営に対する干渉を感じ、不満を持ったため、その職を辞して国民政府の法制局に入った。そこでは様々な役職を経験したが、特に国民政府の憲法策定に関与し、1936年には「中華民國憲法草案」(通称「五五憲草」)の制定に携わった。ただし日中戦争の勃発によりこの仕事は中断を余儀なくされた。

戦時中、雷震は戦時軍事委員会の政治部に転じ、国民参政会の準備作業にも関わった。国民参政会は国内の各勢力を結束する目的で設立された政府の諮問機関で、各党派は国民党の一党独裁に不満を示し、憲法制定を急ぐよう求めた。雷震は国民党と他党派との間で意見の交換の仲介役を果たし、国民党は改革要求に応じて憲政推進の決議を通過させ、憲政期成会を設立した。

1945年、国民党は制憲国民大会を召集する決定を公表し、日中戦争終結後、政治協商会議を開催して憲法制定に関する議論を進めた。雷震は秘書長として国民党と他党派の調整を支援したが、国民党と他党派の間で広範な譲歩がなされ、最終的に蒋介石がこれを拒否した。このため、共産党をはじめとする各政党は国民党に不満を示し、国共関係は悪化した。しかし、雷震の努力により、親共産党勢力を除いて『中華民國憲法』が制定され、1947年に施行された。

1948年、共産党の国共内戦での連勝に対抗して、蒋介石は権力を集中し、一党独裁を復活させた。雷震はこの一党専制を支持する立場を取り、共産主義の脅威に立ち向かうことを決

意した。蒋介石の支持者となった雷震は、この新しい政治状況の中で、国民党と中国の未来に尽力し続けた。

著者によると、雷震が大陸中国に戻った後、憲政制定に関与したことは、彼の立憲主義に対する理解を深めただけでなく、より具体的に『自由中国』という雑誌を創刊するきっかけも与えた。憲政制定に参加した後、雷震は政党の協議と連絡の役割を積極的に担い、徐々に国民党と各野党派の政治エリート間のコミュニケーションと協議を取り持つ重要人物となった。この役割により、雷震は非国民党の人々とも良好な関係を維持し、最終的に他政党と共に『中華民國憲法』を策定するに至る。このような憲政に対する支持は、内戦で国民党が敗北するという背景の中で、『自由中国』という雑誌を創刊し、共産党に対抗し憲政を守ることに繋がった。

第三章では、雷震の台湾移住後の経験を通じて、この時期の雷震の思想の変化を分析している。

1949年の2月から3月の間に、雷震は胡適、王世傑などの知識人とともに、民主と自由を宣伝し、共産党の専制的権力に対抗する目的で、上海で『自由中国』という半月刊誌を創刊した。そして、国民党の大陸中国での敗北が決定的になると、雷震も国民政府とともに台湾へと移住した。台湾への移住と『自由中国』誌の創刊は、雷震の思想にとって重要な転換点となった。

初期の『自由中国』誌は、蒋介石に支持的な立場であり、共産党には反対の立場を取っていた。しかし、雷震が台湾へ移住してからは、蒋介石の政治改革や一党独裁体制強化に対し悪印象を抱くようになり、蒋介石に賛同的な同誌の立場も次第に薄れていった。特に、軍に国民党の党部を設置し、学校で三民主義の授業を強化する動きに対しては強く反対した。雷震は、これらの政策を共産党のやり方と変わらないと

考え、これが国民党上層部との関係が悪化する一因になったようである。

1950年代初頭、台湾海峡の状況が安定した背景には、アメリカの介入や朝鮮戦争があった。こうしたことから『自由中国』誌は国民党の一党独裁に対する批判をますます強め、1951年には政府の腐敗を公然と非難した。これは雷震と国民党上層部との間の対立の火種となった。雷震は『自由中国』誌で蒋介石の独裁を批判し続け、1956年には蒋介石の70歳の誕生日を契機に独裁専制を非難する特別号を発行した。

国民党の政治の方向性に不満を持った雷震は、反対党の設立を検討し始めていた。彼は最初、既存の小党を改編して国民党に対抗しようとしたが、成功しなかった。そこで、新しい反対党の設立を計画し、台湾本省のエリートを中心とする新しい政治勢力の結集を試みた。この前に、外省籍のエリートが政治改革運動を進める際には、通常は外省籍のエリートを中心にしており、台湾本土のエリートとの協力を重視していなかった。台湾本土のエリートは、戦後の国民党の支配、特に二二八事件を経験した後、政治や憲政思想の領域で外省人に対して不信感と慎重な態度を持っていた。雷震の主導の下、この反対派設立の計画は、外省人と本省人が政治改革で共同協力する先例を切り開いたのである。しかし、この動きはすぐに国民党の目を引き、1960年に雷震は逮捕され、『自由中国』誌も停刊となった。雷震の試みは国民党の政治体制に挑戦するものであり、彼の行動は台湾の憲政史において重要な節目となった。

上述のように、著者は雷震のこの時期の政見の変化を見出し、特に彼が台湾の地方エリートとの協力を重視し始めたことに言及している。1950年代に朝鮮戦争が勃発し、アメリカが台湾の安全を保証して以来、台湾の危険性は大幅に減少したが、同時にアメリカは蒋介石の武

力による大陸への反攻の可能性を阻止した。そのため、力の集中を進め、独裁で以って未来の憲政に期待するというそれまでの論理はもはや成り立たなくなった。雷震の見解では、現在の独裁は単に権力の欲望に基づいており、もはや、より崇高な目的のためではなくなっていた。そのため、雷震は国民党、特に蒋介石と自身では政治路線で明確な違いがあることに気付き始めた。この時点で、雷震は当時の国民党の一党独裁体制を推し進めたところで憲政をもたらすことにならないことを理解していた。他方で雷震はなお反共の立場であり、憲政を通じて中国を救うことができると信じていた。そのため、雷震は台湾の地方エリートの協力を求めるようになり、台湾の政治改革を推進することで全中国の将来的な憲政の基盤を築こうとした、とされる。

第四章では、雷震の投獄時の状況や、釈放後における彼の思想の進展と変遷に焦点を当てて詳述している。

雷震かつては国民党の一員であり、国民政府の要職も努めていたため、彼の逮捕のニュースが伝わると、彼の救出を求めるさまざまな声が高まった。しかし、蒋介石の直接的な干渉の結果として、雷震は結局、10年の有期刑を受けることとなった。

薛によると、監獄に入った後も、雷震は自らの人生を諦めることはなく、新聞を定期購読し時事に関心を持ち続けた。新聞が度々看守によって押収されても、国の未来を案じ社会に変革をもたらそうとする彼の意志は固く彼の中に存在し続けた。この10年間の投獄中に、彼の思想、特に国家に対する認識は大きく変わった。1950年代初めの雷震は「一つの中国」という国家の位置づけを堅持していたが、70年代になって出獄してからは、共産党との関係は「二つの中国」の枠組みの中で処理されるべきだと主張するようになった。1971年10月、国

連は2758号決議を採択し、これにより中華人民共和国が中華民国に代わって国連での中国代表権を得た。台湾の将来を憂慮した雷震は、2758号決議が通った後、中華民国政府が国際的な影響力を徐々に失っていった原因を追求し、それは「一つの中国」政策にあるとした。彼は当時の状況を元に「救亡図存献議」を起草した。1971年12月13日の彼の日記には、国民党に提案する文書を書くつもりである旨が記されている。その主な内容は、国の制度改革、国名の「中華台湾民主国」への変更、蔣介石の大統領再選の差し止め要求、国民党による一党専制の廃止、報道の自由の確立、軍を三分の一縮小すること、省区分の廃止、特務機関の整備などであった。雷震の「救亡図存献議」が蔣介石に提出された後、具体的な反応を得ることはできなかつたようであるが、その意義は非常に大きかったと著者は評価している。また前述のように、「救亡図存献議」の中で雷震は国名を「中華台湾民主国」と変更することを主張しているが、これは「中華」と「台湾」という二つの言葉を国名の中に同時に含めることで、中華の文明の継承と中華民国が台湾にある状況をうまく表現している。これについて著者は、台湾と大陸の当時の関係性を考量した上で、両者を過度に刺激しないバランスの取れた提案としてその先見性を評価している。救亡図存献議の後、雷震は最終的に新しい憲法の制定を提唱するに至っている。中華民国がすでに台湾に移ったことを鑑みても、大陸で制定された中華民国の憲法の内容は台湾のその後の実情とは明らかに合致しなくなっており、新しい憲法の起草が必要であったからである。また、中央の管理体制や地方の制度などにおける総合改革の必要性も唱えていた。著者によれば、中華

人民共和国と中華民国の位置付けを明確にすることは喫緊の課題であった。当時の状況下で、中華人民共和国は大陸中国を、中華民国は台湾を代表するという国際認識の醸成を目論んだことは、台湾にとってより適切な行く末を示した、と著者は評価している。

2. 本書の意義と問題点

後述するように、丹念に議論を深めなければならない点は多く残るものの、全体として、本書は新しい視点、豊富な理論と代表性のある事例など、内容的なあたらしさという点で評価できる。本節では、その意義について分析する。

2-1. 連続的な視点：中華民国から台湾へ

台湾社会は、多くの政治的、文化的、そして社会的変革を経験してきたため、その歴史問題や政治問題は複雑かつ多様に絡み合っている。その結果、台湾の歴史や政治に関する研究を行う際に、個々の研究者の持つ意識形態の偏りが研究に影響を与えることが往々してある。例えば、国民党を支持する研究者らは、大中国の歴史観を用いて問題を分析する傾向がある。これは、中国の王朝の変遷や中華民国の歴史の流れに従って、台湾を中国の歴史の一部として位置づけ、台湾らしさを意図的に無視するものである。たとえば、台湾大学の元教授である王曉波は、2015年の時点でも中華民国の首都は依然として南京であり、台湾は中華民国領土の一部に過ぎないと主張していた⁷。一方、民進党を支持する研究者らは、台湾を中心とした同心円の歴史観⁸を用いることが多く、戦後の台湾の憲政の発展を戦前の台湾の主体性の観点から考える傾向がある。そのため、大陸中国が及ぼした影響については意図的に無

⁷ BBC NEWS 中文 (2015) 「“ 中華民国首都在哪里？” 藍營出現內訌」

(https://www.bbc.com/zhongwen/simp/china/2015/08/150801_taiwan_protest_kmt, 2023年9月25日参照)。

⁸ 台湾の歴史は中国だけでなく、日本やオランダなどの外国勢力の影響も包含して理解される。各勢力は、時期に応じて台湾の政治、社会、文化に異なる影響を与えてきたという歴史観である。

視されることが多い。たとえば、台湾の歴史学者杜正勝が台湾教育部長を務めていた時期には、台湾の歴史教科書に同心円の歴史観を導入し、中国をかつての日本やオランダと同列にして、一時的に台湾を統治した国家的存在の一つとして見なした⁹。

薛化元が著した本書は、こうした意識形態のバイアスを打破するものと評者は考えている。実際、薛化元よりも以前に、中国の歴史学者である范泓は『民主的銅像：雷震先生傳』という伝記を書いており、意識形態のバイアスを克服しようと試みている。しかし、中国が戦後台湾の憲政民主主義運動の発展に関する研究を制限していたため、中国出身の彼は主に雷震が台湾に移住した後、国民党の専制政治にどのように抵抗したかに焦点を当てており、憲政に関する彼の立場や貢献にはほとんど触れていない。一方、薛化元は、雷震という人物を全面的に取り上げ、彼の初期の思想の分析を通じて、当時の大陸中国の憲政思想を客観的に分析した。また、反対党結成運動を通して、台湾に移住した後の雷震の思想の変化を分析した。反対党の設立運動において、雷震は、従来の政治改革のように外省人を中心に据える考え方ではなく、台湾本土のエリートを中心に位置づけ始めた。これにより、反対党結成運動で起こった政治改革、特に憲政に関する議論は、単に大陸中国の憲政思想だけでなく、台湾本土の憲政思想をも取り入れたものとなった。これは戦後の台湾史上初めて、両者の憲政思想が融合した事例であり、そしてこの融合した思想は、国民党の抑圧によって消失するどころか、その後の台湾憲政の発展に対して深い影響を与えた。例えば、1990年代の李登輝の「中華民國は台湾にあり」という論述は、1960年代以降に雷震が唱えた「中華台湾民主国」への国名変更と相似である。薛化元による、雷震の来歴および戦

後台湾へなした貢献の分析を、戦後台湾の憲政発展の軌跡と見るなら、薛が、大陸中国から来た憲政思想の影響と、日本の植民地時代に台湾で発展し、戦後台湾の憲政発展に与えた思想の影響のどちらも軽視していないことは明らかである。薛の研究はイデオロギーを超えて、1949年以前の中華民国と1949年以前の台湾の両方が共に1949年以降の台湾に影響を与えているということを強調するものである。これによって戦後台湾の憲政の発展に対する客観的かつ中立的な視座を実現している。

2-2. 中華ナショナリズムの視点

また、本書で特筆に値する第二の点は、雷震の立憲主義の変化を記述する上で、ナショナリズムの視点を取り入れていることである。評者は、20世紀の中国の多くの思想家や政治家にとって、彼らの思想の出発点は中国を救うというナショナリズムにあると考えている。これは、中国の政治家や思想家が国家の利益や国民の福祉を最優先に考え、中国の主権と尊厳を保護しようと努めていた時期の特徴である。例えば、周恩来は強固な共産主義者でありながら、「為中華之崛起而讀書」という、ナショナリズム的感情を含む言葉を残している。周恩来を研究する学者は、彼の共産主義思想を主な研究対象とすることが多く、彼の持っていたナショナリズムの側面についてはあまり注目されることがないように思う。しかし、中国を救いたいというナショナリズムの感覚なくして、果たして彼は救国の最良の方法が共産主義であり、それを信奉するに至ったであろうか。決してナショナリズムと共産主義は彼の中で無縁ではなかったように思われる。評者は、この時代の思想家の研究において、ナショナリズムと彼らの思想は切ってもきれない関係であり、それは無視できない視点であると考えている。薛化元も

⁹ 張萌、劉相平(2016)「台湾”台湾史”研究系譜及其史觀嬗變述論」、『太平洋學報』第24卷第9期、74-85頁。

その点を明確に意識している。また、他の思想家と比べて、雷震のナショナリズムはより複雑であり、彼の思想は中華ナショナリズムと台湾ナショナリズムという二つの異なるナショナリズムが重なり合いながら発展してきた。ここでの中華ナショナリズムは中国を救うという考えを指すが、雷震が青年期に積極的に愛国運動に参加していたことから、雷震の中華ナショナリズムは青年期に既に形成されていたことがわかる。そのため、彼の立憲主義への関心や思考も、救国の手段を懸命に模索する中から生まれてきたのである。一方、台湾ナショナリズムは主に台湾を基盤とした考えを指すが、1949年以降、台湾に移った雷震は、武力による大陸反攻が不可能な状況に直面し、中国を救うために憲政を推進する考えをさらに強固にした。しかし、蔣介石および国民党の一党独裁の中で、台湾本土から集まったエリートを団結させるには、彼らの思想、特に中国全土ではなく台湾を基盤とする台湾ナショナリズムを受け入れるしかなかった。そのため、彼は後期に「中華台湾民主国」という主張を提示するようになった。したがって、中華ナショナリズムと台湾ナショナリズムは、雷震の立憲主義思想の形成に大きな影響を与えたと言える。また、雷震が言うところのナショナリズムの思考を理解しない限り、彼の立憲主義思想を真に理解する方法はないように思われる。

2-3. 大陸中国での憲政樹立の可能性

世界各国の歴史を見渡すと、近代化への過程においてほとんどの国が憲法を制定し、憲政を経験してきたことがわかる。中国の憲政史が専門の中村元哉(2010)によれば、中国の憲政は、狭義と広義の二つの側面に分けることが

できる¹⁰。狭義の憲政は「国家権力の濫用を制約し国民の権利自由を保障する法規範たる憲法の内実」¹¹を指す一方で、広義の憲政は「憲法に基づく政治(憲法政治)」¹²を指す。狭義であろうと広義であろうと、法の支配、つまり憲法政治の確立と国家権力からの国民の権利保護は、国民主権の概念に基づき、世界各国で当然のこととして受け入れられている。しかし中国では依然としてこれを実現するに至っていない。中国の近代史を振り返ると、中国最初の憲法は1908年に清政府によって発布された『欽定憲法大綱』であった。しかし、この憲法は事実上君主の権利を維持する内容であり、順調な実施から程遠く憲政の確立には至らなかった。その後、1912年の『中華民国臨時約法』、1947年の『中華民国憲法』、そして中国共産党の1949年の『共同綱領』から現行の1982年に発布された『中華人民共和国憲法』に至るまで、中国は新しい憲法を制定し続けてきたが、現在まで憲政の確立は実現していない。そのため、中国において憲政を確立することは非常に重要な課題である。また、本書は主に1949年以降の台湾に焦点を当てているが、台湾と大陸中国がともに華人社会に属し、雷震自身も大陸中国出身であることを考慮すると、評者は本書が現代中国における憲政の確立過程に一定の啓発と価値を与える可能性があると考えている。

2-4. 本書の問題点

本書には称賛すべき点が多いが、評者の視点から感じた問題点を指摘したい。本書の最大の問題点は、著者が中華民国大陸時代の憲政思想に対する理解が十分に正確でないため、雷震の立憲主義思想に対する先入観が形

¹⁰ 石塚迅・中村元哉・山本真(2010)「序」『憲政と近現代中国——国家、社会、個人——』現代人文社、7頁を参照。

¹¹ 同上。

¹² 同上。

成されてしまっているところにあると考えている。評者は次の点で、著者の理解が正確さを欠くと考える。すなわち国民党——少なくとも大陸時代の国民党——が、憲政の推進に肯定的な態度を示していた事実を著者は見逃している。さらに国民党が独自の憲政思想を有していたことにも、著者の意識は及んでいない。中国浙江大学の法学部教授である石畢凡によれば、中華民国大陸期の憲政思想は、自由主義憲政思想、三民主義憲政思想、新民主主義憲政思想の三つに分かれる¹³。これらの思想はそれぞれ、第三勢力、国民党、共産党の三者を代表している。自由主義憲政思想は、西洋の三権分立の思想の下で形成された一種の政治と法律の理論であり、個人の自由、権利、平等、および政府の権力の秩序立った、合法的で限定された運用を強調している。この議論の代表人物は胡適である。三民主義憲政思想は、孫文の三民主義および五権憲法に基づいて形成された一組の憲政理論である。これは、西洋の立法、司法、行政に加えて、中国の実情に応じて検察および試験の二権を加えることを主張している。さらに、孫文は中国国民の国民素質が非常に低いと認識していたため、直接的な憲政の実施に問題が生じると考えていた。そのため、革命はまず軍政府による軍政時期を経て、国民党の一党独裁により国民の素質を訓練する訓政時期を経た後、最終的に憲政時期に入ると主張した。したがって、三民主義憲政思想は、訓政時期における一時的な一党独裁を容認する思想である。新民主主義憲政は、毛沢東が1940年代に提唱した政治理論および憲政の構想であり、当時の中国の特殊な国情に対応するために、中国で新民主主義の政治および社会制度を実施することを主張していた。新民主主義憲政は、異なる社会階層と政治力

量の間での協力を実現するため、多党合作と政治協商の制度枠組みを創造することを目指している¹⁴。雷震の反共主義の立場から共産党の新民主主義憲政思想は除外すれば、彼の初期の思想には自由主義憲政思想だけでなく、三民主義憲政思想の要素も含まれていたと評者は考えている。この点については、雷震が1917年にすでに中国国民党の前身である中華革命党に加入していたことから理解することができる。そして、憲政を主張する雷震は、1928年に中国に戻って中学校の校長を務めた際に、国民党の地方党部が学校教育に干渉してきたにもかかわらず、国民党を批判するどころか、国民政府に加入してさらに国民党のために尽力することを選んだ。これは雷震が三民主義憲政思想の影響を受けた結果であり、国民党による一党支配を、憲政が実現する前の訓政として受け入れ、そして国民党の最終目標が自分と同じく憲政の実現であると信じていたからこそだと指摘したい。国民党内部にも実際には憲政思想が存在している状況を看過してしまったため、薛化元は分析する際、しばしば蒋介石と国民党を独裁であるとして同一視し、雷震の主張を自由主義憲政の主張と同一視する傾向がある。このような二項対立的な軸を用いた議論は、実際の状況を過度に単純化している。そのために、憲政思想上雷震と国民党の間にかつて存在していた交差点は適切に注目されなくなり、同時に雷震が1949年以前に国民党の一党支配に対して比較的寛容な態度をとっていた理由を説明することができなくなる。さらに、この単純化は雷震の憲政思想に対する深い理解を防げるだけでなく、分析に必要な深みと包括性を失わせてしまうのではないだろうか。

¹³ 石畢凡(2004)『近代中国自由主義憲政思潮研究』山東人民出版社、7頁を参照。

¹⁴ 同上。

おわりに

1949年、国共内戦の結果に伴い、国民党は台湾へ撤退した。この歴史的転換点は、台湾海峡を挟んだ兩岸の憲政発展を異なる道へといざなった。大陸中国では形式的な憲政が築かれたものの、実質的には今もなお人治の体制が続いている。一方、台湾では『中華民國憲法』の修正は外部の圧力により困難であったものの、増修条文の導入により事実上の憲政が確立した。しかし、この憲政の確立は台湾において容易な事業ではなく、1950年代には国民党の一党独裁の再確立と、台湾へ新たに移住した数百万の外省人の存在が憲政制度の再構築を困難なものとした。

著者は、雷震が遭遇した政治的困難と思想的変遷を通じて、台湾の憲政発展の複雑かつ困難な道程を分析した。中華民國から台湾への政治的移行期におけるナショナリズムと憲政発展の相互作用は、本書を通じて提示され、台湾の憲政史上重要な時期に関する深い理解を読者に与えている。また、著者はイデオロギーの枠を超えて、中華民國と台湾の政治的背景を客観的に検討し、読者に台湾の憲政史に対する多面的な理解を提供している。本書における一連の分析は、台湾の憲政発展に対する全体的な理解を向上させ、雷震の思想が台湾の憲政発展にどのように貢献したのかを明確に示している。

以上のことから、本書は台湾の憲政史の学術的探求において非常に価値のある資源となり、その時期の政治思想と憲政制度の発展に対する理解を深める際には必須の読み物になっていると言える。雷震の生涯と貢献を通じて、読者は台湾の政治憲政史の重要な節目をより明瞭に理解でき、深く感じ取ることができるだろう。この本は、台湾の憲政発展の重要な側面を探求し、当時の社会を語るのに欠かせない人物、雷震が政治思想と憲政制度の発展に及

ぼした影響を明らかにした一冊である。

【参考文献】

中国語

- BBC NEWS 中文(2015)「“ 中華民國首都在哪里？” 藍營出現內訌」(https://www.bbc.com/zhongwen/simp/china/2015/08/150801_taiwan_protest_kmt, 2023年9月25日参照).
- 范泓(2013)『雷震傳：民主在風雨中前行』廣西師範大學出版社.
- 石畢凡(2004)『近代中国自由主義憲政思潮研究』山東人民出版社.
- 薛化元(2021)『民主的浪漫之路：雷震傳』遠流出版社.
- 張萌·刘相平(2016)「台湾” 台湾史” 研究系譜及其史觀嬗變述論」,『太平洋學報』第24卷第9期, 74-85頁.

日本語

- 石塚迅・中村元哉・山本真(2010)『憲政と近現代中国——国家, 社会, 個人——』現代人文社.
- 何義麟(2014)『台湾現代史——二・二八事件をめぐる歴史の再記憶』平凡社.
- 區建英(2009)「中国のナショナリズム形成：日清戦争後の移り変わりと辛亥革命」,『新潟国際情報大学情報文化学部紀要』第12巻, 75-90頁.
- 潘光哲(2018)「台湾憲政文化のための歴史記憶——『自由中国』を中心として」, 中村元哉編『憲政からみた現代中国』第10章, 東京大学出版会.

ドイツ語圏における移民史研究とジェンダー視点 ——クラウス・J・バーデ編『移民のヨーロッパ史： ドイツ・オーストリア・スイス』を読む——

Historical Migration Studies in German-Speaking Countries and Gender Perspectives: Reading “*European History of Migration: Germany, Austria, and Switzerland*” edited by Klaus J. Bade

大橋 彩乃
OHASHI Ayano

東京外国語大学大学院博士前期課程
Tokyo University of Foreign Studies, Master's Student

キーワード

ドイツ 「ガストアルバイター」 ジェンダー インターセクショナリティ

Keywords

Germany; “Guest Worker”; Women’s Labor; Gender; Intersectionality

原稿受理日：2023.12.16.

Quadrante, No. 26 (2024), pp. 163–173.

目次

はじめに

1. 『移民のヨーロッパ史』の位置付けと評価

1-1. 本書の構成と第I部の概要

1-2. 意義と課題

2. 近年の移民史研究の動向——ジェンダー視点の強化

2-1. 移民(史)研究とジェンダーの交差

2-2. ドイツ語圏の移民史研究とジェンダー： 2000年代以降の文献を中心に

おわりに

はじめに

本稿では、2021年に東京外国語大学出版会より刊行された、クラウス・J・バーデ編『移民のヨーロッパ史：ドイツ・オーストリア・スイス』（以下、『移民のヨーロッパ史』）について書評を行う。本書は、EU地域の移民史に関する共同研究の成果として、2007年から2008年にかけて

クラウス・J・バーデを中心に刊行された百科事典『ヨーロッパの移民——一七世紀から現在まで』¹より、第一部の「中央ヨーロッパ」で扱われた、ドイツ、オーストリア、スイスの移民現象の歴史の変遷を訳出し解説を付したものである。編者のバーデは、エアランゲン＝ニュルンベルク大学にて博士号を取得したのち、1980年代以降、ドイツの移民現象をテーマとした研究に精力的に取り組んできた。ドイツ移民史分野の第一人者として名高く、現在は同国のオスナブリュック大学名誉教授を務めている。

本稿は大きく二つの節から成る。第1節では『移民のヨーロッパ史』の全体的な構成を把握したうえで、評者が研究対象とするドイツの移民史について書かれた第I部を中心に、本書の意義と課題点を検討する。第2節では、とりわけ評者が関心を寄せている、移民労働史とジェンダー視点の接合という観点から、近年のドイツ語圏における移民労働史研究の動向を

¹ Klaus Bade/ Pieter Emmer/ Leo Lucassen/ Jochen Oltmer (Hrsg.), *Enzyklopädie Migration in Europa: Vom 17. Jahrhundert bis zur Gegenwart*, Paderborn/ München/ Wien/ Zürich, 2007.



複数の先行研究を通じて把握する。

1. 『移民のヨーロッパ史』の位置づけと評価

1-1. 本書の構成と第I部の概要

本書では、ドイツ、オーストリア、スイスの中欧三か国を中心に、各地域における人々の移住の様子を、近代初期から20世紀後半にかけて各国の政治・経済・社会的状況と重ね合わせながら通史的に捉えることに主眼が置かれている。バーデによる原書はヨーロッパ全域の移民現象を網羅的に扱っていたが、なかでも中欧地域を集中的に取り上げた点は本書ならではの切り口である。「はじめに」を執筆した増谷英樹²は、その理由として、本書に携わった訳者たちの専門分野と関心に加え、「中欧は、ヨーロッパにおける移民の中心地域だった一方で、『移動する人々』の問題を抜きにしては、この地域の歴史は理解できないし、語れないのである」（8頁）として、ヨーロッパ成立以後の移民や人の移動の歴史それ自体が、中欧地域と強固な結びつきを有していた事実を挙げている。というのも、ヨーロッパ成立以後の歴史上、人々の移動がとりわけ盛んに行われるようになったのは17世紀初めの「三十年戦争」（1618年から1648年にかけて続いた国際的宗教戦争）以降のことであり、この時期の移民現象は前述の三地域を中心に展開されていたからである。その後もフランス革命に伴う人口移動、20世紀の二つの大戦における強制移動、戦後の労働移民などヨーロッパの歴史を形作る人々の多様な移動はどれも中欧地域を主な舞台としていた。本書の構成に着目すると、序章で移民研究における主要な概念や多様な動機から成る「移民」の類型などの分析枠組みについて解説したのち、第I部ではドイツ、第

II部ではオーストリア、第III部ではスイスにおける移民現象を扱っている。そして、各部につき一章が同国の移民史叙述に充てられるとともに、章末には訳者による、移民・難民の対応をめぐる各国の近年の状況を交えた短い解説が付されている。加えて、第IV部では「各論—ミクロな視点からみた移民の現場」として、より地域や時期を絞った形で二つのマイノリティ集団の移動の事例に目を向けており、第4章では「東欧、東中欧、南東欧からのドイツ系避難民および被追放民たち」、第5章では「第一次世界大戦終結以降、南ティロールに居住しているイタリア人」の経験を取り上げている。以下では、評者が研究対象とするドイツを取り上げた第I部について、その概要を把握するとともに、移民史研究における本書の意義と課題を考えたい。

第I部第1章「ドイツにおける移民の歴史」は、バーデとヨッヘン・オルトマー³が執筆を担当している。冒頭では現在のドイツ連邦共和国の地図を示しつつ、同地域の地理的境界の流動性について触れており、19世紀のウィーン会議、20世紀の二つの大戦、戦後の東西分裂と再統一と、その時々々の政治状況により「ドイツ」の国境は引き直されており、それに伴い「国民」や「外国人」の定義も変容した点、そうした変化がしばしば人々の移動を引き起こしていた点を指摘している⁴。その後は、前述の三十年戦争終結後を起点として、時代ごとの多様な移民現象の出現や発展の様子が丹念に描写されている。以下ではその内容を大まかに紹介する。17世紀半ば、三十年戦争の主戦場となったドイツ地域は大幅な人口減少に見舞われたのち、領主の人口増加政策により中欧における新たな移民流入地域となり、特に宗教難民と

² 増谷英樹：東京外国語大学名誉教授。専門はオーストリア／ドイツ史、ユダヤ史、ウィーン都市史。

³ ヨッヘン・オルトマー：歴史学者。オスナブリュック大学「移民・異文化学研究所」（IMIS）特任教授。専門は近現代移民史。

⁴ クラウス・J・バーデ／ヨッヘン・オルトマー「第1章 ドイツにおける移民の歴史」（増谷英樹／前田直子訳）、バーデ編『移民のヨーロッパ史』101-161頁。

なったユグノーの移住はベルリンを中心にドイツの経済的・文化的発展をもたらした。18世紀に入ると、ドイツ地域は急激な人口増加に転じるとともに、東南欧やロシア東部など域外への人口流出も見られ、19世紀中盤から後期にかけてはアメリカ合衆国に向かう移民が多く生じた。この大西洋越え移民の増加の背景要因としては、農業中心であったドイツ社会が産業社会へと移行したことに伴う人口増大と、地域ごとの労働力需要の不均衡、血縁や地縁に基づくネットワークの強化に伴う情報網の広まりが挙げられている。また、1890年代にはドイツの工業化を受けてロシア国籍のポーランド人やイタリア人などが労働者として同国へ流入したが、外国人労働者に対する経済的利害は安全保障面を懸念する政治的利害と時に対立した。第一次世界大戦の勃発後には、戦時捕虜や「敵性外国人」とみなされた文民たちはドイツ戦時経済のための強制労働を課されるようになり、そうした手法は「教訓」としてナチ体制に受け継がれてゆく。そして、第二次世界大戦期の同国ではより大規模かつ徹底的な外国人強制労働システムが構築されるとともに、人種主義イデオロギーに基づく迫害から逃れるべくユダヤ人を中心に大量の亡命者が生じた。終戦を迎えると、ナチの収容所を生き延びた「ディスプレイズド・パーソンズ」、疎開者、旧第三帝国領やドイツ人入植地からの被追放民などが一気にドイツへ流れ込み、同国の社会秩序は混迷を極めた。そして、冷戦下における同国の東西分裂、経済成長および再統合の時期には、二国間協定を通じて募集された外国人労働力

(西ドイツ地域においてはいわゆる「ガストアルバイター」⁵⁾や、東欧や南欧出身でドイツ系のルーツを有する「引揚者」、戦後の基本法で明文化された庇護権を求める難民など、出自も動機も大きく異なる新たな移住者たちが登場した。ドイツ社会や民衆にとって、これらの人々の統合や共生に向けた模索は、現在も議論が続く「移民問題」の始まりであったといえる。このようにドイツにおける移民の歴史を概観すると、同国の近現代史のいくつもの重要な場面において、移動する人々の存在が大きな影響を与えていたことは明らかであり、増谷の指摘の通り、近現代ドイツ史と同地を取り巻く移民の動きは不可分であると理解できる。加えて、訳者の前田直子⁶⁾による解説では、ドイツのアンゲラ・メルケル前首相が掲げた難民・移民政策に焦点を当てつつ、2015年の「欧州難民危機」に際する経済界の積極的な対応や、ドイツに到着した難民に対する市民の歓待といった昨今のドイツ社会の動きを紹介している。第1章と解説を併せて読むことで、ドイツの「移民大国」としての顔はここ数年で形成されたわけではなく、ヨーロッパ、とりわけ中欧地域における何万もの人々の移動の歴史に深く根ざしており、そうした過去と現在が地続きであることが見えてくる⁷⁾。

1-2. 意義と課題

本稿の冒頭で紹介したとおり、本書『移民のヨーロッパ史』はヨーロッパ全域の移民現象に関する百科事典の翻訳書であり、内容面では移民史研究の分野にとって新しい視点や見解を

⁵ 「ガストアルバイター (Gastarbeiter)」とは直訳すると「ゲスト労働者」を意味するドイツ語由来の用語であり、主に1960年代から1970年代にかけて二国間協定に基づき中欧ヨーロッパ地域各国で移住・就労した出稼ぎ労働者を指す。「ゲスト」という部分からわかるように「協定で定められた雇用期間を終えたら出身国へ帰還する」という前提を暗に含んだ名称であり、しばしば当事者を揶揄するニュアンスを含んだため、現代の移民労働者に対する名称としては一般的には使われていない。

⁶ 前田直子：獨協大学大学院外国語学研究所博士後期課程修了、博士(ドイツ文化)。専門分野はドイツ移民統合政策。

⁷ 前田直子「訳者解説 ドイツはなぜ移民を受け入れたのか——ドイツ難民・移民政策の現状」バーデ編『移民のヨーロッパ史』162-174頁。

提示するよりも、これまでの先行研究から得られた知見の集大成としての側面が大きい。そのため、同分野に関してある程度の知識を有する読者にとっては、すでに他の文献で明らかにされている内容も少なくないため、やや物足りなさが残るかもしれない。しかしながら、「おわりに」において穂山洋子⁸が「本書は移民・難民問題に興味を持つ一般読者や学生向けに編まれたものである」（314頁）と明言しているように、本書は特に、これまで中欧の歴史や移民に関する研究に触れてこなかった読者の理解を促すべく、さまざまな工夫が凝らされている。例えば、「はじめに」の部分では本書出版の経緯とともに、17世紀以降の中欧地域の歴史が大まかに紹介されており、学生や研究者でなくとも本編の時代背景を理解しながら読み進めやすくなっているほか、索引には日本語、ドイツ語、英語を用いた表記が付されており、本書から発展して外国語文献を手取る際にも役立つに違いない。さらに、巻末には本書の内容に関連する一般書や研究・専門書、映画作品まで幅広く紹介するページを用意するなど、読者が自身の関心や知識の程度に沿ったコンテンツを探すためのヒントも提供している。また、ドイツ移民史の章においては、特に第二次世界大戦後やドイツ再統一前後の時期に関する記述に際し、訳者が原文に対して独自に「被追放民」や「引揚者（アウスジードラー）」といった難民・移民のカテゴリーに基づく小見出しをつけたうえで内容を区切って訳出している。こうした工夫は、読者が人々の移動の多様な背景要因や動機、各カテゴリーに属する人々が置かれた状況の違いをより明確に把握するための一助となるだろう。もちろん、初学者のみならず移民史分野に対する見識が深い読者にとっても、「百科事典」として正確な知識に裏打ちされている

本書は、中欧地域の移民史を語る上での基礎を確認する素材として有益である。

加えて、本書の特色として、中欧ヨーロッパ地域の移民史を主軸としつつ、それらを単に一地域における過去の出来事としてではなく、今まさに進行している多様な「難民・移民問題」をより多角的に考察する足掛かりとして理解しようとする姿勢を打ち出している点が挙げられる。現代的な話題との接続という面では、前述のように訳者解説において、ドイツの対難民・移民政策、オーストリアの選挙、スイスにおける外国人労働力受け入れをめぐる議論といった、難民や移民、外国人労働者との関係をめぐる各国のここ数年の動きに焦点を当てている。ほかにも、ドイツに関する第1章に注目すると、東西統一以降に関する項目において、原書出版以降の同国やEU圏の状況を踏まえつつ元の内容やデータを修正・加筆し、より最新の情報に近づける努力がみられる。さらに書籍の中では、ここ数年の新型コロナウイルスの世界的流行に伴う移民労働者の苦境や、日本の外国人技能実習生、いわゆる「仮放免」の地位に置かれた人々の問題に触れている箇所もある。こうした記述から、本書は読者に対して中欧地域と移民現象の数世紀にわたる深い関わりを示すとともに、現代ヨーロッパ、ひいては日本国内の難民・移民政策の現状や課題を捉えなおす契機を提供しているといえよう⁹。

以上で挙げたように、本書は多様な関心を持つ幅広い読者層にアプローチするための工夫が随所に織り込まれた、移民史研究の射程を拡大しうる良書である。しかしながら、一点だけ批判を述べるならば、本来多様な構成員から成るはずの移民集団がしばしば画一的に描写されており、なかでも性差に基づく人々の経験の差異が等閑視されがちである点が挙げら

⁸ 穂山洋子：同志社大学グローバル地域文化学部准教授。専門はスイス近現代史。

⁹ バーデ編『移民のヨーロッパ史』22, 29, 313-314頁。

れる。本稿第二節でも取り上げるが、移民研究の領域においては、長いこと、男女を問わない包括的な集団としての「移民」を叙述する際、実際には男性移民が念頭に置かれており、女性移民の経験は男性移民のそれと同一視されるか、「(男性)移民の妻」という役割に沿って描写されてきた。本書においては、ヴァイマル共和国期のドイツ人移民や第二次世界大戦期の外国人強制労働者、東ドイツにおける「外国人就労者」の中に一定数女性が存在していたことに言及していたり、「男女の外国人労働力／男女の労働移民」という言葉を用いていたりと、既存の研究書と比べるとジェンダー視点を少なからず取り込んでいるといえるだろう。しかし、百科事典の翻訳書であり概説書という性質もあってか、基本的には各時代の移民・外国人がナショナリティを軸にした、一枚岩的な集団として記述されているように感じられる¹⁰。研究対象の時代によっては史料上の制約もあると思われるが、後述するように、特に第二次世界大戦後の時期の労働移民については、外国人女性労働者に焦点を当てた研究や男女双方の移民に対するインタビューを下敷きにした研究など、2000年代以降ジェンダーの観点により重きを置いた先行研究の蓄積が進んでいるため、こうした研究成果をさらに反映できれば、本書はより包括的なドイツ移民史を叙述することができたのではないだろうか。

第2節では、以上の批判点を踏まえ、ドイツ語圏における近年の移民史研究の傾向の一つとして「ジェンダー視点の導入と強化」がどのように展開されてきたか、その背景や動向を振り返りたい。

2. 近年の移民史研究の動向——ジェンダー視

点の強化

2-1. 移民(史)研究とジェンダーの交差

現在、難民や移民、外国人労働者といった主題は様々な研究分野において取り組まれており、その範囲の広さは捉えきれないほどである。なかでも、移民史研究に目を向けると、特に2000年代以降、ジェンダーの視点を強化し女性移民の存在やジェンダーによって異なる移住の経験に注目することで、男性中心的であった従来の「移民」像の多様化を図る傾向が見て取れる。こうした傾向は、どのような学術的背景によってもたらされたといえるだろうか。以下では、歴史学領域を中心に、移民(史)研究とジェンダーの交差に繋がる主要な研究潮流について把握する。

第一に、「移民」と「ジェンダー」はどちらも、歴史学分野においては比較的新しいテーマでありながら、過去数十年の間で急速に研究規模が拡大・発展したという点は重要である。移民史研究については、本書において東風谷太一¹¹がドイツ語圏における移民(史)研究の歴史を紹介しているが、その本格的な始まりは1980年代に入ってからのものであり、原書の著者であるバーデはまさに同分野のパイオニアの一人である¹²。東風谷はこのタイミングで移民史研究が前進した背景として複数の要因を指摘しており、一つは19世紀後期、人口管理に対する関心から出発したのちに人種衛生学と結びつき、ナチ体制を間接的に支えた戦前・戦時期の移民研究が、戦後に一定程度の時間とナチ体制や戦争責任に対する社会的議論を経て改めて向き合われるようになったこと、もう一つは当時のドイツ社会で外国人労働力の受け入れが進む中で、移民に対する関心が必然的に高まったことがある。さらに、移民史研究の

¹⁰ 同上、121, 126, 131, 138, 144-145頁。

¹¹ 東風谷太一：東京外国語大学大学院総合国際学研究院特別研究員。専門はドイツ近代史。

¹² 東風谷太一「訳者解説 ドイツ語圏における移民史研究の歴史」、バーデ編『移民のヨーロッパ史』90頁。

発展にかかわる歴史学全体での重要な変化として、「社会史、ジェンダー史、日常史、文化史といった新たな潮流が研究の地平を押し広げたこと」が挙げられている点に注目したい¹³。20世紀後半、政治や経済、情報通信に至るまで社会のあらゆる側面で国境を越えた関係が急速に構築される中、歴史学領域においては(国民)国家を研究上の主要な枠組みとしていた従来のアプローチを批判的に捉え、新たな研究対象や手法を模索する様々な試みが登場した。移民史やジェンダー史はこうした試みの中で培われた分野であり、前者についてはまさに「人の移動」がグローバリゼーションの時代を象徴する現象として新たな研究関心の的となる中で大きく進展したといえる。地球規模の視座に立った歴史学研究は、現在のグローバル・ヒストリー研究に繋がるが、ヴォルフガング・シュヴェントカー¹⁴はこうした視点に基づく歴史叙述において「移民研究者の右に出る者はいない」と評している¹⁵。また、同氏は移民(史)研究の注目すべき点として「マクロヒストリーとミクロヒストリーの視点が交差させることができるという点」を挙げている¹⁶。つまり移民(史)研究においては、時間や空間の面でより広い範囲を対象とすると同時に、個々の移民やその家族、コミュニティなど、よりローカルな文脈にも目を向けるという、従来のナショナル・ヒストリー色が強い研究では一般的ではなかった二つのアプローチが同時に展開されており、東風谷が述べたように、社会史や日常史といったその他の歴史学分野の発展とも不可分であった。

後者のジェンダー史の広がりにも際しても、既存の歴史学研究に対する批判や挑戦の姿勢は明確である。同分野の代表的な研究者として、ジョーン・スコット¹⁷は、従来の女性史が単に女性の過去に関する情報収集に留まり、男性中心の歴史学の構造それ自体を変革させるには至らなかった点を問題視した。さらに同氏は、1970年代に欧米圏で盛んになったフェミニズム運動において、「ジェンダー」という語とともに男女の性差は身体ではなく社会によって規定されたものであるという認識が浸透する中、「専門分野としての歴史学は、その実践をとおして、過去一般についての知と同時に、不可避免的に性差についての知をも生み出している(…)。歴史学は、ジェンダーの構築を裏づけ、宣言する特殊な文化的制度として作用しているのである」として、歴史学が過去を叙述する中で図らずも性差に関する社会通念を絶えず強化してきた事実を指摘した¹⁸。こうしたスコットの視座は、特に1960年代以降、哲学分野を起点に広まった「言語論的転回」、つまり言葉とそれが指すものの関係を恣意的と捉える考え方に根ざしている¹⁹。「女」や「男」といったカテゴリーを自明視することを避け、むしろそうした差異や不平等が形成されるプロセスを批判的に問い直す取り組みは女性史を超えた「ジェンダー史」として成長し、移民史と同様、ジェンダー・セクシュアリティ研究やクィア理論といった他の学問領域との相互作用の中で研究領域の拡大を続けている。

加えて、歴史学の外側の動きにも着目すると、移民史研究とジェンダーの交差に影響を与

¹³ 同上、92頁。

¹⁴ ヴォルフガング・シュヴェントカー：大阪大学人間科学研究科教授。専門は文化・思想史。

¹⁵ ヴォルフガング・シュヴェントカー「グローバリゼーションと歴史学——グローバルヒストリーのテーマ・方法・批判——」、『西洋史学』224号、265-281頁。ここでは274頁。

¹⁶ 同上、274頁。

¹⁷ ジョーン・スコット：プリンストン高等研究所社会科学部教授。専門はフランス史・ジェンダー史。

¹⁸ ジョーン・W・スコット、荻野美穂訳『増補新版：ジェンダーと歴史学』平凡社ライブラリー、2004年、40頁。

¹⁹ 小田中直樹『歴史学のトリセツ——歴史の見方が変わるとき』ちくまプリマー新書、2022年、80頁。

えた学問潮流として、国際社会学における「移動の女性化」研究の興隆が考えられる²⁰。「移動の女性化」とは、1980年代末期から1990年代にかけて世界規模でみられるようになった、若年女性による単身移住の増加傾向を指しており、具体的には発展途上国エリアから先進国エリアに向けた移住家事労働者の増大などがある。こうした「移動の女性化」研究の第一人者であるラセル・サラザール・パレーニャス²¹は、アメリカとイタリアにおける事例をもとに、1990年代前後から増加した女性家事労働者の移住現象を分析した。同氏によれば、20世紀後期、フェミニズム運動の影響で先進地域において賃労働に参加する女性が増える中、女性たちが従来家庭で担ってきた無償の生殖活動や家族のケアといったいわゆる「再生産労働」にかかる時間が減少した。そして、そうした変化にもかかわらず再生産労働をめぐる女性中心のジェンダー規範は維持されたことから、先進国女性の不在を埋めるべく女性移民労働者に対する需要が高まったとして、パレーニャスは一連の流れを「再生産労働の国際分業」と呼んだ。ほかにも、ドイツにおける文脈に注目した研究者としてはミリヤナ・モロクワシチ＝ミュラー²²が名高い。同氏は「移動の女性化」が広く知られる以前の1980年代中盤から、同時代研究の一環として当時のヨーロッパ地域における女性移民の労働に注目しており、自身の論文では旧西ドイツ国内でトルコ人女性の労働が不可視化される傾向があることを指摘し

た。その背景としては、当時のヨーロッパ地域において支配的であった、女性に対する「主婦」規範が労働市場における女性の価値を下げるとともに、非ドイツ人の就労の機会が非常に限られた中で、結果的にトルコ人女性はトルコ系企業にて家族の一員同然の身分で働くような選択肢しか選べなかったことを挙げている²³。また、モロクワシチ＝ミュラーはトルコ人女性の就労における宗教規範とジェンダー規範の交差にも注目しており、例えば旧西ドイツにおいて、女性移民たちの低賃金かつ不安定な雇用が、「男尊女卑の根深い」イスラム教の「抑圧的な環境から抜け出す手段」という、宗教的なステレオタイプに基づいた解釈を通じて正当化された点を強調している²⁴。このような多角的な分析視座は、現代の移民研究においても大いに応用可能なものであるといえよう。

2-2. ドイツ語圏の移民史研究とジェンダー：2000年代以降の文献を中心に

20世紀後半以降、歴史学においては既存の研究上の枠組みに対するさまざまな挑戦がなされる中で、移民史やジェンダー史といった新たな研究領域が形成され、それらは歴史学内外のさまざまな研究分野と相互に関わり合いながら発展した。そして、移民史研究の分野では2000年代前後から、従来支配的であった移民イメージをジェンダーの視座から相対化したうえで、それまでの男性中心の移民史の語りとは異なる歴史叙述のあり方を模索する動き

²⁰ 国際社会学分野における「移動の女性化」研究の動向に関しては、伊藤るり「国際労働移動をジェンダー視点で読む—gender and migration 研究領域の形成・展開・意義」、北海道大学文学大学院、応用倫理・応用哲学研究教育センター主催公開シンポジウム「国際労働移動とジェンダー」記録、6-12頁。https://caep-hu.sakura.ne.jp/files/gendersympo2019.pdf (2023年9月24日最終閲覧)を参考とした。

²¹ ラセル・サラザール・パレーニャス：社会学者。南カリフォルニア大学教授。労働、ジェンダー、国際移住、家族、経済社会学を主な研究テーマとする。

²² ミリヤナ・モロクワシチ＝ミュラー：フランス国立科学研究センター所長およびパリ・ナンテール大学(パリ第10大学)名誉教授。現代ヨーロッパにおける女性と移動を専門とする。

²³ Mirjana Morokvasic, Birds of Passage are also Women..., *The International Migration Review*, Vol. 18, No. 4, pp. 886-907, 1984, hier p. 889.

²⁴ Ibid.

が徐々に登場した。以下では、評者が研究対象とする、20世紀後半のドイツにおける労働移民に関するいくつかの文献を通じて、ドイツ移民史分野の研究潮流を理解する。

ドイツ移民史の文脈においてジェンダーの側面を明確に研究課題とした第一人者としては、モニカ・マッテス²⁵の名が挙げられる。1990年代以降、旧西ドイツ時代の公文書の閲覧制限が徐々に解かれ、当時の外国人労働者政策に関する情報量が増大するなかで移民の性差に着目した研究が登場したことに影響を受け、マッテスは「ガストアルバイター」として1950年代から1970年代にかけて旧西ドイツへ渡った女性移民労働者に関する研究書を2005年に出版した²⁶。同書では、当時の連邦雇用・失業保険庁や各州の雇用局の統計において性別がカテゴリーとして確立されておらず、一次史料それ自体が女性を不可視化する傾向にあった点を指摘しつつ、繊維・被服業、食品加工業、清掃業など長らく「女性の仕事」とみなされてきた業種を中心に、性規範を維持しつつ男性移民以上に安価に雇える労働力として外国人女性に偏った需要が生じていた点、女性たちは賃労働に加えて妊娠や出産、育児など家庭における再生産やケアの役割も担い、その両立が責務とされた点、その役割ゆえに女性労働力の募集や斡旋が時に男性の募集以上に困難を極めていた点などを示した。そして同書全体において、「外国人」と「女性」という二つのマイノリティ属性を有した「女性ガストアルバイター」の経験は男性移民のそれとは明確に異なり、「ガストアルバイター」全体の共通体験としては単

純に還元できないと強調されている。さらにマッテスは、1970年代初頭の旧西ドイツ社会において、女性の就労増加や「移民問題」が公的な議論のテーマとなることが増えたものの、前者はドイツ人女性を主な対象とし、後者は治安の乱れが主な論点とされていたため、移民女性が日常生活で被る抑圧は双方の議論において周縁化されていたことを指摘した²⁷。また、具体的事例として、西ベルリンの電機コンツェルン「ジューメンズ」と、ハノーファーの「パールセン」製菓工場における外国人女性の斡旋や就労の状況が取り上げられているが、特に後者は建築業や鉄鋼業等で肉体労働を行うような男性的な「ガストアルバイター」像が支配的であった頃には、「女性的な」職場であるがゆえに注目されにくかったと考えられる。製菓工場の事例では、菓子の製造ノルマ引き上げに抵抗したスペイン出身女性を中心とするストライキの記録が参照されており、単に当時の外国人女性の就労実態を示すのみならず、女性たちの主体的な労働者意識の可視化にも繋げている²⁸。

2010年代には、ドイツ語圏の移民史研究の分野において、ジェンダーの視点を意識的に取り入れる動きがより加速しているように思われる。その成果を部分的ながら取り上げると、2011年にはヨーロッパにおける歴史、移動、女性の関わり合いをテーマとした論文集である『フェミナ・ミグランス：移民プロセスにおける女性たち(18-20世紀)』が編纂・出版された²⁹。同書は2010年にバーデン＝ヴュルテンベルク州で開催された学術会議の内容を基盤としており、導入部分において編者たちは、前

²⁵ モニカ・マッテス：ライブニッツ教育研究教育情報センター(DIPF)教育史研究図書館研究助手。主な研究テーマは移民史や家族・ジェンダー史。旧西ドイツの「ガストアルバイター」女性に関する研究で博士号を取得した。

²⁶ Monika Mattes, „Gastarbeiterinnen« in der Bundesrepublik: Anwerbepolitik, Migration und Geschlecht in den 50er bis 70er Jahren, Frankfurt a. M., 2005. なお、マッテスは自身の視座に影響を与えた先行研究として、カレン・シューンヴェルターとバーバラ・ゾネンベルガーの研究を挙げている(S.18)。

²⁷ a.a.O., S.240.

²⁸ a.a.O., S.303-311.

²⁹ Edeltraud Aubele/ Gabriele Pieri (Hrsg.): *Femina Migrans. Frauen in Migrationsprozessen (18.-20. Jahrhundert)*, Sulzbach/Taunus, 2011.

述の研究者たちと同様、従来の移民研究の中で長らくジェンダーの側面が周縁的な要素として位置づけられ、十分に顧みられてこなかったことへの問題意識を共有している。また、本書の特徴として「歴史的ジェンダー研究を現代の政治的議論と結び付ける」(S.9)という目標を達成すべく、18世紀から20世紀を研究対象とした歴史学系統の論文と現代の移民統合政策を軸に置いた社会学系統の論文を一冊に収めている点が挙げられる。各論文は取り上げるテーマも時代も様々であるが、「移民／移住とジェンダー」という研究テーマの可能性の広さを感じさせる一冊である。2013年には、1960年代から1970年代にかけてオーストリア・ケルンテン州へ労働移住した外国人女性を主題に据えた研究書、『ケルンテンの「女性ガストアルバイター」たち：女性の労働移住の足跡を探して』（以下『ケルンテンの「女性ガストアルバイター」たち』）が登場している³⁰。『移民のヨーロッパ史』第2章でも言及されているが、旧西ドイツと同様、オーストリアでも1960年代中盤以降、労働力不足の解決策として「ガストアルバイター」政策が進められ、主にトルコと旧ユーゴスラヴィアから多数の労働移民が流入した。同書は当時のメディアが特に女性「ガストアルバイター」をどのように表象し、そこから移民労働者に対していかなる社会的イメージが形成されていたかを新聞記事の事例から分析するとともに、当時ケルンテン州に労働移民として渡った女性たちに対するインタビュー記録を通じて、社会一般的な「ガストアルバイター」像と、当時を生きた人々の主観的な語りの間の差異を可視化させることに主眼を置いている。著者

は、女性移民が記事の中でしばしば「従順な働き者」や「家父長制の被害者」として描写されたのに対し、当の女性たちは劣悪な労働・生活環境の下でも常に闘争心を抱いていたことを強調している。加えて同年には、『彼女の闘争はあなたの闘争だ：1970年代初頭の西ドイツにおける「ゲスト労働者」労働運動』という題で、旧西ドイツにおける外国人女性労働者の主体性を労働争議の事例から明らかにすることを試みた論文も発表された³¹。同論文は1970年代初頭、ノルトライン＝ヴェストファーレン州の自動車部品工場における、外国人女性労働者を中心としたストライキを主な題材としており、ストに際して女性たちは男性優位の賃金構造の是正を求めた。同時期はドイツ経済が陰りを見せるなかで「ガストアルバイター」募集の停止が議論され始めたタイミングであり、そうした社会情勢に対抗すべく、外国人労働者主導の労働争議が複数発生していたが、この事例の特徴としては、性差別的な環境の改善という共通目標の下で「女性ガストアルバイター」の闘いにドイツ人女性労働者も加わった点が挙げられる。筆者は同時に、当時のフェミニストや社会学者がこうした外国人女性たちの努力にほとんど注目しなかったとして、ドイツの女性史研究における移民女性の不在についても言及している³²。

そして、比較的新しい研究書としては、2017年出版の『募集された：1960年代、1970年代のオーストリアにおける(男女)ガストアルバイターたち』（以下『募集された』）が挙げられる³³。同書は『ケルンテンの「女性ガストアルバイター」たち』と同じく、第二次世界大戦後の経

³⁰ Elisabeth Koch/ Viktorija Ratković/ Manuela Saringer/ Rosemarie Schöffmann, „Gastarbeiterinnen‘ in Kärnten: Auf Spurensuche der weiblichen Arbeitsmigration“, Klagenfurt, 2013.

³¹ Jennifer Miller, Her Fight is Your Fight: “Guest Worker” Labor Activism in the Early 1970s West Germany, *International Labor and Working-Class History*, Volume 84: *Crumbling Cultures: Deindustrialization, Class, and Memory*, 2013, pp. 226-247.

³² Ibid., p. 239.

³³ Velen Lorber, „Angeworben: GastarbeiterInnen in Österreich in den 1960er und 1970er Jahren“, Göttingen,

済発展が進んだオーストリアで就労した「ガストアルバイター」を研究テーマに据えている。なかでも著者は旧ユーゴスラヴィア出身の労働移民に焦点を当て、前半では受入国のオーストリアと送出国の旧ユーゴスラヴィアの政治・経済・社会的背景および二国間関係の形成過程を解説し、後半ではオーラルヒストリーの手法を通じ、労働目的でオーストリアに渡った旧ユーゴスラヴィア出身の人々計15人に対して、当時の生活や就労状況を聞き取った結果をまとめている。従来の移民史研究における女性の存在の周縁化や女性移民に対する伝統的性役割を前提としたまなざしを批判し、行動的な主体としての女性移民の可視化を研究上の目標に掲げた点は、これまでに挙げた先行研究と同様である。だが、同書の特色として、男女のゲスト労働者を包括した「GastarbeiterInnen」という語をタイトルに据えているように、研究対象として男女双方の移民に目を向けたうえで、従来のように多様な経験を（男性移民を中心として）一緒くたに「移民の歴史」とまとめ上げるのではなく、具体的な語りから各自の経験の間の差異と共通性を描出しようとしている点が考えられる³⁴。一例として、移民たちの余暇に関する聞き取り内容に注目すると、異国の地で日々過酷な労働に従事する合間に同郷出身者どうしでクラブ等に集まり、くつろぎながら歓談や音楽に興じる時間が楽しみであったという回想が男女双方から聞かれた中、ある女性は、同郷の男性による自身に対する性的な態度や発言が不快であったため集まりへの参加を避けていたと述べたという。この事例からは、「同郷出身者のコミュニティの重要性」が性別を問わず移民全体に共有されつつも、「女性」であるが故に対処しなくてはならない困難も確かに

存在していたことが見えてくる³⁵。『募集された』以前に挙げた諸研究では、それまでの男性中心な移民史研究に対する批判的取り組みとして、女性移民の存在や経験が男性移民のそれとは切り離されて分析されることが多く、対して男性移民の経験は十分に相対化されてこなかったように感じられる。つまり、移民史研究においては未だ「ジェンダーの視座」というよりも女性史的な視座に重点を置く傾向にあった。女性移民に関する情報それ自体が欠如していた状況下ではそうしたアプローチも有効であったと思われるが、ここまで見てきたように2000年代中盤から2010年代にかけて女性移民に関する知見が着実に積み上げられてきたことを踏まえれば、今後はさらに一步踏み込んで、従来の移民史研究における男性中心性そのものを再考するような、よりジェンダー史的な分析手法が重要になるのではないだろうか。『募集された』は女性と男性、双方の移民個人の語りを歴史叙述の基盤に置いたという点で、こうした分析手法を取り入れた試みの一つとして数えられる。

おわりに

本稿では、『移民のヨーロッパ史』における移民像の画一性を批判的に取り上げるとともに、近年のドイツ語圏における移民史研究の動向の一つとして、ジェンダー視点を強化した研究の成果を部分的ながら概観した。社会全般におけるジェンダー問題に対する関心の高まりも相まって、こうした研究の流れは今後より一層強まっていくと考えられる。加えて、歴史学分野を含む移民研究全体にとって「インターセクショナルリティ」という分析概念は以後ますます重要なキーワードとなるだろう。同概念は「交

2017.

³⁴ GastarbeiterInnen というドイツ語の名詞は、「男のゲスト労働者たち」を意味する「Gastarbeitern」と「女のゲスト労働者たち」を意味する「Gastarbeiterinnen」の二語を合体させた、ジェンダー中立性を意識した表現である。

³⁵ Lorber, „Angeworben“, S.232-238.

差性」とも訳され、一般的には「交差する権力関係が、様々な社会にまたがる社会的関係や個人の日常的経験にどのように影響を及ぼすのかについて検討する概念である」（コリンズ／ビルゲ、16頁）とともに、「とりわけ、人種、階級、ジェンダー、セクシュアリティ、階級、ネイション、アビリティ、エスニシティ、そして年齢など数々のカテゴリーを、相互に関係し、形成し合っているものとして捉える」（同上）分析的枠組みと定義されている³⁶。移民史研究においては、移民を画一的集団としてではなく多様な動機や考えを持つ個人やその集まりとして理解すると同時に、彼ら、彼女らが置かれた状況をジェンダー、国籍、民族性、年齢、宗教的所属など多角的な視座から考察することが求められる。とはいえ、第2節で取り上げたモロクワシチ＝ミュラーが「インターセクショナルリティ」という用語を使わずとも同様の観点から論じたように、女性移民や移民の性差に関する研究において、こうした分析手法は決して新しいものではない。むしろ、移民とジェンダーに関するこれまでの研究成果が、将来的に移民史分野全体に「インターセクショナルリティ」の枠組みを広める第一歩となることが予想される。

『移民のヨーロッパ史』はこれまでの中央ヨーロッパ地域における移民史研究の集大成ともいえる内容であり、ドイツ・オーストリア・スイス各国の歴史と移民・難民・外国人労働者との関わりをわかりやすく網羅的に伝える、移民研究や移民問題に関心を持つあらゆる人のための必携の書といっても過言ではない。ただ、「移民」を中心的なテーマに据えつつも、本書の主眼は「ヨーロッパ史」に置かれているため、第2節で紹介した近年の移民史研究で取り組まれているような、多面的な移民像を提示する試みの成果が取り入れられているとは言い難

い。もしもこれらの研究において培われた視座を本書にも反映したならば、移住促進の宣伝や移民個人の手記、移民労働者の就労記録などの史料を用いて、男女の移民の間での移住に関する動機や関心の差、移住先における性役割の変化の有無などを明らかにし、移民たちの視点から当時のヨーロッパ社会の様子を捉えるアプローチも可能であったのではないだろうか。個々の移民のライフヒストリーに即した記述を取り入れることで、原書が本来担っていた移民研究の「百科事典」としての性質は薄れてしまうかもしれない。しかし、ヨーロッパ全体を研究対象としていた原書からあえて中欧地域を取り上げ、さらには現代的なトピックを盛り込むなどの独自性を有する本書においては、移動する主体の側に焦点を当てた記述が加えられたとしても、研究書それ自体の意義が損なわれることはないはずだ。本稿では日本国内の移民史研究の動向については言及しなかったが、本書で得られる知見を土台として、国内においても今後より多面的な移民史研究が登場・発展するとともに、そうした研究の蓄積を経て、本書以上に包括的な移民研究の新たな「百科事典」が編纂されることを期待したい。

³⁶ パトリシア・ヒル・コリンズ／スルマ・ビルゲ著、小原理乃訳、下地ローレンス吉孝監訳『インターセクショナルリティ』、人文書院、2021年。

近代ヨーロッパ社会におけるカトリシズムの理念と実践 ——中野智世(編著)『カトリシズムと生活世界 ——信仰の近代ヨーロッパ史——』を読む——

Creed and Practice of Catholicism in Modern Europe Society: Reading *Catholicism and Lifeworld* by Nakano, Tomoyo

照井 美優
TERUI Miyu

東京外国語大学大学院博士前期課程
Tokyo University of Foreign Studies, Master's Course

キーワード
カトリシズム 宗教 世俗化 宗派 ミリユー

Keywords
Catholicism; Religion; Secularization; Confession; Milieu

原稿受理日: 2024.2.15.
Quadrante, No. 26 (2024), pp. 175–187.

目次

はじめに

1. 先行研究の動向

1-1. ヨーロッパのカトリシズム

1-2. ドイツのカトリシズム

2 『カトリシズムと生活世界』の位置付けと評価

2-1. 本書の内容と意義

2-2. 論点と課題

おわりに

はじめに

本稿では、ドイツを中心としたヨーロッパのカトリシズムをめぐる歴史研究を踏まえた上で、中野智世(編著)『カトリシズムと生活世界——信仰の近代ヨーロッパ史——』(以下、『カトリシズムと生活世界』)¹の書評を行う。

「カトリシズム」とは、カトリック教会の定める教義や規範、その精神性に根付いた振る舞いや行動をもって生活することである。カトリック

の内的信仰を表す場合もあるが、カトリックという宗派が儀式や儀礼という外的行為を重視していることから、本稿では生活におけるその実践性を強調しておきたい。

欧米ではカトリシズムを主題とした研究は数多く存在する。特に19世紀から20世紀という局面はヨーロッパ各地で国民国家が成立し、近代的諸原理に基づく世俗化が強調される傾向にあるため、それ以前の時代で確固たる存在感を示してきたカトリック教会の動揺は扱われることの多いテーマである²。また、近年の研究では教会組織の上層部だけでなく、平信徒の動きも重要視されている。教会の動揺は平信徒の視点から見てどのように映ったのか、平信徒はいかに動いたかという問題も議論されている。

しかし、日本においてカトリシズムについての研究蓄積は欧米に比べ限られており、神学や教会史のほか政治的文脈で扱われることは多いが、本書のような社会史的アプローチのもの

¹ 中野智世, 前田更子, 尾崎修治, 渡邊千秋(編著)『カトリシズムと生活世界——信仰の近代ヨーロッパ史——』勁草書房2023.

² 参照, Kaiser, Wolfram/ Wahnout, Helmut, *Political Catholicism in Europe* (London, 2004).



は少ない。日本において、現代ヨーロッパや中東で繰り広げられているような宗派間対立が発生することは比較的少ないが、近年移民の増加により、多文化共生をめぐる特に宗教が懸念材料として取り沙汰されることも稀ではなくなってきた。また、ヨーロッパに比べ日本で厳格な宗教に根づいた生活を送っている人は少数であると思われるが、最近では諸事件により政治と宗教の結びつきが強い関心を集めており、宗教が人々の日常生活に想像以上に深い影響を与えているのではないかという問題意識が強まっている。このタイミングで『カトリシズムと生活世界』が出版されたことは、その意味でも非常に意義深いことであろう。

本書の編著者は2016年に『近代ヨーロッパとキリスト教—カトリシズムの社会史』³を刊行しており、本書は前作の展望を踏まえた第二作である。前作は本書と同じ社会史的アプローチの研究であるが、研究目的が近代社会形成過程における宗教の役割の再考であったため、分析対象は制度や政策、社会問題というメタな視点であった。それに対し本書は数量的には表すことの難しい人間の生き方を描いている。考察対象を公共圏に制限せず私的領域にも広げており、前作を大いに刷新した内容と言える。

本稿の目的は二点ある。第一に本書がカトリシズム研究上いかに位置付けられるかを検討し、本書の意義を明らかにすることである。そのため、最初にこれまでのカトリシズムをめぐる歴史研究の動向を概観する。本書ではカトリック国に限らないヨーロッパ諸国が分析対象として取り上げられているため、まずヨーロッパのカトリシズムをめぐる研究動向に言及し、次いで評者の研究領域であるドイツに注目したい。ドイツでは宗派が混在し、第二帝政期には文化闘争でカトリックが抑圧さ

れる一方で、ヴァイマル期とナチ期には教皇庁とコンコルダートを結ぶなど、同国におけるカトリックの位置付けは時代によって異なる。共和政成立時には社会民主党によって政教分離政策が打ち出されたが徹底はされず、カトリック系組織が残存し、カトリック政党である中央党が入閣することもしばしばあった。このように世俗化が試みられる中でもカトリックが一定の影響力を保持したというドイツの様相は、本書で取り上げられているさまざまな国々の状況と合致する。また、本書に所収されている論文の多くは「日常史」の手法を用いており、いくつかの論文はエゴ・ドキュメントを使用して個人の人間にフォーカスを当てている。教義やミリュー論で結論づけられる傾向があった従来のカトリシズム研究と比較することで、本書の諸研究の新規性や特異性を示すことができるのではないだろうか。

第二の目的は、本書が提示している重要な論点を挙げ、批判的に評価すると同時に、今後のカトリシズム研究の課題を明確にすることである。本書では、分析地域が多岐にわたることはもちろん、カトリック世界の多層性に基づく多様な出自・境遇の人々が対象となっている。本書の大半の論文は男性ないし女性を対象にジェンダーの視点から考察しており、近年のジェンダー史研究の蓄積を窺わせる。カトリック的倫理観は、19世紀における公娼制度の導入や大戦以降の女性の社会進出という点で近代社会のジェンダー秩序と矛盾を来すことが多かったが、カトリックは社会に対して一定程度柔軟さを示す一方で、完全に譲歩することはせず、部分的にカトリシズムを貫徹させた。他方でそうした固執は今日なおカトリック世界に暗い影を落としている。さらに本書には、「日常史」を基軸として、近代とカトリック信仰の狭間に立

³ 中野智世, 前田更子, 尾崎修治, 渡邊千秋(編著)『近代ヨーロッパとキリスト教—カトリシズムの社会史』勁草書房2016.

たされた人々を扱うことで、彼らの葛藤や意志を浮かび上がらせる「感情史」という側面もある。歴史学が学際的な学問になりつつある一方で、実証性を担保することが難しくなりつつあるという点についても批判的に指摘したい。

したがって、本稿は以下のような構成で議論を進める。第一章ではヨーロッパ全体とドイツにおけるカトリシズムの研究動向を概観し、従来の研究でカトリシズムはどのように論じられてきたのかをまとめる。第二章では『カトリシズムと生活世界』の書評を行う。従来のカトリシズム研究で中心的なテーマとなってきたカトリックの教義やミリュー論とは異なり、『カトリシズムと生活世界』は聖職者に限定されない非集団的な人間を映し出している点に大きな特色がある。そのため、本書の内容を簡単に説明した後、第一章での議論をもとに研究動向の上の本書の位置付けを提示し、その意義を論じる。そして、本書が含む重要な論点についてジェンダー・セクシュアリティ、公私二分論、感情史、補完性理念、理念と実践という観点から検討し、その課題を明らかにする。最後に、第二章での課題に対する展望とともに、本稿全体の議論をまとめて結論とする。

1. 先行研究の動向

本章ではカトリシズムの研究動向を、ヨーロッパという広域的視点とドイツという地域的視点から見ていく。『カトリシズムと生活世界』が各地の具体事例を通してヨーロッパのカトリシズムを検証した論集であると同様に、異なる視野の諸研究を比較することでヨーロッパ全体に通じる共通点と地域的な特異性を明らかにする。ただし、ドイツについてはドイツ統一に伴いカトリシズムが政治化し始めた1871年以降を中心に扱うこととする。

1-1. ヨーロッパにおけるカトリシズム

カトリックは信徒にとって私的な道徳と公的な行動の両方を決定づける信仰であったが、従来の研究において信仰は本質的に私事とみなされ、公的領域での行動と区別されるものと解釈されることが多かった。そのためカトリシズムと政治は本質的に別の領域であり、教会と国家の対立は管轄権をめぐる偶発的な争いと考えられてきたのである。もちろんカトリック信徒が宗派的信仰と公的領域での選択をどの程度結びつけるかには個人差があったが、彼らにとって両者は不可分であった。

近年では近代ヨーロッパ史におけるカトリック教会と国家の関係やカトリック政党の発展に対する関心が高まり、「政治的カトリシズム」の研究が増えている。「政治的カトリシズム」はカトリックの精神に基づいた政治活動を意味するが、教会が統括していたわけではなく、自律的な性格を有していた。ホワイトは、政治的カトリシズムが異質な非カトリック的影響から教会と信徒を守ることを目的とした「閉ざされたカトリシズム」によって特徴づけられると述べている⁴。19世紀後半からヨーロッパ各地で出現したカトリック政党はそれぞれの国々で中心的な役割を果たし、第二次大戦後も選挙で成功を収めるなど持続的な政治的影響力を及ぼしている。コンウェイはアイルランド、ポルトガル、イギリスのような国家に並ぶカトリック政党が存在しない国も何らかの形でカトリックの政治思想の影響を受けており、ヨーロッパ史における政治的カトリシズムが果たした役割の重要性を主張している。ただし、1960年代以降その勢力は停滞し、カトリックの宗教的実践や信徒同士の共同体意識も減少していったという⁵。

20世紀の歴史家には、こうしたカトリックの

⁴ Whyte, J. H., *Catholics in Western Democracies: A Study in Political Behaviour* (Dublin, 1981).

⁵ Conway, Martin, "Introduction", in: Buchanan, Tom/ Conway, Martin, *Political Catholicism in Europe 1918-1965*

諸運動はカトリックという宗教が衰退していく過程で生じた現象であり、世俗化社会の発展とともに消滅する運命にあるという認識があった。そのため、カトリックの運動を左派や右派という世俗的な政治的カテゴリーに当てはめて、戦間期は反民主主義的な右派に同調し、逆に戦後は西欧の左派的で民主的な構造の中で活動したという単純化されたイメージに終始することが少なくなかった⁶。

確かに19世紀に、ヨーロッパ全域で宗教的実践が低下していったことは事実である。加えて、20世紀前半で都市化や工業化によってスペインやポルトガルなど一部地域でこの傾向があり、人々がカトリック的慣習を放棄し、「カトリックの融解」につながったという見解が従来有力視されてきた。だがその他の地域ではカトリック信徒数は安定しており、著しく減少することはなかった。カトリシズムの主な担い手としては教会や聖職者が挙げられるが、近年では教会や聖職者といったカトリック世界のヒエラルキー上位層にとどまらず平信徒を主体として考える研究も多くなりつつある。巡礼や政治運動への参加、カトリック系教会の会員数の急速な増加は、カトリック信徒が信仰を公的に実践し、カトリック的価値観を生活の中心に据えようとしたことを物語っている。コンウェイによれば、20世紀前半の劇的な政治的、社会的、文化的変化は宗派的信仰に「下から」の新たな

推進力を与えた。そうした変化の中でカトリック信徒たちは、19世紀以来道徳的腐敗や個人主義的な弊害を助長してきたとされる自由主義に反対の声を挙げるようになる⁷。その過程で各運動・組織はサブカルチャーを形成し、外部から隔離されたカトリシズムの「ゲッター化」が進んだとアルターマットは述べる⁸。

女性信徒の活動については、修道会を中心とした教育・慈善事業の研究がよく見られる⁹。近代社会における急速な工業化と都市化は幅広い年齢層の「貧者」を生み出した。そこで社会カトリシズムにおいて進められたカトリック系慈善事業は社会的インフラとして機能し、相互扶助として福祉国家と協働を図っていったのである。他方で、利益団体や政治的・経済的活動においての研究は依然として少なく、カトリック女性の役割が「良き母」として振る舞うことであったと窺わせる。

カトリック諸運動は信徒の多層性ゆえに内部分裂が起こることもしばしばであった。カトリック労働者は社会主義の労働運動とは一線を画していたが、カトリック農民やブルジョワ市民層と求める利益が一致するわけではなかった¹⁰。都市化に伴う人々の個人主義的な傾向は、コーポラティズムに基づくカトリシズムと相容れなかっただろう。社会階層間の緊張に加えて、近代社会に対して妥協することなく強硬にカトリシズムを貫こうとする人々と、近代社会の現実

(New York, 1996), pp. 1-33.

⁶ Fogarty, Michael P., *Christian Democracy in Western Europe 1820-1953* (London, 1957); Mcmillan, James F., "France", in: *Political Catholicism in Europe 1918-1965* (New York, 1996), pp. 34-68; Conway, op.cit., pp. 5-6.

⁷ Conway, op.cit., pp. 5-6.

⁸ Altermatt, Urs, *Der Weg der Schweizer Katholiken ins Ghetto. Die Entstehungsgeschichte der nationalen Volksorganisationen im Schweizerischen Katholizismus 1848-1919* (Einsiedeln, 1972).

⁹ 参照、中野智世「カトリック慈善の近代——ドイツ・ヴァイマル福祉国家におけるカリタス」『近代ヨーロッパとキリスト教——カトリシズムの社会史』勁草書房 2016, pp. 295-321; Patrizi, Elisabetta, "Educating the Minds and the Hearts of Spinners to Give Society Honest, Educated and Hard-Working Young Ladies: The Conservatory of the Holy Conception in Rome between the 19th and 20th Century", in: Henderson, Gary, *Catholicism* (New York, 2017), pp. 1-26.

¹⁰ Moeller, Robert G., *German Peasants and Agrarian Politics 1914-1924: The Rhineland and Westphalia* (Chapel Hill, NC/ London, 1986); Strikweda, C., "Corporatism and the Lower Middle Class: Interwar Belgium", in: Koshar, Rudy (ed.), *Splintered Classes: Politics and the Lower Middle Classes in Interwar Europe* (New York, 1990), pp. 210-239.

と何らかの形で折り合いをつけようと試みる人々の相違もあったが、技術革新や戦争を経て前者は聖職者に留まり、後者のようにプラグマティックな選択をする信徒が増えていく。

カトリシズムの構造や精神性、性格は歴史的影響を受けてヨーロッパ各国で相違点があったものの、権威主義的な体制やコーポラティズム的な社会秩序を望むという結集点が存在した。カトリック世界は厳格な規律と教皇を頂点とするヒエラルキー構造によって制度化され、教皇から聖職者へ、聖職者から平信徒へという上位下達の仕組みで成り立っており、こうした教皇至上主義は平信徒の活動が活発化した後もしばらく揺らぐことはなかった。ピウス11世の時代には、「再カトリック化」のため聖職者指導下で平信徒が積極的に活動したカトリック・アクション運動が拡大するなど、教皇庁がカトリック世界における権力を強化させたとホルメスは指摘している¹¹。現在でも議論が続いているのは、カトリックとファシズムの関係である。教皇庁は戦間期に多くのヨーロッパ諸国とコンコルダートを締結したが、スペイン内戦や第二次大戦に際しては非カトリック系政治団体と協力する信徒もいれば信仰に救済を求める者もあり、カトリック信徒が統一した態度をとることはなかった。続く冷戦時には共産主義の脅威や戦争の反動により宗教的帰依が高まったが、現代においてカトリック教会の権威は衰退の一途を辿っている。その一因が21世紀における相次ぐ児童の性的虐待暴露とその対処であり、アイルランドなどそれまでカトリック教会の権威

が頂点であった場所でその失墜の程度は大きい。他方でカトリック系組織は依然として活動を継続し、教会の権威低下を抑制しているとソロスキーは論じている¹²。教会離れが加速する中でも宗教は決して消えることなく、一定の影響力を残していることがわかる。

1-2. ドイツのカトリシズム

ドイツ・カトリシズム研究では文化闘争という歴史的文脈で教会と国家の関係が問われてきたが、中央党の支持基盤について社会史的アプローチの研究も展開されており、教会や聖職者に限定されない信徒によるカトリシズム形成を「ミリュー」という語を用いて論じてきた。「ミリュー」はレプジウスによって概念化され始めたが、本稿ではこれまでの諸研究に基づき、「日常生活における価値観を共有した人的ネットワークによって形成される、社会的かつ文化的な生活空間」と定義する¹³。こうした生活文化はカトリック世界の分化の過程で形成されていったが、その内部では社会的・文化的に生活を共有する人々の強固なつながりが維持された。

だが、カトリック・ミリューを形成する信徒たちは宗派的ネットワークを介してつながっている一方で、その内部は実に多種多様であった。それを明らかにしたのが、クラブや協会などを扱う結社研究である。結社は近代化の過程に伴って形成された組織的現象であり、社会の機能分化の過程に対する反応でもある。ベッカーによると、19世紀初頭の自由主義運動はカト

¹¹ Holmes, J. Derek, *The Papacy in the Modern World* (New York, 1982).

¹² Soroski, John, "The Role of Catholic Authorities and Moral Teaching in Political Society and Government: Experiences in Ireland, the Philippines, the United States, and Canada", in: *Catholicism* (New York, 2017), pp. 55-104.

¹³ 参照、Amery, Carl, *Die Kapitulation oder Deutscher Katholizismus* (Reinbeck, 1963); Lepsius, Rainer M., "Parteiensystem und Sozialstruktur: Zum Problem der Demokratiesierung der deutschen Gesellschaft," in: Abel, Wilhelm u. a. (Hg.), *Wirtschaft, Geschichte und Wirtschaftsgeschichte. Festschrift zum 65. Geburtstag vom Friedrich Lütge* (Stuttgart, 1966), pp. 371-393; デートレフ・ポイカート『ワイマル共和国—古典的近代の危機』名古屋大学出版会 1993, pp. 126-138; Becker, Winfried, "Katholisches Milieu—Theorien und empirische Befunde", in: Kuroпка, Joachim (Hg.), *Grenzen des katholischen Milieu* (Münster, 2013), pp. 23-62; 芦部彰『カトリシズムと戦後西ドイツの社会政策』山川出版社 2016, p. 14.

リック信徒がその対抗勢力として結集する動機となり、1870年に政治的カトリシズムに基づく中央党が設立されたことで、信徒は社会的・政治的基盤を得た。自然法に従い神のみが生活を規定し国家支配を根拠づけることができると考えるカトリック信徒にとって、国民主権を唱え教会の権威的な拘束を解こうする自由主義思想は受け入れがたいものであったためである。信仰の保護として新しいカトリック系職能団体が誕生する中で、教皇や聖職者が信徒を指導していく権威主義的な名誉カトリシズムから、平信徒が主体となって活動する民主的な性格を帯びた協会カトリシズムへの転換が起こったという¹⁴。ニッパードイも概ね同じ解釈だが、教会内部の政治的緊張や文化闘争が平信徒の教皇至上主義を強化させ、かえって平信徒の活動が活発化し、近代社会において社会的・文化的団体や政党へ積極的にコミットするようになったと見ている¹⁵。

ベッカーによると、第一次大戦後のヴァイマル共和政ではカトリシズムにおいて政治化と教会の権威化という対照的な2つの傾向が見られる。前者については、帝政期から共和政にかけて中央党が社会民主党とともに連立政権へ参加したことで、カトリシズムが国家に対して一定程度影響力を行使できるようになる一方、世俗との関わりや宗派的教義の政治的利用に不満を抱く信徒も少なくなかった。これに関し

では尾崎やヒュプナーが中央党内部の亀裂を指摘しており、連立を推進した党内左派の親労働者勢力とそれに反発した保守派の対立は深まる一方であった¹⁶。中央党右派を中心に構成されたカトリック系農民協会は極右団体との親和性が高かったため、共和政末期に急進化し、ナチズムに傾倒していったとクロープカやメラーは述べている¹⁷。それに対しポイカートはカトリック・ミリューを基盤とする政治的カトリシズムがナチズムに対して強い免疫性を有していたことを指摘しているが、聖職者による教区活動と平信徒を中心とした協会制度との間には凝集力に差があり、後者の妥協的な姿勢は中央党の弱体化につながったと説いている¹⁸。この複雑な政治的状况を受けて、大衆を動員するポピュリズムという側面と伝統主義・保守主義が結合した、近代的な形の教皇至上主義へ揺り戻しが生じ¹⁹、世俗化が進行する中で信徒の宗教的生活の再編を図ろうとする動きも見られた。教皇ピウス11世は多様なカトリック系団体を統合することで、カトリック信徒の議会代表を政治的に地域に定着させ、世俗世界との和解に向けた新たな教会化に尽力した。しかし、カトリック信徒の政治化は階層や地域などの違いによって、国家との衝突だけではなく信徒同士の対立を生むこともあり、平信徒の影響力が以前に増して、教会を巻き込んでいくのである²⁰。

¹⁴ Becker, op. cit., pp. 34-48.

¹⁵ トーマス・ニッパードイ、大内宏一訳『ドイツ史 1866-1918—労働世界と市民精神 下』白水社 2023, pp. 9-58. (原著: Nipperdey, Thomas, *Deutsche Geschichte 1866-1918. Arbeitswelt und Bürgergeist*, Bd. 1 (München, 1990)).

¹⁶ 尾崎修治「第一次大戦後のドイツ・カトリシズム: 国家の世俗化をめぐる」『上智史學』(50) (2005. XI), pp. 11-14; Hübner, Christoph, *Die Rechtskatholiken, die Zentrumspartei und die katholische Kirche in Deutschland bis zum Reichskonkordat von 1933* (Berlin, 2014), pp. 496-501.

¹⁷ Kuroopka, Joachim, "Zwischen Erosion und Erneuerung: Katholisches Milieu im Oldenburger Münsterland 1919 bis 1939, in: *Grenzen des katholischen Milieu* (Münster, 2013), pp. 392-397; Moeller, Robert G., op.cit., pp. 140-167.

¹⁸ ポイカート, 前掲書, pp. 131-133.

¹⁹ ポイカート, 同上, p. 132; ニッパードイ, 大内宏一訳『ドイツ史 1866-1918—労働世界と市民精神 上』白水社 2023, p. 281. (原著: Nipperdey, Thomas, *Deutsche Geschichte 1866-1918. Arbeitswelt und Bürgergeist*, Bd. 1 (München, 1990)).

²⁰ Becker, op.cit., pp. 34-48.

女性史という観点では、ツィーマンが農村での宗教的熱意について言及している。第一次大戦時のバイエルンの農村女性を分析対象としており、前線にいる夫が戦前担っていた作業を全て負担する上、家事労働もしなければならぬ農村女性の苦勞が窺える。戦時中の銃後については、身体的・経済的苦境に焦点が当てられ、宗派的な側面は軽視される傾向にあるが、ツィーマンが引用している手紙によると、カトリックの女性は自らの苦境に対し不平・不満を言うよりも神による保護を信じる姿勢を貫き、家族の死に際しては「死＝天国」というキリスト教的解釈を慰めにするなど、彼女たちの宗教的熱意は戦況が悪化しても変わることはなかった。農村内で誰かの不貞が発覚した際は社会の道徳的墮落を憂い、カトリック的道徳規範に基づき神による救済を切望したという。戦時中の国内戦線における女性の活躍や1918年革命により女性の政治的・社会的進出が促進されたというのが通説であるが、信仰深い農村女性が革命という無神論的運動に関与したかどうかについて、ツィーマンは懐疑的に捉えている²¹。

こうした先行研究が示唆していることは、カトリック世界の複雑化、そして教義やミリュー論を軸にして分析することの限界である。教義は本来全信徒の生き方を規定するものだったが、その実践の程度は社会階層によって異なっていた。他方でミリュー論では多様で多層なカトリック信徒の選択や行動を、宗派的なつながりに加え、政治的・経済的・社会的なファクターとも複合的に結びつけることで、日常生活におけるカトリック特有の凝集性の理解とその相対化が可能であると考えられてきた。平信徒による自律的な活動は広域的な現象だったが、ドイツ

においてカトリックは単なる宗派的帰属ではなく政治的選択に直結する社会的基盤であった。ミリュー研究はその地域性を反映していると言える。しかし、同じカトリック信徒であったとしても、生活空間が異なっている限り、立場の違いによって摩擦や分裂が生じるのは避けられない。そのため、カトリック性以外の共通項がカトリック信徒を結びつけ直し、ミリューを固定する足掛かりになってはいたが、立場の異なる信徒間で生じる協働・対立・妥協などカトリック世界の複雑な構造を理解する上でミリュー論は不十分であった。特にドイツでは工業化が進む都市と伝統が根強く残る農村で差が生まれ、戦争と革命を経て国内でも宗教に対する向き合い方に相違があったと言える。近代社会においては旧来の道徳規範が揺らぎ、宗派的理念とともに実利的利益も追求されるようになる過程で、信仰自体も個人主義化し、理念と実践をめぐって人々の間で温度差が生じることもあった。こうした教義やミリュー論に収めることは難しいカトリック信徒の信仰のあり方を探究した成果の一つが、次章で扱う『カトリシズムと生活世界』である。

2. 『カトリシズムと生活世界』の位置付けと評価

2-1. 本書の内容と意義

本書はカトリシズムをテーマとする10章構成の論文集となっている。地域や時期、研究対象は各々異なるが、共通して人々の生活に焦点を当てた社会史的アプローチを試みている。同編著者は2016年に刊行した『近代ヨーロッパとキリスト教——カトリシズムの社会史』においてカトリシズムを行政や社会制度を通して検討しており、本書と合わせてマクロとミクロな視点で近現代ヨーロッパのカトリシズムを知ることができる。

²¹ Ziemann, Benjamin, "German Women in the First World War—an Emancipation?: Rural Society as a Case Study", *The Kyoritus journal of international studies*, 37 (2020. III.), pp. 37-51.

従来の研究では、カトリシズムは近代において「対抗勢力」とみなされその影響力を失う一方、人々は宗教の縛りから解放され自由を得たという世俗化論や宗教の私事化論が大勢を占めていた。しかし、21世紀以降その議論は見直され、カトリシズムはあり方や機能を変えながら近代の諸制度や社会システムを補完する役割をもっていたという結論を前作の『近代ヨーロッパとキリスト教』は導き出している。これを踏まえて本書は、そのカトリシズムの持続性を支えていたものは何なのかという問題提起から始まっている。人々の生活世界に注目することで、習慣や振る舞いだけでなく人とのつながりや人生の選択という人々の生き方を規定した近代のカトリシズムの持つ意味を明らかにすることが本書の目的である。家族・婚姻、ケア、ジェンター・セクシュアリティという切り口から、カトリシズムと関わる人々の生き方とともに彼らを取り巻く当時の社会状況を映し出している。近代における教会離れ・宗教離れは諸国で見られる傾向であるが、これに対してカトリック教会がつねに柔軟な対応をとってきたわけではない。国家政策や他宗派の存在をカトリックにとっての危機と捉え、あえて強硬な態度で臨み圧力をかけることもあった。再婚・離婚の末のカトリック再改宗を認めなかった事例や、生殖を目的とせず定期的禁欲以外の避妊を伴う性交や同性愛を禁じるといった事例に、この強硬な姿勢が現れている。避妊法としてオギノ式避妊法を容認するなど、家族政策においてプラグマティックな対応をとる事例も存在するが、カトリックの教義・理念を重視し可能な限り維持し続けようとする基本的方針に変わりはない。修道女や女性平信徒は慈善活動を通じて社会貢献に従事していたが、いずれも位階制組織に身を置き、その序列に縛られていた。さらにカトリックが女性に求める処女性や母性によって、女性信徒が公共圏に参入できる

機会は限られていた。他方で、カトリック信徒でありながら教会の公式見解とは一線を画し、個人的なつながりによって自らのカトリシズムを開拓した人々もいた。国家や教会の「上から」の政策によって自らの職業と信仰を両立することが困難になった局面においては、同じ境遇の人々や精神的に身近な人々とのネットワークを通して葛藤や苦悩を共有し、解決への道を模索している。ここには、職務を全うしながら信仰を保持しようと仲間とともに自己実現に努める、自助とコーポラティズムというカトリシズムの特徴が現れている。本書はカトリシズムについて、カトリック教会やその教義が近代社会に直面してもなお基本的な立場を崩さなかったために信徒の生き方を制限している側面と、信徒が葛藤を伴いながら新たな信仰のあり方を切り開いていった側面の両方を示している。

それでは『カトリシズムと生活世界』は、前章で見てきたこれまでのカトリシズム研究においていかに位置付けられ、どのような特徴があると言えるだろうか。

カトリック教会と国家の関係に焦点をあてる研究はこれまでも多かったが、人々が一方的に「上から」の影響を被るだけでなく、日常生活における人々の宗教的な働きかけ、カトリシズムの実践を描いたところに本書の大きな特徴がある。ミクロストリアの手法によって近代におけるカトリシズムの多様性を示しつつ、社会変動を経てもなお残存したその「しぶとさ」が浮かび上がっている。個人の人間を分析対象とした本書の諸論文からは、近代におけるカトリシズムが伝統的な教義や教会組織、ミリュー論にはめて理解できるものではなく、宗派的なつながりに個人的な政治的・経済的・社会的環境が複雑に絡み合っているということが認識できる。政治的カトリシズムや単なる宗教としてのカトリシズムについての研究とは異なり、別領域として分けて考えられてきたもの

を地続きの問題として複合的に検討しており、カトリシズムの多面性を鮮明にしていると言える。

ジェンダー・セクシュアリティについて言えば、公共圏におけるカトリック女性信徒の貢献が教育やケア労働に限定されているという点は先行研究と変わらない。しかし、渡邊(千)論文で見られるように、その環境下で彼女たちが政治的関与の可能性を探っていたことはカトリック女性信徒の新たな像を提示している。また、全体的に「自然性」を強調していることも印象的である。ここでいう「自然性」とは人為的な介入がないことを指している²²。教義上の処女性重視や自然法に反した避妊の禁止というセクシュアリティにとどまらず、国家の上に人間・家族が立つという考え方や国家政策の統制に勝る母性など政治的局面においてもその自然性が発揮されており、これは教会と国家の関係を考える上でも重要な手がかりになるだろう。

2-2. 論点と課題

本書は18世紀末から現代のヨーロッパ圏という広範な時代と地域を対象とした論文で構成されているが、その時代・地域に限定されない、今日にもつながる様々な論点を提示している。

一点目は、ジェンダー・セクシュアリティの問題である。カトリックはジェンダー秩序や性規範に関して保守的な立場をとっていたため、現代ではその問題をめぐりネガティブに捉えられる傾向がある。19世紀から20世紀にかけてドイツでは女性の社会的役割が3K(Kinder 子供

Küche 台所 Kirche 教会)と表現されていたように、男性は公的領域で賃労働をし、女性は私的領域で家事・育児に従事するという男女の領域分離が明確化されていた。本書の勝田論文²³によると、全ての女性に備わっているとされた「母性愛」が女性を良き母親の役割に縛りつけており、芦部論文も家族賃金の概念には「母親が外で賃労働をせずにする」という前提があったことを指摘している²⁴。しかし、近代において女性は必ずしも家庭という私的空間に収まっていたわけではない。渡邊(千)論文²⁵や前田論文²⁶では福祉と教育の分野で公共圏に進出する女性信徒を通して、近代の流れとカトリック女性信徒という立場の狭間でジレンマを抱える姿が描き出されている。特に聖職者との関係が深い位階制組織の場合女性に発言権はほとんどなく、組織内ヒエラルキーに基づき従順と沈黙を規範とする生活を求められていた。村上論文²⁷で述べられているように、カトリック教会が同性愛を断罪する際には特に男性同性愛を警戒していたが、これも男性を公的領域に仕える者として捉えるがゆえに、彼らの性道徳的な退廃が公共圏に与える悪影響の大きさを憂っているのである。カトリックの倫理観において異性愛規範が存在するのは、家族形成を婚姻と生殖の目的としているためである。長井論文²⁸と芦部論文²⁹からは、避妊を否定し生殖としての性交渉のみを承認すること、可能な限り国家の介入なく子どもの存在を前提とした家族を支援することによって、「健全な」家父長的家族形成と自然性が重視されてきたことがわ

²² 参照、Böckle, Franz, *Der umstrittene Naturbegriff. Person - Natur - Sexualität in der kirchlichen Morallehre* (Düsseldorf, 1987).

²³ 勝田俊輔「もう一つの母性愛—アイルランドにおけるカトリックの里親たち」『カトリシズムと生活世界』pp. 11-38.

²⁴ 芦部彰「家族と国家—戦後西ドイツの児童手当導入にみるカトリシズムの論理」同上, p. 231.

²⁵ 渡邊千秋「女性平信徒と公共圏」同上, pp. 97-125.

²⁶ 前田更子「カトリック女性教員とライシテ」同上, pp. 157-184.

²⁷ 村上信一郎「われらを試みに引き給わざれ、われらをあくより救い給え」同上, pp. 279-305.

²⁸ 長井伸二「生殖と信仰—両大戦間期フランスのカトリシズムにおける避妊をめぐる議論」同上, pp. 127-156.

²⁹ 芦部, 前掲論文, pp. 219-248.

かる。それに対し、父母の役割ではない「カップル」として男女の結びつきをある神父が人間愛や霊性に落とし込んで認めた寺戸論文³⁰の事例は、カトリック教会の民主化への一歩と捉えることができる。他方で村上論文では世界各地で聖職者が性虐待を犯し、教会が教会法の「守秘義務」に則って長い年月の間隠匿してきた事例に触れられており、「性」を軸とするカトリック教会の負の側面が浮き彫りとなっている。

二点目は、公私二分論の克服である。18世紀後半以降ヨーロッパ社会に浸透していく、男女分業で公私を二分する近代社会家族モデルは、カトリックの倫理観と一致するものでもあった。しかし、この理念は市民層を中心に共有されていたものであり、全階層がこれを実践できたわけではない³¹。本書は多様な対象を扱うことで、こうした理念と実際のギャップや公私に跨る複雑な立場を描写している。近現代では宗教というと信仰を個人の内面のものと捉える世俗化史観や私事化論の印象が強いが、本書はカトリシズムに注目することで儀礼・儀式など目に見える外的な行為・実践を信仰と結びつけることを可能にしている。信仰のあり方は両領域での経験によって変化し、人間関係や社会への関わり方にも大きな影響を受けてきたことがわかる。多様な組織の誕生や女性の社会進出に伴い、個人は一つのグループにカテゴライズされるのではなく、複数のグループに属することになった。その際生じる交差性が、信仰を複雑化させていたと考えられる。人々は伝統的なカトリック組織だけでなく、職能団体や社会組織にも参加することで、宗教的問題と実

利的問題を抱えることとなった。渡邊(千)論文では、女性平信徒が公共圏に進出したものの政治的な関与は限定的であったことが指摘され、前田論文はカトリックでありながら世俗的な公教育に従事する女性教員を取り上げ、カトリック信徒が理念と実践の間で揺れる姿を描き出した。これらの論文からも、近代におけるカトリシズムは教義にとらわれていたわけではなく、日々の社会的なつながりによって多様性を帯びていたことがわかる。

三点目は感情史の観点である。ここ数年で感情のもたらした歴史的影響が注目されるようになり、その理解に向けて様々な検討が進められている。本書の論文は特定の人物や地域的で小規模な母集団を分析対象として選択しているものが多く、社会層や大規模な集団の研究で取りこぼされていた「個」を捉えているという点、それから信仰の行為・実践を身体感覚と結びつけている点で感情史の手法を取り入れている。そのアプローチとして特に特徴的なのがエゴ・ドキュメントであり、本書では渡邊(昭)³²、前田、尾崎³³、寺戸が使用している。エゴ・ドキュメントで綴られている内容やそこから読み取られる感情は個人的なものであるが、社会的な諸規範や歴史的状況から影響を受けている。前田論文によると、ライシテのカトリック女性教員は信仰と教育の間で悩み苦しみ、その孤独を共有した教員間の仲間意識や友情が強い信仰につながった。尾崎論文では兵士の信心深さは戦場が過酷になるほど強まる傾向があると論じており、生死を彷徨う状況下で神の救済を望む戦場の極限状態を示唆している。勝田論文は、里親が里子を手放したがらなかったこと

³⁰ 寺戸淳子『『夫婦の愛、神への道』—20世紀フランス・カトリック世界における「カップル」』『カトリシズムと生活世界』pp. 249-277.

³¹ 参照、姫岡とし子『ヨーロッパの家族史』山川出版社 2008; 弓削尚子『はじめてのジェンダー史—家族史からグローバル・ヒストリーまで』山川出版社 2021.

³² 渡邊昭子「B・ガーボルの苦悩—19世紀ハンガリーの離婚と(再)改宗」同上, pp. 39-66.

³³ 尾崎修治「独ソ戦に従軍した司祭ペラウの日常」同上, pp. 185-217.

を母性愛という感情をもって論じている。このように史料からカトリック的精神や行動を分析するには、教義や同時代の説教、儀式の理解が不可欠である。特に儀式という外的実践は自らの信仰を再認識させるだけでなく、信徒でない周りの人々も巻き込んで信仰を印象づけるパフォーマンスな側面もあった³⁴。宗教は単なる個人的な内面の拠り所ではなく、誰か「隣人」と集団的に同じ行為をすることで苦境下でも物理的な安心感を得られるものだったに違いない。

四点目は、日常生活における共同性とそれを支える外界の補完性³⁵である。カトリック教会が教皇を頂点としたヒエラルキー構造になっているのと同様に、修道院やカトリック系組織も位階制によって序列が明確になっていた。この服従関係が相互の結びつきを強くしていた。実践の際は自助による解決を基本としながらも、組織内や信徒同士のコーポラティズムによって助け合い、人々のつながりを通して自らの信仰を確立していく信徒の様子が見てとれる。近代社会における自由主義の影響を遮断するために国家など外部からの介入は最低限に抑え、あくまで自助のための「補完的」なものにすぎなかったということが、中野論文の修道女による慈善事業や芦部論文におけるキリスト教民主同盟による家族政策を通して把握できる。確かに教会は国民国家の動揺に翻弄されることもあったが、信徒にとって宗教はナショナリティや国家よりも優先される関心事であった³⁶。カトリック信徒は身体感覚として刻まれた生活習慣を共に行うことによって人間関係を構

築し、その中で自発的に諸問題へ対処することが望ましいとされたが、問題解決が難しい場合に限りオルタナティブとして国家の援助を要した。

五点目は、理念と実践の問題である。これはカトリックの信仰理念が近代社会に適用できるかという本書全体の問題意識である。近代社会において国家の存在がある以上カトリックの理念は何かしらの譲歩なくして効力を発揮することは難しかったが、可能な限り理念を優先し維持しようとする努力を絶やさずに対応している。ただし、渡邊(昭)論文と長井論文で見られるように、長期的に見れば教会は長期的にその厳格な姿勢を変えていない。理念への固執を緩和させ、近代社会にも対応する懐柔策を練ったのは、キリスト教政党(芦部論文)や特定の聖職者(寺戸論文)など、教会から自立した組織か個人の裁量に委ねられたのである。

以上のように本書は歴史学における重要な論点を示しているが、歴史学的な検討が不十分と思われる点も存在する。

まず、生活を営む人々の主体的視点が不足している点である。これはその対象に関する史料が不足していることに起因している。近年歴史学では全体的に女性や子どもに注目する研究が多くなっているが、近代まで彼女たちの識字率が低かったことと書く習慣がなかったことなどから、現存する女性や子どもについての史料は限られている。著者自身が指摘しているように、中野論文が修道女の生活について叙述する際に修道会の規則や教会関係者と慈善

³⁴ シモーネ・A・ベレッツァ著、林孝洋訳「ナショナル・インディファレンスと国民的献身の往還——第一次世界大戦ロシアにおけるトレンティーノ出身戦争捕虜の軌跡」、ヒンダーアハター、フォックス(編著)『ナショナリズムとナショナル・インディファレンス 近現代ヨーロッパにおける無関心・抵抗・受容』ミネルヴァ書房 2023, pp. 68-70.

³⁵ 参照、坂井晃介『福祉国家の歴史社会学——19世紀ドイツにおける社会・連帯・補完性』勁草書房 2021; 平松英人「「ふさわしい貧者／ふさわしくない貧者」の概念史——19世紀前半の「社会問題」に見られるキリスト教的規範と市民的規範」、水野博子、川喜田敦子『ドイツ国民の境界：近現代史の時空から』山川出版社 2023, pp. 40-63.

³⁶ ジム・ビョーク著、河合竜太訳「「わたしは諸国民の境を取り払った」——第二次世界大戦終結期上シレジアにおける国民の乗り換えとローマ・カトリック教会」『ナショナリズムとナショナル・インディファレンス』ミネルヴァ書房 2023, pp. 283-311; Bjork, Jim, "From Empire to Nation-State: Remaking the Roman Catholic Church in an Independent Poland", *Central Europe*, 17 (2), pp. 79-92.

施設の同時代文献を用いており、また芦部論文も国家政策の分析に集中し住民の視点がないことにより、それぞれが営む日常生活を具体的にイメージすることが難しい。「上から」の史料はその組織にとって都合の良い故意が含まれている場合もあるため、当局とは別の組織や異なる立場の人々の視点を取り入れることで多角的かつ重層的な解釈が可能となるだろう。

次に、感情史の実証性についてである。まだ開拓途上のアプローチということもあるが、身体的な行動が何の感情の現れなのかを判断することは容易ではない。例えば、渡邊（昭）論文に登場するガーボルがカトリックへの再改宗を切望していたのはカトリックに対する信心深さからだったのか、再婚相手との離婚を望んでいたことだったのか、エゴ・ドキュメントであっても彼の本音を明らかにすることは難しい。勝田論文における里子を手放すのに消極的だった里親の母親の心理は、確かに長年生活を共にしてきた里子に対する愛着が大きいだろうが、里子が担っていた仕事が今後自分の負担になることに対する不安もあったかもしれない。感情は個人的なものであるため絶対的な普遍化はできないが、複数の史料を参照することで数量的な論証を示し、考えられる感情の可能性を提示することが有効的なのではないか。

おわりに

本書『カトリシズムと生活世界』は、婚姻・家族、ケア、ジェンダー・セクシュアリティという観点から日常生活のレベルで分析し、教義やミリュー論にははまらない人間の生き方を描写した。地域や時代を越えた比較可能性と、宗教という枠組みだけではなく、ジェンダー史や社会学への応用可能性を有しており、歴史学にとどまらない本書の学術的意義は高いと評価できよう。

抑圧的な国家政策に対しては信仰を貫く一

方で、時代錯誤のカトリック的価値観を維持しようと強硬な姿勢をとり続ける教会に対してはフレキシブルに近代的諸原理との両立を図ろうとする信徒の姿が、本書からは見てとれる。その点で宗教は生きる糧にもなれば生き方を制限する鎖にもなっていた。それに加え、信徒が独力で「上から」の圧力に対抗していたわけではなく、人とのつながりをもって自らのカトリシズムを模索していたことは、信徒が伝統的な信仰に固執することなく、近代社会の自由主義思想や他の信徒の意見も個人の裁量で取り入れていたことを示している。決して消滅することはないが多様化する、近代における宗教のダイナミズムが表れている。

しかし、ジェンダー・セクシュアリティについては依然としてカトリックの理念が色濃く残っている。婚姻や生殖に関する教会の見解はもちろん、女性信徒の職業選択や公共圏における影響力はかなり限定的であった。カトリック系組織自体の問題もあるが、男女同権を唱えても、主張を同じくする左派陣営とは宗教的に相容れなかったということも一因であろう。実利的な利益を追求する根底には宗教的理念が存在していたのである。

以下は本書に対するないものねだりになるかもしれないが、現代社会における宗教の意義についてさらに考察を深める必要があるだろう。研究上、教会の勢力は1960年代以降急速に衰退していったとされている。宗教は何に取って代わられたのかという問題意識から、自律的なカトリック政党の存在や冷戦という歴史的文脈を考慮して、宗教に対する現代の社会的認識や現代社会を支える宗教的要素を探ることが求められる。

また、プロテスタントイズムとの関係を精査することも重要である。本書は外的実践が明確なカトリックという宗派にのみ注目しているが、世俗化社会においても宗教が一定の影響

力を残しえたのはカトリックだからこそその現象であると解釈することもできる。無神論者が台頭してからはカトリックとプロテスタントの協働も見られ、この超宗派的な結集が現代における宗教の影響力減退を押しとどめている側面もあるかもしれない。同じキリスト教でいかに異なるのか、近現代におけるプロテスタンティズムの位置付けと両者の関係を示すことで、本書では明らかにされなかったカトリシズムの特異性を示すことができるだろう。

平井一臣『ベ平連とその時代——身ぶりとしての政治——』 を読む

Book Review: *Beheiren and Its Time: Politics as Actions* by HIRAI Kazuomi

港 那央
MINATO Nao

東京外国語大学大学院博士後期課程
Tokyo University of Foreign Studies, Doctoral Course

キーワード

ベ平連 ベトナム戦争 反戦運動 社会運動 市民運動

Keywords

Beheiren; Vietnam War; anti-war movements; social movements; citizens' movements

原稿受理日：2023.12.17.

Quadrante, No.26 (2024), pp.189–200.

目次

はじめに

1. 本書の構成と内容

2. 本書の成果と課題

おわりに

はじめに

平井一臣著『ベ平連とその時代——身ぶりとしての政治——』¹は、2020年に有志舎より刊行された、ベ平連の通史を扱った研究書である。

ベ平連とは、「ベトナムに平和を！」市民連合の略称²で、1960年代後半から1970年代前半にかけて日本各地で活動を繰り広げたベトナム反戦市民運動体を指す。1965年2月、アメリカが北ベトナム爆撃（北爆）を開始し、日本政府はアメリカ支持を表明した。多数の世論がベトナム戦争に批判的であったものの、原水爆禁止運動の分裂や同時期の日韓基本条約反対闘争への注力により既成組織の初動が鈍く（油井

2019: 102-113）、人びとが反戦の意思を主張する機会や手段を持ちえていなかった。

欧米のベトナム反戦運動とほぼ同時多発的に、同年4月24日に作家の小田実を「代表」として最初のベ平連が結成された。規約や会員制度はなく、三つのスローガン「ベトナムに平和を!」、「ベトナムはベトナム人の手に!」、「日本政府はベトナム戦争に加担するな!」に賛同する者は誰でも「ベ平連」を名乗ることができた。人びとのつながりや独自のキャンペーンなどをとおしてベ平連の運動は徐々に日本各地へ広まった。その広がりには393にもものぼるグループが活動していた³ほどである。

政治史・地域政治を専門とする著者は、政治家や外交官などという権力の中核にいた人びとの動向を中心に描く政治史研究の重要性を認めながらも、本書によって「もう一つの政治史の世界」（339）をとらえようとした。すなわち、ベ平連の運動を担った「権力からはほど遠い場

¹ 以下では「本書」と記し、本書の引用の際にはページ数のみを本文中で括弧内に示す。

² 後述するように、発足当初の名称は「ベトナムに平和を！」市民文化団体連合であった。

³ 吉川勇一（2013）「いつ、どこで、どんなグループが、どんな活動をしていたか?」、旧「ベ平連」運動の情報ページ、（2023年9月16日取得、<http://www.jca.apc.org/beheiren/grouplist.html>）。



所にいる人びと」が、「その時々をどう受け止め、どう向き合おうとしたのか」(339)を振り返り描くことで、今日における「政治」の意味を問おうとしたのである。

以上のような著者の問題意識を念頭におきながら、本稿では、本書の内容をまとめたうえで、その成果と課題を挙げ、今後のベ平連研究の展望を示したい。なお本稿では本書に倣い、小田を「代表」として結成されたベ平連を「東京のベ平連」と記し、東京のベ平連を含めた各地域のベ平連の総称として「ベ平連」を用いることとする。

1. 本書の構成と内容

本書の構成は以下のとおりである。

プロローグ	青空の下で
第一章	ベ平連まで
第二章	ベ平連発足
第三章	「つなぎの運動」から「持続する運動」へ—初期ベ平連の運動
第四章	地域からのベ平連
第五章	脱走兵と70年安保
第六章	フォークソングとハンパク—対抗文化運動としてのベ平連
第七章	安保を過ぎて
エピローグ	

以降では、章ごとに内容を概観したい。

プロローグは、1964年10月に開催された東京オリンピックの描写から始まる。64年の東京オリンピックは戦後日本の成長と変貌を演出する祭典であったが、戦争と戦後の混乱の時代に対する人びとの記憶が当時まだ色濃く残っていた。このオリンピックについて書き記した作家の小田実と三島由紀夫は、人びとの日常にこだわるという点で共通していたが、三島が肉体美という日常から超越する身ぶりに焦点をあて

たのに対し、小田は緊張や秩序から逸脱していく自由な身ぶりに眼差しを向けていた。

著者は、身ぶりを日常へ引きつけてとらえる小田がその後「代表」として実践していったベ平連という市民運動が、なぜ1960年代半ばに登場し、どのように拡大していったのか、そしてその時代とはどのような時代だったのかという本書を貫く問いを提示する。

第一章では、どのような人びとがベ平連に集い、なぜ多くの人びとがベ平連に引きつけられたのかを、「代表」に起用された小田の論評「『難死』の思想」の執筆プロセスをとおして明らかにする。小田を含め、ベ平連に積極的に関わっていた知識人・文化人には1930年代前半＝「満州事変の頃」(22)に生まれた、空襲や飢えなどを直に経験した世代が多い。この世代がもつベトナム戦争に対する自らの「戦争体験に基づく二重写しの視点」(30)が初期のベ平連運動の支柱となっていた。戦前に天皇制下での教育を受け、敗戦時に価値観の大転換を経験したことが、あらゆる価値観の懐疑につながったと同時に、身体感覚レベルで新憲法を含む戦後民主主義を吸収したことそれ自体が、「日本社会を考え批判する際に繰り返し立ち戻る引照基準」(40-41)にもなったのである。

小田はこれをアメリカでの経験や世代固有の戦争経験をとおして論評「『難死』の思想」で思想化していった。戦争や死を観念やイデオロギーでない人びとの生活レベルからとらえ、「戦争はいやだ」という感性から始まったベ平連は、世代を超えた非エリートの人びとも引きつけていった。1965年4月24日のベ平連による最初のデモ終了後に配られた小田作成のビラでは、階級、階層、世代、性別の関係ない「平場での平等・対等の思想」(18)が表明されている。「ふつうの市民」がベトナム反戦を目標に主体的に結集するという、大組織を中心

とするそれまでの平和運動とは異なる運動像を人びとに見せたのであった。

第二章では、先行研究を批判的に検証しながら、小田がベ平連の「代表」に起用された背景を中心にベ平連発足時点の動向をとらえる。小田の起用を決めた政治学者の高島通敏と哲学者の鶴見俊輔が他の「代表」候補として石原慎太郎を挙げていたとする説は、新たな史料も含めて再検証すると作り話である可能性が高い。高島や鶴見にとって、小田は60年安保に関わりがなく、かつ反戦平和運動に理解を示しリベラルな潮流に近いと思われる存在であり、小田の論評や周囲の評価をとおして徐々に「代表」候補として浮上していった。

小田が「代表」起用の依頼を即座に承諾したことを小田の精神状態から説明する先行研究に対し、著者は小田の性格の二面性を確認しながら、殊に64年末から65年初めにかけての沖縄での経験をもってベトナム戦争問題を自らの問題としてとらえ、戦闘的なリベラリズムを志向するようになったことを強調する。60年安保以後停滞する日本の社会運動の再興を求めている高島や鶴見らの画策と、同時期に確立された小田の思想が一致し合流した瞬間に「戦後日本の社会運動の新たな画期をなすベ平連が誕生した」(66)のである。

第三章では、長らく未解明であった65年立ち上げ当初のベ平連運動の具体的な推移を新たな史料に基づいて明らかにし、ベ平連の「組織化」が進んだ経緯を示す。「ベトナムに平和を！」市民文化団体連合という発足時の正式名称からも分かるように、ベ平連を「様々な市民団体の連合体」として捉えていた発足当初の関係者は、持続的な活動を想定しておらず、団体間の意見不一致や資金調達問題などを懸念して運動の拡大に慎重姿勢を示していた。しかし、4、5月の単発デモに予想以上の反響があったこと、またニューヨークタイムズへ反戦意見

広告を掲載する運動、当時の全政党から政治家を招いて討論集会を開きテレビで生放送する「徹夜ティーチ・イン」をとおして全国的な注目を受けたことから、関係者は方針を転換させることとなる。9月より定例デモを、10月より機関紙『ベ平連ニュース』の発行を始め、66年に入り事務局体制を整えるなど、個人の自発性を尊重するベ平連独自の「組織化」が進められた。

以降、ベ平連は多様な運動を繰り広げていく。66年6月には、アメリカから2人の活動家を招き講演を行いながら北海道から沖縄までを縦断する「全国縦断日米反戦講演旅行」を実施した。地域の参加者との交流・議論を経て、ベ平連の基礎が構築されただけでなく、単にベトナム戦争に巻き込まれるという視点を超えて日本は加担しているという「加害の論理」が練り上げられていったことも大きな意義であったと著者はいう。8月、講演旅行の延長として、日米にくわえて9カ国からのオブザーバー参加を得て日米市民会議を開催した。日米反戦平和市民条約が採択され、個人署名・カンパ運動が呼びかけられたが、運動は停滞気味となり、以降のベ平連の活動は全体的に勢いを失い始める。他方で、同時期に新たな動きが広がり始めていた。東京以外の地域のベ平連グループ、すなわち地域ベ平連の結成である。

第四章では、地域ベ平連の趨勢をたどり、そこから析出できる傾向をふまえて、ベ平連の運動全体を特徴づける。東京のベ平連発足後まもなく、「自分自身の意思を自分のスタイルで表現できる運動」(105)として京都や長野などの一部地域の人びとがベ平連を結成し始めた。このような地域レベルの動きは、先述の講演旅行や日米市民会議以降徐々に活発化していく。66年10月に開かれた、日本各地から複数のベ平連が集う第一回「全国会議」では、地域ベ平連の活発化をふまえて、個々の市民の集合体としてベ平連をとらえ直し、名称を「ベト

ナムに平和を!)」市民連合に変更した。

68年に入り増加する地域ベ平連の結成背景や担い手などは多種多様であり、佐世保のような大規模な米軍基地を抱える都市という特徴のもとで結成された地域ベ平連もあった。また、もともと独自にベトナム反戦運動を積み重ねていたことが地域ベ平連の結成にもつながった福岡ベ平連やベ平連こうべのような大都市部の地域ベ平連においては、一定規模の大学があったことが持続的な活動の広がりを可能にしたと著者は分析する。

他方で、多数を占めると考えられる小規模都市の地域ベ平連にとっては、保守的な土地柄や匿名性のないコミュニティ、大学関係者の少なさという条件下で活動せざるを得なかった。そうした活動の継続に困難をもつ地域ベ平連にとって、キャラバンをはじめとした他地域のベ平連との接触・交流・協力が運動の活性化にも結びついた。東京のベ平連と地域ベ平連には、動員力やメンバーの知名度において大きく差があったが、東京のベ平連をトップとしたピラミッド型の運動ではなかった。東京のベ平連がその強みによって支え役となり、情報交換の媒体の役割を果たしながら、他の地域ベ平連と上下関係のない横のネットワークを構築していったと著者は強調する。

第五章では、脱走兵支援運動と70年の安保延長問題(以下、70年安保)を通してベ平連の運動がどのような変化を遂げていったのかを明らかにしている。1967年11月11日、脱走兵が現れたという連絡を受けたベ平連が極秘に手配し、米空母イントレピッド号の乗組員4人

が横浜港からスウェーデンへ脱出した。小田らは2日後にマスコミ各社を招き、記録映画『イントレピッドの4人』の上映を組み入れた記者会見を実施した。

ベ平連では以前より米兵に対して脱走を奨励する活動が行われており、「脱走兵の思想」は確立されていた。しかし、それまでのベ平連運動の延長として脱走兵支援を担うには限界があるとして、別組織として広報の役割を担う「イントレピッド4人の会」、具体的な脱走兵支援を行う「ジャテック(JATEC)」⁴が設立された。報道を通じて大きな反響を呼んだ脱走兵支援運動は、前述のように日米市民会議以後停滞気味であったベ平連が再度注目される契機となったという。脱走兵支援運動が進められていた時期に、第一次羽田事件⁵、佐世保闘争⁶、王子野戦病院問題⁷などをめぐり学生が急進的な運動を繰り広げていくことで、各地で刺激された地域住民がベ平連をはじめとした市民グループを結成する動きを見せた。

急進化していく学生運動とそれに共鳴した市民グループ独自の運動が活発化するなかで、ベ平連は70年安保への取り組みを本格化させていった。あらゆる主体が集中的に行動を起こす「6月行動月間」(1968年6月)を皮切りに、「反戦と変革に関する国際会議」(1968年8月)、「10月行動計画」、「6月行動月間」(1969年6月)などを実施し、70年安保に特化した雑誌『週刊アンポ』の発行を開始、実務を担う有限会社アンポ社をベ平連事務局内に設立した。反安保の性格を極めていくことは、キャンペーンを中心とした運動からの脱皮を意味したが、

⁴ 本書では Japanese Technical Committee for Aiding (Helping) Anti-American deserters の略称であると示されている(143)。その参考文献によれば、Japan Technical Committee for Assistance to U.S. Anti-War deserters, ……to Aid Anti-War U.S. …… , ……to Help …… など複数の表記が当時混在していたようである(関谷 1998: 50)。

⁵ 1967年10月、当時の首相佐藤栄作が南ベトナムを含む東南アジア諸国を歴訪することに反対する運動のさなか、機動隊と衝突し京都大学学生・山崎博昭が命を落とした事件。

⁶ 1968年1月、米軍原子力空母エンタープライズが長崎県佐世保市の佐世保港に入港することを阻止するための闘争。

⁷ 米軍は日本をベトナム戦争の負傷兵の治療場としても重視しており、負傷兵のうち75%が日本で治療を受けていた(小熊 2009: 63, 537)。1965年11月、米軍が東京都北区の王子に野戦病院を建設することを発表したのち、羽田や佐世保での闘争に影響を受けて68年2月頃から野戦病院建設に対する反対運動が激化した。

急進的學生運動や新左翼諸党派と同一視される要因ともなった。また警察権力による弾圧が強化されて逮捕者が急増していくにつれ、とくに地域ベ平連の運動から市民が離反していく傾向が見られ、ベ平連が求心力を発揮しづらくなっていったと著者は分析する。

第六章では、作家や画家、映像関係者などという芸術文化の分野で活躍する人びとが多様なかたちで関わっていたことがベ平連の特徴の一つであったとして、ベ平連の文化対抗運動としての側面を象徴する二つの活動に焦点をあててその軌跡をたどる。

一つ目は、フォークソングの活動である。1960年代半ばからギターが大衆化し始め、若者にとってフォークソングが身近に感じられつつあった頃、67年初頭のアメリカ反戦フォーク歌手ジョン・バエズの来日を経て、運動にフォークソングを取り入れる動きが関西を中心に活発化した。その影響を受けて69年に自然発生的に登場したのが新宿西口地下広場におけるフォーク集会「フォークゲリラ」である。最大で7,000人が集まり議論を交わす場ともなったフォークゲリラは警察権力によって制圧されるが、大阪の「梅田大学」や京都の「橋の下大学」のように、各地域の実情に合わせたかたちで若者たちがフォークソングを交えながらティーチ・インや討論などを行う場を創り出していった。著者は若い世代の人びとがフォーク集会や「大学」という場に自分の思いを表出し議論を交わす「身ぶりとしての政治の可能性を見出そうとした」（211）と考察する。

二つ目は、フォークゲリラが警察によって排除された後の69年8月に行われた「反戦のための万国博覧会」、通称「ハンパク」である。70年安保から市民の関心を逸らすことが開催目的の一つであり、70年に開催を控えていた大阪万国博覧会（以下、万博）に対抗するイベントであった。会場の大阪城公園にはフォーク

ソングや演劇、ティーチ・インなど多様な展示が日本各地から持ち込まれ、「自由な開放空間」（219）として集まった人びとを魅了した。

他方で、万博に対する評価はベ平連のなかでも分かれており、立場は様々であった。また反戦運動が基底にあるのか、反体制運動、あるいは万博への対抗としての催しなのか、ハンパクの位置付けが曖昧なまま進められ、期間中のトラブルも重なり、ベ平連内外からの批判が相次いで議論が白熱した。著者は「当時の対抗文化運動の複雑な性格」（183）を有したハンパクが、運動のあり方を再考する契機になったとまとめる。

第七章では、70年安保から東京のベ平連が解散するまでの時期に各地域において細分化していった運動を跡づける。第五章で確認したように、68年頃よりベ平連は70年安保への取り組みを本格化させていた。その流れのなかで迎えた70年においても、ベ平連は他組織との共闘集会や独自の「毎日デモ」などを実行したが、対立の激化を抱える新左翼諸党派の調整に骨を折ることになった。

政府の想定以上の万博効果もあって、反対運動は60年安保ほどの盛り上がりを欠き、安保条約が自動延長されて以降のベ平連は、ベトナム反戦や反安保の活動に限らない、より個別具体的な課題へと細分化する傾向を強めていく。特に地域ベ平連の運動においては、地域で生じている開発問題などに深く関わるようになった。このような運動の分散化にあって大きな比重を占めたのが反軍闘争であり、そのうち米軍基地のある青森県三沢市や山口県岩国市における反戦喫茶には、基地内の反戦運動との結びつきがあり、上の世代の支援を受けながら若い世代が中心に展開していったという特徴があるという。運動の分散化が進むとともにベ平連解散論が浮上し、そのタイミングとして考えられたのは、ベトナム和平協定の締結であっ

た。

エピローグでは、解散をふまえて、ベ平連の運動とその時代を総括している。73年1月27日にベトナム和平協定が調印されると、ベ平連は、和平協定をベトナム戦争の完全な終結ととらえずに継続して活動を行うことを呼びかける声明を発表した。しかし、高度経済成長をとおして、結成時には色濃くあった戦争の記憶の希薄化と大量消費社会化が進む時代で、ベトナム反戦運動に対する熱気は徐々に失われていた。関係者は議論を重ね、新たな運動のはじまりとして74年1月26日に東京のベ平連は解散する。

解散後、ベ平連において、実践をとおして解決策を見出すことを繰り返し、知恵と行動を積み重ねて運動を作り上げていくという、プラグマティズムの実践をとおして「発見」した「アジアの問題」(278)に、小田をはじめとした関係者の多くが本格的に取り組んでいった。

身ぶりとは、単なる身のこなしという意味だけでなく、人びとが他者に意思や感情を伝えようとする際の、発話、表情、身のこなしや振る舞いまでを含むという。デモ、ビラ、フォークソングや詩など、人びとに訴え、理解や共感を広げていく身ぶりを模索していたベ平連の運動は、「身ぶりを通したもう一つの政治空間を生み出す試み」(279)であった。

2. 本書の成果と課題

以下では、本書の成果を三点にまとめたい。

一点目は、新たな資料の検証を独自に進め、未解明であったベ平連発足当初の動向を明らかにするとともに、先行研究によって確立されていた通説を覆したことである。たとえば、著者はベ平連の「代表」起用に際し、石原慎太郎が一候補であったという説を否定したが、単に新たな資料を用いたことによる立証ではなく、新たな資料の検証とともに先

行研究が依拠するベ平連関係者の記録・発言を丹念に再検証することで通説の矛盾を指摘した。記録や発言を共時的にのみとらえて立論するのではなく、高島・鶴見が明記していた代表起用の条件との整合性や、根拠とされた取材内容における発言の主が結成時の運動に関わっていたかどうかなどという細部にまでわたる緻密で包括的な点検作業が、矛盾の指摘を可能にしたのである。

二点目に、本書全体をとおして、運動の渦中にいた人びとの視点からの描写にとどまらず、外部にいた人物から向けられた眼差しを適宜援用することで、ベ平連の運動や思想を立体的に描き出したことである。具体的には以下の二つを指摘できる。

まず、小田とは「全く相異なる軌跡をたどった」(10)三島由紀夫の言動を挿入した(8-10、180、239-244)ことである。三島については、小田自身が政治的イデオロギーおよびライフ・スタイルの面で「敵」(242)であるという認識をしており、本書の分析においてもその対照性を前提としている。他方で、「人々の日常」(10)にこだわること、「人びとの心に届く言葉の不在」(244)を抱えていたことは両者に通ずる事柄であることを考察し、二分法ではとらえきれない共通性を見出した。この叙述には、右派の社会運動それ自体と、左派の運動研究においても右派との対抗関係や権力との相互関係を十分に射程に収めていない従来の社会運動研究(平井 2017: 3)に対する著者の問題意識も反映されているとも考えられる。

二つ目は、1964年から72年まで内閣総理大臣を務めた佐藤栄作の日記を随所で引用した(14、145、161、173、177-178、214、232、237)ことである。1968年10月21日の国際反戦デーに合わせて行われた反戦デモでは、労働組合の呼びかけによる集会には7万人が参加、ベ平連を含む市民団体が約3,000人集

まり、主に新左翼諸党派が新宿駅で機動隊と衝突し700人以上が逮捕される事態も発生した。

大規模な反戦デモにもかかわらず、その日の佐藤首相の日記には学生デモが「一寸ある」との一文のみで綴られていたことが記されている(161)。現場の描写の引用によって伝わる緊迫感とは対照的な一文が、政治と向き合う人びとを行政の首長はどのようにとらえていたのかをまさに端的に示している。市井の人びとが実践した「政治」と権力の中枢にいる人物による「政治」の隔たりが、「政治」のあり方への問いに幾度となく読者を立ち戻らせる。

最後に、最も重要な成果として、主に第四章にて地域ベ平連に関する研究成果を組み込んだうえでベ平連運動の全体像を再構成したことである。従来のベ平連研究では、東京のベ平連の規模、その関係者である知識人たちの影響力、保存されえた資料の量から、ベ平連の思想や具体的活動の分析・検討にあつて、東京のベ平連に大きく比重がおかれる傾向があった⁸。その地域的偏向を研究課題として指摘し、地域ベ平連研究の発端となった著者による以前の論考においては、当時確認可能な範囲での地域ベ平連の動向をふまえて、一つの目安としてベ平連の運動の時期区分を設定した(平井 2005: 358-359)。

本書では、その時期区分に概ね基づきながら、地域ベ平連の結成状況を一覧にして数的にも可視化し(120-123)、東京のベ平連の動向や人びとに影響を与えた闘争について、地域ベ平連の増減・拡大縮小の背景としての側面を明らかにした。本稿の冒頭で述べたように、393ものグループすべての動向を把握するのは困難を極めるものの、市橋(2014、2015、2016)による福岡ベ平連、黒川(2014、2015、

2016)によるベ平連こうべの研究などを参照し、明らかにされつつある一定数の地域ベ平連の特徴から共通性や差異を抽出し、規則性を見出すことに成功している。

そして、本書は地域ベ平連研究による成果の列記と分析にとどまらない。「舞台回しの役」(131)としての東京のベ平連の活動、圧倒的な影響力をもった小田の言動を軸に据えながらも、日本各地のグループのそれぞれがもつ独自性を損なうことなく、ベ平連の運動全体がもつ「ゆるやかなネットワーク」(110)とそのダイナミズムを描き出した。内部に序列をつくらないというベ平連の運動スタイルに忠実な運動史の記述方法を提示したのである。最新の研究成果の蓄積をおさえ、2005年に自身が必要性を提起した「東京以外の地域で展開されたベ平連運動を視野にいた運動全体の動向を検証する」(平井 2005: 357)ことを本書で成し遂げたと言えよう。

次に、本書によって示唆されている今後の課題を研究視角と方法論の二点からまとめたい。

まず、ベ平連の運動を「アジアの問題」(278)およびジェンダーの視点から掘り下げていくことである。本書では、小田や鶴見、京都ベ平連の中心人物であった京都大学教員(当時)の飯沼二郎らベ平連の関係者が運動の実践をとおして「アジアの問題」を「発見」し、取り組み始めたことが述べられていた。その重要なきっかけの一つとなったのが1965年にベトナム行きを拒否して韓国陸軍を脱走した金東希の存在である。

著者は注釈にて「国家を超える個人の原理」を掲げたベ平連およびジャテックの運動は実践においては国籍や日米地位協定などの法的制約を受けざるを得なかったとの分析(権

⁸ 例として Havens (1987)。道場(2005)は平井による問題提起をふまえ、東京のベ平連の運動を中心に追うことを付言したうえでベ平連を論じている。また、東京のベ平連解散後の1974年6月に機関紙『ベ平連ニュース』縮刷版を刊行する際に、小田と事務局長吉川勇一が「はしがき」にて「東京の一グループの行動と考え方の軌跡を示すものにすぎない」と強調していることから、当事者も資料(保存)における地域的偏向に自覚的であったことが分かる。

2016)に言及している(141)が、権はさらに「金東希の亡命願が拒否され、北朝鮮へ強制送還される過程は、日本の継続する植民地主義のうえに立つ戦後民主主義の本質をそのまま体現している」(権 2016: 127)と指摘している。金の支援活動をとおして、ベ平連は朝鮮人の強制送還を行う長崎県大村市にある法務省入国管理局所轄の大村入国者収容所⁹(以下、大村収容所)の問題に直面した。金の存在がベ平連の限界を露呈し、「発見」された大村収容所の解体闘争こそが出入国管理法改正に反対し、朝鮮問題に視点をおいて取り組まれた初めての現地闘争であった(玄 2008: 125)。

さらに、地域ベ平連の動向に注目してみると、ベ平連こうべにおいて、被差別部落出身者や在日朝鮮人の高校生が差別告発と権利保障要求を行った一斉糾弾闘争を受けて、1970年に「差別・抑圧」研究会が独自に発足した¹⁰ことが明らかになっている(黒川 2015)。その前提には、「神戸入国管理事務所を擁して入管闘争の最前線となったうえ、大規模な被差別部落や朝鮮人集住地を抱えて発展してきた」(黒川 2015: 358)という神戸の地域的特性があった。

以上のような先行研究が示唆するのは、東京や京都の代表的なベ平連関係者の動向にくわえて、地域がもつ歴史性を前提として地域ベ平連における「アジアの問題」への取り組みやその過程を掘り起こし、「アジアの問題」を主軸にすえてベ平連の運動全体を再検討することの必要性である。そしてこの作業によってベ平連が「日本の継続する植民地主義」(権 2016:

127)と「『国境』というアポリア」(権 2016: 130)についてどのような成果と課題をのこしたのかということがより明白になるだろう。

また、ジェンダー視点の必要性についても同様に指摘できる。本書では、東京のベ平連結成時の小田作成の「呼びかけ」文に男女平等の思想を読みとった(18)。実際のベ平連の活動には男性だけでなく女性も参加しており、『ベ平連ニュース』では女性たちによる投稿も多数確認できる。

他方で、ベ平連の運動には男性中心主義的な側面があったこともすでに指摘されており¹¹、本書で記録・発言などが引用される関係者の大半が男性である。提起された男女平等の思想と実態には隔たりがあったということと、記録におけるジェンダー非対称性を認識せずにベ平連の運動を記述すれば、当時のジェンダー観をそのまま受け継ぐことになる。可視化されにくい女性たちの思想・行動を発掘していくこと、そして記録や運動にジェンダーがどのように作用したのかということを明らかにしながら運動を記述していくことが今後求められる。

二点目として、オーラル・ヒストリー(以下、OH)の実践と方法論の深化を挙げたい¹²。OHとは、聞き取りによって得た口述資料を用いた歴史叙述であり、OHは以下の三つに類型化できる(人見 2017: 132)。^①文字資料が決定的に不足している領域において、口述資料による「補完」を目的としたもの、^②口述資料と文字資料を相互的に用いて、従来の研究視角や自らの課題認識を問い直し、歴史の全体像をより豊かにすることを目指すもの、^③語り手の主観

⁹ 現在は出入国在留管理庁の施設等機関である入国者収容所大村入国管理センターとして退去強制が決定された外国人等の収容を続けている(朴 2022: 66)。

¹⁰ この研究会は1971年に朝鮮語を学びながら朝鮮問題に取り組む「むくげの会」に改組された(黒川 2015: 363)。

¹¹ たとえば、ベ平連の運動に参加した当事者による指摘として秋山(1993)や、東京のベ平連を検討する際に中心メンバーがほぼ男性であったことを「時代の限界」としてとらえた松井(2016)がある。

¹² 平井一臣・市橋秀夫・大野光明編論文集(タイトル未定、ミネルヴァ書房、2024年刊行予定)には、ベ平連研究におけるOH実践がもつ可能性をジェンダー視点から検討した拙コラム「ベ平連研究におけるオーラル・ヒストリーの可能性——ジェンダー視点からの一試論」が所収される予定である。

的現実そのものを歴史叙述の対象とするもの、である。①、②は語り手の主観的現実から客観的に検証可能な事実を析出することで歴史叙述を目指すのに対し、③では口述資料の間違いや記憶違いにこそ注目し、思い込み・勘違いや記憶違いの意味を問うことで歴史を描く(人見 2017: 132-135)。

ベ平連研究では、特に文字資料に限られる地域ベ平連において、すでにインタビューが各所で積極的に実施されてきた¹³。それらの蓄積においては、人見の類型化に従えば①としての採用に主に比重がおかれていると言える。文字資料の不足に起因するその傾向は必然であるが、OHのあり方をめぐる議論の発展をふまえて、②および③を意識した検討を視野に入れることで、ベ平連研究におけるOH実践の体系化を進めることが可能になる。そしてそれは、OHを主な方法の一つとする社会運動史研究における方法論にかんする議論を先導する¹⁴。

また、今後ベ平連関係者のさらなる高齢化にともない、インタビューの実施が困難になるか、鬼籍に入られ不可能になるケースが増えることが予想される。時間的制約という面でも、聞き取り調査とOHの実践は切迫した課題なのである。

以上に挙げた課題の結節点の一つとして注目したいのは、1968年1月末に佐世保闘争を契機として長崎県長崎市で結成された長崎ベ

平連である。

佐世保闘争においてジェンダーとそれに基づく雇用形態の不安定性によって行動を規定された女性が「代表」となって結成したのが長崎ベ平連であり、また周囲の男性たちの「配慮」により結成を報じる新聞記事には別の女性の名前が「代表」として記載されたことがOHの実践によって明らかになっている(港 2022)。このようにジェンダー化された結成期を経て、展開される長崎ベ平連の運動のなかで取り組まれた課題の一つに、同県内に設置された大村収容所の問題があった。

ベ平連の運動における大村収容所問題の位置付けについては先に言及したが、長崎ベ平連の運動に参加した牧師の岡正治¹⁵は異なる経験をもつ。岡は1958年から59年にかけて行っていた大村収容所伝道のなかで朝鮮人の境遇と収容所の実態を目の当たりにし、収容所長、次長らに直接問いただしたことから、収容所解体を目指した取り組みを始め(岡 1981: 3-19)、65年には「長崎在日朝鮮人の人権を守る会」を結成した(岡まさはる追悼集刊行委員会 1995: 437)。1967年には朝鮮人被爆者の遺骨を保管していた誠孝院との接触を契機に朝鮮人被爆者の問題に向き合うことになる(岡 1981: 23-31)。このような活動を経て、1967年の金東希問題を契機にベ平連との本格的な連携を始め、長崎ベ平連の活動にも参加していく。

¹³ 例として市橋(2014、2015、2016)、黒川(2014、2015、2016)。

¹⁴ 本多ほか(1988)における鈴木良の発言(1988: 29)によれば、「社会運動家」の聞き取りについて、異なる相手から複数回にわたり聞き取りに応じていくと語り方がパターン化し、曖昧な部分も真実と思いつくようになるケースが多いという。それに対し笠原十九司は「運動家はどうしても自己中心的に自分がすべてやったというふうに思いがちなところ」(1988: 30)があると述べ、社会運動をめぐる聞き取りがもつ特有の問題を「方法論として深めていくべきだ」(1988: 30)と主張する。二者によって挙げられたケースが「社会運動家」の聞き取りに固有のものであり、普遍性をもつのかという点については議論の余地があるが、社会運動史を叙述する際の方法論としてOHの体系化の必要性が言及されている。

¹⁵ 2023年10月10日、岡が生前に性加害を行っていたことが「岡まさはる記念長崎平和資料館」によって公表された。インターネット上での被害者による告発を2020年時点で一部の資料館関係者が把握していたにもかかわらず、対応が遅れたことについて、「背景には、権威ある男性を疑わず被害者の証言を重大に捉えなかった、自分達の内面化された性差別意識やジェンダーバイアスがあった」と謝罪し、資料館として被害者に文章で謝罪の意を表明したという。資料館はいかなる性暴力も容認しないと、資料館の名称を「長崎人権平和資料館」に変更することと展示の見直しを決定し、2024年4月1日の再出発を目指して現在休館している。(NPO法人岡まさはる記念長崎平和資料館(2023)、「当資料館はしばらく休館いたします」「第21回総会での決議について(報告)」、NPO法人岡まさはる記念長崎平和資料館ホームページ(2023年12月13日取得、<https://www.okakinen.jp/>。))

以上のような長崎ベ平連独自の軌跡を OH の実践も重ねて明らかにし、長崎市という地域の特殊性によってのみ回収せずにベ平連の運動全体を問いなおすことが可能であると考え、評者の課題としてここに記したい。

おわりに

本書は、最初に結成された東京のベ平連の動向と「代表」である小田の言動を主軸として、結成背景や発展経緯、解散前後の活動といった情報を通時的におさえながら、文化対抗運動としての側面や地域的広がりに焦点をあててベ平連の運動を特徴づけた。資料の精緻な検証と、上下関係をつくらないという運動スタイルに忠実な叙述によって、人びとがゆるやかなネットワークのなかで実践した一人ひとりの「身ぶりとしての政治」が描き出されている。

ベ平連の運動について学びたい人や、広く社会運動史研究を志向する人にとって、内容とその叙述の方法論いずれにおいても充実した必読の書である。

【付記】

本研究は JST 科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業 JPMJFS2110 の支援を受けたものです。

【参考文献】

- 秋山洋子(1993)『リブ私史ノート—女たちの時代から』インパクト出版会。
- ベトナムに平和を!市民連合(1974)『縮刷版 ベ平連ニュース』ベトナムに平和を!市民連合。
- Havens, R.H. Thomas (1987) *Fire Across the Sea: The Vietnam War and Japan 1965-1975*, Princeton: Princeton University Press. (吉川勇一訳(1990)『海の向こうの火事—ベトナム戦争と日本 1965-1975』筑摩書房。)
- 平井一臣(2003)「ヴェトナム戦争と日本の社会運動—ベ平連運動の地域的展開を中心に」『歴史学研究』781号, pp.117-125.
- (2005)「戦後社会運動のなかのベ平連—ベ平連運動の地域的展開を中心に」『法政研究』71巻4号, pp.355-387.
- (2017)「現代日本の社会運動とイデオロギー—1968年を起点として」『鹿児島大学法学論集』52巻1号, pp.1-27.
- (2018)「1968年のベ平連—生成・共振・往還の運動のなかで」『思想』岩波書店, 1129号, pp.67-84.
- (2019)「再考・小田実とベ平連—ベ平連への参加と「難死」の思想・「加害」の論理」『国立歴史民俗博物館研究報告』216号, pp.11-37.
- (2020)『ベ平連とその時代—身ぶりとしての政治』有志舎。
- 人見佐知子(2017)「オーラル・ヒストリーと歴史学／歴史家」歴史学研究会編『第4次現代歴史学の成果と課題3歴史実践の現在』績文堂出版, pp.132-144.
- 本多勝一・笠原十九司・鈴木良・吉沢南(1988)「座談会 歴史学研究の方法と聞き取りの方法—本多勝一をかこんで」歴史学研究会編『オーラル・ヒストリーと体験史』青木書店, pp.3-56.
- 玄武岩(2008)「グローバル化する人権—「反日」の日韓同時代史」岩崎稔・上野千鶴子・北田暁大・小森陽一・成田龍一編『戦後日本スタディーズ③80・90年代』紀伊國屋書店, pp.117-136.
- 市橋秀夫(2014)「日本におけるベトナム反戦運動史の一研究—福岡・十の日デモの時代(1)」『日本アジア研究』11号, pp.131-163.
- (2015)「日本におけるベトナム反戦運動史の一研究—福岡・十の日デモの時代(2)」『日本アジア研究』12号, pp.65-105.
- (2016)「日本におけるベトナム反戦運動史の一研究—福岡・十の日デモの時代(3)」『日本アジア研究』13号, pp.15-41.
- 黒川伊織(2014)「朝鮮戦争・ベトナム戦争と文化／政治—戦後神戸の運動経験に即して」『同時

代史研究』7号, pp.3-17.

—— (2015) 「ベトナム反戦から内なるアジアへ——ベ平連こうべの軌跡」出原政雄編『戦後日本思想と知識人の役割』法律文化社, pp.351-371.

—— (2016) 「いやがらせの思想——「ベトナムに平和を!」神戸行動委員会の経験」『大原社会問題研究所雑誌』697号, pp.16-32.

権赫泰, 鄭栄桓訳 (2016) 『平和なき「平和主義」——戦後日本の思想と運動』法政大学出版局.

松井隆志 (2016) 「1960年代と「ベ平連」」『大原社会問題研究所雑誌』697号, pp.2-15.

道場親信 (2005) 『占領と平和——〈戦後〉という経験』青土社.

港那央 (2022) 「ベ平連と女たち——結成期の長崎ベ平連を中心に」『ジェンダー史学』18号, pp.47-61.

小熊英二 (2009) 『1968〈上〉』新曜社.

岡正治 (1981) 『大村収容所と朝鮮人被爆者』「大村収容所と朝鮮人被爆者」刊行委員会.

岡まさはる追悼集刊行委員会 (1995) 『追悼岡正治 孤塁を守る戦い』岡まさはる追悼集刊行委員会.

朴沙羅 (2022) 「いつ、誰によって入管はできたのか——体制の成立をめぐる」鈴木江理子・児玉晃一編『入管問題——終わらない〈密室の人権侵害〉』明石書店, pp.57-87.

関谷滋 (1998) 「イントレピッドの四人とジャテックの誕生」関谷滋・坂元良江編『となりに脱走兵がいた時代——ジャテック、ある市民運動の記録』思想の科学社, pp.19-103.

油井大三郎 (2019) 『平和を我らに——越境するベトナム反戦の声』岩波書店.

アジアにおける同性婚法の可能性
——鈴木賢著『台湾同性婚法の誕生——アジア LGBTQ+ 燈台
への歷程』（日本評論社、2022）を読む——

**Possibility of Same-Sex Marriage Laws in Asia:
Book Review Suzuki Ken,
*The Birth of Taiwan's Same-Sex Marriage Laws***

田 文俊
TIAN Wenjun

東京外国語大学大学院博士後期課程
Tokyo University of Foreign Studies, Doctoral Course

キーワード

台湾 民法 同性愛 同性婚 中国大陸

Keywords

Taiwan; Civil Law; Homosexuality; Same-Sex Marriage; Chinese Mainland

原稿受理日：2023.12.15

Quadrante, No.26 (2024), pp.201–212.

目次

はじめに

1. 本書の構成と内容

2. 本書の意義

3. 本書への疑問点

4. 中国の同性婚法制化への示唆

おわりに

はじめに

2001年4月に同性婚法を可決したオランダは、同性愛者の権利保護において世界の先頭に立った。オランダを皮切りに、ベルギー、スペイン、カナダとアメリカなど西側諸国では、同性婚法が次第に法制化されるようになった。2022年10月までに、全世界では同性婚法が計33ヶ国において実施されている。同性愛者にとって、同性婚制度が本格的に導入されたことは、権利保護の具体的な形を提示したという点で意義深い。

その一方で、中国（中華人民共和国）では同

性婚法が実現していない。李・季（2014）は、中国で同性婚法を可決することができない現状に鑑み、社会文化の視点からその原因を論述した。その結果、儒教の影響を挙げた。すなわち男女の性別分業、世代の継承及び父子嫡出関係の重視という儒教文化は、同性婚法の可決に歯止めをかけているというのである。李・季（2014）によれば、男女の結合により子供を持つことがなくなれば、家族制度は崩壊する見込みであるという（李・季2014:184）。一方で、こうした中国社会で結婚の権利を争おうとした同性愛者もいるが、結局は、婚姻の申請が却下されている。例えば、2015年6月23日、孫文麟とパートナーとの同性婚を求める申請は、「同性間の結婚は、公序良俗に違反しており、法律によって認められない」という理由で湖南省長沙市芙蓉区民政局に拒否された¹。こうした事例から考えれば、儒教文化圏では同性婚法の実施は容易ではない。

同性婚法が実施されている33ヶ国のうち、

¹ 搜狐新聞「同性婚姻維權第一案宣判」、<http://news.sohu.com/20160413/n444065846.shtml>（最終アクセス日：2022年11月12日）。



東アジアにある国／地域は、台湾のみであるということに評者は注意を払っている。なぜ台湾は中国と異なり、儒教文化の影響を克服し、同性婚法を可決したのか。これが評者の関心の所在である。鈴木賢の2022年の著作『台湾同性婚法の誕生—アジア LGBTQ+ 燈台への歷程』（以下、本書とする）は、儒教文化圏における同性婚法の実現について、貴重な示唆を与える研究である。本書は台湾の同性婚法の可決までに辿った道を振り返り、婚姻平等をめぐる異なる意見が国民間で飛び交う社会において、同性婚法をどのように実現したのかについて検証したものである。欧米諸国の経験の分析を中心とした既存研究に対して、本書は台湾の経験から実践的な示唆を得た貴重な研究である。

著者の鈴木賢は明治大学の教授で、中国法、台湾法、人権及び LGBT 研究を専門とする研究者である。著者は、台湾留学歴を有し、1993年に訪問学者として中国大陸へ赴いて学術交流を行った。現在まで、ほぼ一貫して法学研究に携わっている。著者は1999年に台湾に長期滞在して台湾法の研究をはじめた頃から、同時に台湾の同性愛者コミュニティとの交流もはじめていた。著者の言葉を借りると、本書は、こうした20年を超える研究と交流の総括的な報告である。

本稿ではまず本書の構成と内容に則して、著者の問題意識と研究目的を確認する。次にそれに基づいて、台湾において同性婚法がどのように実現したのかを本書の展開に則して確認し、本書の意義を検討する。その上で、本書についての疑問点と中国の同性婚法制化への示唆を提示する。

1. 本書の構成と内容

本書の章構成は以下の通りである。

序章
第1章 「同志」の誕生と台湾社会
第2章 「同志」運動の生起
第3章 制度化される「同志」
第4章 同性婚から「婚姻平権」へ
第5章 自治体パートナーシップ制度という「破口」
第6章 婚姻平権をめぐる民意
第7章 蔡英文政権誕生と民法改正案
第8章 大法官解釈までの道
第9章 大法官七四八号解釈の論理
第10章 国民投票による決戦
第11章 特別立法による制度化へ
第12章 同性婚法の内容と残された課題
第13章 ポスト同性婚と台湾社会のゆくえ
終章

序章は、著者の問題意識、研究目的と研究方法を提示している。台湾の同性婚法の実現を鑑み、著者はなぜ台湾がアジアで初めて実現することができたのかという問いを投げかける。本書は台湾に考察の舞台を求め、この地域で展開した婚姻制度の変動に向けて仕掛けられた実践の軌跡、そしてそのために取られた戦略や論理を考察する。著者は、日本人が先行する台湾の経験から何を学ぶべきかを探ること、台湾法と台湾 LGBTQ+ 運動から実践的示唆を獲得することを本書の目的としている。

第1章は、台湾社会における同性愛者に対する認識の変容を論じている。同性愛者に対する強い抑圧が長い間、台湾社会を隅々まで支配してきた。家父長制と異性愛主義の影響が強く浸透した台湾社会では、同性愛者にネガティブなイメージがあったため、同性愛者は公的な議論の対象とされておらず、社会の中で徹底に不可視化されていた²。こうした社会におい

² 本書、12頁。以下、本書からの引用については、本文の該当箇所後に（ ）で頁を示した。

ては、同性愛者は同性愛文学という経路を通じることによって、「私」の空間から「公」の領域である政治的空間への発信を試みることができた、と著者は指摘する(18頁)。

第2章は、台湾において同性婚法を求める運動の第一線で活躍していた祁家威の活動を例に、組織的同性愛運動の始動がどのような成果をもたらしたのかについて考察する。祁家威は数十年間にわたって同性愛者の婚姻の権利を呼び掛けていた。彼は「問題の核心は婚姻にあるのではなく、平等にこそある」という態度も示していた(26頁)。また戒厳令が解除された1980年代後半以降、同性愛関連の読書サークル、雑誌、公聴会などが発足し、電子掲示板BBS、ラジオ番組なども勃興した。この際に他の人権運動、特に女性運動と結びついていたことが台湾同性愛運動の特徴だと、著者は鋭く指摘する(50頁)。

第3章では、著者は同性愛者を法規の対象と捉える原則を論じている。台湾では21世紀に入るまで法律の条文に同性愛者や性的指向、同性カップルと言った文言が登場することはなかった(55頁)。欧米諸国において同性愛者が公的な議論の対象であった³こととは異なり、台湾では婚姻に関わる法律は異性愛者を所与のものとしており、同性愛者を法規の対象として想定していなかった。しかし著者は中国により国際的生存空間をますます狭められている台湾にとって、法律で人権尊重の原則を立てることは、外部的正統性の獲得に繋がる戦略の一環となると指摘する。

第4章は、結婚を異なる性別の一男一女の結合関係に限ると規定する民法の改正をター

ゲットとし、同性婚法案の提起の経緯について論じている。2006年から2013年まで同性愛者の権利上法的に承認するための多くの草案⁴が立法院に提案されたが、結局、全て廃案となった。それについて著者は、同性愛者団体内部でも見解が対立しており、コンセンサスはなかったと指摘する(83頁)。また台湾の裁判所は2014年に、婚姻の成立について立法者に広い裁量権を認めていた。すなわち、法律で婚姻を男女間に限定することは、立法者の裁量を超えるものではないというのがこの時の裁判所の判断であった。著者は、こうした「立法裁量論」が同性婚の障害として立ちはだかっていたと指摘する。

第5章は、同性パートナーの存在を可視化するための地方レベルの新たな戦略の起動を論じている。すなわち、国レベルでの同性婚法案は立法院では、採択に向けて実質的審議を進めることができずに足踏みが続いていたのに対し、高雄市では、2014年に戸籍電算システムに同性パートナーを注記する方式でパートナーシップ登録が始まった。この注記方式は2017年7月までに、全国の22ある自治体のうち18県市にまで広がった。しかしながら、この注記はあくまでも戸籍事務所内の参考情報に止まり、身分証明の法的登録に及ぶものではない。ただし著者は、同性パートナーがこの注記を利用することで、同性パートナーの存在を社会的に可視化させ、法的保障を求めていることを顕在化させ、同性間の婚姻登記への事実上の助走を始めた(133頁)、と高く評価する。

第6章は、婚姻平等をめぐる民意の動きを論じている。本来、マイノリティに平等に権利を

³ 台湾と異なり、欧米諸国においては同性愛者及び同性間性行為が長期にわたって明確に法律によって処罰の対象とされていた。しかし、少なくとも形式的にはソドミー法が存続している国もあるが、近代人権思想の発展に伴い、性的指向による差別取扱いを解消することは、欧米諸国の潮流となっている。出所：本書、55-56頁。

⁴ 主に「婚姻平権草案」、「パートナーシップ制度草案」と「多人家族草案」に分かれる。婚姻平権草案は民法の中の婚姻と家族に関する性別要件を性的に中立化することを提案するもので、男女を意味する用語をすべて性に中立的な用語に改正するものである。パートナーシップ制度草案は性別を問わない二者のパートナーシップ契約により関係を成立させる全く新しい家族類型を創設することを提案する。多人家族草案は一対一に限定せず、三人以上の多人数による共同生活を送る関係を家族として扱う新たな制度の創設を提案するものである。

保障するかどうかを、多数決により決するのは不合理である。なぜならば、多数決は原理そのものが少数派に不利であるため、マイノリティの権利保障に用いる手段としては問題がある。しかしながら、多数派がそれに同意しない限り権利が認められないのであれば、マイノリティは永遠に無権利状態におかれかねない。従ってマイノリティ集団の権利の保障には、国民意識と社会通念を無視できない。台湾中央研究院が実施したアンケート調査⁵で得られたデータを踏まえて、著者は婚姻平等に関する国民意識の推移を考察する。アンケート結果によると、2012年には婚姻平等を支持する人数が過半数に達しており、この傾向は2015年調査でも維持されていた。ただし2016年以降、一転して再び反対派が賛成派を大きく上回るようになっていた。著者は何が世論を変えたのかについて、アンチ同性愛団体による同性愛嫌悪の宣伝キャンペーンが社会で繰り返されたためと考えている。

婚姻平等に賛成する人について、女性、都市部の住民、若者、高学歴、また民進党の支持者のほうが多数を占める、という人物像を著者は描く(134頁)。2017年になって、ようやく大法官は「現行民法の婚姻に関する規定は憲法に反しており、2年以内に法改正を完成さなければならぬ」と裁定した。しかしながら、約半数の国民は大法官裁定を受け入れないと表明した。このように司法と国民世論は鋭く対立していたのであり、いわば立憲主義と民主主義のぶつかり合いが起きていたのである(135頁)。

第7章と第8章は、蔡英文政権の誕生を振り返るとともに、蔡英文政権下での同性婚法をめぐる討論の実態を考察する。2016年の総統

選挙で、同性婚法を支持する民進党の立候補者である蔡英文が当選すると、婚姻平等のための同性婚法の草案が相次いで立法院に提出された。台湾が婚姻平等を達成することは、台湾がマイノリティの人権を手厚く保護する国であることを世界に向けて発信する絶好のチャンスであり、それにより中国との差異を際立たせることにも繋がる、と蔡政権は考えていた(166頁)。

政府が立法による同性婚法制化の道を模索すると同時に、司法を通じて同性婚法を求める当事者の訴えも続いていた。2017年に司法院大法官は憲法解釈の申請を受理し、婚姻平等の可否という問題を全国民の前で公開の討議に付すこととしたのである。公開の口頭弁論において、男女の結合だけを規律する現行民法について、法学研究者の見解は合憲と違憲とに分かれた。合憲論を支持する研究者は、同性愛者に対して一定の法的保護が必要だとしても、それが婚姻である必要はないと述べた。違憲論を支持する研究者は、立法がたとえ婚姻以外の制度を設けても、平等権の趣旨に合致させることはできないと述べた(173-177頁)。結局、大法官の解釈では、「同性婚がいかなる公共的利益に害をもたらすかを証明できない限り、民法が違憲とならざるをえない」という終局的な判断⁶が下された。

第9章は、大法官解釈の論理を詳細に説明する。大法官解釈文は、口頭弁論から二ヶ月後の2017年5月に公表された。著者は解釈文のポイントを、①現行民法は違憲である、②違憲解消に二年の猶予期間を設ける、③同性カップルに婚姻の自由を保障するためにいかなる法形式を採るかは、立法裁量に委ねられる、

⁵ この調査では無作為抽出の訪問調査により、データを集計している。「同性愛者にも結婚する権利があるべきだと思いますか」という問いに対して、「大いに支持する」、「支持する」、「支持しない」、「まったく支持しない」、「どちらでもよい」と「分からない」という選択肢が示されていた。

⁶ 台湾の法体系において大法官解釈は、憲法と同じく扱われる。そのため、すべての法律、法規範などは大法官解釈を覆すことが禁止される。

④二年以内に立法措置が採られなかった場合は、現行法により同性カップルは結婚登記を成しうる、という四点にまとめている(189頁)。

婚姻の自由を保障するかどうかは本来、立法院が立法で対応すべき問題である。にもかかわらず、立法ないし法改正による決着がいつになるか見通せないこと、またそれが申請者の重要な基本権の保障にかかわる案件であることを踏まえたために、司法院大法官は憲法解釈を下し、同性間の婚姻についての規定が欠けているという立法の不作为を違憲と判断したのである。その一方で、性別を同じくする両名に永続的結合関係を成立させていないのは、憲法に列記する性的指向による差別禁止という趣旨に反しており、差別的扱いである。さらに、生殖により後代を延續させるという機能がそもそも異性婚でも不可欠の要素ではないため、同性カップルが自然生殖できないことを理由に結婚させないとすれば、それは合理性を欠く差別的扱いとなる(190-196頁)。しかしながら、大法官のこの憲法解釈は、民法の婚姻に関する章において性別を同じくする両名に永続的結合関係を成立させていないことが、憲法に反するという解釈を行っているに過ぎず、嫡出推定、親族関係、扶養義務と養子縁組などの規定の変更には及ばない。それについて著者は、異性婚姻との違いが残されている、と指摘する。

第10章は、大法官解釈の公表以降、どのように同性婚を法制化するのかをめぐって、各集団間で発生した攻防の過程を論じている。大法官の解釈は、台湾の法秩序において最終的な法的決定である。従って解釈の公表の以降、主要な論争の場は同性婚法を認めるかどうかから、それを民法改正によるのか、それとも特

別法制定によるのかという立法形式の問題へと移った。反対派は国民投票を仕掛け、多数の賛同を得ることで、大法官の解釈を多数決によって覆そうとしていた(208頁)。同性婚法の反対派も賛成派も、それぞれの国民投票の主文を作成し、全社会で国民の支持を呼び掛けていた。結局、2018年11月24日、同性婚法の形式と同性愛教育の可否に関して、賛成派と反対派の両方によって提起された合計5項目の国民投票⁷が実施された。結果として、同性婚法と同性愛教育の実施に反対する人数が半数を超え、民法の改正でなく、特別法制定による同性カップルの権利を保障するに賛成する人数も半数を超えた。このように大法官解釈と国民投票の結果のねじれた関係が立法化に混乱をもたらすことになった。この結果を鑑みて、大法官解釈と国民投票の両方を満足させる法律を作るための模索が始まったのである。著者は、この国民投票には果たして民主主義と立憲主義のどちらを優先すべきかを問う、という究極的な意味合いがあったと指摘する⁸。

第11章は、国民投票以降、同性婚法の実施をめぐって各勢力団体の主張が飛び交うという社会実情を踏まえて、同性愛者の権利の実現の方法を論じている。国民投票で圧倒的な支持を得て勝利を収めた同性婚反対派は、国民投票の結果に基づいて特別法の制定を主張した。一方で同性婚支持派は、大法官解釈の効力が憲法と同等であるため、国民投票の結果は大法官解釈を覆すことができないと主張した(232頁)。台湾の法体系に鑑み、著者は民法であれ、特別法であれ同性婚姻は婚姻でなければならず、同性パートナーなどではあり得ない、と指摘する。行政機関は、国民投票の結果を受けて民法改正を断念し、特別法の制定を

⁷ 国民投票は、①「民法婚姻を男女に限定する」、②「同性愛教育を実施しない」、③「特別法による同性カップル保障」、④「民法による同性婚を法定する」と⑤「同性愛教育を実施する」からなる。

⁸ 国民投票の結果が分かった次第に、この国民投票は最初からやるべきものではないと述べた人がいる。

検討し始めていた。結局、行政機関が作成した「婚姻自由の平等な保護の達成」を明記する特別法は、ようやく2019年5月24日に、立法機関の審議を通して成立した。こうして台湾は、アジアではじめて同性婚を法制化する国／地域となったのである(248頁)。

第12章は、台湾の同性婚法の内容と残された課題を考察している。台湾の同性婚法には、婚姻の成立要件、無効と取消の条件、配偶者の財産相続、法定後見、扶養義務と信教の自由などが、異性婚法の要求と同じく扱われる(255-259頁)。ただし養子縁組の面では、異性愛者カップルと異なり、同性愛者カップルは他人の子を養子に迎えることが認められない。本章で著者は、台湾の同性婚法に残されている課題、つまり異性婚姻との間で重大な相違について、①外国籍者との同性婚には国籍による制限が残っている、②他人の子どもを養子とすることができない、③人工生殖法の適用が認められていない、④同性配偶者の血族との間に姻族関係が生じない、とまとめる(260頁)。

第13章は、同性婚法が実施され、同性カップル間にも婚姻が成立するようになった台湾社会では、何が起きており何が起きていないのかを検証する。内政部戸政司の統計データによると、2019年から2021年末まで、同性婚は登記件数が結婚総件数の1.94%を占め、離婚件数が総件数の0.52%を占める(282頁)。著者はこのデータをもとに、同性婚が異性婚に比べてことさら不安定であるという結果は出ていない、と指摘する。また、行政機関が実施した世論調査によると、2020年に婚姻平等に賛成する人数が過半数を超えた⁹。台湾でのポスト同性婚時代の社会の論点は、同性カップルの子育て、高齢同性愛者への支援、トランスジェンダーへの配慮及び性別のさらなる多元化へ

移っていく、と著者はまとめる(293-304頁)。

終章は、台湾が同性婚法の施行までに辿ってきた道にはどのような特徴があるか、またなぜ台湾がアジアで最初に同性婚を法制化することに成功したのか、その要因は何であるのかを論じている。台湾の同性婚法が辿った道を整理すると、まずは間接民主主義、ついで司法、それから直接民主主義、最後に仕上げとしてまた間接民主主義をくぐり抜けて、ようやく成功する(309頁)。その一連の過程には、成熟した民主主義社会で育つ多数の国民は、同性愛者にも婚姻の権利を与える運動に取り組み、公の場で婚姻平等を口に出して論じたということである。台湾では、同性婚は性別二元主義と異性婚主義の打破を目指すジェンダーの問題の一環に位置づけられ、大きな集約作用と社会的な説得力を手に入れた(320頁)。最後に著者は、ジェンダーの問題の政治化の成功、政権の支持及び中国と異なる存在という台湾ナショナリズムの発展に伴い、台湾がアジアで最初に同性婚を法制化することに成功した、とまとめている。

2. 本書の意義

評者は、本書には以下のような二つの意義があると考ええる。

第一の意義は、台湾の同性婚法の実現について、同性婚を求める運動の始動段階から起こった出来事を時系列的に丁寧な整理することで、台湾の同性婚運動史を初めて詳細かつ立体的に明らかにし、欧米諸国と異なる台湾の貴重な経験を示した点にある。本書は、同性婚法の実施前に儒教文化の影響を受けた台湾で、同性愛者が嫌われるという実情を振り返り、また同性婚法の実施のための攻防にあたり、同性婚支持派が立法案の提出や国民投票などの

⁹ 2018年に実施された国民投票では同性婚法の反対派は民意の支持を得て勢いづいたが、結局、大法官解釈を覆すことはできず、同性婚法が採択された。つまり台湾の同性婚法はある意味で国民多数の意思に抗う形で制定されたのである。

手段を使い尽くした上で、同性婚法の成立の結果を迎える歴史を詳しく説明する。

イレーヌ・テリー(2019)によれば、フランス社会においては、「結婚が避けることのできない社会的義務でも、性に関わる許可と禁止の主要な基準でも、性別に関わる関係にとっての超えられない地平でもなくなった」という社会現象がすでに現れている。従って、「結婚するかしないか、結婚の枠組から出るか出ないかは、個人の意識の問題になったのである」¹⁰。その論理から考えると、同性愛者が結婚するかしないか、また果たしてどのような人間と結婚するかは、完全に自身の意思により決定されるようになったのである。換言すれば、フランスでは婚姻の自由を性別で制限するような法律の文言は、婚姻当事者の権利を侵害すると考えられている。このため、自由を原則とする民主主義社会では容認できず、そのような法律は改正しなければならない、というのが社会の共通認識になっている。台湾と異なり、フランスは2013年に、同性婚法が議会の多数決を経て可決された。これにより、立法を通して同性婚が制度化した。

また陳(2014)は、なぜスペインで同性婚法が成立するのかに疑問を持ち、その原因を明らかにした。スペインはキリスト教の影響が大きいため、スペイン人の同性愛者はキリスト教義によって抑圧されていると思われる。しかし陳(2014)によれば、社会の発展に伴って、キリスト教の教義は実際にはスペイン国民、特に若者の間では遵守されておらず、影響力がますます低下するようになった。またスペイン憲法によって、政教分離の原則が樹立され、国家の非宗教化が確立し、宗教による政治的行政への介入が全面的に禁止されている。それが同性

婚法の実現に対する宗教の負の影響を大幅に引き下げた、と陳は指摘する¹¹。結局スペインは2005年に、議会で多数決により、同性婚法を立法化、制度化した。

これらに対して台湾は、司法、国民投票と議会立法のすべての過程を経験したが、そのなかで司法が決定的役割を担った事例である(309頁)。そして台湾や東アジアにある他の国では、伝統的な家族制度と倫理を覆せる土壌は整っておらず、むしろ同性愛運動は西側諸国からの腐敗した文化と見られる向きがある。本書の著者によれば、こうした社会では、多数決により制定された法律がマイノリティ集団の権利を制限するかどうかに関心を寄せ、かつ人権保護の最後の砦としての役割を担うことを自覚する団体を見つけることが重要である。台湾の場合は、その役割を担うのが大法官であった。評者なりに考えると、東アジアにある他の国において同性婚法を求める運動にも、その役割を担う団体を見出すのが重要な条件となろう。

第二の意義は、LGBTに関する法律のタイプを分類し、異なる法モデルの下でのLGBTへの法の態度を明らかにし、法律面で同性婚法の実現に対する障碍を提示した点にある。本書は、LGBT集団を法律がどのように捉えるのか、それがどのような影響をもたらしたのかを明らかにした。従来LGBTに関する立法の研究においては、人権保護の面を強調し立法の可能性と形式を検討対象とするものが多いが、法律自身の立場を掘り下げる研究は見つからない。著者によれば、この立場の違いから、LGBTに関する法律を抑圧モデルと不可視化モデルに分けることができる(55頁)。

著者が指摘するように、同性愛者が法律の規律対象となる西側諸国とは異なり、台湾は同

¹⁰ イレーヌ・テリー著、石田久仁子・井上たか子訳『フランスの同性婚と親子関係 ジェンダー平等と結婚・家族の変容』、明石書店、2019年、115-116頁。

¹¹ 陳陽『西班牙同性婚姻合法化研究』、華東政法大學法律史研究科2014年度博士論文、2014年。

性愛者が法的権利の主体として登場したことのある公共空間ではなかった。西側諸国において同性愛者は抑圧されており、そうした対象として社会が目を向けるという歴史があった。近代以降、民主と人権の理念が発展するに伴い、こうした過去があることにより、むしろ同性愛者の権利保護への転換が起きやすくなる。それに対し、同性愛者が社会的に可視化されておらず、私的空間に閉じこもって暮らす社会では、同性愛者の顕在化を遅らせる結果となり、このため権利保護への転換が起きていない、ということである(57頁)。台湾では戒厳令の解除以降、同性愛者が同性婚法を求める活動を続けている。特に2000年代に入ってから、活動を組織化したため、同性婚法は実現するようになった。その点で同性愛者が、自身の主張を外部へ発信し、自身の存在をカミングアウトしなければ婚姻平等を実現する見込みはない、という示唆を同性愛者に提示したことに大きな意義があると、評者は考える。

3. 本書への疑問点

以上のように、本書には重要な意義があるが、同時に以下の二つの疑問点も挙げられる。

第一に、本書は、同性婚法の実現に向けたLGBT 集団及び同性婚法の支持派の努力、つまり反対派との闘いに挑む歴史を明らかにしたが、LGBT 集団内にある異議への考察が不十分である。というのも、著者はあくまで同性婚法の実現を目標とする同性愛者の動向に目を向けるが、同性愛者の間には権利の実現について異なる方法や意見をもっていた者もいるはずである。だが、そのような声は本書では取り上げられていない。

評者は同性愛者の権利を追求するための集団の運動に対して、東アジアの同性愛者自身がどのような態度を取っているのかを明らかにするために、2021年に中国大陸の男性同性愛者を調査の対象として、半構造化インタビュー調査を行った¹²。調査の結果として、社会における同性愛者への抑圧や結婚と出産の圧力に向き合う際、一部の男性同性愛者は自身の能力の限界を感じており、私的な人生にしか関心を払わず、異性愛者の態度を変えることも求めず、同性愛者の権利を積極的に争わないということが明らかになった。中国のインターネットを見ていると、同性愛者の発言傾向として、性的マイノリティの権利を追求する意見が主流に見える。しかし評者が同性愛者に対して個別に現実の生活に即した権利に関わる質問をすると、彼らの回答はネット上とは大きく異なる様相を呈していた。したがって、調査の対象の選定次第では、得られた結果は異なる可能性がある。

本書がLGBT 集団内において考察の対象として取り上げるのは、同性婚法の支持派が中心となっている。しかしながら、台湾では同性婚法に反対する同性愛者はどのような理由を持つのか、彼らは同性婚法の推進にどのような影響を与えたのか、また同性婚を否定する彼らの権利をどのように保障するのかという点に留意が必要である¹³。評者は同性愛者という身分の暴露を恐れる同性愛者を研究の対象としていないことに限り、それが本書の限界だと考えている。同性婚の法制化時代に入る台湾にとって、同性愛者の実態を更に精確に把握し、同性愛者の内部にある異なる主張を尊重し、同性婚法に残されている諸課題を解決し、同性婚法

¹² 田文俊「中国における男性同性愛者をめぐる差別——当事者の人権意識を中心に——」、『言語・地域文化研究(東京外国語大学)』第29号、2023年、341-355頁。

¹³ 台湾において同性婚法の導入に伴い、パートナーシップ注記が廃止されるようになった。台湾の民法によると、身分証明カードの裏には配偶者の氏名が記入される。すなわち婚姻関係を結べば、身分証明カードで自動的に配偶者名が印字される。従って、同性婚法を利用したら、結婚相手が同性であることを第三者に知られる可能性は高いとされる。

の枠組みを改善することが期待されている。

第二に、本書が示した同性婚法を求める論理の説明には、説得力を欠く面がある。著者は、同性婚を合法化すべきと主張しており、その根拠として「民法が異性婚姻のみを保護することは憲法が規定する自由という人権に反する」という理由を挙げる。すなわち、国が同性婚の承認を拒否することは、国の公権力が個人の自由と人権を侵害したことになる。

しかし一方で、呉(2015)によれば、同性の間の結合を民法が認める法的関係としようとするには、婚姻そのものが市民社会の公共的事務に属するのか、あるいは個人の私的領域のプライバシー的空間に属するものなのかという問題がある¹⁴。前者に属するなら、国民全体は討論に参加する余地があるので、公共社会の全体から考えれば、マイノリティ集団は弱い立場に立つことになる。後者に属するなら、憲法の自由権に立脚しており、プライバシーの尊重を呼び掛ける同性婚の支持派は、論理が矛盾するようになる。なぜならば、国の公権力が個人のプライバシーを侵害することを主張して合法化を求める行動は、すなわち公共性の承認にほかならないからである。また社会的発展の歴史から見ると、婚姻と公共社会との関係が全く存在しない、という主張の証拠はほとんど見当たらない。したがって、国民投票でなく大法官の解釈と特別法の制定を通して同性婚を法制化する台湾は、同性婚運動において原理の混乱に陥っているように見える。著者は台湾の法制度の仕組みの一つとして、多数決によっても否定できないマイノリティ集団の人権は大法官が守るということを高く評価する。しかし人権の保護という理由以外に、なぜ同性愛者への婚姻権の付与が必要であるのかを深く掘

り下げてはいない。異性愛者を含めたより広範な社会的支持を確立するために、それは同性愛者への保護に関して見過ごせない問題である。

4. 中国の同性婚法制化への示唆

次に、台湾の経験を評者が研究対象とする中国の同性婚運動に適用することができるのか、を考えてみたい。この考察にあたって評者が着目するのは、一連の運動における台湾の政権の役割である。

同性婚運動に台湾の政権がどのような役割を果たしたのかを整理すると、婚姻平等を支持する態度を政権が明確に示すことに大きな意義があったと評者は考えている。蔡英文が婚姻平等を支持し、彼女が主席を務めていた民進党が立法院で過半数を占めていたという政治の現実、同性婚法を可能とした背景の一つであるということを書き明かした(319頁)。具体的に言えば、性別平等教育法の実施、同性愛者向けのパートナーシップ制度の導入、大法官の任命などは、同性婚法の実現まで同性愛者の権利を守りながら、同性愛者に対してより生きやすい環境を創ったとされている。要するに、政権の支持は、同性婚法が実現する重要な条件である。

一方、中国政府は性的少数者を統制の対象とするために、中国の同性愛者は社会で抑圧されており、自分の心に従って暮らすことが難しい。例えば、中国政府はサイトの運営会社を通じてインターネット上の取り締まりを強化した。2021年7月には、中国で性的少数者向けのSNSアカウントが一斉に閉鎖された。これは中国政府の指導の結果と考えられ、インターネット上で抗議や議論を引き起こした¹⁵。また

¹⁴ 呉煜宗「台湾における同性愛者の婚姻問題に対する法的対応」、『2015年度福岡大学法科大学院・国際シンポジウム』、883-890頁、2015年。

¹⁵ 西日本新聞 (<https://www.nishinippon.co.jp/item/n/767058/> 最終アクセス日：2022年09月06日)

中国政府が主導する教育システムにおいても、ジェンダー教育が軽視され、同性愛者に関する教育が足りないことが問題視されている。胡(2012)が行った大学生939名を対象としたアンケート調査によると、70%を超える調査の回答者が同性愛に関する教育を受けておらず、45%を超える回答者が同性間で性行為をすればエイズを患うと答えた、という結果が出てきた¹⁶。このように、中国ではジェンダー教育の欠如によって、同性愛が正当に扱われていない。多様な性に対する中国政府の不寛容な態度は一貫している。

いっぽう中国と異なり、台湾の政権は同性愛者の保護に取り組んできたように見える。中国政府がマイノリティ集団の利益に関心を寄せ、調和の取れる環境を創るという役割を果敢に履行するとしたら、中国では同性愛者の保護には進歩を遂げると評者は考えている。とはいえ、同性愛者が政権の支持を得るのは、必ずしも容易ではない。著者が指摘するように、「婚姻平等の実現という成果は、血みどろの闘争の末に勝ち取られたものであり、権力者からのお恵みでも、天から降ってきた偶然でもないということである」(323頁)。しかし今の中国では、同性愛者の意見を外部のマジョリティ集団に伝えられる社会の制度があるのかは疑わしい。

評者がさらに気になるのは、中国では同性愛者自身がそもそも自分の意見を外部へ発信していないという点である。郭(2019)が実施したLGBT 751名を対象としたアンケート調査によると、汚いあだ名を付けられていた回答者は40.9%もあり、言葉による侮辱を受けた回答者は34.6%、クラスメートに仲間外れになっていた者は21.9%、さらに、身体侵害を受けた者は6%いた¹⁷。また人民網(2013)の記事による

と、性的指向を理由に職場でパワハラを受けたという事例がある。張(2019)によれば、現在の中国には男性同性愛者は「変質者」「親不孝」などと言われており、周囲から咎められているという(張 2019: 113-115)。劉(2022)によれば、中国社会におけるセクシャルマイノリティへの理解不足によって、彼らは社会的な不利益を被っている。またこのような不利益を受けた事例は、セクシャルマイノリティに対する理解の乏しさを表す一側面であり、カミングアウトを行うハードルをさらに高く困難なものにしていると指摘されている(劉 2022: 95)。そこで、どのように性的指向を隠すのか、どのように異性愛者の差別を避けるのか、そしてどのような対策でその意図を実現させようとするのか、一部の同性愛者に突きつけられる問題となる。公的空間で自身の存在を現すより、むしろ私的空間に閉じこもって暮らすのが中国の同性愛者にとっては得策である。しかし、中国の同性愛者は台湾の経験を学んで、自身の主張を外部へ発信し、権利を保障するための法の生成の活動を組織しなければ、同性愛者を包摂する社会の到来は遠い。

おわりに

本書は台湾の同性婚法の誕生の過程を詳細に考察し、同性愛者がどのように権利を追求したのかを分析している。本書は、これまでほとんど研究されていなかった東アジア諸国におけるジェンダー問題の政治化を取り上げ、法律による同性愛者の不可視化を変え、自分の態度をマジョリティ集団に見せるようにした政府と同性愛者の努力を論述し、またその過程において欧米からの示唆と異なる台湾の経験を示した。具体的に言えば、台湾の同性婚法の実現

¹⁶ 胡均「対我国当前大学生同性恋性觀念的調查分析与教育对策」、中南大学マルクス主義理論研究科2012年度修士論文、2012年。

¹⁷ 郭凌風「性少数群体校園暴力与欺凌的危險和保护因子」、『中国学校衛生』40-1、2019年。

には、公的空間における性別問題の政治化、政権の支持及び中国との差異を際立たせる台湾のナショナリズムが寄与していた、とまとめることができる。著者の同性婚法の経緯の分析は、同性婚法の実現に留まらず、ポスト同性婚時代の課題も提示しており、同性愛者への権利保護の着目点を全面的に捉える上で重要な示唆を与えるものである。

本書は台湾の法律や同性愛者を主な観察対象として取り上げているが、同性婚法の実現を目的とする東アジアの他の国々にも参考になるものである。実際、評者の研究テーマである中国の同性婚法の実現の問題に対して、本書は多くの新しい知見や考慮すべき点を提示するものであった。本書は現地の同性愛者の当事者を研究対象として本音を掘り下げ、台湾の同性婚法の実現を研究し、当該研究分野に新しい道筋を作り、台湾の同性婚姻運動史を詳細に描き出す貴重な一冊である。

【参考文献】

日本語文献(五十音順)

イレーヌ・テリー著、石田久仁子・井上たか子訳(2019)『フランスの同性婚と親子関係 ジェンダー平等と結婚・家族の変容』明石書店

呉煜宗(2015)「台湾における同性愛者の婚姻問題に対する法的対応」『2015年度・福岡大学法科大学院・国際シンポジウム』,pp.883-890.

田文俊(2023)「中国における男性同性愛者をめぐる差別——当事者の人権意識を中心に——」『言語・地域文化研究(東京外国語大学)』第29号, pp.341-355.

劉強(2022)「中国におけるカミングアウト支援の現状——支援機関 Trueself の調査から——」『立命館アジア・日本研究学術年報』立命館大学アジア・日本研究所 ,p.95.

中国語文献(ピンイン・アルファベット順)

陳陽(2014)「西班牙同性婚姻合法化研究」華東政法大学法律史研究科 2014年度博士論文.

郭凌風(2019)「性少数群体校園暴力与欺凌的危險和保護因子」『中国学校衛生』2019年第40卷第1号.

胡均(2012)『对我国当前大学生同性恋性觀念的調查分析与教育对策』中南大学マルクス主義理論研究科2012年度修士論文.

李宏・季路璐(2014)「我国同性婚姻之否定的文化根源探析」『広西社会科学』2014年第9期.

張愛迪(2019)「互聯網对青少年同性恋身分認同發展的影響研究進展」『中国艾滋病性病』2019年第4号, pp.113-115.

【報道】

西日本新聞 2021/07/08

<https://www.nishinippon.co.jp/item/n/767058/> 2022/09/06 アクセス

産経新聞 2021/07/12

<https://www.sankei.com/article/20210712-WYVQICBL2JIM5LHAYB3JUGKHRA/>
2022/09/06 アクセス

搜狐新聞「同性婚姻維權第一案宣判」2016/04/13

<http://news.sohu.com/20160413/n444065846.shtml> 2022/11/12 アクセス

人民網「調査称大陸職場絶大多数同性愛者選択隠瞞性傾向」2013/05/18

<http://politics.people.com.cn/n/2013/0518/c70731-21527624.html>
2022/11/15 アクセス

研究ノート
Research Note

中国における鉄道導入をめぐる王韜の主張 ——『循環日報』の論説を中心に——

Wang Tao's Advocacy for the Introduction of Railways in China: Focusing on Articles in "Universal Circulating Herald"

王 士一
WANG Shiyi

東京外国語大学大学院博士後期課程
Tokyo University of Foreign Studies, Doctoral Course

キーワード

清末 鉄道 改革 王韜 循環日報

Keywords

Late Qing Dynasty; Railway; Reform; Wang Tao; Universal Circulating Herald

原稿受理日: 2024.2.15.

Quadrante, No. 26 (2024), pp. 215–230.

目次

はじめに

- 中国における鉄道導入の経緯
- 唐胥鉄道の建設と王韜
- 『循環日報』における王韜の論説
 - 劉銘伝による鉄道敷設の建議と反対論
 - 「論中國擬建鐵路」(1881年2月25日)
 - 「論建鐵路」(1881年3月25日)
 - 「論招商以建車路」(1881年4月5日)
 - 「論車路宜先建於邊省」(1881年2月26日)

おわりに

はじめに

本稿は、王韜の『循環日報』の論説に注目する。その中でも特に鉄道導入と、唐胥鉄道開設に関する議論について考察する。王韜はロンドン伝道会の上海の布教拠点であった「墨海書館」に1849年から勤務し、西洋人宣教師と

の間の数十年にわたる緊密な関係を築いた人物である。多くの西洋文化と科学技術に関する知識を受容し、さらに1867年の末から1870年まで、ヨーロッパを遊歴し、その後、1874年に香港で創刊された『循環日報』の主筆(編集長)を務めた。

王韜は『循環日報』の主筆を務めた約10年の間に、800篇以上の論説を発表し、『循環日報』を、西洋の知識を広め、内外の情報を交換し、さらには政治的な論争まで展開するメディアに発展させた。また、『循環日報』の流通範囲は広く中国全土におよび、清末社会の風気を開く意味で大きな足跡を残したと評される¹。中国国内に限らず、日本、アメリカ、シンガポール、オーストラリアなどでも発行されており²、王韜の『循環日報』での論説は『申報』、『万国公報』などの新聞紙で何度も転載された。その影響力は広範であることが窺える。

本稿では王韜の『循環日報』の論説の中でも

¹ 村田雄二郎「王韜と鄭観応——開港場の中の新型知識人」、村田雄二郎、安田長雄編『東アジアの知識人① 文明と伝統社会』、第1巻、文明と伝統社会 19世紀中葉—日清戦争、有志舎、2013、p.262.

² 蕭永宏『王韜與循環日報』学習出版社、2015、pp.74-77.



特に鉄道に関する議論をとりあげる。中国における鉄道技術導入に関する議論は、官僚政治、商業経済、国防軍事、社会文化など、多岐にわたる問題に関わっている。その過程には、鉄道を代表とする近代文明と中国の伝統社会との複雑な対立が充分に表れており、「清末社会の変遷、思想の覚醒、経済の発展、政治の進展と密接に関連していると言える」と指摘されている通りである³。一方、鉄道が中国に導入されるべきかがまだ議論の段階にあった頃、王韜は既に鉄道建設が国家にとって重要であることを認識していた。彼は鉄道建設が様々な領域に与える影響を分析し、1880年代には中国での鉄道建設を大いに提唱し、導入に伴って起こり得る問題に対する解決策も提案した。彼の鉄道の議論を取り上げることで、清末鉄道建設の背後にある複雑な問題を理解することが可能になる。

『循環日報』に関する先行研究としては、日本の先駆的研究として西里喜行が「王韜と循環日報」において『循環日報』の創刊プロセスと特徴について論じたうえで、『循環日報』の政論の一部を整理した⁴。またシンガポールの卓南生は『中国近代報業発展史：1815-1874』で『循環日報』のレイアウト構成やその特徴を紹介し、王韜の新聞経営の哲学を解明した⁵。中国国内では張海林『王韜評伝』があり、王韜の生涯を詳細に分析するだけでなく、新聞の実践と新聞理論の観点から『循環日報』にも考察を加

えた⁶。このほか中国では近年、王立群『中国早期口岸知識分子形成的文化特徴』、蕭永宏『王韜と循環日報』、段懷清『王韜と近現代文学転型』、党月異『王韜と中国近代文学的転型』などにおいて、『循環日報』の創刊と理論について、あるいは『循環日報』の社説の著者についてなど、具体的な問題について体系的な研究が行われている⁷。

鉄道に関する先行研究において、日本岩倉鉄道学校を卒業した曾鯤化は注目すべき代表的な研究者である。曾鯤化は1908年に『中国鐵路現勢通論』を出版し、中国の鉄道研究を先導した。その後、1924年にはこれを基にして『中国鐵路史』⁸を出版し、清末から民国までの鉄道建設について鉄道の起源、経営、路線などの側面から紹介した。その後、宓汝成による編纂の『中国近代鉄道史資料(1863-1911)』⁹三巻は、档案、名人の日記、新聞などの原始資料を収集し、清末の鉄道史研究の資料基盤となっている。江沛が編纂した『中国近代鉄道史資料選集』¹⁰は、鉄道史を年鑑、管理、路線、産業、理論などの分類に分け、近代の鉄道問題について包括的に紹介している。王鉄崖が主編した『中外旧約章匯編』¹¹には、鉄道に関連する契約や文書も収録されている。日本では、千葉正史の『近代交通体系と清帝国の変貌——電信・鉄道ネットワークの形成と中国国家統合の変容』において、清末時代旧来の交通システムがいかなる形で近代的に在編されたのか、及び

³ 凌鴻勛『中国鐵路志』暢流半月刊社、1954、p.1.

⁴ 西里喜行「王韜と循環日報について」、『東洋史研究』、第43巻、第3号、1984、pp.508-547.

⁵ 卓南生『中国近代報業発展史：1815-1874』第9章、中国社会科学出版社、2015.

⁶ 張海林『王韜評伝』第4章、南京大学出版社、2007.

⁷ 王立群『中国早期口岸知識分子形成的文化特徴』、北京大学出版社、2009; 蕭永宏『王韜と循環日報』、学習出版社、2015; 段懷清『王韜と近現代文学転型』、復旦大学出版社、2015; 党月異『王韜と中国近代文学的転型』中国社会科学出版社、2014. このほか、香港でのシンポジウムをもとに出版された『王韜と近代世界』もある(林啓彦、黄文江編『王韜と近代世界』香港教育図書公司、2000.)。

⁸ 曾鯤化『中国鐵路史』台湾文海出版社影印、1924.

⁹ 宓汝成「交通史路改篇」『中国近代鐵路史資料』第一冊、中華書局、1963.

¹⁰ 江沛『中国近代鐵路史資料選輯』第23巻、鳳凰出版社、2015.

¹¹ 王鉄崖『中外旧約章匯編』第一冊、三連書店、1957.

清末の政治体制の変容に対し、鉄道を含む交通システムがもたらした意味について詳細に論じられた¹²。また吳淞鉄道に関しては林田芳雄による論文『吳淞鉄道興廃史考』¹³などがある。

従来の先行研究では、清末早期の社会改革において王韜の先駆的な役割が十分に肯定され、政治、経済、教育などの改革主張が詳細に論述されている。ただし、王韜が鉄道建設を提唱した主張については、まだ言及していないと思われる。本稿はこうした先行研究を踏まえ、これまで王韜研究においては取り上げられてこなかった『循環日報』における王韜の鉄道建設に関する論説を切り口とし、それらを整理することで、清末時代の鉄道建設に関する王韜の思想認識を重点的に分析し、それによって王韜が清末において鉄道建設を提唱した意味を考察する。

1. 中国における鉄道導入の経緯

鉄道技術は1820年代にイギリスで誕生し、1870年代に中国に導入された。1860年代に始まる洋務運動において清朝は西洋列強から科学技術を学び、機械や武器などの「器物」を徐々に導入したが、鉄道技術の導入には紆余曲折があった。後世の統計によると、清末(1911年まで)には、総延長9,618キロメートルの鉄道が敷設されたが、その内の9,254キロ

メートルは1895年以降に建設されたものである¹⁴。要するに洋務運動開始から30年間に敷設された鉄道は364キロメートルだけだったのである。ここからは、洋務運動の時期でも、鉄道技術の導入には強い反対があったことがうかがえる¹⁵。

中国内の運河の輸送問題を解決するための新たな輸送手段として鉄道に注目する動きは清朝朝廷内にもあったが¹⁶、中国に鉄道を建設すべきだとする具体的な主張は、1860年代に西洋列強によって提案され始めた。

1862年、駐広州イギリス領事館の翻訳官メイヤーズは、広東から江西まで鉄道を敷設する提案をした。これは中国で鉄道を建設する最初の提案であった¹⁷。また、1863年、27社の洋行(外国資本の商社)が当時の「海関道」(税関長)に上書し、上海と蘇州の間に鉄道を建設するよう提案した。これに対して李鴻章は、朝廷の意向を受け、「中国が自ら自国の鉄道を敷設して経営してこそ、中国に利益をもたらすことができる。民衆は本土で外国人を雇用することに対して、いつも反対の態度を持っている。言うまでもなく鉄道を建設するために外国人を雇用すると、大きな反発を呼ぶ恐れがある」¹⁸という理由で拒否した。

1865年、清朝政府の総税務司に就任したロバート・ハートが同治帝に上奏した「局外旁觀

¹² 千葉正史『近代交通体系と清帝国の変貌——電信・鉄道ネットワークの形成と中国国家統合の変容』第三章、日本経済評論社、2006。

¹³ 林田芳雄『吳淞鉄道興廃史考』『竜谷史壇』(99・100) 龍谷史学会編、1992。

¹⁴ 嚴中平『中国近代經濟史統計資料選輯』科学出版社、1955北京版、pp.171-180。

¹⁵ ただ、1840年アヘン戦争の時代から、一部の朝廷官員と知識人は鉄道が国や国民にとって有利であることをすでに認識していた。林則徐の『四洲志』(1840年)、魏源の『海国図志』(1842年)、徐繼畲の『瀛寰志略』(1849年)では、鉄道を新たな交通手段として紹介していた。林、魏と徐は、中国に鉄道技術を導入することを直接主張したわけではないが、鉄道のメリットを客観的に説明していた。太平天国の干王洪仁玕は、『資政新篇』(1859年)も鉄道を中国に導入すべきであると述べている。これは、中国で最初の中国人による鉄道建設の提案であった。

¹⁶ 千葉正史によれば、道光五年(1825年)には、河運には困難があるため河運から海運に移行すべきであるとの議論を発端として、漕運制度という従来の輸送方式の変革が始まった。1851年太平天国の反乱が勃発し、さらに第二次アヘン戦争(1856-60年)の影響で、海運方式であっても漕運制度を維持することが難しくなった。一方、洋務運動の進展に伴い、石炭や鉄鉱石資源の需要は日増しに高まりつつあり、石炭輸送の手段として、鉄道を敷設提する案も浮上した。千葉正史『近代交通体系と清帝国の変貌——電信・鉄道ネットワークの形成と中国国家統合の変容』第三章、日本経済評論社、2006、pp.127-144。

¹⁷ 宓汝成『中国近代鐵路史資料』第一冊、中華書局、1963、p.4。

¹⁸ 肯德著、李抱宏訳『中国鉄道發展史』三連書店、1958、pp.3-4。

論¹⁹の中、中国に鉄道を建設する提案が数回登場している。1866年には、イギリスの駐清公使館参事のトーマス・ウェードも総理各国事務衙門に鉄道に関する『新議略論』²⁰を提出したが、彼らの提案はいずれも朝廷には受け入れられず、採用されなかった。この時の清朝では既に洋務運動が進められていたが、清朝朝廷は鉄道の建設にはあまり関心を示さなかった。

総じて言えば、1881年に中国が自前で建設した唐胥鉄道が竣工するまでの20年の間、外国人が中国で鉄道を建設するのを阻止するため、清朝は徐々に厳しい姿勢で臨むようになった。朝廷だけでなく、洋務派の官僚すら、中国への鉄道技術の導入に対しては、異口同音に反対した。両江総督曾国藩²¹、陝甘総督左宗棠²²、江蘇巡撫李鴻章²³、及び江西巡撫沈葆楨²⁴はそれぞれ鉄道建設に反対する意見を上奏した。これら清末の洋務運動で積極的に改革を唱えた重要な洋務派官員たちも、視点はそれぞれやや異なるものの、鉄道建設に反対することでは一致していたのである。それでも、1876年に外国資本によって中国初の鉄道「呉淞鉄道」が建設された。

1866年、イギリス駐清国公使オールコックは、総理各国事務衙門に上書し、上海の黄浦江地域で鉄道を建設するという提案をした。清朝政府は「鉄道建築には障害が多い」という理由で拒否した。しかし、西洋列強は中国の反対にも関わらず、中国での鉄道建設計画を停止して

いなかった。1872年、駐上海アメリカ副領事ブラッドフォードは呉淞埠頭から上海までの狭軌鉄道の建設を発起した。その後、資金不足などで事実上イギリスが主役となって作られ、清朝政府の同意がないまま、上海で呉淞道路会社が成立した²⁵。1876年1月から呉淞鉄道の地面工程が始まり、6月30日に試運営を行い、そして7月3日に正式に運営が始まった²⁶。

呉淞鉄道は1876年7月に開通したが、現地の人の不満を引き起こしたという理由により、わずか1年ほどで取り壊された²⁷。1877年清朝政府はイギリス商人と条約を締結し、所有権を買収してからすぐに解体されたが、中国初の民営鉄道といえるものではあった。呉淞鉄道が撤去の運命に直面していた頃、中国が自力で鉄道を建設する計画も浮上していた。それが唐胥鉄道である。

2. 唐胥鉄道の建設と王韜

唐胥鉄道の建設計画は、開平炭鉱から始まった。1875年5月30日、西洋の技術を用いて石炭を採掘すべきであるという直隸総督李鴻章と両江總督沈葆楨の要請に応え、清朝朝廷は台湾と直隸で試験的に採掘することを許可した。その結果、翌年から台湾の基隆炭鉱(1876年)及び開平炭業局(1878年)が相次いで設立された。開平炭鉱に鉄道を敷設する計画を最初に打ち出したのは、輪船招商局の総弁である唐廷枢だった。

¹⁹ 「凡有外国可教之善法， 応学応辦， 即如鑄銀錢以便民用， 做輪車以利人行」李書源編『清代籌辦夷務始末：同治朝』巻40、中華書局、2008、p.378.

²⁰ 「各省開設鉄道飛線， (中略) 未必於中国有損， 反可見為有益」李書源編『清代籌辦夷務始末：同治朝』巻40、p.380.

²¹ 「鐵路自洋人行之， 則以外国占内地之利， 自華人之附和洋人者行之， 亦以豪強而占奪貧民之利， 皆不可行。」李書源編『清代籌辦夷務始末：同治朝』巻54、pp.1-4.

²² 「鐵路原因火輪車而設， 外国造鐵路， 抽火車之稅， 利歸国家。我無火車， 顧安用此。」李書源編『清代籌辦夷務始末：同治朝』巻50、p.32.

²³ 「查鐵路費凡事巨， 變易山川， 彼族亦知斷不能允， 中国亦易正言拒絕」宓汝成『中国近代鐵路史資料』第一冊、p.20.

²⁴ 「至鐵路一節， 窒碍尤多， 平天險之山川， 固為將來巨患。(後略)」宓汝成『中国近代鐵路史資料』第一冊、p.2.

²⁵ 宓汝成『中国近代鐵路史資料』第一冊、p.35.

²⁶ 詳しくは林田芳雄『呉淞鉄道興廢史考』と宓汝成『中国近代鐵路史資料』を参照のこと。

²⁷ 宓汝成『中国近代鐵路史資料』第一冊、p.35.

唐廷枢は、清末の「四大買弁」の一人と称される人物で、少年時代に香港のモリソン教会学校で西洋教育を受け、英語に堪能だった。香港の巡理庁で5年間通訳官を務めた後、怡和洋行の買弁となった。12年間の買弁の経験を通じて、唐廷枢は西洋の経営方式を完全に理解し、怡和洋行も彼の管理の下で事業分野を拡大することができた。1873年、李鴻章の依頼を受けた唐廷枢は輪船招商局の「総弁」に就任し、招商局の損失を救った。1876年、李鴻章は唐廷枢に灤州開平鎮で鉄脈を調査するよう命じ、唐廷枢は開平炭鉄の開鉄と経営の全責任を負った。唐はその後「唐廷枢呈李鴻章查看開平煤鉄鉄脈情形稟」(1876年11月14日)を上書し、開平炭鉄の見通しについて、その埋蔵量、採掘する価値、採掘コスト及び西洋による採掘技術のメリットなどの観点から詳細に分析した。そして、ここで初めて、澗河口から開平鎮まで約一百里の直通鉄道の敷設を提案した。「石炭採掘には鉄道敷設を伴うべきであり、石炭採掘と鉄道敷設は一緒に行うべきである」と主張、さらに、「開平炭鉄は鉄道という手段で輸送しないと、きっと発展できないだろう」と断言した。これが最初の「澗河口鉄道計画」であった²⁸。しかし、その直後に唐廷枢はこの構想を断念した。最も懸案だったのは、鉄道が敷設される予定の路線のほとんどが旗人の所有地を横切っていたことで、所有地を避けようとするれば支出が大幅に増えるからであった。しかし翌年、唐廷枢は炭鉄の探査とともに、鉄道建設の計画を再び提起した。唐廷枢は「唐廷枢呈李

鴻章溶化煤鉄成色譯文並条陳開採開平煤鉄事宜稟」(1877年9月9日)で次のように提案した。

石炭と鉄を同時に運ぶなら、自ら鉄道を築く必要があり、それによってはじめて大きな利益が得られるだろう。台北の鉄業においては、炭鉄は開発されるより前に鉄道が既に敷かれているが、まさにこのことを示している。石炭自体は取るのが難しいが、日々運び出すことが困難だった。台北のように馬車を使った小さな鉄道を築くことができれば、石炭だけでなく、溶鉄炉や鉄製の重い機械なども容易に運ぶことができるだろう。²⁹

しかし、ちょうどこの時期に吳淞鉄道をめぐり議論の影響を受けたこともあって、開平炭鉄の鉄道建設は実質的には進展しなかった。この後、開平炭鉄の操業は1879年によく開始し、1881年に採炭にこぎつけ、翌年から全面的な生産に入った。石炭採掘後の輸送能力不足による生産の停滞を避けるために、唐廷枢は1880年に輸送問題に焦点を当てた上書である「唐廷枢呈李鴻章踏勘河道情形并擬應挑河道路徑稟」(1880年10月10日)と「唐廷枢呈李鴻章挑河章程六条」(1880年10月10日)を李鴻章に提出し、三回目となる鉄道建設計画の提案を行った³⁰。この提案はついに受け入れられ、やがて、唐胥鉄道は1881年6月9日に正式に着工し、同年の11月末に敷設が完成し

²⁸ 「開煤必須筑鉄路，筑鉄路必須采鉄。煤与鉄相為表里，自應一齋舉辦」、「非由鉄路運煤誠恐終難振作也」開灤档案52号、「開平鉄務招商章程」、『李保平主編開灤煤鉄档案史料集』、河北教育出版社2012、pp.70-74。

²⁹ 若煤鉄併運，即須自築鉄路，方可大見利益。是台北鉄務，煤井未開，鉄路先已築成，正此之謂。蓋煤本不難取，所難者使其逐日運出費力。若能仿照台北築做用馬托車小鉄路一条，非但煤鉄容易運出，即熔鉄爐鍋、拉鉄機器等重物，均無難運進矣。

「開平鉄務招商章程」『開灤煤鉄档案史料集』pp.74-77。

³⁰ 「唐廷枢呈李鴻章踏勘河道情形并擬應挑河道路徑稟」『開灤煤鉄档案史料集』、pp.169-171。鉄道建設に関して、「所幸明年正月即可見煤，雖費本甚重，而嗣后事半功倍，成本尚輕。但有陸路百里之遙，若加車運，成本必重，此時不得不預籌運道，以備明春出煤之路」とある。「唐廷枢呈李鴻章挑河章程六条」『開灤煤鉄档案史料集』、pp.173-174。ここでは「再由該莊之東北築快車路一条，直抵煤場」と述べている。

た³¹。

しかしながら、唐胥鉄道はそもそも石炭採掘のために建設されたということもあって、建設当初から注目を浴びていた訳ではない。李鴻章が最初に唐胥鉄道建設について朝廷に知らせたのは、開平鉱務局の進捗状況を報告する1881年5月の奏摺、すなわち着工直前のことであった。この奏摺で李鴻章は計画段階では上奏をしなかったと説明しており³²、1881年5月まで、李鴻章は唐胥鉄道建設のことを含め、開平炭鉱について朝廷に何も報告していなかったことがわかる。

だが、こうした状況にも関わらず、王韜はかなり早い時期から開平炭鉱と唐胥鉄道に対して高い関心を寄せていた。また実際のところ、王韜の『弢園尺牘』には唐廷枢に宛てた三通の手紙が収録されており、この二人の間に直接交流があったことが分かる³³。これらの手紙はそれぞれ1875年、1877年、1878年に書かれたものである。特に『与唐景星觀察』と題された1878年の手紙では、王韜は炭鉱の稼働に伴う輸送の問題について唐廷枢に具体的な提案を行っている。輸送問題は1881年に開平炭鉱が開始されるにあたっての大きな問題であり、その解決が唐胥鉄道の建設の直接的な原因ともなっていた。

さらに『循環日報』の論説でも、王韜は開平炭鉱および唐胥鉄道について何度も論じていた。筆者の調査によると、1881年前半に王韜が執筆した開平炭鉱に関する論説は少なくとも三本ある。

その最初は1881年2月2日の「開鉱情形」で³⁴、ここで開平炭鉱について紹介し、論評している。この社説からまず分かるのは、王韜が開平炭鉱はいつ計画され、いつ始動し、いつ石炭の採掘が開始されたかについて詳細に理解しているということである。つまり、この時期の王韜は、中国の石炭鉱の建設と鉄道建設の動向を常に注視していたのである。

3. 『循環日報』における王韜の論説

筆者は日本国立国会図書館で『循環日報』を閲覧し、上述の「開鉱情形」を含め、これまで公表も引用もされてこなかったと思われる鉄道と炭鉱に関する1881年発表の論説をいくつか発見した。その題名と掲載日は以下の通りである。

「開鉱情形」（1881年2月2日）、
「論中國擬建鐵路」（1881年2月25日）、
「論車路宜先建於邊省」（1881年2月26日）、
「論建鐵路」³⁵（1881年3月25日）、
「論煤鉱」（1881年4月2日）、
「論招商以建車路」（1881年4月5日）、
「論中国鉱務」（1881年5月14日）、
「論電線車路宜並設」（1881年5月17日）、
「鐵路論一」（1881年9月20日）

上記の論説を発表した時期はちょうど唐胥鉄道建設の計画が進行している時期であり、同時に朝廷では鉄道建設そのものの賛否をめぐって再び激論が交わされていた時期でもあった。

³¹ 宓汝成「交通史路改篇」『中国近代鉄路史資料』第一冊、pp.120-121。

³² 李鴻章「李鴻章奏直境開辦礦務摺」「奏議九」『李鴻章全集』（影印）、海南出版社、1997、pp.339-340。「当夫籌辦之始、臣因事端宏大、難遽就緒、未經具奏。今則成效確有可觀、轉瞬運煤銷售、實足與輪船招商、機器、織造各局相為表裏、（中略）理合恭摺具陳、伏乞皇太后、皇上聖鑑。」（1881年5月20日）。

³³ 王韜著、陳玉蘭輯校『弢園尺牘新編』上海古籍出版社、2020。

³⁴ 「中國土地廣潤、物產蕃滋、原非諸洲各國所可比倫。惟歷代相傳以德為本、以財為末、故於富強之術多未講求。今則時勢頓殊風氣漸開、而採礦一事又為裕國利民之至計。昨經唐君景星奉李爵相札、委辦理開平礦務、成效立觀。（中略）今開平一局係光緒三年招商、次年鑽地、去今兩年開井。僅及三年煤槽已見、此事半功倍之舉。」
王韜「開鉱情形」（1881年2月2日）『循環日報』。

³⁵ 王韜は『弢園文録外篇』に、「論建鐵路」という同じ題目の論説を掲載したが、『循環日報』の内容とまったく異なる。

3-1. 劉銘伝による鉄道敷設の建議と反対論

まず、王韜の『循環日報』における鉄道に関する議論の下敷きとなった当時の論争について見ておきたい。

1880年12月、前直隸提督劉銘伝は光緒帝に謁見し、中国内地で鉄道を建設することを提案した。劉銘伝は、鉄道建設によってロシアと日本がともに発展し、清朝にとって脅威となったと考え、鉄道建設は経済的、軍事的、政治的、外交的にも極めて重要であり、国の「自強」を可能にする鍵であると述べた³⁶。劉銘伝の中国内地への鉄道建設の提案は、再び議題となり、李鴻章、劉坤一、翁同龢、劉錫鴻など中央と地方の官員が各自の意見を提出し、全国規模で議論を引き起こした。李鴻章は「李鴻章奏妥議鐵路事宜摺」（1880年12月）という上奏文の中で、劉銘伝の鉄道建設の提案を明確に支持した。一方反対派の官員張家驥は「内閣学士張家驥奏未可輕議開造鐵路摺」（1880年12月）の中で、劉銘伝の鉄道建設の提案に反対意見を表明し、さらに李鴻章が張家驥の意見に反論するために態々二回目の上奏文「李鴻章奏議張家驥爭止鐵路片並密論」（1880年12月31日）を提出した。ここからも鉄道建設に関する議論の激しさが分かる。

溝口雄三は、当時の反鉄道の論拠は、ほぼ「敵を内陸に引き入れてしまう、搬運業などの小民の生計を奪う、祖先の墳墓が強制移転に遭う、煤煙のため沿線の作物が焼かれる」の四点に集約されるが³⁷、反対派の中には、1876年に中国初の駐英使節郭嵩燾の副使として、イギリスとドイツに駐在していた劉錫鴻のようにもう少し精緻な反対論を唱えた官僚もいた、と指

摘する³⁸。劉錫鴻は、順天府府丞王家璧や翰林院学士周德潤など反対派が提出した主張とは異なり、「さすがに欧州で実地に鉄道に触れ、余暇には其の縦横に走るレールを徧覽し、其の製造の工場を訪ね、其の巨商老匠を熱心に推求し、而も又これを博く各国の指導者及び波斯、日本、トルコなどの、西洋に非して西洋の汽車を倣い為る者につき調査した」経験を持っていたので³⁹、その主張は単純ものではなく、「鉄道は行なう可からざること八、利なきこと八、害あること九」⁴⁰と中国で鉄道建設への反対の理由を総合的に分析しているという。

「行なう可からざること八」とは、広州～北京の一路だけで七千万両（彼によれば当時の中国の歳入費は六千数百万両）を要するという資金量に対する官・民双方の力量不足（一・二）、山川を伐り拓くことによる土俗信仰上の軋轢（三）、官が経営に関与する場合の横領などの弊害（四）、レールや車輛の維持管理に対する責任体制の欠如や各省ごとに関所（関税署）を経ねばならないという運行管理上の問題（五・七）、レールの盗竊など民間の公共心欠如や引越荷物ほどの携帯荷物をもちこむ乗客の風習上の問題（六・八）など、である⁴¹。

「利なきこと八」は推進論者の論拠に対する反駁で、たとえば国利を興すのに益があるという論に対しては、国内の交易だけで欧州諸国のような対外利益はない、軍の移動に便で兵員削減が見込めるという論に対しては、それは本末転倒でまず乱がおこらぬようにするのが第一義であり、兵員削減にいたっては現在の積習からみてその程度の理由では期待できない、鉄道が利益をあげるというのに対しては、外貨導

³⁶ 国家清史纂修小組編『晚清時期興修鉄路的紛争』『清史鏡鑑』第一輯、国家図書館出版社、2008、pp.81-83.

³⁷ 溝口雄三『方法としての中国』、東京大学出版会、1989、pp.269-271.

³⁸ 同上。

³⁹ 同上。

⁴⁰ 「鉄道不可行者八、無利者八、有害者九」
「光緒七年正月十六日通政使司參議劉錫鴻奏摺」『洋務運動』（六）p.165.

⁴¹ 溝口雄三『方法としての中国』、pp.272-273.

入による金利がそれを上まわる、などである⁴²。

「害あること九」では、民田買上げによる当該田主の遊民化、外国商品の奥地進出による奢侈の蔓延やそれによる窮迫化、物価の全般的上昇、維持・補修を外国に依存することによる銀の流出とそれに伴う財政悪化など、民生上あるいは財政上の問題点がほとんどであるという⁴³。

実は劉錫鴻が上奏した日と同じ1881年2月14日に、上諭が下されて劉銘伝の鉄道敷設の計画は却下されているため、劉の意見が当時の政策決定に影響を与えたかどうかは不明とされるが⁴⁴、結果的に清朝朝廷は鉄道建設を却下しており、反対派であった劉錫鴻の提案が朝廷に認められたとも言える。

それでは実際のところ、劉銘伝はどのような提案をしていたのであろうか。彼の上奏文には以下のような一節がある。

古来より敵国よりの外患はあるが、今日ほど多く、強力だったことは未だかつてない。一国に災禍が生じれば、各国がその周りをうかがうのは常であるが、ロシアは東、西、北に広がって我が国と境界を交えており、特に深く懸念される。ロシアはヨーロッパを起点に鉄道を敷設しはじめ、徐々に規模を拡大しながら近づいてきている。またウラジオストクから琿春に至る道を開こうとしているが、現時点でこれが実現していないのは、鉄道がまだ完成していないからである。十年も経たないうちに、災難が起こることが予測される。日本は弾丸のように小さな国だが、西洋の長けた技術を師としている。彼らも鉄道を持ってお

り、何か事があれば我々に害を及ぼす可能性もある。こうした事情を考慮しないで自強することは難しいだろう。自強の道は兵を鍛え、兵器を整備することであり、これは着実に進めるべきだ。しかし、その要は急いで鉄道を敷設することにある。鉄道の利益は輸送、救済、商業、鉱業、税収、旅行など数えきれないが、特に軍事利用においては手を緩めることができないほど大きい。中国の領土は広大で、北の辺境は何千里にもわたってロシアと接している。また各開港場で通商が行われ、他の国々とも関わりを持っている。(現状では)境界線を画して守ろうとしても守り切れるものではなく、外に駆逐しようと思っても力が及ばない。しかし、一度鉄道が開通すれば、東西南北が相通じ、敵の進む方向を見極め、機敏に対応することができ、たとえ一万里離れていても数日で到達し、百万の軍勢を一声で呼び集めることができる。また、兵は合わせれば強くなり、分散すれば弱くなるものである。中国の十八省全体の兵を合わせれば、兵の数は多く、資金も十分であるが、それぞれが持ち場の辺境に専念しているので、戦争が起こると自分たちの持ち場で手一杯で、呼応して資金を調達したり兵士を動員することはできない。しかし、鉄道が完成すれば、互いに声を上げて連携し、血脈を通わすように行き来ができるので、兵力や予算を削減できる。また、迅速に移動できるようになって国境の防衛や武器の輸送が容易になり、朝出発すれば夕方には目的地に到達できる。⁴⁵

⁴² 溝口雄三『方法としての中国』、pp.272-273。

⁴³ 同上。

⁴⁴ 村田雄二郎、茂木敏夫(編)『万国公法の時代—洋務・変法運動—』(新編原典中国近代思想史 第2巻)、岩波書店、2010、pp.87-88。

⁴⁵ 自古敵國外患、未有如今日之多且強也。一國有事、各國環窺、而俄地橫互東、西、北、與我壤界交錯、尤為心腹之憂。

ここからは、彼がロシアと日本を例に挙げ、鉄道建設が軍事に与える影響を詳細に論じていることが分かる。劉銘伝の奏摺は国の発展を全体的な視点から考え、中国の条件や実情を考えれば中国での鉄道建設が必須であると、強く提唱している。鉄道の発展が軍事に与える多大な影響を認識しており、その点で当時において鉄道建設の先駆的提唱者であることは間違いない。しかし、劉はこの上書の後、彼自身で反対意見に対する追加の説明や解決策の提案を行うことはなかったと思われる⁴⁶。つまり、劉銘伝自身は鉄道を具体的にどのように建設すべきかという案も、また反対意見に対抗できる具体的な計画も持ち合わせていなかったと考えられるのである。

3-2. 「論中國擬建鐵路」(1881年2月25日)

劉銘伝の中国内地での鉄道敷設の提案(1881年1月)は鉄道反対派の猛反対に遭った訳だが、王韜は直ちに劉銘伝のこの提案に注目し、『循環日報』に「論中國擬建鐵路」(1881年2月25日)を発表した。ここで王韜は劉銘伝の提案を強く支持した上で、反対派が主張していた反対意見に対して詳細な反論を行っている。

王韜はまず、劉銘伝の鉄道建設に関する提案について言及している。

最近聞いたことによれば、劉省三軍門(劉銘伝)が勅命により陛下に謁見し、鉄道を敷設すれば、戦争の進軍が容易にな

るということを表明し、鉄道を敷設することを提案した。また、南北洋通商大臣も、この提案に賛成する人がいるとして、どちらも鉄道の敷設を願い出た。⁴⁷

また、王韜は、反対派が提出した反対の理由、特に鉄道建設による軍事への脅威の懸念に対して反論し、鉄道建設は清朝社会変革の一環として実行する必要があるという立場から、以下のように述べた。

反対者は以下のように言う。中国は広大な領土を有しており、険しい山は、軍隊の迅速な移動を制限し、敵の侵入を阻止することができる。鉄道を敷設すれば、どんなに遠くても各方面に通じ、到達できてしまう。突然の予期せぬ戦争に遭遇したら、敵は(鉄道で)内地まで入りこむであろうから、けわしい要塞があっても、それを守備することは難しい。したがって、鉄道の利益は僅かで害悪が限りなく多いので、鉄道は敷設しない方が得なのだ、と。しかし反対論者は、機関蒸気車は先頭から最後尾までつなげて進行するもので、また、線路は平坦につながって相互に連結され、そこに支障があってはならないこと、つまり、もし線路に欠落があれば列車がそれを飛び越えるのは困難だということを知らないのだ。鉄道ができれば、兵士が警備するのは当然で、もし外国と戦争になり、鉄道を占拠される恐れがでてきたら、誰かに

俄自歐洲起造鐵路，漸近浩罕，又將由海參崴開路以達琿春，此時之持滿不發者，以鐵路未成故也。不出十年，禍且不測。日本一彈丸國耳，師西人之長技，特有鐵路，亦遇事與我為難。舍此不圖，自強恐無及矣。自強之道，練兵造器，固宜次第舉行。然其機括，則在於急造鐵路。鐵路之利，於漕務、賑務、商務、礦務、釐捐、行旅者，不可殫述，而於用兵尤不可緩。中國幅員遼闊，北邊綿互萬里，毗連俄界；通商各海口，又與各國共之。畫疆而守，則防不勝防，馳逐往來，則鞭長莫及。惟鐵路一開，則東西南北呼吸相通，視敵所趨，相機策應，雖萬里之遙，數日可至，百萬之眾，一呼而集。且兵合則強，分則弱。以中國十八省計之，兵非不多，餉非不足，然此疆彼界，各具一心，遇有兵端，自顧不暇，徵餉調兵，無力承應。若鐵路告成，則聲勢聯絡，血脈貫通，裁兵節餉，並成勁旅，防邊防海，轉運槍砲，朝發夕至。

趙爾巽『清史稿』「交通史」、中華書局、1927、p.4428。

⁴⁶ 『清史稿』第149巻によると、1881年に劉銘伝の上書はこの一通しかない。

⁴⁷ 「近聞劉省三軍門奉詔陛見，力陳車路便於行軍，倡議建築。又傳南北洋通商大臣亦然其說，均請舉辦。(後略)」
「論中國擬建鐵路」(1881年2月25日)、『循環日報』。

密命をくだして、線路を掘り破壊すれば鉄道は使い物にならなくなる。敵がより深く侵入してくることを心配する必要がどこにあるだろうか。ただ、鉄道建設は規模の大きい工事であり、建設に必要な資金の調達が困難で、官員だけに委託して実施しようとしても難しく、また、土地の意図的な占拠や墓の破壊などの弊害があるので、人々の恨みを買う恐れはある。かといって商人たちに建設させると、権勢をたてに横暴に振る舞う者が権力を独占するので、鉄道の議論は長らく成立しなかった。〔中略〕今中国で鉄道を敷設するというのは、古来に言う物事の変革と類似しているように思われる。今これを実行すべきだが、それには徐々に民衆に鉄道のどこに利益があるかを学ばせ、理解させるのがよい。そうすれば無意識のうちに影響を受けて、みな鉄道を推進したいと思うようになり、それによって利益を受け、鉄道を当たり前物とするようになるだろう。⁴⁸

ここで王韜は、洋務派官僚の間でも懸念されていた軍事的脅威について詳しく論じたほか、鉄道を推進させるためにはより多くの庶民に鉄道を知ってもらうことが重要であるとしている。王韜は長期的にヨーロッパに滞在し、鉄道知識とその国への影響力を深く理解していた。王韜の海外での経験と鉄道知識は、劉錫鴻に劣るものではなかったと思われる。官僚であった劉錫鴻の立場とは異なり、王韜は西洋科学への豊富な知識とヨーロッパでの経歴から、国にとって鉄道が果たす役割の大きさをより客観的

に理解することができたのではないだろうか。また、この記事からも分かるように、王韜は長年にわたるヨーロッパ滞在で列車に何度も乗車した経験を持っているので、「線路を掘り破壊すれば使い物にならなくなる」という鉄道の弱点についても十分に理解している。さらに、一般の人々に鉄道の重要性を理解させ、鉄道の知識を広めるという視点も、王韜が初めて提案したものである。

3-3. 「論建鐵路」（1881年3月25日）

清朝朝廷は劉銘伝の鉄道建設の提案を却下したが、王韜はこれを受けて再び『循環日報』に「論建鐵路」（1881年3月25日）という社説を発表した。

前回劉省三爵帥（劉銘伝）は皇帝陛下に謁見した際、鉄道の利益を力説し、鉄道を建設しようと提案した。その結果、西洋の人々は、その事業が成功することを楽しみにしていた。それから、朝廷に情報が伝えられ、李爵相（李鴻章）と両江総督劉制軍（劉坤一）に綸旨が降り、詳細に審議して実施するかどうかが決定的に再度上奏するようにと命じられた。しかし、劉制軍は実施には適していないと上奏し、朝廷はその提案を却下した。⁴⁹

このように状況を説明した後、王韜はそれでも中国に鉄道を敷設することをあきらめず、中国初の鉄道をまず炭鉱地帯に建設し、徐々に全国に広げていくことを提案した。

⁴⁸ 「説者謂中國版圖遼濶，關山之險實以限戎馬之奔馳，阻寇敵之蹂躪。若建有鐵路，則四通八達無遠不屆，猝遇變故，寇兵可以深入，即有扼塞難資守禦，是為利有限而貽害無窮。固不如勿建之為得也。不知輪車銜尾而進，路必平坦相接乃無阻礙，尺寸有所闕，陷即難飛越而過。既建有路必守以兵，若與外國失和，懼其佔據，密飭一人掘之便成無用，又何寇兵深入之足慮乎。惟工程浩大經費難籌，若祇委官辦理，又有故佔田園強掘虛墓諸弊，適滋擾累多啓怨讟。若招商建築，更恐豪強從中把持迄無成議。（中略）則以為中國之創舉而有類於易業變常也。今宜出之，以漸使民習知其利之所在，因而目染耳濡咸思推廣以沾利益，則視為故常各安其業。」
「論中國擬建鐵路」（1881年2月25日）、『循環日報』。

⁴⁹ 「前聞劉省三爵帥陛見時，力陳鐵路之利，請次第開辦。西人莫不延頸企踵，以幸其事之有成，嗣又傳朝廷特發交李爵相

現在、天下の人々が鉄道の利益を知り、朝廷もその成果を享受できるのであれば、鉅山を採掘している地域で早めに鉄道を築いて、海岸に至るようにするのが最適である。これにより、利益を伝達することができ、鉄鉅を持つ場所では鉄塊を製造し、徐々に他の陸路にも実施して、(この方法を)近いところから遠くまでに拡大して運用する。庶民がその利益を感じられれば、誰でも鉄道を建設すべきだと思ふようになり、皆がお金を出し合って鉄道を建設しようとするだろう。このようにすれば、数十年もせずに、内地の各省で鉄道建設の風潮が起こり、皆が鉄道の建設は利益を生み出す方法だということ注目し、遅れを取らないように鉄道を建設するはずである。⁵⁰

王韜がこの構想を打ち出した時期(1881年3月25日)は、唐胥鉄道の正式着工(1881年6月9日)より3ヶ月も早かった。王韜は開平炭鉅に鉄道を敷設することを直接的に提案したわけではないが、このような彼の提案は当時の清朝の実情に非常に合致していたと言える。このような意見は、反対を最小限に抑えて鉄道を建設することを可能にするだけでなく、鉄道建設の成功を通じて、全国に徐々に影響力を及ぼし得るものであった。

3-4. 「論招商以建車路」(1881年4月5日)

このほか、劉錫鴻や他の反対派は、鉄道建設の資金が不足していることを懸念していたが、王韜は「論招商以建車路」(1881年4月5日)で、以下のように解釈した。

中国における蒸気機関車の鉄道建設についての議論においては、劉爵帥は西洋の商人に融資を依頼することを提案し、一方、李爵相は株式を募り資金を調達することを提案している。これらは国益を計る上での熟慮された戦略である。事業が成功すれば、西洋の商人と共有する税関収入で借金を返済しなければならず、開始時には収益が十分でなく、毎年利子を支払わなければならない。そのため、後に成果を収めても、利益は西洋の商人と共有されてしまう。したがって、輪船招商局や開平鉅業のように商人を引き寄せ、富裕な商人から資金を調達し、国が税金を割り当てる必要がない方法を模倣すべきである。そうすれば、利益を追求した富裕な人々が事業に参加するので、朝廷は莫大な借金を返済する必要がない。これは朝廷や庶民にとっても利益をもたらす提案である。

たとえば、西洋諸国において大規模な公共事業が必要とされる場合、どの事業でも費用が不足する場合、政府は国庫から予算を振り向けて協力を促す。朝廷が一つの計画を立ち上げ、一つの事業に予算が不足する場合、民間から借り入れることをためらわない。そのため、工事が巨大で費用がかかるにもかかわらず、計画が確定したら数週間で進行できる。具体的に言えば、イギリスの蒸気機関車の鉄道は既に数万里に達しているが、年間の収益は二つの部分に分けて使われる。一部は新しく鉄道を敷設した毎年の列車や線路の整備費用に充て、もう一部は株主に均等に支払われる利息であった。初めは制度が十

及兩江總督劉制軍參酌可否，詳為覆奏以決從違。而劉制軍以為不便於行，故朝廷作為罷論。(後略)」

「論建鐵路」(1881年3月25日)『循環日報』。

⁵⁰「今欲天下皆知車路之有利，而國家亦得坐享其成，則莫若於開礦之地先築一路，以達於海濱，俾利轉運，即擇其有鐵礦者如法以制鐵塊，漸而施於陸路，由近及遠。俾民習見其利益之所在，咸欣然以為甚，便皆欲合股湊貲相與建造，可不數十年而內地各省必將聞風興起，無不視為生財之道而建築恐後矣。」

「論建鐵路」(1881年3月25日)『循環日報』。

分に整っていなかったが、その後、年々やり方が洗練されて、利益が増加した。そして、これらの株式は朝廷から個人まで誰でも購入し、株主になることができる。利益を追求することは恥ずかしいことではないので、提案されると、誰もが参加したがる。中国もこの方法を採用し、高い地位にある人々や名家の子孫が資金を提供し、誰もが参加する機会を得ることを認め、富豪や大富豪は家計の状況に応じて個人で、あるいは複数人で株を所有し、多くの人々が協力するならば、鉄道建設の計画の成功が確約されるだろう。⁵¹

この論説では、王韜は劉坤一と李鴻章が提案した鉄道建設の対策について言及し分析した。その中でも特に李鴻章の意見を賞賛している。ここで注目すべきは、李鴻章は1860年代には鉄道建設に反対する洋務派の官僚の一人であったが、1870年代以降、徐々に鉄道建設が国にもたらす利益を認識するようになったということである。ただし、李鴻章は中国が鉄道建設に外国の力を借りるべきではないと考えており、特に資金の面では、外国人を介入させれば、中国が鉄道の制御権を失う可能性があるとして、それが清朝統治に影響を与える可能性があるとした。王韜のこの論説は、1880年代に至って、李鴻章が中国での鉄道建設に民間の出資を活用しようと考え始めていたことを示すものである。王韜は李鴻章の提案に大いに賛同しており、西洋の国々が鉄道を建設する際

の方法をイギリスの例を挙げて説明し、中国でも民間の出資を利用して鉄道を建設する可能性があるとして述べている。この意見は、李鴻章の立場と一致していると言えるだろう。王韜は李鴻章のこの意見を極めて重視していたらしく、1881年9月20日『循環日報』の「鐵路論一」でも再び李鴻章のこの意見について論じている。

実際、李鴻章と同様に、1880年代以降、以前は鉄道建設に反対していた官僚や知識人の中から、徐々に中国の発展における鉄道建設の重要性を認識する者も現れたが、当時の中国には鉄道建設に使える資金も、自力で鉄道を建設する能力も乏しかったため、彼らは鉄道建設の利点を認識しつつも、当時清朝の現実を考慮して、最終的には鉄道建設に反対する立場をとっていた。

3-5. 「論車路宜先建於邊省」（1881年2月26日）

また、中国に西洋の社会制度を導入することを提唱した人物でもある王韜は、鉄道建設が中国の経済と軍事に果たす役割の大きさを認識していただけでなく、辺境防備の上でも重要な役割を果たすことにも思い至っていた。

中国における鉄道建設についての議論は長らく続いており、実行に至っていない。その理由は多岐にわたり、大規模な計画であるため朝廷はその利益を認識している一方、潜在的な問題を深刻に懸念

⁵¹ 「中國議建火輪車路，劉爵帥則欲告貸於西商，李爵相則欲招股以集欸，此皆老成謀國。期其事之有成非故爲同異也。夫告貸於西商，必以稅關入欸抵償，當開辦伊始所入未敷，仍按年交納利息。是雖成效克收於後，而利源已與西商共之矣。故不如做輪船招商局及開平礦務開辦之法，招商集費在殷富之戶，既以有利可圖樂於從事，而國家又可煩籌撥稅項，以償還此鉅欸。是一舉而國計民生均有裨益者也。查泰西每有大工役，無論何人開辦，倘費用實在不敷，均可稟官挪支國帑以相欵助。其或朝廷興一工舉一事帑藏不足，亦不憚借助於民間，故雖工程浩大經費繁多，而章程既定旬日之間便可集事也。即如火輪車路，僅就英國計之已開至數萬英里，每歲所入之欸，則就其中分爲兩項。其一項以充初創鐵路，及逐年修環輪車鐵路等費，又一項則按股均分其利息，當創造之初其法尚未全備，嗣後頻年製造法益精巧，故獲利更覺靡涯也。然此等股分自國家以迄庶民皆可出賃入股，而不以營利爲恥，故既倡其議而各形踴躍也。中國做此法以舉行，凡身居顯秩或世家宦裔願湊貲以助其成，亦一律無所禁阻，且許股商富戶量其家之有無，或自認一股以迄數十百股，或同認一股務期集腋成裘衆擎舉鼎，則車路之有成固可拭目俟也。」
「論招商以建車路」（1881年4月5日）『循環日報』。

している。そのため、慎重に計画を進める必要があり、軽率な決断は避けるべきである。

ただし、内地では人口が密集し、農地や墓地が広がっており、鉄道建設に障害がある可能性がある。しかし、辺境の地域は広大で人口がまばらであり、交通が不便であった。したがって、まずは辺境地域で鉄道を建設し、商業と交通を活性化させることから始めることができるかもしれない。この鉄道が完成すれば、商業活動が活発化し、経済的な利益が得られ、辺境防備のための資源も供給されるだろう。これは一石二鳥の計画と言える。

例えば、新疆地域はロシアに近接しており、外部との貿易が盛んでいる。朝廷はこの地域に官兵を派遣し、防衛に資金を供給しているが、その年間経費は内地からの輸送にかかっている。西洋の方法に倣い、商業設備を整えることで、貨物の輸送や情報の伝達に税金を課し、その収益を軍隊と行政の運用資金に充てることできる。開始時には朝廷の援助が必要だが、官兵の移動と公文の伝達にかかる経費は朝廷の支援で補償することにすれば、国と商人のどちらも損失を被らない。これにより、事業は持続可能なものとなる。

この迅速な交通手段が整備されれば、荒野も繁栄の中心地へと変わり、辺境地域も発展できる。強力な隣国が拡大しようとしても、我が方は制御力を保持し、脅威に

対抗できるだろう。ただし、土地の特性に合わせて利益を広め、人々がその価値を認識し、鉄道建設に参加するよう誘導する必要がある。このようにして、鉄道と国の発展を相互に補完し、遠隔地域の需要を満たすことができるだろう。⁵²

この、鉄道建設が辺境防備にとって重要であるという観点は、王韜や唐廷枢の次世代の実業家であり思想家である鄭觀応にも大きな影響を与えた。『鄭觀応伝』によれば、鄭觀応は彼にとって最初の鉄道建設の提案を含む『易言』を1880年前後に執筆した⁵³。鄭觀応は鉄道建設の五つの利点を提案し、その後、この草稿を王韜に校閲してもらったのだという。王韜は特に鉄道建設に関するこの記事で鄭觀応に詳細なコメントを与え、その後、鄭觀応は王韜の提案を受け入れ、1893年に出版された『盛世危言』で、鉄道建設の「五利」から「十利」（十の利点）に拡大した。追加したその五つの利点の中には辺境防備のための鉄道建設の観点も含まれている。

以上見てきたように、『循環日報』で発表された論説からは、王韜の鉄道建設に対する認識の中には、経済、軍事、さらには国への影響という観点が含まれていたことが分かる。朝廷内でまだ鉄道建設の是非をめぐる激しい議論を繰り返していた時期に、中国における鉄道建設を強力に支持し、中国における鉄道建設をめぐる思想的な議論を展開させた先駆者の一人であったと言えるだろう。

⁵² 中國議建車路倡論已久，迄未舉行，誠以窒礙滋多，工程浩大，故朝廷非不明知其有利，而深恐貽害非小，故鄭重其事而不敢輕率以將也。然內地人烟稠密，田園虛墓鱗次櫛比，或難免有侵佔毀拆之虞，則徘徊瞻顧。抑亦理勢所不得不然。惟邊省則地廣人稀，一望無垠，往返不易，似可先為建築以通商賈，以便有無。若得日形暢旺，則兵餉即從此以充，邊防即由此以固，是誠一舉而數善悉備者也。即如新疆一帶與俄逼近而實為外部互市之地，中朝即設官遣戍以資防守，歲中經費究需內地輸往，若做西法科貨設局得人辦理，凡貨物之販運，信息之傳遞，悉稅其貨，以資津貼。當開辦之始，朝廷助以款項，俾免虧缺，而官兵往返，公文馳遞則歸入所助之款，開銷是於國無負，於商無損，而事可以行於久遠。往來程途既能迅捷，則荒蕪日久，戶口日蕃，未及十年即偏隅亦成重鎮，廣漠亦變樂土，強鄰即欲逞鯨吞肆蠶食，而我控制已能得力，亦有所不懼矣，惟必須就其土，宜以布其利，而使遠近之民趨之若鶩，始可與車路相輔而行相需以濟。
「論車路宜先建於邊省」（1881年2月26日）『循環日報』。

⁵³ 易惠莉『鄭觀応伝』、pp.171-176.

4. おわりに

1889年5月5日、清朝朝廷は上諭を發布し、「鉄道、これは自強の必要策であり、必ず全国規模で調整されねばならない。(中略)ただし、国にとって有益であり、人々に害を及ぼさない、かつ変更の必要のない計画を求める。それが明確であれば、迅速に実施され、優柔不断になってはいけない。」ここにおいてようやく鉄道建設は正式に清朝の国策となり、20年以上にわたる論争に終止符が打たれた。

以上の史料の分析を通じて、王韜の鉄道に関する思想には比類のない先駆性があることが分かる。本稿では詳しく論じられなかったが、王韜が最初に鉄道について論じた「答包苻洲明經」は1869年に書かれた。以来、多くの論説を書き残したが、王韜は鉄道を単なる新しい交通手段として紹介しただけでなく、鉄道がもたらす商業、軍事、政治などの長期的な影響を分析し、中国全体の発展の観点からその影響を客観的かつ詳細に述べている。これは、魏源、林則徐など早期の鉄道の紹介者が触れていなかった深い認識である。また、1870、80年代に朝廷において鉄道の導入の是非が議論されていた中、王韜は自著や『循環日報』の論説を通して、単に鉄道建設への反対意見に反論するだけでなく、反対者や朝廷が懸念していた鉄道建設の資金不足、鉄道建設が軍事に与える脅威、鉄道建設が社会経済構造を変えるなど諸問題に対する具体的な解決策を示していた。

王韜の鉄道に関する議論は、後代の実業家で思想家の鄭觀応にも影響を与えている。また、彼の死後(1897年)、1902年に再版された『皇朝経世文』には、王韜の「西国鐵路論述」と「論変法後中国鐵路事」の二つの論説が収められている。王韜の主張の重要性と先駆性は、広く認められていたと言えるだろう。

なお、『循環日報』は非常に膨大な史料であ

り、本稿で扱った時期以外にも王韜は『循環日報』に鉄道に関する論説を多数掲載していることが確認できたものの、本稿ではその全てを整理し、扱うことはできなかった。また、本稿で取り上げた論説についても、王韜の鉄道思想に変化があるかどうかについてまで深く分析することはできなかった。この二点は今後の課題としたい。

【参考文献】

一、史料文献

- 王韜「開鑛情形」（1881年2月2日）『循環日報』，中華印務總局。
- 王韜「論中國擬建鐵路」（1881年2月25日）『循環日報』，中華印務總局。
- 王韜「論車路宜先建於邊省」（1881年2月26日）『循環日報』，中華印務總局。
- 王韜「論建鐵路」（1881年3月25日）『循環日報』，中華印務總局。
- 王韜「論煤鑛」（1881年4月2日）『循環日報』，中華印務總局。
- 王韜「論招商以建車路」（1881年4月5日）『循環日報』，中華印務總局。
- 王韜「論中國鑛務」（1881年5月14日）『循環日報』，中華印務總局。
- 王韜著，陳玉蘭輯校『弢園尺牘新編』上海古籍出版社，2020。
- 魏源著，陳華編『海國圖志』（道光22年）岳麓出版社，2021。
- 徐繼畬著，宋大川輯校『瀛寰志略』（道光29年）文物出版社，2007。
- 趙爾巽「交通史」『清史稿』中華書局，1927。
- 『万国公報』komen 林華書院，1874-1906，（林樂知編『万国公報，清末民初報刊叢書之四 全四〇冊』）華文書局，1968。
- 林則徐著，羅炳良編『四洲志』（道光20年）華夏出版社，2002。
- 李鴻章「李鴻章奏直境開辦礦務摺」「奏議九」『李鴻章全集』（影印），海南出版社，1997。
- 李書源編『清代籌辦夷務始末：同治朝』中華書局，2008。
- 李保平主編『開灤煤鑛檔案史料集』河北教育出版社，2012。

二、日本語文献

- 村田雄二郎「王韜と鄭觀応——開港場の中の新型知識人」，村田雄二郎・安田長雄編『東アジアの知識人④ 文明と伝統社会 第1巻，文明と伝統社会 19世紀中葉——日清戦争』有志舎，2013。
- 村田雄二郎・茂木敏夫（編）『万国公法の時代——洋務・変法運動——』（新編原典中国近代思想史 第2巻）岩波書店，2010。
- 卓南生『中国近代新聞成立史：1815-1874』第9章，ペリかん社，1991。
- 千葉正史『近代交通体系と清帝国の変貌——電信・鉄道ネットワークの形成と中国国家統合の変容』第三章日本経済評論社，2006。
- 西里喜行「王韜と循環日報について」『東洋史研究』第43巻，第3号，1984。
- 林田芳雄「吳淞鉄道興廢史考」『竜谷史壇』（99・100）龍谷史学会編，1992。
- 溝口雄三『方法としての中国』東京大学出版会，1989。

三、中国語文献

- 易惠莉『鄭觀応伝』南京大学出版社，1998。
- 王立群『中国早期口岸知識分子形成的文化特徵』北京大学出版社，2009。

中国における鉄道導入をめぐる王韜の主張

- 王鉄崖『中外旧約章匯篇』第一冊, 三連書店, 1957.
- 肯德著, 李抱宏訳『中国鉄道発展史』三連書店, 1958.
- 嚴中平『中国近代經濟史統計資料選輯』科学出版社, 1955.
- 江沛『中国近代鐵路史資料選輯』第23卷, 鳳凰出版社, 2015.
- 国家清史纂修小組編「晚清時期興修鉄路の紛争」『清史鏡鑑』第一輯, 国家図書館出版社, 2008.
- 蕭永宏『王韜與循環日報』學習出版社, 2015.
- 曾鯤化『中国鐵路史』台湾文海出版社影印, 1924.
- 段懷清『王韜与近現代文学轉型』復旦大学出版社, 2015.
- 張海林『王韜評伝』南京大学出版社, 2007.
- 党月異『王韜与中国近代文学的轉型』中国社会科学出版社, 2014.
- 宓汝成「交通史路改篇」『中国近代鐵路史資料』第一冊, 中華書局, 1963.
- 林啓彦・黄文江編『王韜与近代世界』香港教育圖書公司, 2000.
- 凌鴻勛『中国鐵路志』暢流半月刊社, 1954.

資料紹介
Historical Materials

資料紹介

オスマン・エルギン著 『トルコにおける都市運営の歴史的発展』(2)

Osman Ergin, “Türkiyede Şehirciliğin Tarihi İnkişafı”: An Annotated Translation, (2)

(翻訳) 川本 智史
KAWAMOTO Satoshi

東京外国語大学世界言語社会教育センター
Tokyo University of Foreign Studies, World Language and Society Education Centre

(翻訳) 守田 まどか
MORITA Madoka

東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所
Tokyo University of Foreign Studies, The Research Institute for Languages and Cultures of Asia and Africa

キーワード

オスマン帝国 都市 オスマン・エルギン イスタンブル 近代市政

Keywords

The Ottoman Empire; City; Osman Ergin; Istanbul; Modern Municipal Administration

原稿受理日: 2023.12.17.

Quadrante, No.26 (2024), pp.233–249.

目次

- 資料解題にかえて
- 資料訳文

1. 資料解題にかえて

本稿は、1936年に出版されたオスマン・ヌーリー・エルギンの講演録『トルコにおける都市運営の歴史的発展 *Türkiyede Şehirciliğin Tarihi İnkişafı*』¹に註訳したものである。すでに『*Quadrante*』25号において²、最初の10分の1程度を註訳しており、本稿はその続きである14頁から34頁(第1部第1項の終わり)までを註訳したものである。筆者の経歴や本書の構成については前稿をご参照いただきたい。

本稿での内容は「個人」の寄進によって生み出されたテツケ(修道場)や無料宿泊所、病院などの都市施設に関するものであり、オスマン朝都市社会におけるその重要性を強調している。またオスマン帝国末期からトルコ共和国初期にかけての代表的な思想家ズィヤ・ギョカルプの雑誌論文が頻繁に引用されており、エルギンならびに当時の知識人たちが彼の思想から強い影響を受けていた、あるいはそれを強く意識していたことがうかがわれる。

2. 資料訳文

これについてももう少し補足しましょう。

我々トルコ人は、サンジャク・シェリーフ(神

¹ Osman Ergin, *Türkiyede Şehirciliğin Tarihi İnkişafı* (İstanbul: Cumhuriyet Gazete ve Matbaası, 1936).

² 川本智史、守田まどか訳注「資料紹介 オスマン・エルギン著『トルコにおける都市運営の歴史的発展』」『*Quadrante*』25、2023、325-338頁。



聖な旗)と呼ばれる、ただの白い布にほかならない歴史的遺物に、何世紀にもわたって価値を与え、敬意を示してきたようです。この旗をいつ掲げようとも、7歳から70歳までのすべてのムスリムはその旗の下に集まり、ジハード、すなわち戦争に行くことが(宗教的)義務であるという信念を持ってきたようであります。さらに、最近では、このようにして一度もどの場所から取り出されてトプカプ宮殿の上奏の間(アルズ・オダス)の向いの門³の前に立てられ、そこへ誰も足を踏み入れることがないように、1908年の(青年トルコ人)革命に至るまで、銃剣を持った二人の兵士が番をさせられていたのです。立憲革命の後、番兵は廃止されましたが、その記憶をとどめるために、そこに石がおかれました。トプカプ宮殿の訪問客はこの石を、(上奏の間の向いの)門の前でまだ見ることができます。

この種の我々の信念のひとつに、カリフによる聖戦の宣言があります。カリフが聖戦を宣言すると、すべてのイスラーム世界は戦争へ駆けつけるのだと考えられていました。(第一次)世界大戦ではこうしたことも目の当たりにしました。ファトワーが発表され、聖戦が宣言されたのです。ところが、イスラーム世界は微動だにしなかったのです。

こうして見ると、このような信仰というものは、時々生まれ、長い期間または短い期間続き、やがて絶えるのです。いかなるものにも、いかなるときにも、永遠の命は与えられていないのです。つまりテッケの信仰もこのようなものなのです⁴。

二番目の反対は社会学者からくるでしょう。

彼らの言い分ももっともであると認めましょう。今申し上げたことが、私が社会学者たちと同じ考えであることを示すとしても、やはりこの重要なテーマについて、二つの側面それぞれに光を当てるために、トルコの大思想家ズィヤ・ギョカルプの言葉を引用しましょう⁵。

「判断というものは、事実判断と価値判断の二つに分かれる。事実判断とは、物質的特質から生じる性質を物体に帰するもので、「砂糖は甘い、硫酸塩は苦い、火は燃える」という場合、これらの我々の判断はそれぞれひとつの事実判断である。というのは、甘さは砂糖の、苦さは硫酸塩の、可燃性は火の物質的特質において実在しているからだ。「これは神聖だ、良い、あるいは美しい」という場合、これらの我々の判断はそれぞれ価値判断である。一部の理論家によれば、(これらの特質も)事実判断のように物体の物質的特質から生じているために、価値判断も事実判断のように物体の物質的特質を示すのである。しかしながら、多くの場合、ある物体の物質的特質とその物体に与えられた価値の間にいかなる関係も存在していない。例えば、カーバ神殿の黒石はイスラームにおいては非常に神聖な石である。預言者ムハンマドの聖遺物は非常に神聖であるとみなされる高貴な遺物である。しかし、これらの神聖さは、カーバ神殿の黒石あるいは預言者ムハンマドの聖遺物の物質的価値からきているのであろうか。疑いなく、そうではないのである。

祖国の国旗も非常に高貴で、非常に尊厳あるものだ。戦争で旗が敵の手に落ちないように、何千もの兵士たちが命を犠牲にしたことは、数多く見られてきた。しかし旗は、一本の竿に

³ 至福門 (Bab-ı Sa'ade) のこと。

⁴ この前段でエルギンが論じているように、1925年9月にトルコ共和国政府はテッケと聖者廟の閉鎖を命じている。

⁵ 以下の引用は次からのものである。Ziya Gökalp, "Felsefeye Doğru," *Küçük Mecmua*, 6 (1340/1922): 1-6. 『小雑誌 *Küçük Mecmua*』については後述。なおズィヤ・ギョカルプは1876年にトルコ南東部のディヤルバクルに生まれ、1924年に亡くなった人物で、政治活動家・教育者。トルコ民族や近代化に関する考察を深めて、その思想はナショナリストたちに大きな影響を与えた。次の代表作は日本語への翻訳が進められている。小笠原弘幸ほか訳「【原典翻訳】ズィヤ・ギョカルプ著『トルコ化、イスラム化、近代化』翻訳(上)』『史淵』159、2022、pp. 119-145。

掛けられた色付きの布からできている。疑いなく、旗に大変な価値があることは、物質的特質から生じているのではない。人間は、生命体であるという観点では動物と同じである。ところが、道端で動物の死体があったとき、単にその場所の清潔さという観点のみが着目される。一方、人間の死体に出くわしたならば、道徳的な悲痛から、そこには人々が群集し、激情が生じる。つまり、人間に付与された価値というのは、単に物質としての生命体のためではない。一枚の郵便切手が、ときには大きな富をもたらしえる。ダイヤモンドと真珠、毛皮とレースの価値を流行の波によって変えてしまうものもやはり、まったく疑いなく、これらの物質的特質ではないのである。

この説明からわかるように、価値というものは世俗の利害を超える、超越的な存在である。ここでわかることは、人間の最も重視する「理性的」な経験則は、ただ事実判断においてのみ支配的なものであり、価値判断において支配的なのは私たちの感受性であり、これを「精神」という。偉大なるフランスの哲学者パスカルが言ったように、「精神」には第二の知性があり、理性はそれに影響されない⁶。精神は宗教的、道徳的、美的価値を理解する。そこからは恍惚を得る。この恍惚感とともに、幸せに過ごせるのである。一方の理性は、価値を物質的な枠組みへと押し込もうとする。理性はこれがうまくいかないと、理性と精神の間はかなり激しい葛藤が始まる。この葛藤は、次の3つの状態のいずれかに行き着く。

第一に、理性は精神に対して勝利して、抑圧的にそれを支配する。その時、この理性の持ち

主は、唯物論者のようにすべての価値を否定する。あるいは第二に、精神は理性に打ち勝って高圧的にそれを支配する。その時、この精神の持ち主は、神秘主義者のように合理性に全く重要性を認めない。あるいは第三に、理性と精神が、共通の観点を見つけ出して双方折り合いをつけ、両者ともまったく譲歩や犠牲を払うことなく、充足した総体システムを実現させる。この時、このシステムの持ち主は「哲人」になった、と私たちはいう。」

ズィヤ・ギョカルプによるこの説明によれば、この種の言説や批判は哲人の耳を持って聞く必要があります。そうすれば反対の余地もなくなります。

弓術家のような、いわばスポーツ選手たちが屋根の下に集う、オクメイダヌ⁷にあるテッケや、広い広場で力士たちがレスリングをする、ゼイレキ⁸の「力士のテッケ」は、それぞれその当時のスポーツ、娯楽、鍛錬クラブのようなものではなかったでしょうか。

大砲、鉄砲、短銃、爆弾のような武器が現れた後、弓矢の価値やそれへの敬意は失われ、弓術もかつての名声を失いましたが、国民的スポーツとして弓術は40～50年前まで需要がありました。さらに「弓術家のテッケ」は第一次世界大戦末まで存在していました。今日テッケの建物は取り壊され、ミナレットだけが残っています。テッケが運営されていたときには、「セマーの家」⁹とよばれるホールには何百もの弓と矢が壁につるされて、あたかも今日のトプカプ宮殿博物館の展示室のように、ひとつの博物館のようでした。

ムアッリム・M・ジェヴデト¹⁰が、最後の弓術

⁶ 「幾何学的精神 esprit de géométrie」と「繊細の精神 esprit de finesse」の違いを意味するものと思われる。

⁷ イスタンブルのヨーロッパ側北郊にある地区。

⁸ イスタンブルのヨーロッパ側歴史半島部分にある地区。

⁹ メヴレヴィー教団においては旋回舞踏「セマー」がおこなわれる部屋。

¹⁰ Muallim M. Cevdet (1883-1935). 教育、歴史叙述およびオスマン語文書の整理分類に携わった。セルビアからボルへの移住者の家庭に生まれ、祖父はテッケの長老だった。高等師範学校(Dârülmualimîn-i 'Âliye)卒業後さまざまな学校で教鞭を執り、パリ滞在中にはデュルケームやベルクソンにも学んだ。Ahmet Güner Sayar, "Muallim Cevdet," *Türkiye*

家の長老アフメト・エフェンディから聞いたとして伝えるところによると、オクメイダヌにあった弓術家のテッケは、毎年5月6日のフズル・イリヤスの日¹¹に開かれていました。6ヶ月間訓練がおこなわれたものでした。テッケには総長の地位にあたる「弓術家の長老」以外に、今日では審判とよばれる「ハヴァジュ」がおり、彼らは練習をする者たちの試験をおこない、新人たちを激励していました。勝利者の名前は歴史として伝えられ、石に刻まれました。イスタンブルの大きなスポーツ広場で、広大なスタジアムとも言えるオクメイダヌで見ることのできる石碑は、この（歴史の）証人なのです。詩人たちが勝利した弓術家たちのために詠んだ韻文や顕彰文は、この石の上に書かれています。勝利者たちには別に賞金も与えられました。今日のグラウンドあるいはスタジアムが、選手たちの健康を守り、球が風の影響で的を外さないように窪地の奥まった、周りが木々で覆われた場所に建てられる必要があるように、弓術家たちのグラウンドも、同じ要領で高燥の、四方からの風の具合のよい場所にあることが条件です。すると弓術家のためにオクメイダヌが選ばれた理由はこれなのです。

ヨーロッパではただ現代的な鍛錬だけではなく、弓術のような伝統的なスポーツでも数千もの若い選手がおります。私たちの新世代の間では、この種の鍛錬への情熱はまったく広がっていません。ギリシアでさえ、3000年前の鍛錬が完全に復活したのに、です。

ここで公平に考えてみましょう。この「弓術家のテッケ」のテッケ性や宗教施設としての性質はどこにあるのでしょうか。

再び M・ジェヴデトによる深い考察から学ぶことができます。弓術家たちの自宅には「ヤー・

ハック（ああ神よ）」の扁額がなければいけません。競技中に弓が地面に落ちると一斉に「ああ神よ」と叫ばれたものでした。今日のスポーツでもいろいろな叫び声があるではありませんか。弓術家たちは、自分が用いる道具や用具にそれぞれ敬意を払い、沐浴をせずには矢を放ちませんでした。そして先達たちを偲び称えることなしには、つとめが終わったことにはなりません。今日のスポーツクラブでも、鍛錬中におこなわれる似たような方法、習慣、形式があるではありませんか。体を洗わず水も使わない、あるいはクラブの会長や連盟に敬意を払わず白眼視するようなスポーツ選手はいらっしゃいますか。弓術家たち、つまり昔のスポーツ選手たちの自宅にある「ああ神よ」の扁額に対応するように、今日のスポーツクラブや、その選手たちすべての襟にはそれぞれ記章があるではありませんか。

続いて「力士のテッケ」についてです。ゼイレキ（地区）にあるヴォイヌク・シュジャアッディン・モスクの隣にあったことを私たちが歴史資料や記録から知っているこの施設は、不幸にも「弓術家のテッケ」ほどには存続せず、150年前に取り壊されました。その場所にはかつて大きな菜園がありました。この菜園は最近になって正教会総主教座の手に渡り、イスタンブール（ビザンツ帝国）の最後の皇帝コンスタンティン13世がトルコ人たちによって殺害された場所であるかのようにこじつけられ、菜園の井戸は聖なる泉（アヤズマ）とされたのでした。この聖なる泉が生み出す収益によって、ヤンヤ（現ギリシア共和国のイオアンニナ）の正教徒たちの大規模な学校が運営されていたのでした。イスタンブールの最初のカーディーで最初の市長を務めた、ナスレッディーン・ホジャの末裔に

Diyanet Vakfî İslâm Ansiklopedisi, vol. 26 (Ankara: Türkiye Diyanet Vakfı, 2005), 311-313. エルギンはジェヴデトと親交が深く、その死後ジェヴデトの業績や著述をまとめた。Osman Nuri Ergin, *Muallim M. Cevdet'in hayatı, eserleri ve kütüphanesi* (İstanbul: İstanbul Belediyesi, 1937).

¹¹ 東方正教の聖ゲオルギウスの日に相当する祭日。

あたるフズル・ベイ¹²と、トルコ人のなかでは最初の書誌学者チャーティプ・チェレビ¹³は、このテッケの隣に埋葬されています。歴史の観点からも、またこれらの人物が眠っているという理由からも、このテッケの場所を、トルコの若い世代が忘れないようにしなければいけません。

今日、いかなるスポーツクラブや協会に入会しようとも、まず登録費といって幾分かのお金を払った後、毎月あるいは毎年、一定の定められた会費を支払う必要があることは皆知っているとあります。我々の祖先が開設したスポーツクラブへの入会には、このような支払いの義務はなかったのです。それどころか、多くの場合、儀式や宗教儀礼の日には、無料で食事すら提供されていたのです。

こうした組織や、こうした金のかからない生活様式が、人々を働かなくさせ、怠惰へと導いたことは疑いのないところでもあります。しかし、我々に強力な社会改良家が現れていたとしたら、宗教よりも世俗に属するこれらの活動団体を近代化することはできたに違いありません。

このテーマについて話を続けるうえで、これらの活動団体についてムアッリム・M・ジェヴデトが非常によく分析した以下の言葉を想起しないわけにはいかないでしょう。ジェヴデトがいうには、

「最近のその退廃した様子を見て、テッケが

常にそのようだったと決めつけるべきではない。四季のうち秋だけを見て、春にもあたりが葉っぱも緑もないと考えるのは正しくないように、それらが完全だった時代には、テッケは魂を非常に鍛錬するものであった。テッケは昔、文学や音楽、歴史のゆりかごだった。人生の苦しみを和らげることを必要としている者は、そこへ駆けつけたのである。美しい調べのせせらぎのもとで、魂を浄化したのだ。慰めの言葉や歴史的説話を聞いて、ふたたび生き生きとしたのだった。要するに、テッケは、悲観や喪失感で命を絶とうとする人々が、ふたたび元通りになれる場所だった。最も健全なるトルコ語の息吹は、テッケ文学から生まれたのだった。とりわけ、アナトリアとバルカンの魂を唄うサズ¹⁴の達人たちは必ずテッケに所属していたのである¹⁵。」

各々が各自の方法で魂に糧を与え、さらには直接的に魂に語りかけるテッケについて、その他の種類を考慮に入れたり説明したりする必要はないでしょう。思うに、すべてのテッケの目的は宗教的というよりも、むしろ世俗的だったのです。しかしながら、それらは役立てられえなかったのです。

この種の活動団体が宗教的であることよりもむしろ世俗的であったことを証明するのが、「癩者たちのテッケ」であります¹⁶。

¹² Hızır Bey (1407?-1459). アナトリア西部のスイヴリヒサルのカディーの子として生まれる。母親がナスレッデーイン・ホジャの末裔とされるがこれは疑わしい。各地のマドラサで教授職やカディー職を歴任した後、エルギンの伝える通り、イスタンブール最初のカディーとなった。Musfata Said Yazıcıoğlu, "Hızır Bey," *Türkiye Diyanet Vakfı İslâm Ansiklopedisi*, vol.17 (İstanbul: Türkiye Diyanet Vakfı, 1998), 413-415.

¹³ Kâtib Çelebi (1609-1657). オスマン朝の文人にして大博物学者。書誌学、地理学、歴史学など諸分野の著作を残した。Orhan Şaik Gökyay, "Kâtib Çelebi," *Türkiye Diyanet Vakfı İslâm Ansiklopedisi*, vol. 25 (İstanbul: Türkiye Diyanet Vakfı, 2002), 36-40.

¹⁴ サズは東地中海地域からイランにかけて使用される弦楽器で、大きさに応じてバーラマヤジュラとも分類される。一般的に3組の複弦(高音部から2弦、2弦、3弦のセット)を持つ。アーシュクとよばれるアレヴィー派の吟遊詩人が用いることが多く、現在でもトルコ民族音楽を代表する楽器である。

¹⁵ 出典は不明である。

¹⁶ 詳細については次を参照。Nuran Yıldırım, "Miskinler Tekkesi," *TDV İslâm Ansiklopedisi*, vol. 30 (İstanbul: Türkiye Diyanet Vakfı, 2005), 185-186. 近代トルコの小説家レシャト・ヌーリ・ギュンテキンはこの施設についての小説を記した。Reşat Nuri Güntekin, *Miskinler Tekkesi* (İstanbul: İnkılap Kitabevi, 1946). なお「miskinler」にはハンセン病患者のほか、「怠け者」との意味もある。本稿では *miskin* に癩者、*cüzzamlı* にハンセン病患者の訳語をあてる。ここでは今日は差別的であるため用いられない「癩者たち」という表現を用いるが、これは歴史的な文脈に照らし合わせてのものであることをここに付記しておく。

ウスキュダルのカラジャ・アフメト墓地の端、バーダート通りに面して、「癩者たちのテッケ」なるものがあります。1927年まで、建物も残っていました。今日は四方の壁だけが残っていますが、写真や絵画、図面が存在し、保管されています。これについては、(イスタンブル)大学の医学史教授スヘイル・ウンヴェルによる学術研究があります¹⁷。ここは、ハンセン病患者のために設立された施設です。しかし、これすら、名前はテッケなのです。この施設の設立目的は、当時、伝染性の病気と考えられ、治療薬が見つかっていなかったハンセン病患者を隔離すること、指が落ちた手や、鼻がちぎれた顔、働かない彼らの怠惰な生活を、人目から遠ざけること、といったように、医学的、社会的、人道的、さらには文明的なものであります。

アナトリア、バルカン、アラビア半島の方々に旅行したエヴリヤ・チェレビは、ほぼすべての都市にはその周縁に、これらの人々のためのテッケあるいは居住区がひとつずつあったと伝えています。エディルネやブルサ、スィヴァスといった諸都市においては、それぞれひとつずつ、幾分大きな癩者たちの施設があったことがわかっています。

ユスキュダルの建物には20の部屋とひとつの浴室、ひとつのモスクがあり、すべての部屋には暖炉がありました。癩者たちは家族と一緒にここで暮らし、一家族は二部屋を使っていま

した。

このテッケに言及する歴史家たちの一部は、『諸モスクの花園』の作者アイヴァンサライーのように¹⁸、癩者たち、つまりハンセン病患者たちの中から選ばれたシェイフがいたこと、そして彼ら自身によればいろいろなしきたりがあったことを書いておられますれば、エスナフのトップに立つ者でさえその当時には「シェイフ」と呼ばれたことに鑑みれば、彼らのシェイフもこのような者ということになりましょう。普通の信仰儀礼すらおこなえず、礼拝もできないハンセン病患者たちが教団の一連の節制生活や信仰儀礼をおこなった可能性はないでしょう。

エヴリヤ・チェレビはハンセン病患者たちとテッケについてこのように言及しています。

「公道に面した市外のテッケである。すべての癩者たちはそこに居住しお供え物で暮らしている。市内で癩者の報告があると直ちに有無もいわずテッケに連れてくるのである。アーヤーンであろうと名士であろうと全く容赦はしない¹⁹。」

癩者たちの暮らしのために、ワクフが割り当てられていたと共に、人々からの多くのお供えや施しがありました。人々は癩者と接触せずに施しを与えるために、テッケの入り口のそばに一メートルほどの高さで、てっぺんにくぼみのある7～8本の石柱を立てました²⁰。お金はこのくぼみに置かれ、患者たちはやってきてそれを取ったのでした。

¹⁷ 後にスヘイル・ウンヴェルはこの図面を著書『医学史』の中で公開した。Süheyl Ünver, *Tıbbi Tarihi: Tarihten Evvelki Zamanlardan İslâm Tababetine ve İslâm Tababetinden XX. Asra Kadar* (İstanbul: İstanbul Üniversitesi, 1938), 257.

¹⁸ アイヴァンサライー(?-1787)は18世紀の文人で、イスタンブルのモスクやテッケの縁起を網羅的に記録した大著『諸モスクの花園 *Hadikatü'l-cevâmi'*』を残した。本作品にはラテン文字による転写および英語訳が存在する。「癩者たちのテッケ」は「デデたちのテッケ *Dedeler tekkesi*」として登場し、該当箇所は次の通り。Ayvansarâyî Hüseyin Efendi, Ali Sâti' Efendi, Süleymân Besîm Efendi (prep. By Ahmed Neziḥ Galitekin), *Hadikatü'l-Cevâmi'* (*İstanbul Câmileri ve Diğer Dinî-Sivil Mi'mârî Yapıları*) (İstanbul: İşaret Yayınları, 2001), 654-656. Howard Crane (ed. & tr.), *The Garden of the Mosques – Hafız Hüseyin al-Ayvansarayî's Guide to the Muslim Monuments of Ottoman İstanbul* (Leiden, Boston & Köln: Brill, 2000), 540-542.

¹⁹ Evliya Çelebi, *Evliya Çelebi Seyahatnâmesi: Topkapı Sarayı Bağdat 304 Yazmasının Transkripsiyonu - Dizini, 1. Kitap: İstanbul*, ed. Orhan Şaik Gökyay (İstanbul: Yapı Kredi Yayınları, 1996), 234.

²⁰ 「施しの石 *sadaka taşı*」のこと。現存しないこの石柱の写真は次を参照。M. Zeki Palalı, “cüzzam,” *TDV İslâm Ansiklopedisi*, vol. 8 (İstanbul: Türkiye Diyanet Vakfı, 1993), 152.

この解説が示しますように、ここは治療はおこなわれなかったため病院とはとても言えませんが、少なくとも「救貧院」でした。もっと正確に言えば「隔離施設」です。でも到底テッケとは（言えません）！

このような場所にテッケの名と装いを与え、業務を管轄する者をシェイフとよび、この方法で宗教的で来世的な性格を与えることは、民衆の慈悲と同情の感情をくすぐるためでした。さもなくばここでの宗教儀礼と節制生活の意味はないわけじゃないですか。じゃあテッケということにしておきましょうよ、ということです。

もうひとつ別の件に移りましょう。

今日、外国人や非ムスリム集団から影響を受けない中央政府、地方自治体、ワクフや特殊団体²¹、あるいは大学のような五つの所管元が人々から集める税金で設立し運営しようと努力している、しかしどうにも喫緊のニーズには答えられていない病院や他の社会保障組織は、昔は完全に「個人」が設立し、この種の組織にはビーマールハーネ (bîmârhâne) という名が与えられていました。

民族や宗教の隔てなくすべての人はこの衛生・社会施設に受け入れられ、知識と手技に優れていればどの宗教や民族の者であれ医師として任命され、市場に肉がなければ狩りをして肉を得て病人に食べさせ、病人たちをサズ (saz) とことば (söz) で楽しませ、あるいは別の言い方をすれば音楽で治療を施したことは、7～8世紀前の世界でいかなる民にも先駆けてトルコ人が実現したことをワクフ文書から驚きを持って理解しますし、

週の決まった日には外来や在宅で治療を求め人々にこの施設から無料で薬が処方されたことを知っております。

ただトルコ人やトルコというだけではなく、世界でも最も偉大な旅行家であるエヴリヤ・チェレビが彼の時代から250年前に（つくられた）エディルネにあるバヤズィト病院を訪れた時のことを作品に記した様子、情報、考察などをお読みになれば、国民感情のさらなる高揚を感じられることでしょう²²。おすすめします。

イスタンブル大学の医学史教授スヘイル・ウンヴェル博士の長年おこなわれた考究が、『ディリム (Dilim)』という名の医学雑誌の今月初めに出版された号に掲載されましたが²³、これを見ると西暦15世紀以来現在まで、近年とりわけタンズィマート以降に中央政府や地方自治体、ワクフによって創設されたいくつかの施設を例外としますれば、イスタンブルには49のビーマールハーネが作られたことがわかります。これをささいな尽力と言えますでしょうか。

「ビーマール」とは病気を意味しますので、この施設は現代の表現で病院のことです。近年にはこの施設はまったく放置されてしまっていましたので、ただ家では看護されることの難しい知的・精神病患者たちの収容場所になり、ビーマールという語句も人口に膾炙すると「ティーマール」となって「ティーマールハーネ」すなわち瘋癲病院という名になってしまいました。軍人病院の看護師たちが今でも「ティーマールジュ」と呼ばれるのは、この時代とこの施設の名残なのです。

²¹ Hususi idare. この団体の詳細については、以前に訳出済みの箇所を参照。川本智史、守田まどか訳注「資料紹介 オスマン・エルギン著『トルコにおける都市運営の歴史的発展』Quadrante (25)、2023、333頁。

²² バヤズィト2世がエディルネ郊外に16世紀初頭に建設した病院施設のこと。精神病患者らに対して音楽療法などをおこなっていたことで知られる。Evlîya Çelebi, *Evlîya Çelebi Seyahatnâmesi: Topkapı Sarayı Bağdat 304 Yazmasının Transkripsiyonu - Dizini*, 3. Kitap: İstanbul, ed. Seyit Ali Kahraman, Yücel Dağlı. (İstanbul: Yapı Kredi Yayınları, 1999), 263-264.

²³ 『ディリム』誌はイスタンブル大学医学部が刊行する学術雑誌。しかし講演がおこなわれた時期の前後の号ではウンヴェルの論文は確認できない。

スヘイル・ウンヴェル博士は、セルジューク朝とオスマン朝によって8～10世紀に渡って、イスタンブルおよびアナトリアとバルカンに建設されたこの種の保健施設の図面や写真、運営方法を示した分厚い研究を準備し、まずはブカレストで開催された国際医学学会で、のちにはマドリードでの開催時に発表して高く評価されました。これを喜ばしく思いますし、その研究が一刻も早く出版され、私たちも参照できるようになることを願うのみです。

軍人病院を除く、今日のイスタンブルにある病院について、1932年の統計にもとづいて作

管轄	病床数	病院数
中央政府	1600	7
地方自治体	1800	6
ワクフ	250	1
非ムスリム	1420	4
外国人	779	11
私立	242	8
	6091	37

成された次の表を、比較のために読み上げておきましょう。

別の話題に移りましょう。

D

都市に住む貧しい人々、あるいは外から都市にやってきた貧しいよそ者たちを、落ち着き先が見つかるまで保護し、仕事が見つかるまで飲み食いさせることは、今日わたしたちが地方自治体に期待する事柄です。これには疑いの余地がありません。しかしここで残念ながら申

し上げておかなければいけないのは、トルコの地方自治体のうち比較的にもっとも豊かなイスタンブル市でさえも、これを行えるような状況ではなく、たったひとつの施設、たったひとつの部屋さえないのです。救貧院 (Darülaceze)²⁴、あるいは今日の言い方では困窮者寮 (yoksullar yurdu) をすぐに思い浮かべてはいけません。建設と開設における意図や目的は異なります。そこはよそ者のためではなく、イスタンブル出身の人々と、母国を離れて難民という形でイスタンブルに来て定着した人々に特化しているのです。

しかしながら、個人の尽力と企画が評価され必要とされた古い時代には、この種の事柄に対処するため、「タブハーネ taphane」と呼ばれる施設がイスタンブルだけで20もありました。大きな金曜モスクの隣には、必ずと言っていいほど、タブハーネがあったのです。イスタンブルに来た一文無しの旅人、よそ者たち、貧しい者たちはここで寝起きし、すぐそばにある給食所では無料でお腹を満たしたのです。みなさんがすぐに見ることができるバヤズイトのタブハーネは、バヤズイト・モスクの両側にある翼廊です。このことはエヴリヤ・チェレビの記述からわかります。この建物は、後にモスクとの間にあった壁が取り壊されて、モスクの拡張部分になりました²⁵。

「ターブ Tâb」という言葉はペルシア語で力や強さを意味しますので²⁶、理由はともあれ空腹で力がなくなって衰弱した人々は、これらの施設で飲み食いし力を得たのです。さらに、

²⁴ 1896年イスタンブルに創設された救貧院。Hidayet Yavuz Nuhoglu, "Darülaceze," *TDV İslâm Ansiklopedisi*, vol. 8 (İstanbul: Türkiye Diyanet Vakfı, 1993), 512-514.

²⁵ 礼拝室に付属する翼廊部分は14～16世紀初頭に建造されたモスクに多く見られるものである。「ザーヴィイエ」あるいは「イマーレト」とよばれたこれらの宗教施設は、市民が金曜礼拝に集う集会モスク「ジャーミィ」とは本来機能や名称を異にしていたが、日本語や英語ではひとくくりにモスクとよばれる。政府高官らが寄進した礼拝堂には通常タブハーネが併設しており、ごく例外的に君主が寄進したものにも併設された。エルギンが根拠としているのはおそらくエヴリヤ・チェレビであり、もともと2棟のタブハーネが別棟であったこと、そして17世紀半ばまでには間仕切り壁が撤去されて空間が接合されたと伝えている。Evliya Çelebi, 1996: 67. Semavi Eyice, "Beyazıt II Camii ve Külliyesi," *Türkiye Diyanet Vakfı İslâm Ansiklopedisi*, vol. 6 (İstanbul: Türkiye Diyanet Vakfı, 1992), 47-48.

²⁶ トルコ語ではターブの語末の子音 b の音が無声化されて p となる。さらに長母音を短母音に置き換えた上で、ここに「家」を意味するハーネをつけて「タブハーネ」という語を造語するのである。

エヴリヤ・チェレビがこれらの施設をタヴハーネ (tavhane) とも言っていることを考慮すると、(貧者たちはこれらの施設で飲み食いして) 肥えていった (tavlanmak) のだと言えましょう。

タブハーネに類似するものとして、「ハーヌ・セビル han-ı sebil (慈悲の宿)」もありました。慈悲の宿については、ウスキュダルのバラバン埠頭に、四方を壁で囲まれた敷地があることを私たちは見知っているのみです²⁷。長い旅路を経てイスタンブルに渡る金がなくなってしまった人たち、あるいはイスタンブルからアナトリアに行く貧しい旅人たちは、ここに神のお慈悲によって (fi sebil illâh)、つまりただで泊まって(ただで同行させてくれる) 隊商の到着を待ったのでした。これらの施設を「無料ホテル」と言えましょう。

また別の話題に移りましょう。

E

二三年前、イスタンブル市役所はそこで働く公務員だけにではなく、無料ではないものの一般の食堂に比べれば廉価で食事を提供する「公務員食堂」を開設し、また慈善団体のひとつである赤新月協会も小学校の欠食児童の一部に対して、恒常的ではなく冬の時期のみに、不定期に一日一回無料で一杯の温かいスープを提供したことを新聞で私たちは読んでおります。そして私たちはみなこの企画を賞賛しています。第一次世界大戦中にやはり赤新月協会が「食堂」といって開設した施設で、毎日何百人もの貧しい人々、寡婦、父や母のない子供たち、軍人の家族に食事を提供したことを、未だに感謝をもって記憶しております。ですが、次のようにも見られています。この種の慈善は、ただ困難な時期に、あるいは決まったわずかな

人たちのためにのみなされていると。しかしながら、かつては誰であれ、そして何人であろうとも、すべての望む人々には一日一度のみならず、二度のたっぷりとした食事を提供した、「イマーレト imaret」とよばれる施設はイスタンブルだけで20軒あったのでした。食堂あるいは食事を提供する場所を意味するこの施設に、なぜ「イマーレト(栄えた地)」という名が与えられ、どのようにして始まり、どのように退廃したかは少し後に説明します。

これら施設において、一日で少なくとも四五千人が食事をしていました。この合計にマドラサの学生も付け加えれば、数字はさらに膨らむことがわかります。大衆に無料で食事を振る舞う施設の数を誇張されていると思われることは、皆様の表情からうかがえます。しかし、次のことを思い起こす必要があります。この大学だけでも、300メートル圏内にはこのような施設が5つあり、残りの15という数はこの巨大なイスタンブルにとってみれば誇張された数字ではないことを皆さん確信されるかと思えます。まずそのうちのひとつがすぐその窓から見えます。目の前のベヤズイトにあり、もうひとつが皆様の背後のスレイマニエに、三番目がシェフザーデに、四番目がラーレリに、五番目はヌールオスマニエにあることをお知らせしますので、ここからお帰りの際には場所と建物を自らの目でごらんになられることを請け合いますし、新旧の制度のあいだの比較を容易にするものでしょう。

ベヤズイト・イマーレトの場所には、今日国民図書館があります。ここの大きなサロンには、今では読書机と椅子がありますが、ここにはかつて食卓と腰掛けがありました。スレイマニエ・イマーレトの一部は現在トルコ・イスラ

²⁷ 「山羊毛の織物隊商宿 Muhtab hanı」ともよばれる。長らく税関として機能し、イスタンブルへの家畜送り出し拠点ともなっていた。Süleyman Faruk Göncüoğlu, “Üsküdar Hanları,” in *Uluslararası Üsküdar Sempozyumu VII -2-4 Kasım 2012, 1352'den bugüne şehir*, vol.1, ed. Süleyman Faruk Göncüoğlu (İstanbul: Üsküdar Belediyesi Kültür ve Sosyal İşler Müdürlüğü, 2014), 642.

ム博物館に、別の部分は碑文博物館になっています。イスラーム博物館の廊下には、イマーレトの水車石が今でも置かれています。ヌールオスマニエ・イマーレトの場所には陶器工場が開設されました。シェフザーデ・イマーレトの建物は現在ワクフ局の倉庫です。唯一ラレリ・イマーレトのみ昔の状況を保っていて、かつてのように貧しい人々に食事を作り提供しています。このような一例がユスキュダルにもあります。

このようにイマーレトもすべて個人の尽力、個人的な制度の産物です。現在では放棄された建物でさえ、有用なかたちで利用されています。

第一次世界大戦中には、まちの多くの場所で食事が作られ、地区の貧しく困窮した人々、軍人家族に配られたという大変な尽力のことが思い起こされれば、再びこのような世界的厄災の時になれば利用されるために、残されたイマーレトが取り壊されることなく、そっくり保存される必要はないのでしょうか。他の用途に用いられたとしても、かまどや他のものは壊されない方がよいでしょう。

また別の話題に移りましょう。

F

今日の市役所に期待される衛生的な墓地、近代的なトイレ(化粧室)、公園や公共庭園といったように、人々の健康に資するのと同じ具合に都市の美化にも貢献していた諸組織もまた、すべて個人的尽力と私的貢献によってもたらされたことを、ここで繰り返すまでもないでしょう。

そうです、例外なくトルコのあらゆる都市のあちこち、それどころかそのもっともいい場所を占めている墓地はみな、個人が死者たちに無料で割り当てた場所なのです。法令によって墓地がワクフから接収されて市役所の管轄に

移ったとき、市役所はそれらの墓地のどれに手を付けようとも、地権証や証文をもって誰かが現れてしまったのでした。墓地が個人(の尽力)によってつくられたものだけということについて、他の証拠を示す必要はないでしょう。さらには、財務記録では農地となっているこれらの墓地の所有者が税を払っていたということも驚きでした。なんとここは、人間が植えられた畑だったようなのです! 哀れな市役所はここでもまた失望を味わったのでした。共和国政府が(新しい)法令によってこの問題を解決することに疑いの余地はありません。

まだ話の続きがあります。四季を通して緑を湛えると同時に、墓地の悪臭を消す大きな糸杉の木々も、みな個人によってそこに植えられたのでした。かつては、公共の墓地にもそれぞれ種苗場がありました。死者が埋葬されると、その頭の方に糸杉の若木を一本植えるのが慣例慣行となっていたのです。なんと素晴らしい、なんと衛生的で、文明的な尽力であり貢献ではありませんか。

今日、「樹木祭り」という名を与えられ、中央政府と市政組織が協力し、さらには学校の児童も取り込んで実施されている植樹、つまり樹を植える政策をどれほど賞賛したとしても、昔の人々が行っていたこの慣習と貢献も同じように驚きと賞賛をもって記念することは、私たちにあって文明かつ衛生上の責務とならなければなりません。

とりわけ、かつてイスタンブルにその数が1400を超えたとみられる、すべて個人の尽力によって建設された礼拝所のそばには、同じ数だけの公衆便所、新しい言い方では化粧室が作られたことを私たちは見知っています。

200年前イスタンブルに来たフランス人旅行家は、トルコ人がこの問題を重視して取り組んでいることを驚嘆と賞賛をもって書物に記し、当時のフランスでは宮殿や劇場ですら公衆便

所や、特にたっぷりの水を使ってきれいにするシステムがないことについて遺憾とともに追記しています²⁸。今日私たちは汚れたものを見て、「モスクの便所のよう」と蔑みますが、なんと昔の公衆便所はフランス人旅行家の垂涎の的だったのです！

こうした衛生に関する奉仕と尽力に、都市のあちこちで今なお存在する、人々が散歩したり、新鮮な空気を吸ったり、楽しんだりするために開放された屋外の礼拝所や緑地、小さな森といった公共の遊歩場を付け加えると、古い時代において公園や公共の庭園などが、中央政府や市役所によってではなく、人々によってつくられていたことがわかります。ヴェリ・エフェンディとチュルプチュの緑地、パシヤバフチェとブユクデレの緑地や林はみな、この種のものです。

また別の話題に移ります。

G

ここで列挙したのとは別に個人は、思い起こされず想像もできないような、多くの市行政的あるいは衛生上の事業も引き受けていました。これを数多くの事例と共に立証することも可能です。しかし話をはしよるために、大変興味深く思われるひとつのものだけをお話ししましょう。

たとえば、今日地面につばを吐くことは、公安通達で禁止されているとともに、家族の中では家庭で、あるいは教師によって学校で、少なくとも子供たちにはこれがよくないことであることが、いろいろな理由と共に教えられています。結核撲滅委員会のような法的機関もまた、論文、パンフレット、学術会議で、また衛生博物館もさまざまなパネル展示を用いて、民衆にこの悪習をやめさせるように努めていることを知っ

ております。加えて、市役所がごく最近になって多くの場所で、通りに敷く敷石の上に「つばはき禁止」をいう文字が書かれていることまで私たちは見知っています。

ことば、忠告、あるいは処罰で脅すことでもってしても、この悪習を妨げることが困難であることを理解した昔のトルコ人たちは、お金を割り当てて、人員を任命し、彼らを背中にひとつずつ灰が入った容器をもたせて通りを巡回させ、どこかで唾や痰を見かければその上にいくらかの灰をかけて、つまり実用的な手段で害を押さえ、目に入る汚れと不快さを取り除くことに取り組んでいました。灰にはある程度消毒効果があることは当時でも理解され、これを実用面に用いたことを、私は十分にお伝えし得ないでおります。ことほどさように、この汚いものを上から覆うことでおこなわれた衛生的、さらには美観上、究極的には行政上の業務の偉大さを存分にお話しすることができぬ我が無能をも、皆様の前に告白いたします。

また別の話題に移ります。

H

お金が、経済、社会、そして宗教的事柄で果たした役割を、昔のトルコ人は、協同組合や、各種の会社、そして銀行という名前が聞かれなかった時代でも評価して、「アヴァールズ銀貨²⁹」といわれる、共同基金と低廉な利率の融資組織を実現させていました。

かつては、人々がその周りに集まったり、近くに住んでいる礼拝所、あるいは各街区には「アヴァールズ銀貨基金」がありました。この基金の資本は、政府や市役所ではなく、返還されたり物質的な利益が全く得られない形で、個人が供出しました。供出された資金はシャリーアの

²⁸ このフランス人旅行者が誰であるかについては不明。

²⁹ 街区ごとに課される戦時の臨時税に備えて各街区で設定されたワクフ。Özer Ergenç, "Osmanlı Şehrindeki 'Mahalle'nin İşlev ve Nitelikleri üzerine," *Osmanlı Araştırmaları* 4 (1984), 76-78.

脱法³⁰によって運用されて、利殖の一部は街区の事業や礼拝所の運営費に充て、一部は街区の貧者、寡婦、困窮者、孤児や身寄りのない者たちの支援に用いられました。

今日、ある程度このような事業を管轄する赤新月社や、児童保護協会、またダーリュッシュェファカ(無料寄宿学校)³¹を運営するトルコ教育協会のような、片手で数えることのできない支援協会に匹敵するものがかつて各街区にはあって、つまりアヴァールズ銀貨基金がひとつずつ各街区にあったことは、父祖の大いなる憐憫と支援の気持ちを示しているという点で賞賛に値するではありませんか。

トルコでは1285年(西暦1869年)にはじめて、ワクフからこの業務が移管されて市役所に与えられました。これはこの年に発布された条例から知られます。するとこれは、狂信が極限にまで達したこの当時において、宗教的組織や運営として認められていたワクフの利息や金銭貸し付け事業が、宗教や宗教的組織と折り合いがつけられないという考えによって生じたのでしょうか。さりとて、この当時においてまた、ワクフが孤児たちの資金をシャリーアに抵触しない方法でしっかりと貸し付け・運用しており、これは頭にターバンを巻いた(宗教的な)導師たちがおこなっていたのです。これは精査するに値する問題です。なぜならワクフが管轄していた業務のいかなるものも、理由なしに勝手に市役所に移管されることはないからです。とりわけ、この当時においては、です。

そしてまたこの時期、すべての職業協会(エスナーフ)にはそれぞれ援助基金がありました。商工業をさらに発展させたいと願う街区住民には街区のアヴァールズ基金からの融資よりも低廉な利率で融資が行われ、このようなかた

ちで実態としては「エスナーフ銀行」のような経済的援助が行われていたのです。

1930年の地方自治体法の発布後にアンカラで開設され、中央政府と法令の効力によってトルコの地方自治体の収入の5パーセントを資本金として確保していた自治体銀行と、エスナーフ銀行のような個人による利他的な企画とを比較検討することは、敬愛すべき聴者の皆さんに託したいと思います。

ただし、これだけは申し上げておきましょう。すなわち、自治体銀行は自らの出資額に応じて資金を得たいとする地方自治体に対してすら、それを利子付きで貸しているのです。考えてみれば、今日この他の方法での融資があり得ないので、銀行を責め立てるべきではないでしょう。

さて皆さんはお気づきになったでしょうか？先ほど、私の口から「シャリーアの脱法」という用語が出ました。シャリーアと脱法の間に関連があるのかと皆さんはおっしゃるでしょう。ごもっともです。説明いたしましょう。ついでにここで少し触れておきたいのは、利子というものを宗教や政治体制がどのように見做し、どのように実践していたかということです。長々とした解説はここでは触れません。これについては専門家たちによる多くの賛否があります。今日、低廉であれば利子の必要性を認めない人はいない、といった感じです。これについてのイスラームの考え方もこのようだと主張し弁護する人々にも事欠きません。

私がここで申し上げたいのは、以下のことです。イスラームは利子を禁じたにもかかわらず、たった今申し上げたように、多くの人々が慈善や善行のために寄進したお金は、利子付きでモスクのような宗教施設を運営した

³⁰ Hile-i şer'iyye.

³¹ ムスリムの孤児のために、1873年にイスラーム教育協会(Cem'iyet-i Tedrisiyye-i İslâmiyye)がイスタンブルで開設した初等学校。Halis Ayhan and Hakkı Maviş, "Dârüşşafaka", *Türkiye Diyanet Vakfı İslâm Ansiklopedisi*, vol. 9 (İstanbul: Türkiye Diyanet Vakfı, 1994), 7-9.

り、孤児や寡婦に対してもやはり善行や慈善の目的で利子付きで援助したりするのに使われていたということでした。換言すれば、宗教指導者たちは民衆に対しては利子を禁じる一方、ワクフの運営においてはじゃんじゃん利子をとっていたのであり、これを宗教的罪だと知りながらも、街区において、あるいは法廷において、自分たちが宗教(の教え)に反しているとは考えなかったのです。さて、宗教指導者たちはいったいこれをどのように行い、いかなる方法でこじつけていたのでしょうか？

たとえば、ある人が一年の期限で10リラ貸し、その一年の利子として一リラ取るとすると、そこへ家財や書物、あるいはポケットの中に持っていた時計を取り出して、「この時計を11リラで買いませんか？」と言います。買い手が「はい(、買います)！」と返事をするや、時計は直ちに買い手に渡されます。しかしその直後に、「この時計、私にくれませんか？」と(買い手は)問い返されるのです。そしてもちろん、時計はすぐさま債権者に返却されるのです。よって、年に一リラの利子で10リラ融資されたのではなく、あたかも11リラで時計が購入され、そのあとにそれを贈り物として求められることで、(債権者に)贈られるのです。こうして宗教指導者たちが「シャリーアの外装(フッレ)」と呼び、人々が的確に「シャリーアの脱法(ヒーレ)」と呼ぶのはこれなのです。なんとこのやり方でとられる利子は合法化されたようなのです。とはいえ、シャリーアと脱法が一体化されているとはなんともおかしなことではありませんか。

都市の建設、道路の敷設、商工業の発展、中央政府、陸海軍の増強のための資金調達の必要性を否定する人は、この時代にひとりもいないでしょう。そしてこうした目的のための資金も利子(付き融資)によってのみ調達されることもまた周知の事実であります。しかしそうであっ

ても、高利暴利がよいことだと主張する宗教や政治体制、政府がこの世界に存在することを想定してはいけません。新たな政治体制を敷いたドイツのヒトラーですら、20世紀という文明の世紀において、利子を廃止するか、あるいは無利子でなくとも無利子と感ぜられるくらい利子を下げる政策をとりました。(世界の)あらゆる政府が行っているように、トルコ共和国も利率の低減に努力していることを私たちは知っていますし目の当たりにしています。

そういうわけで、諸宗教のやろうとしていたことはこれなのです。キリスト教においてもその初期には利子は禁忌であると考えられていました。ユダヤ教が利子をどのようにとらえていたのかは私は知りません。彼らの宗教が利子を禁忌であるとしていたとしても、ユダヤ教徒たちはいつしかその禁忌を放棄してしまって、キリスト教世界やイスラーム世界で利子が禁忌とされていた時代に、ユダヤ教徒たちはこの仕事を引き受けたのです。これが、今日、世界中の金融組織がユダヤ教徒たちの手中にある理由なのです。イスラームも利子を扱っていたのか、あるいはこれを完全に、または部分的に禁じていたのかをここで議論しようとしているではありません。私がここで申し上げたかったのは、その適用方法についてであり、つまり、その方法がシャリーアに反しないように宗教的に適合されていたという点であります。共和国体制はこの「偽善」的やり方を廃止し、国営銀行を設立して国民資産を増やし、十年間で国富は六千万リラになりました。このことに私たちは感謝し喜ぶ次第です。

別の話題に移りましょう。

i

この事例をもっとこのようにお話ししていくこともできます。ですが、これ以上お話しするのは時間の差し障りもありますし、会議のテーマに

も適っておりません。ただこれだけ付け加えておきましょう。今日地方自治体によるもっとも明確な業務である清掃や照明業務でさえ、以前は個人の営為によって成し遂げられていました。たとえばみな家や店舗の前を掃き清め、ゴミを運んで海に棄てることや棄てさせる義務がありました。この難しさは理解されますように、ごく最近まで私的に、例えば清掃業務を自治体が引き受けた1896年までは、イスタンブルでは「ゴミ出し」組合という一群の人たちが現れて、多くの理由から誰もが自分ではおこなうことのできないこの業務を、金銭の対価を得て彼らがおこなっていました。老イスタンブルっ子であれば「ゴミ出しまーす」という呼び声をまだ記憶にとどめていますし、彼らのがらがら声の物まねをしたものです。

エヴリヤ・チェレビもゴミ長官、あるいは「浄化長官」について言及し、この組合の奇妙な格好から仕事の仕方まで、長々とした情報を伝えています³²。

ただベヤズィト広場のような公共空間は、月に二度、アトメイダヌ——今日のスルタンアフメト公園ですが——のようなもっと大きな所は年に二度、個人ではなく賦役割り当てと治安機関の強制によって、非ムスリムの人々や集団に清掃させておりました。この方法の善し悪しはここでは議論のテーマからは外れます。

照明に関して言えば、夜のヤトスの礼拝時間以降³³、通りにいることや外出することは古くから治安の観点からもっともきつく禁止された行為でした。緊急の必要のために外出したい者たちは、中に蠟燭を灯した提灯をもち、この方法で通り抜ける通りを個人で照明する義務があ

りました。言ってみれば、その当時、毎晩あちこちの通りではこのようにそれぞれ提灯行列がおこなわれていたのです。

石油やガス、電気がなかった昔には、照明とはこれ以外のものになりようがなかったのです。

この当時、もっとも多く発生した治安事件は次のようなものです。誰であれ、夜中に提灯をもたずに歩いているのを目撃されると、交番に連れてこられてそこで罰として朝まで釜焚き場で強制的に掃除をさせられて、朝早くから釜焚き場で汚れた汚い服で家に戻るよう通りに釈放されて人々のさらし者にされることでした。人々は通りで朝早くからこのような汚い格好の人を見かけると、そいつが夜中釜焚き場で過ごしたことを理解したものです。トルコ語でいうところの「キュルハンベイ külhanbeyi (釜焚きさん＝



【写真1】キュルハンベイの釜焚き エディルネのネジュミ・イイエ家民俗博物館

よた者)」という表現も、このさらし者の罰が与えられた時代のなごりなのです³⁴。

善行や同情、整備の目的でおこなわれた事業について語る際、この中でもとりわけ大きな位置を占めなければならない「橋」のことを忘

³² エヴリヤ・チェレビは、ゴミ長官の配下にあつたごみ収集人組合 (eşnaf-ı arayıciyan) が町中の名家や大通りに溜まったゴミを海岸まで運んでたらい (tekne) の中で洗い、銀貨やときには高価な宝石類を見つけて満足していたこと、股まである黒い長靴 (çizme) を履いていたことなどを伝えている。Evliya Çelebi, 1996: 221.

³³ イスラームの宗教的義務として定められた一日五回の礼拝のうち、日没後一時間半から二時間ほどに行われる礼拝。イシャー礼拝。

³⁴ この語源については諸説あり、もともとハマムの釜焚き場に住んでいた下層民がそう呼ばれるようになったとの説が有力。Uğur Göktaş, "Külhanbeyleri," *Dünden Bugüne İstanbul Ansiklopedisi*, vol. 5 (İstanbul: Tarih Vakfı, 1994), 164-165.

れるわけにはいきません。大都市や町の中で、あるいは近所にある暴れ川の上を人間や家畜が疲れずに、おぼれずに快適に渡るのを保障してくれるこの偉業についてお話しせずにおくことは、善行を愛する者たちにとって、よいことでもすばらしいことでもありませんね。実際これは、道に歩道を作ることよりも大事です。なぜなら歩道のない道はそれでも歩けますが、水の上は簡単には渡れないからです。

イスラーム世界では「道から人々に苦痛を与える物事を取り除くのは、信仰の一部である」と人口に膾炙していたそうです。そうしますとこのすすめに従えば、とても信心深い者たちは国のあらゆるところで街道や歩道を作ったのと同じように、水の上を通る道に他ならない何百、いや何千もの大小の石造レンガ造の橋も作ったのでしょう。この橋の中のあるものは、ジェスリ(橋)・ムスタファ・パシャや、ジェスリ・エルゲネ、ウズンキョプリユ(長橋)のように、名前を



【写真2】ウズンキョプリユ橋

そこにある村に与えたものすらあります³⁵。橋が善行を目的として作られたことを立証するため

に、皆様にアナトリアやルメリ地方をかけずり回っていただくつもりはございません。1252年、つまり今からちょうど100年前の西暦1836年に、このまちで初めてガラタとイスタンブルを結ぶために作られた木製の橋ですら、政府やワクフ、あるいは自治体への歳入や税源としてではなく、民衆への奉仕と善行の目的で作られたのです。このことはリュトフユ史が、この「橋の建設目的が人々への無償の便宜供与であることにもとづいて、決して誰からも一アクチュエたりともとらず、無料で往来できることが布告され、その名は「慈善施設(ハイラート)」とよばれた」という逸話に示しています³⁶。ごく最近まで、イスタンブルを含む場所の橋で、通行料、踏み代、係船料などの名目で通行者から金を取り立てていたことは、その建造時当初にあった目的からはまったくかけ離れています。

すべてのこれら個人的営為に、ここで解説するには時間がかかる下水や歩道のようなその他の基本的自治体業務も付け加えて、これらもまた一定程度個人に作らせていたことを申し述べまして、本項の結語といたします。

* * *

個のシステムが、とりわけこの高等教育機関である(イスタンブル)大学の教授陣によって精査されるに値する価値あるものであることについては、講演の冒頭ですでに指摘したとおりです。どんなこともそれを正當に評価しなければいけませんから、本大学の歴代教授のひとりとしてトルコの大思想家、ズィヤ・ギョカルプがこの

³⁵ ジェスリ・ムスタファ・パシャ村は現在ブルガリア共和国スピレングラードのことで、16世紀に宰相チョバン・ムスタファ・パシャによって建造された橋が現存する。Yusuf Halaçoğlu, "Cisr-i Mustafa Paşa," *Türkiye Diyanet Vakfı İslâm Ansiklopedisi*, vol.8 (İstanbul: Türkiye Diyanet Vakfı, 1993), 33-34. ジェスリ・エルゲネとウズンキョプリユは15世紀前半に建造された同一の橋を意味し、トルコ共和国のウズンキョプリユのエルゲネ川に現存。

³⁶ Ahmed Lûtfi Efendi, *Vak'ânüvîs Ahmed Lûtfi Efendi Tarihi*, IV-V, ed. Yücel Demirel and Tamer Erdoğan (İstanbul: Yapı Kredi; Tarih Vakfı, 1999), 888-889. 「大橋建設」(İnşâ-i cisr-i kebir-i deryâ)という見出しの下に、開通式などこの橋にまつわる逸話が記載されている。

テーマに関していくつかの著作を残していることを後に『小雑誌 *Küçük Mecmua*³⁷』で知りましたので、ここに追記しておく必要があります。

ギョカルプは、1918年にかけて『新雑誌 *Yeni Mecmua*³⁸』という雑誌に発表したいくつかの著作でこのテーマを社会学的観点から精査し、「個はなく、あるのは社会のみだ。君も私もなく、ただ我々が存在する」という格言を提示しました。すなわち彼は、西洋が進歩している理由はただ社会のおかげであり、一方我々が遅れているのは個に起因していると見て、個人の尽力とそれに依存した諸制度を批判し、「個」から「私」へ、最終的には「社会」へ移行すると提起したのです。

ギョカルプは個（のシステム）についてこのように明確な考えを示しているわけですが、個人の尽力による諸組織やワクフの仕組みを注意深く精査する時間はなかったのではないかと思います。もし精査する時間があつたとしたら、大思想家たる彼はこのようには言わなかったでしょう。実際、やはりこの時期のギョカルプがワクフについて抱いていた信念もほぼこれと同様で、頑ななものであつたことについては、後に詳細に述べたいと思います。

幸いギョカルプはずっとこのように考えていたわけではなく、調査研究を進めるにつれて個（のシステム）についての見方や理解も多少変化し、かなり深化させていたことが、1922年の『小雑誌 *Küçük Mecmua* (23号)』に「公共の精神 *Umumculuk*」というタイトルで出版された著作からわかります³⁹。その著作でギョカル

プいわく、

社会は個人から成り立っている。社会には脳も目も耳も手もないので、自分の利益について知ったり考えたりすることはできないし、利益になるようなことを自ら行うこともできない。社会の利益に対して害になることを知ったり考えたり、害を排除して利益をもたらそうと働きかけることができるのは、社会の構成員たる個人だけなのである。しかし、はたして個人みなが、ただ社会のために公共の仕事に尽力しているのであるか？

個人の生きかたに注目してみると、そのほとんどの人が単に自分のことだけに従事していることがわかる。公共のことにはまったく関心を示していない。たしかに個人が自分のことをきちんとやるのは社会にとっても有益であろう。しかし、個人的なことだけがなされるだけでは十分ではない。公共のこともきちんと不足なく行われなければならない。そこで、このような「個人主義」の人々のほかに、「公共的」な人々が必要となる。

1. ただ個人的利益のために公共のことに従事する人々。例えば給料を得たいだけの公務員、あるいは経済的利権をかつ攫うために国会議員になった者たち。
2. 見栄や自慢といった動機で政治的立場を切望する人。
3. 長職への固執や政治権力への執心を抱い

³⁷ ズィヤ・ギョカルプによって1922～23年に刊行された週刊の雑誌。ギョカルプ自身が筆を執った論考や収集した昔話などが大半を占める。Alim Kahraman, “Küçük Mecmua,” *Türkiye Diyanet Vakfı İslâm Ansiklopedisi*, vol. 26 (Ankara: Türkiye Diyanet Vakfı, 2002), 528–529.

³⁸ ズィヤ・ギョカルプが監修し、統一と進歩委員会 (İttihat ve Terakki Cemiyeti) の支援によって1917～18年に刊行された週刊の雑誌。Alim Kahraman, “Yeni Mecmua,” *Türkiye Diyanet Vakfı İslâm Ansiklopedisi*, vol. 43 (Ankara: Türkiye Diyanet Vakfı, 2013), 428–430. 同誌に掲載されたギョカルプの著作については、Ziya Gökalp, *Yeni Mecmua Yazıları*, ed. Salim Çonoğlu (İstanbul: Ötüken, 2018).

³⁹ Ziya Gökalp, “Umumculuk,” *Küçük Mecmua*, 33 (1341/1923): 1–3. 同雑誌の表紙に記載された号数は誤植により23号とあるが、実際には33号である。他の号数の誤植についてはKahraman, “Küçük Mecmua,” 529.

て政界に飛び込む人。

これら三種類の人物は、どれだけ公共の仕事に携わってしようとも、ただ社会の利益のために尽力しているわけではない。このような人たちの行動理念が個人的な貪欲に基づくものであることから、社会にとっての根本的な利益を無視して、ただ表面的な利益をもたらすだけにとどまってしまうのである。そこで、社会的利益に沿うかたちで公共の仕事が行われるために、これらとは別の種類の人間が必要になるわけです。それはどのような人間かというと、公共の仕事に多大な関心を示すような人でなければならないし、その関心というものが、個人的利益や社会的地位への執心や自慢といった感情に由来しないものでなければならない。この関心の源は、ただ国家、祖国、社会の理想たるべきなのである。すなわち、このような人間は、公共のことに対してまったくの無私・無欲であるべきで、個人的な願望を抱かず、対価を求めないものでなくてはならない。そういうわけで、このような徳性をそなえた人間が公共の仕事にたいして涵養した関心を、公共の精神 (umumculuk) と呼ぶのである。フランス人は *Esprit public* (公共の精神) という言葉をこの意味で使っている。

公共の精神は、社会的・政治的改革の根本となるものである。ある国において、公共の精神がなければ、そこでの諸改革から多くを期待すべきではないだろう。公共的な人物が多くいる国では独裁、圧政、反逆といったことは起こらないのだ。

西洋が東洋と違うところは、西洋の国々では公共の精神が強いことである。ムスリムの諸民族の中では、この徳性がとりわけトルコ人において強いことを私たちは見てきた。トルコ民族に確かな未来

があることは、トルコ人個々人のなかに強い公共の精神があるおかげなのである。そのおかげで今日、トルコ人は民主的組織を有する国民国家を創設することができたのだ。

ズィヤ・ギョカルプによる考察はここまでです。見解や考えの点では(私のものと)相違ありません。ただ、私が理解しながらも説明できなかった真実を、ズィヤ・ギョカルプは鋭い論理と優れた言い回しで学術的に提示しています。ただそれだけなのです。

最後に申し上げるとすれば、ズィヤ・ギョカルプは、公共の精神という語を与えているにもかかわらず、個人主義 (*ferdiyetçilik*) を擁護しているわけです。

研究業績
List of Works

東京外国語大学を退職するにあたって

On Retiring from Tokyo University of Foreign Studies

吉田 ゆり子
YOSHIDA Yuriko

東京外国語大学総合国際学研究院
Tokyo University of Foreign Studies, Graduate School of Global Studies

Quadrante, No. 26 (2024), pp. 253–254.

1991年4月1日、東京外国語大学外国語学部日本語学科に、「日本事情」担当教員として着任し、33年間在職させていただきました。当時、山之内靖先生に、東京外国語大学で日本史を教えるためには、アメリカの日本研究を知らなければならないと言われ、山内靖先生の大規模プロジェクトメンバーとともに、コーネル大学に同行させていただきました。そこで、酒井直樹、ヴィクター・コシュマン(J. Victor Koschmann)、ブレット・ド・バリー(Brett de Bary)各氏にお会いし、コロンビア大学でキャロル・グラック(Carol N. Gluck)氏のゼミに参加させていただきました。そこで、大きなカルチャーショックを受け、私自身も脱構築をはからねばならないという示唆をいただきました。

とはいえ、地を這い回るように、古文書を発掘し、調査・収集した史料を解読し、地域社会の歴史を研究するという、ある意味では泥くさいスタイルで研究してきた者にとっては、メタ・ヒストリーに転身することには、高いハードルがありました。そのため、ぐずぐずと脱構築をはかれないまま、自分の立ち位置を模索することになりました。自分には、これまでの研究スタイルしかない、学生に興味をもってもらえるよ

うに日本近世史を教えるのだ、という教育を自分なりに作り上げるのに、十数年かかりました。

そうした中で、「海外事情」とはほど遠いと思っていた私が、2009年度に海外事情研究所の所長として選出されました。その時の総会では、出席者は10人にも満たない会であったにもかかわらず、たいへん緊張したことを記憶しています。そして、選出後に、女性としてはじめての所長であることが強調されました。ただ、私自身は、女性も男性も同じ人間だという考えを何の疑問もなくもっていたため、ことさら女性や男性という区別をつけられることに抵抗感があり、つい一言、女性であることを強調しないでください、と言ってしまったという覚えがあります。この二年間の所長任期中に、「世界史セミナー」(世界史の最前線)を開始しました。これは、英語教師のリカレント教育を大学で始めたのを受け、今井昭男先生が提案されたものでした。学校教育の現場で歴史教育を担う教員に向けて、東京外国語大学に在籍される世界各地の専門家に、世界史研究の最前線を伝えることを趣旨としており、現在まで継続する海外事情研究所の主要事業として定着しています。また、研究所単位で「研究員」制度を設け、



外部からも研究員を公募しました。これは、海外事情研究所をポストク、若手研究者の所属先とすることで、研究者としての身分保証と、科研費の申請を可能とする制度とすることを目的としていました。その後、この研究員制度は、大学院で設けられた特別研究員制度に移行し、現在まで続いています。

そして、退職を前にした2022・2023年度に、二度目の海外事情研究所所長を勤めさせていただきました。新型コロナウイルスの影響で、2020・2021年度は教員がほとんど大学で顔を合わせることがなく、海外事情研究所の活動も下火になっていました。他方で、東京外国語大学に着任された新任教員の方は多く、海外事情研究所の所員となってくださる先生方も多数いらっしゃいました。そこで始めたのが、オンラインでおこなう、新所員の自己紹介をかねたランチョン研究会でした。毎週水曜日11時50分～12時30分に、新所員の研究のエッセンスを同僚たちが学ぶという、とてもお得で楽しい会となりました。その中には、すでに在職されていたにもかかわらず、海外事情研究所に所属していただいていた先生方もあり、お互いがどのような研究をしているのかを知ること、研究者という本来の姿で、お互いを見直すことのできる貴重な機会となりました。

海外事情研究所の運営は、年2回の総会と、年4～5回の幹事会での合議により審議・決定しておこなってきました。幹事の先生方や実務を担当してくださった教務補佐の方々に、心より感謝申し上げます。

退職に当たり、今後の研究課題の一つである、女性の存在を組み込んだ日本近世社会を考える取組の一環として、2023年3月14日にベトナムのハンノム研究院で開催されたワークショップ「東アジアの儒教資料とベトナム碑文：学際的アプローチ」(Confucianisms and Stele Inscriptions in East Asian Cultural Sphere:

An Interdisciplinary Approach) (主催：ハンノム研究院、VIETNAMICA プロジェクト、越日大学、JSPS 科学研究費助成事業基盤研究(B)「東アジア各国の「姓・生・性」の変容の比較史的研究——「東アジアの奇跡」の裏側で」(代表小浜正子))における口頭報告を、論文として掲載させていただきます。ご批判をいただけますと幸いです。

日本近世における夫婦の間柄

Marital Relationships in Early Modern Japan

吉田 ゆり子
YOSHIDA Yuriko

東京外国語大学総合国際学研究院
Tokyo University of Foreign Studies, Graduate School of Global Studies

キーワード

日本近世 夫婦 家業 中江藤樹 相続

Keywords

Early Modern Japan; Marial Relationships; Family business; Nakae Toju; Succession

Quadrante, No. 26 (2024), pp. 255–263.

目次

はじめに

1. 17世紀前期儒学者の解釈——中江藤樹の「五倫」——

2. 幕府の庶民教化

3. 百姓の意識

おわりに

はじめに

1890 (明治23)年10月30日、儒教思想を取り入れた教育の基本方針を示す天皇の勅語、教育勅語が發布された。そこでは、「爾臣民、父母ニ孝ニ、兄弟ニ友ニ、夫婦相和シ、朋友相信シ」と、父母、兄弟、夫婦、朋友に対する徳目が示された。しかし、儒教では「夫婦有別」と夫婦の「別」を教えとしたのに対し、儒教にはない「夫婦相和シ」、すなわち夫婦は和合し睦まじくすべきであるとする教えを、国民教化の徳目として掲げたのはなぜか。この問いを掲げ、「江

戸時代の日本には、『夫婦』といえは仲良く睦まじくあるべきものと説く習慣が、広範にそして長期間あり、しかもそれが「人の道として説かれていたため、これを明治政府が踏襲し、教育勅語に反映させた、日本独自なものである、と述べたのは渡辺浩であった¹。

そもそも、父子・君臣・夫婦・長幼・朋友は、儒教では基本的な人間関係とみなされ、そこに求められる五つの徳が、「五倫」と呼ばれる。「五倫」は、『孟子』『勝文公章句上』の、堯の時代、君主の勤めを論ずるくだりで、「父子親あり、君臣義あり、夫婦別有り、長幼叙(序)有り、朋友信有らしむ」とあることを典拠とする²。この部分が、後の思想家によってそれぞれに解釈されていった。とくに、夫婦の関係、「夫婦有別」は、その後、『礼記』において展開され、行動、空間としての内と外、言葉使い等、「男女の別」、「夫婦の別」を明確にすべき規範として唱えられた。

これに対し、渡辺浩氏は、江戸時代の日本

¹ 渡辺浩『「夫婦有別」と『夫婦相和シ』』『中国—社会と文化—』15号、2000年6月。のち渡辺浩『明治革命・性・文明』東京大学出版会、2022年所収。引用は、『明治革命・性・文明』190頁。

² 『孟子』(上)岩波文庫、211-212頁。



では、「夫婦仲よく」「夫婦睦まじく」と、夫婦が和合することが求められていたと主張する。江戸時代には、仲良くするはずの夫婦に、なぜ「別」が求められるのか、それを不可解とする儒者もいたという。また、江戸時代の日本では、空間的・身体的にも社会的にも、夫婦の「別」は実践されていないとする。たとえば、女性も中国のように閨門の内に留まっておらず、男性と一っしょに外で労働し、外国人も驚いたように、湯屋でも男女の別がなく混浴であったとする。ではなぜ江戸時代の日本には、夫婦の「別」がなかったのか、その理由を渡辺氏は、日本では「家」の永続を第一と考え、「家」の存続のためには、夫婦が仲良く力を合わせて「家業」に励むことが求められたからだとした。「家」のために「家業」を実践するために、江戸時代の日本では、「夫婦仲よく」「夫婦睦まじく」、そして離婚せずに添い遂げるべきと考えられていたというのである³。

たしかに、渡辺氏が指摘するように、江戸時代に百姓や町人の相互扶助組織である五人組の掟（「五人組帳前書」）に、親に孝行を尽くし、夫婦兄弟は睦まじくすべき、とする文言が盛り込まれており、それを年に一度、村役人が村の百姓に読み聞かせることになっていた。また、五人組帳前書は、手習いの教科書としても用いられ、子供たちもその文言を学んでいた。こうした機会を通して、「夫婦仲よく」「夫婦睦まじく」という教えは社会に浸透していったと推測される。

しかし、渡辺氏の主張には、三つの点で疑問が残る。第一に、「夫婦仲よく」「夫婦睦まじく」することと、「夫婦有別」（夫婦別有り）すなわ

ち夫婦に「別」があるとは、相いれない教え、矛盾した教えであるといえるのであろうか。両者は、対立するものではなく、共存するものと考えられないのであろうか⁴。

第二に、渡辺氏は、現実世界で男女が空間的に分離・隔離されず混合していることを、性的関係も含めて論拠とし、江戸時代には「夫婦有別」は存在しなかったとする。しかし、教化の理念としての「夫婦有別」は、社会的な役割の「別」（区別）を意味している。前稿で指摘したように、江戸時代は、士農工商などの身分に応じた職分・家業を勤めることで、人々は社会に役割をもって位置付けられた。この職分・家業を勤めるのは、家の戸主である男性であり、男性が社会の構成員であった。これに対し、女性は身分に関わりなく、家内で紡織を主とする「女性の職分」を勤めることで、社会に役割を果たす存在として位置けられた⁵。このように男性と女性には異なる社会的役割があるとする考え方は、たとえば貝原益軒による、男女の育て方の違いを説いた『和俗童子訓』や、男性当主のあるべき姿を謳った『家道訓』などを通して、多くの人々に読まれ、受けいれられていった。また、貝原益軒の名前を冠して1716年に刊行された「女大学」（『女大学宝箱』所収）は、江戸時代を通じて広く読まれ、女性の職分観念を普及することになった。

第三に、なぜ日本で「夫婦仲よく」「夫婦睦まじく」がしきりに唱えられたのか。渡辺氏がいうように、江戸時代の日本では「家」は「家業」を遂行する経営体であり、「家」の永続性を希求して、百姓身分の、小前百姓の「家」では女性も夫とともに「家業」に参画し、「夫婦かけむか

³ 渡辺浩前掲書。

⁴ 関口すみ子は、江戸時代の日本では、「中村惕斎や貝原益軒のような学者も、『小学』にならって教訓書や女訓書を書き、それらが寺子屋の教科書として広く流通していた。かくして、「夫婦有別」が、内容もよくわからないまま、言葉だけは氾濫していた」とし、「夫婦有別」の認識が十分ではなかったのに対し、これと齟齬をきたしても「日本では「夫婦仲よく」が根強かったと述べ、両者の併存状況を指摘している（『夫婦有別』から『夫婦相和シ』へ）『女性史学』13号、2003年。

⁵ 吉田ゆり子『近世の家と女性』山川出版社、2016年。同「儒教思想の日本の受容と職分観念」小浜正子・落合恵美子編『東アジアは「儒教社会」か？—アジア家族の変容』京都大学出版会、2022年。

い」で「家」を支えることを、幕府からも求められていたといわれる。しかし、当時の百姓たちが、夫婦となることの意味、夫婦とはどのような存在と考えていたか、「家」の維持、「家業」の遂行との関係で百姓たちの意識を、渡辺氏は明らかにしていない。百姓たち自身の意識に迫る努力が求められる。そもそも、「夫婦仲よく」「夫婦睦まじく」という文言が何を基に唱えられるようになったのか、確定しておくことも必要であろう。

そこで、本稿では、これらの点をふまえて、以下の三点を課題として検討をおこなう。1. 江戸時代の日本において、「夫婦有別」とはどのように解釈され、受けいれられていたか。2. 江戸時代の日本において、「夫婦仲よく」「夫婦睦まじく」という文言は、いつからどのようにして世に広まっていったのか。3. 江戸時代の百姓は、「家」と夫婦の関係をどのように考えていたのか。具体的に、信濃国下伊那郡山中村(現、長野県飯田市)に代々居住し名主を勤めた中山家の18世紀後期の当主親遥が遺した子孫への書置きを素材として考察する。

なお議論の前提として、江戸時代の社会編成と「家」について述べておく。江戸時代は、社会的分業を担う諸集団が、土農工商をはじめとする「身分」に編成された社会である。諸集団を構成する最小単位(「家」)は、「身分」に応じた家業(職分)を勤めることが公儀に対する「役」と理解されていた。「家」とは、夫婦を核とする直系小家族から構成され、家業・家産・家名をもち、先祖から子孫へと伝えるべき組織体と理解される。地域的・階層的に均一ではないが、18世紀半ば頃迄には、ほぼ小農レベルまで「家」が成立していたとみられる。「家」成立の指標は、襲名慣行(家名の確立)がみられる時点に求められる。為政者は、年貢(税)

を取るため、「夫婦かけむかい」(夫婦が力を合わせて)で「家」を維持することを求め、勸農政策をおこなった。

1. 17世紀前期儒学者の解釈——中江藤樹の「五倫」——

まず、朱子学が本格的に受容されるようになった17世紀前期、朱子学の教えを忠実に日本社会に適応させようと努力し、苦悩した中江藤樹の考えを、『翁問答』で確認しておきたい⁶。

中江藤樹は、1608(慶長13)年に近江国高島郡小川村で生まれ、1622(元和8)年15歳で家を相続し大洲藩の郡方役人を勤めた。1624(寛永元)年17歳のとき京都の禅僧が大洲でおこなった『論語』の講義をきいて儒学に志し、独学で朱子学を学び始めた。1634年27歳で致仕を願い出たが許されず、脱藩して京都に潜伏後、近江國小川村に帰った。藤樹は、当時の武士生活に絶望し、理想社会を実現するために朱子学に傾倒したという。しかし、日本で四書どおりに礼を実現しようとする現実と相応しないことに気付き、朱子学から離れた。そして、独自の天帝思想に傾き、現実社会での「所作」(行動)の基準となる「道徳的本性、すなわち『明德』」の修行をとるに至り、37歳からは陽明学に傾倒していった⁷。『翁問答』は、33歳の藤樹の思想の集大成である。

『翁問答』上巻では、人にとってもっとも要となる徳として「孝」があるとし、「孝徳」を機軸として人間関係、社会編成の議論を展開した。

藤樹は、土農工商いずれも、それぞれの「職分」、「すぎわひ(産業)の所作」をつとめることが人として最も重要な「孝徳」であるとし、また、基本的な人間関係、すなわち「五倫」(親子・君臣・夫婦・兄弟・朋友)にも、それぞれ重要な

⁶ 以下、本節の記述は、前掲吉田ゆり子「儒教思想の日本的受容と職分観念」による。

⁷ 中江藤樹の生涯に関する概要は、前掲尾藤正英『日本封建思想史研究』による。

「孝徳」があると論じている⁸。

夫婦関係⁹においては、「夫婦有別」が中心に据えられる。すなわち、「夫は陽徳にしたがひ外をおさめ、和義のとく(徳)をあきらかにしてつま(妻)をいざなひ、妻は陰徳にしたがひ内をおさめ、順正の徳をあきらかにしておつと(夫)にしたがひ、男女陰陽・内外の差別かくのごとくただしければ、父子兄弟子孫臣妾みな相和睦して、和気合同する」と、夫は陽として外をおさめ、和義の徳を身につけて妻をいざない、妻は陰として内をおさめ、順正の徳を身につけて夫に従うこと。こうした陰陽・内外の差別をつけることで、父子兄弟子孫臣妾みな和睦して、和気合同するという。そして、「夫婦のみち、別を本とす」(夫と妻の道は別であることが肝要)と明言した。

このように、朱子学を直截には日本社会に適應させることが困難だとして中江藤樹にあっては、儒学のいう「夫婦有別」とは、夫婦の役割がそれぞれ異なるものであると理解し、それぞれの役割を果たした上で、夫婦は和合し一体として家をおさめ、子孫相続するものと述べた。つまり、「夫婦有別」と夫婦が和合すること「夫婦一体」は矛盾するものではなく、両者が合わさって「家」を永続させるものと理解されていたのである。

2. 幕府の庶民教化

五代将軍徳川綱吉は、自ら儒学を学び、庶民教化の観点から、忠孝を奨励する高札(こうさつ、立て札)を全国に立てた。この高札は、忠孝札(ちゅうこうさつ)と呼ばれ、1682(天和2)年5月に立てられてから、幕府は庶民教化の

基本法として、1873(明治6)年に廃止されるまで、200年近く、全国の高札場に掲げられ続け、庶民の目にも触れていた。その一カ条目には、「忠孝を励し、夫婦兄弟諸親類にむつまじく(睦まじく)、召仕者に至るまで憐愍をくはふへうし(加うべし)」とあり、忠孝に励み、夫婦・兄弟・親類が睦まじくするように謳い、三カ条目では「悪心を以て、或いつはり、或無理を申かけ、或利欲をかまへて人の害をなすへからず、惣而家業を可勤事」と、悪心なく、人を偽り、理のないことを強要したり、自己の利欲にはしることを制し、家業を勤めることを奨励した¹⁰。

「五人組帳前書」の文言は、『地方凡例録』¹¹によると、幕府直轄地でも地域によってまちまちで、分量も長短があり、定形があったわけではないといわれる。ただ、1836(天保7)年、代官山本大膳が編集し木版で頒布させた「五人組帳」は一つの典型として知られる。そこでは、147カ条におよぶ前書の最後から3条目に、「父母に孝行、夫婦・兄弟・親類と睦まじく仕るべし、諸親類と不和にて異見を用いず不孝の輩これあらば、名主・組頭吟味致し、訴え出ずべきこと」、次の条目に「惣じて家業を専一に相勤め、親に孝行、主人に忠を尽くし、師匠または老いたる人を敬い、物ごとに心を合わせ、村中區々にこれなく、取締行き届き候よう、取り計らい、貧民を憐み救い、奇特の者早々訴え出ずべきこと」と、五倫の励行と家業の遂行を謳う点で、また文言の表現においても忠高札に準じた条文になっていることが確認できる。そして、末尾にはこの五人組前書を、「月々再々読み諭し」と、村の百姓全体に毎月何度も読み聞かせることが指示されており、文字を読むことがで

⁸ 「五倫」の展開は、「翁問答 上巻之末」『日本思想大系 中江藤樹』31-32頁による。

⁹ 夫婦関係は、「翁問答 上巻之末」『日本思想大系 中江藤樹』43-45頁による。

¹⁰ 『楽只堂年録』第一、八木書店、184頁。

¹¹ 江戸時代の農政に従事した武士や村役人が参照したといわれる地方書、18世紀末に高崎藩主に大石久敬が提出した。『地方凡例録』(下)近藤出版社、96頁。

きない百姓にいたるまで、耳からこの文言が教え込まれていったのである¹²。

このように、幕府自身が「夫婦睦まじく」という文言を普及させたことが確認できた。それでは、幕府は「夫婦有別」を推奨していなかったといえるのであろうか。

17世紀末に甲府藩が発布した「百姓身持之覚」を、19世紀半ばに幕府の儒者林述斎が命名したとされる「慶安御触書」は、百姓の生活にいたるまでの規範を示した32カ条におよぶ触書である¹³。この14カ条目には、「男は作かせ(稼)ぎ、女房はおはたをかせぎ(稼)夕なへを仕り、夫婦(稼)ともにかせぎ申すべし、然らば、みめかたちよ(見目形)き女房なるとも、夫の事をおろかに存じ(疎)、大茶をのみ(飲)、物まいり(参)、遊山すきする女房を離別すべし」とある。すなわち、男性は耕作を行い、女房は機織りをして夜おそくまで働き、夫婦ともに働くようにしなさい、外見がよい女房でも、夫のことを疎かにして、働かずに休んでばかりで、神社仏閣への参拝を好む女房は離縁するように、と謳っている。この条目は、夫婦がともに働くことを求めているが、労働の内容は、夫と妻では異なることに注意すべきである。すなわち、家業である耕作は男性が担い、女性は家で機織りをするようにと、異なる労働が求められた。30カ条目にある「夫婦かけむかひの百姓」を、「夫婦が力をあわせて家業を営む」と、しばしば解釈されてきたが、14カ条目を読むと、夫と妻それぞれ別の「かせぎ」(労働)、役割を担い、それを合体して「夫婦かけむかひ」を実現するとの認識であったことが明らかである。幕府の庶民教化の理念も、「夫婦有別」であったのである。

3. 百姓の意識

それでは、百姓たちはどのような意識をもって生活していたのであろうか。ここでは、18世紀半ば、信濃国伊那郡山中村という山里に生きた百姓が、子孫に遺した書置きを素材として検討する¹⁴。

中山家は、山中村の「永代名主」という肩書をもち、家来とともに村を開発をし、定住したという伝承を持つ家である。それによると、中山家の遠祖は、藤原鎌足の後裔、内大臣藤原忠親で、69代御朱雀天皇の朝に奉仕したが、1191(建久2)年6月、家来とともに信濃国に至り、家来に土地を開拓させて定住したという。その時の当主藤原定親を、「当家の祖」とする。年貢を上納し、百姓身分が確定されたのが、1601(慶長6)年検地後という。いわゆる兵農分離により、武士から百姓身分となった家である。こうした開発主の由緒をもつ家は、「家」としての意識は他の百姓より早期に確立していたと考えられる。ただ、18世紀前期には、経済的に没落しはじめ、山中村に新規の百姓が誕生すると裏腹に、中山家の地位が揺らぐことになる。そうした時期に、中山家の当主となったのが、親遥(三郎左衛門)であった。親遥の代、1762(宝暦12)年か1781(天明元)年迄の間に、20に及ぶ「子孫への書置き」が遺されている。これらは、親遥が自らの課題や難題に直面したときに、自身の苦境や思いを書き付けた文書ということができる。そこには、いわば百姓当主の孤独な思いが、「子孫へ」と子供たちに語り継ぐ形で吐露され、「家」意識をさらに高めることとなった。その時期と親遥の年齢、親遥の身の上の上に起きた出来事を簡単に記すと、下記のようなになる。本稿では、宝暦12年と明和元年の書置きを用いる。

¹² 西村精一『五人組制度新論』岩波書店、1938年所収「附録 山本大膳五人組帳」による。

¹³ 『徳川禁令考』前集5号、第五十一章、二七八九号、創文社。史料学的検討は、山本英二『慶安御触書は出されたか』(山川出版社、2002年)による。

¹⁴ 中山家文書(中山家所蔵)。目録番号は、吉田ゆり子作成目録による(飯田市歴史研究所所蔵)。

1762(宝暦12)年 23歳 1冊
1763(同13)年 24歳 11月 妻不縁
1764(明和元)年 26歳 3冊 女子2人
を抱え「独居」
1777(安永6)年 39歳 1通
1779(安永8)年 41歳 1通 父没
1781(天明元)年 43歳 14通
1786(天明6)年 48歳 親遥没

(1) 両親の離縁と父の再婚

親遥は、1739(元文4)年に生まれたが、満4歳の時、弟亀吉が誕生した後、母おかめ21歳は離縁され、実家に戻されてしまう。離縁の遠因は、おかめの実家の父惣左衛門に対する金の融資にあった¹⁵。親遥の父源左衛門は、おかめが実父の借金返済の手助けに注力する一方で、病気の舅姑の世話を疎かにしているとして立腹し、離縁したと記録されている。この後、源左衛門は再婚するが、親遥は実母への思いを強く持ち続け、継母に懐かなかつたとみられる。この実母おかめの離縁が、その後の親遥の心の成長に大きな陰を落すことになる。

(2) 結婚と相続

親遥に、中山家のこと、隣村法全寺村と山中村の関係¹⁶など、さまざまなことを伝えたのは、父ではなく祖父惣右衛門であった。惣右衛門は、源左衛門がおかめの実父惣左衛門への貸金をめぐるトラブルで出訴しようとしたときも、おかめは二人の子供の母親だからと、源左衛門をなだめ、訴訟を思い止まらせた。こうして親遥は、父ではなく祖父を頼りに成長していったとみられる。しかし、祖父惣右衛門は、1757(宝暦7)年、19歳の時に亡くなってしまふ。

親遥は、1759(宝暦9)年9月、21歳で芋平村林茂太夫の娘と結婚し、11月に、中山家を相続した。同時に、両親と弟亀松が隠居別家をし、中山家の土地と被官(家来)は、本家と隠居別家の間で、ほぼ二対一で分割されることになった。この分家が、家を経済的に傾かせる原因の一つとなるのである。

宝暦12年に書かれた「子孫江申渡書付之事」は、中山家を継いだ親遥が、中山家当主としての心得を子孫にひき継ぐための書付といえる。①中山家の氏神や村の神仏への信心を第一とすること、②中山家の祖先の祭祀を行うこと、③田畑の売買禁止、土地の分割相続の禁止、④被官(家来)支配の心得、⑤名主役勤務の心得、⑥村祭運営の心得、などが16カ条に及び綴られている。

(3) 親遥による妻の離縁

ところが、親遥は、1763(宝暦13)年、妻を離縁した。この時、親遥は妻との間に女子二人をもうけており、妻の離縁により、親遥は女子二人との三人暮らしの境遇となった(中山家系図参照)。

翌1764(明和元)年、11月、親遥はa「我等次第書置申帳」、b「委細子孫江申渡帳」、c「子孫申置一札之趣」という三つの冊子を、子供宛に記している¹⁷。

a)「我等次第書置申帳」は、親遥自身が置かれた境遇、家内の生活と、生活の問題点が綴られている。

まず、親遥の生い立ちが語られる。幼少から実母と離れ、十分ではない状況で成長し、祖父惣右衛門も親遥19歳のときに他界してしまった。親遥が4歳で実母が実家に帰され、引き

¹⁵ 中山家文書 A3-6-7。

¹⁶ 山中村は、太閤検地時には「法専寺村」86石9707と隣村法全寺に含まれており、元禄郷帳で一旦「法全寺村枝郷山中村」95石696と「枝郷」ながら村名が登場するものの、天保郷帳では再び法全寺村259石053に含まれる。山中村が独立の村であるという意識をもつ中山家としては、法全寺村が山中村を取り込もうとする「横暴」を常に警戒していた。

¹⁷ 中山家文書 A3-13-7-1～3。

離されてしまったことに、不満を抱いていたことが垣間見られる。親遥は、祖父の教えや口伝を教戒として大切にしており、祖父を失った喪失感強いものがあったと考えられる。

続いて、21歳(宝暦9年)で家を継ぎ、その年9月に結婚したことも、家を傾ける原因の一つとなったと感じている。すなわち、弟と隠居が別家したため、中山本家の資産は減少したにもかかわらず、父の代からの借金等は、本家を相続した親遥が返済の義務を背負ったことを恨んでいる。親遥は、「分家」が家を傾けることを指摘している。

親遥がもう一つ問題としているのが、「無妻」の境遇である。

中山家は、代々名主を勤めてきたが、名主の職務を果たすためには、家を留守にする機会が多くなる。しかし、妻を離縁してからは、家を空けることもままならない。その解決策としては二つ、別家をやめ元の一家とするか、再婚するかであるとする。

前者の隠居別家を廃し、本家に統合することは、隠居の反対で実現しなかった。せめて、隠居屋を本家の庭に建て、本家の敷地で生活させることで、親遥の留守宅の世話をさせようと懇願したが、それも隠居の反対で実現できなかった。

そこで、次に「再婚」の可能性について、親遥は思案する。

しかし、親遥は、自分には子供が二人いるので、再婚する必要はないと述べる。つまり、結婚とは、跡継ぎを得るためのものと考えていた親遥の常識をうかがうことができる。親遥の子供は、二人とも女子であったが、親遥は、先に触れた(1)宝暦12年「子孫江申渡書付之事」を、女子に向けて記していたように、男女に関わらず実子に家を継承させる積りであった。

むしろ「再婚」には、三つの問題点があるという。第一は、「子供之難儀」(子供たちが困る)、

第二は、「我等か心之こどく」(親遥自身の心の孤独)、第三は経済的困窮である。親遥は、自分が妻と別れ二人の女子を抱えて一人身となったのは、そもそも父が実母を離縁したことに原因があるという。これほど、親遥は父を恨んでいた。もし自分が両親揃った環境で成長していたならば、妻を離縁することもなく、子供もこのように不憫な境遇とならなかつたと、親遥は記している。自分の置かれているつらい境遇は、父が実母を離縁したから起きたもので、父が継母を迎えたために、自分の心は閉ざされ、「孤独」を感じたまま成長したのだと言っている。親遥は、自身のつらい経験から、子供にとって実母の大切さを強く認識しており、子供たちにとっての母の役割は、離縁された実母にしか果たすことはできない、子供たちにとって継母は無用、という考えを強くもっていた。この意味では、親遥にとって再婚などあり得ないことであった。

加えて、親遥は、この年の11月に、借金返済のため、自ら子孫に向けて書いた掟((1)宝暦12年「子孫江申渡書付之事」)に背き、代々所持してきた土地と山を売らざるをえないほどの経済状態に陥っていた。そのような中で、後妻を迎える婚礼をおこなえば、費用がかかり、さらに先祖伝来の土地を売却し、結局は家が潰れる。それは、「家」の維持・継承の大切さを教えてくれた祖父への「不孝」になると綴っている。

18世紀後期は、兵農分離で百姓身分とされた家は、百姓としてほぼ四世代を経過した時期に当たる。親遥の「子孫への書置き」には、先祖の格式を保持し、それを子孫に継承することが第一と考え、先祖から継承した「家産」と「家名」を自分の世代で喪ってはならない、という強い意識を読み取ることができる。とくに、親遥は、先祖の話しや地域社会との付き合い方を、祖父から学んで育っていた。親遥にとつ

て最も重要なことは、中山家という「家」の維持・継承であり、そのためには男女どちらであっても血筋のつながった子孫をもうけ、「家」を継承させることが重要であり、その子供を得るためには妻が必要であるという考えであった。こうした考えは、領主から教化され、命じられることで植えつけられたものとはいえない。親遥自身が、家の由緒、家の経営、守り神、地域社会との関係を祖父から学び、次世代が安定して暮らしてゆくために、先祖伝来の田地を保持し伝えてゆくことだという教えに影響されている。こうした教えを受け継ぐ中で、「家」の意識も確立されていき、その継承のために子を生む妻が必要であった。

(4) 妻の役割

親遥は、後妻を娶れば、跡継ぎとして望ましい「男子」を得ることができるかもしれない、妻が「留守居」を勤めてくれ、親遥は自由に外出できるだろう、とも述べている。ここから、親遥が再婚した妻に求めているのは、自分が自由に外出するための「留守居」、跡継ぎの「男子」を生む身体であった。

妻を一人の人格ある存在、慈しむべき人間とみることなく、だれでも代替可能な「留守居」と跡継ぎを生む身体とみる感覚が、どのように形成されたのか、検証する必要はある。幼い段階で実母から切り離された心の疵や、実父との関係など、親遥が成長した環境に依るところも大きく、こうした意識を一般化することは躊躇されるところである。しかし、当時の世間に流布していた「女大学」をはじめとする女訓書の言説¹⁸を、女性に実践させることを求める男性の姿を、親遥に見出すことができる。

それでは、親遥は、人間の生き方、あるべき姿をどのようなものと考えていたのか。儒教の影響をどのように受けているのか。c)「子孫

申置一札之趣」から、読み解いていきたい。

c)「子孫申置一札之趣」は、子供たちの人間としての心得を、平仮名交りに書き記した親遥の教訓書で、板行されていた書物の引用もみられず、親遥独特な言い回しで書き綴られたものである。

すなわち、子孫を大切に思うならば、つまり「家」を後世代に伝えたいと思うならば、ただ「善人」であることが必要であるとする。「善人」になるためには、仏神を信じ、悪心をなくすことが肝要である。人間は仏から出て、生まれ立つものであるから、愚かなものであっても、仏神を信心し、正直の心を持てば、仏神の憐れみを受けることができる。しかし、信心ばかりに専念して、自身の「家業」を疎かにすると、仏神の信心も半分に減る。まず「家業」を第一に、第二に信心、第三に正直の心を持ち、第四に慈悲をなすならば、仏神にかなう。また、仏神を頼むことで、「たから(宝)」を得ることができるとし、その宝とは「金」ではなく、「善人」になることだとする。「善人」になれば、金銭がなくとも息災に暮らすことができ、悪事・災難を逃れ、無用の出費を避けることができる。食べ物、自身が食べるだけのものがあればよく、少しでも余れば、非人(乞食)に施すべきとする。

先祖への「孝行」とは、先祖の格式を表にみえるようにすることである。「家」を継承する子孫があれば「孝行」だということはできず、「家」の格式を違えず、暮らし向きも保つことが先祖への「孝行」であるとする。逆に、先祖の悪口を他人から言われることは第一の「不孝」なことである。つまり、先祖の格式を自身の代でつぶさず、家の経営を維持することが必要である。

そして、家業とは異なる「商売」に手を出すような「悪事」は「道理」に照らしてやめるべきであるという。「道理」とは、悪事に関わることで、人間にとって二つとない「悲しみ」という感情の

¹⁸ 注5 吉田著書。

判断がつかなくなってしまう。その報いは、自身の身には顕れずとも、子孫に及ぶことになる、という。

結局、親遥は、しっかりと心持ちよく「家相続」することが大切であるという結論に達した。

以上のように、親遥は、先祖の格式を保持し、「家相続」をさせることを目標に、家の当主としての心得を論じている。それに必要なことは、「家業」に努め、仏神を信じ、正直な心を持ち、慈悲の心をもつ「善人」となることである。親遥にとっては、人間としての人格形成も家相続のためと捉えていたことがわかる。このような意識を前提とすると、親遥が妻の役割を、「留守居」とし、妻を「子孫を生む身体」と考えたことも首肯することができよう。

おわりに

以上、江戸時代の日本では、夫婦が異なる役割をもち（「夫婦有別」）、夫婦が一体となって（「夫婦睦まじく」）、「家」を運営し相続させることが求められていたことが明らかになった。たしかに、日本では江戸時代の墓石は、当主とその妻の戒名を併記した墓碑銘が刻印されている。勿論、近代以降は、限られた墓域に埋葬する関係から、「〇〇家之墓」と墓石が一つにまとめられてしまうが、江戸時代の墓石は、代々の世代ごとに、一对の夫婦が埋葬される形式をとっていた。これは、「家」の先祖は、男性当主一人ではなく、一对の夫婦が先祖であるという意識の顕われということができる。

17世紀後期「夫婦睦まじく」という文言は、忠高札が建てられてから流布し、庶民教化の文言となっていった。しかし、為政者が理想とする睦まじい「夫婦かけむかい」の姿とは、家業を夫婦協力して遂行する姿ではない。そうではなく、家業を遂行する夫と、織り縫いという女性の職分を勤める妻が、それぞれ異なる仕事

をし、その力を合せて「家」の維持と継承に合力する姿であったのである。

百姓自身も、世代を重ねる過程で、しだいに「家」意識を築いてゆき、それをさらに強固にするために、自己の家の由緒を構築しながら、子孫への書置きも記述するようになった。その時期も、いわゆる兵農分離から四世代ほどを経て18世紀後期に、中山家のような土豪クラスの家で、経済的に没落するのと反比例して強くみられるようになると考えられる。たとえば中山家と同じ下伊那地域では、坂部村の名主熊谷直遐が、地域の歴史と家の歴史を綴った長文の『熊谷家伝記』を編纂した¹⁹。ただ、家の継承が当主にとって第一の価値となったとき、夫婦の関係や、家内部の構成員に求める役割も変化してくると推測される。中山家の事例は、親遥の個性は無視できないが、18世紀後期という時期に生じる固有な問題に関係しているともいえよう。今後、さらに事例を積み重ねることが求められる。

¹⁹ 吉田ゆり子編著『宮下本 熊谷家伝記』東京外国語大学、2020年。

研究業績

吉田 ゆり子

I. 著書(単著)

1. 『近世の家と女性』山川出版社、2016年、332頁。
2. 『兵と農の分離』山川出版社、2008年、104頁。
3. 『兵農分離と地域社会』校倉書房、2000年、427頁。

II. 編纂書(共編著)

1. 『画像史料論——世界史の読み方——』東京外国語大学出版会、2014年、321頁。

III. 学術論文

1. 「武家の女性と財産分与—徳川家康側室の事例から—」高澤紀恵／ギョーム・カレ『「身分」を交差させる—日本とフランスの近世—』東京大学出版会、233～262頁、2023年。
2. 「甲府城の築城過程—躑躅ヶ崎館から甲府城へ—」『東京外国語大学論集』103号、縦書1～29頁、2022年。
3. 「儒教思想の日本的受容と職分観念—性別役割に注目して—」小浜正子・落合恵美子編『東アジアは「儒教社会」か?』京都大学学術出版会、115～139頁、2022年。
4. 「中近世移行期研究の論点」『人民の歴史学』224号、13～32頁、2020年。
5. 「近世初期の城郭・城下町建設と遠山の森林資源」『飯田市歴史研究所 年報』18号、61～82頁、2020年。
6. 「近世京都の寺社と非人」杉森哲也編『シリーズ三都 京都巻』東京大学出版会、203～229頁、2019年。
7. 「郷土の家と地域社会—国人一族と家臣の近世—」井奥成彦・谷本雅之編『豪農たちの近世・近代—19世紀南山城の社会と経済—』東京大学出版会、219～272頁、2018年。
8. 「日本の都市と樹木—城と城下町の近世から近代へ—」ダニエル・V・ボツマン他編『「明治一五〇年」で考える—近代移行期の社会と空間』山川出版社、151～167頁、2018年。
9. 「伊那谷の村と人形浄瑠璃」『飯田市歴史研究所研究年報』14号、149～157頁、2016年。
10. 「東アジア伝統社会における家と女性」早川紀代他編『歴史をひらく』御茶の水書房、149～159頁、2015年。
11. 「幕末開港と『倭夷之差別』—外国人向け遊廓成立序説—」佐賀朝他編『シリーズ遊廓社会 近世から近代へ』吉川弘文館、29～68頁、2014年。
12. 「幻の木々を求めて—城絵図を読み解く—」吉田ゆり子他編『画像史料論——世界史の読み方——』東京外国語大学出版会、258～296頁、2014年。



研究業績

13. 「信州下伊那の寺社と芸能者」『身分的周縁と地域社会』山川出版社、149～198頁、2013年。
14. 「人形芝居——芸能の担い手と地域社会——」『伝統都市を比較する』別冊都市史研究、山川出版社、108～120頁、2011年。
15. 'Artiste ou marginaux :Les sasara de Shinano'Annales 66e annee-no 4,octpbre-decembre 2011、1029～1052 ページ、のち「簾」『思想』1084号、2014年8月所収。
16. 「幕末維新記の横須賀大瀧遊廓」『年報都市史研究』17号、50～63頁、2010年。
17. 「野田の原風景——醤油作り以前の野田——」『かつしか台地 第四十号』別冊、のち「近世野田町の成立と岡部氏」『野田市史研究』22号、2012年、31～62頁（一部改稿）。
18. 「近世湊町の地域特性」吉田伸之・伊藤毅編『伝統都市4 分節構造』東京大学出版会、185～215頁、2010年。
19. 「山門の公人」吉田伸之『寺社をささえる人々』吉川弘文館、80～111頁、2007年。
20. 「家」の記録——信濃国『熊谷家伝記』の史料的検討——『文書史料からみた前近代アジアの社会と権力』（デジタル版）東京外国語大学大学院研究科、100～128頁、2007年、のち『家』の記録——信濃国『熊谷家伝記』の史料的検討——後藤雅知他編『山里の社会史』山川出版社、2010年、105～143頁（一部改稿）。
21. 「日本の村落——東アジアにおける近世村落の比較史的考察のために——」韓国古文書学会編『東アジア近世社会の比較——身分・村落・土地所有関係——』図書出版慧眼、韓国、319～340頁、2006年。
22. 「地域社会と身分的周縁——信濃国下伊那郡を中心として——」『部落問題研究』、2～32頁、2005年。
23. 「浦賀の町と遊所」『別冊 都市史研究 水辺と都市』山川出版社、92～112頁、2005年。
24. 「武士への憧れ——『系図』と『家伝記』——」『史資料ハブ 地域文化研究』7号、67～78頁、2005年。
25. 「兵農分離と身分」歴史学研究会・日本史研究会編『日本史講座』第5巻、東京大学出版会、133～166頁、2004年。
26. 「近世農村の姿——村と神社——」荒野泰典編『日本の時代史』14巻、吉川弘文館、256～291頁、2003年。
27. 「万歳と春田打ち——近世下伊那の身分的周縁——」『飯田市歴史研究所年報』1号、50～80頁、2003年。
28. 「外国人遊参所と横須賀」『市史研究 横須賀』創刊号、52～88頁、2002年。
29. 「神仏分離と門前町坂本」『年報都市史研究 伝統都市と身分的周縁』10号、85～97頁、2002年。
30. 「地侍層の「家」と女性——和泉国上神谷小谷家を素材として——」大口勇次郎編『女の社会史』山川出版社、93～115頁、2001年。
31. 「東上総地域における酒の生産と流通——上総国埴生郡矢貫村今関家を中心として——」『千葉県史研究』7号別冊、63～90頁、1999年。

32. 「上粕村の村切りと共同体」石井寛治他編『近世・近代の南山城』東京大学出版会、1～61頁。
33. 「近世における「国人領主」と旧臣・「本貫地」」『史料館研究紀要』29号、111～115頁、1998年。
34. 「江戸時代における「地酒」生産と商品化(1)・(2)」『食生活研究』、18-4、18-5、11～21、11～20頁、1997年。
35. 「中近世移行期の「武士」と村落(上)・(下)」『人民の歴史学』133、134号、11～28、33～40頁、1997年。
36. 「公人と「権威」——剃髪から帯刀へ——」久留島浩他編『近世の集団』山川出版社、209～232頁、1995年。
37. 「村に住む「武士」」渡辺尚志編『新しい近世』4巻、新人物往来社、168～212頁、1995年。
38. 「百姓の家と家族」『岩波講座 日本通史』12巻、岩波書店、65～105頁、1994年。
39. 「明治期日本人の贈答儀礼」『(東京外国語大学)日本語学科年報』14号、55～72頁、1993年。
40. 「江戸近郊農村における醤油醸造——武蔵国橘樹郡溝口村上田家を素材として——」横浜開港資料館横浜近世史研究会編『19世紀の世界と横浜』山川出版社、313～345頁、1993年。
41. 「儒家女性の生活——頼梅颯の仕事と出産・育児——」林玲子編『日本の近世』15巻、中央公論社、129～166頁、1993年。
42. 「関東における醤油醸造業の展開——下総国佐原村伊能茂左衛門家を中心に——」高村直助他編『商人と流通』山川出版社、289～330頁、1992年。
43. 「村役人の役割」藤井讓治編『日本の近世』3巻、中央公論社、231～270頁、1991年。
44. 「天正検地と「知行」——信州下伊那郡虎岩郷を素材として——」『日本史研究』334号、1～29頁、1990年。
45. 「幕末の民衆運動——信州下伊那郡田村村の「御影祭」——」『歴史評論』485号、2～25頁、1990年。
46. 「醤油醸造業における雇用労働」林玲子編『醤油醸業史の研究』吉川弘文館、131～196頁、1989年。
47. 「幕末期江戸近郊農村における醤油醸造」横浜近世史研究会編『幕末の農民群像』横浜開港資料館、48～72頁、1998年。
48. 「近世における永高と反銭・棟別——相模国鎌倉郡を中心として——」『お茶の水女子大学 人間文化研究年報』2-0～2-37頁、1997年。
49. 「幕藩体制成立期の村落と村請制——信州下伊那郡虎岩村を中心として——」『歴史学研究』548号、2～16・41頁、1985年。
50. 「近世『本百姓』再考察の試み」『人民の歴史学』86号、13～24頁、1985年。

IV. 講演・口頭発表等

1. 講演「浪合の歴史——浪合関所と中馬街道——」長野県阿智村中馬街道連絡会、東山道園原ビジターセンター「ははき木館5」、2024年2月3日。
2. 講演「甲府城築城時期の再考察」山梨県考古学講座、オンライン、2024年1月13日。
3. 講演「江戸を支えたバイオマス・エネルギー——薪炭の流通と徴税システム——」東京外国語大学連続市民講座、2023年12月9日。
4. 講演「御厩方御家人下与市郎家と府中」府中市史談会主催、於府中市市民活動センタープラッツ「バルトホール」、2024年11月12日。
5. 講演「百姓としての自覚——二木家文書からみた兵農分離——」飯田市歴史研究所地域史講座、於龍江公民館、2023年10月21日。
6. 研究発表「近世日本における夫婦の間柄——「夫婦有別」と「夫婦中能」——」ベトナムのハンノム研究院で開催されたワークショップ「東アジアの儒教資料とベトナム碑文：学際的アプローチ」(Confucianisms and Stele Inscriptions in East Asian Cultural Sphere: An Interdisciplinary Approach) (主催：ハンノム研究院、VIETNAMICA プロジェクト、越日大学、JSPS 科学研究費助成事業基盤研究(B)「東アジア各国の「姓・生・性」の変容の比較史的研究——「東アジアの奇跡」の裏側で」(代表小浜正子))、2023年3月14日。
7. 研究発表「遠山谷の集落と生業——近世和田村を中心として——」『山里社会における生業の多様化と個性の時——近世・近代の下伊那地域——』科学研究助成事業基盤研究(A)課題番号20H00025中間ワークショップ、2022年12月3日、於飯田市上郷公民館講堂・オンライン併用。
8. 講座「調査法特論」文化庁主催文化財建造物主任技術者研修、2022年11月29日。
9. パネルディスカッション「世界史における近世城郭の意義」2022年7月3日、彦根城世界遺産登録推進協議会主催。
10. 研究発表「近世日本の「儒教化」と家族」国際東方学者会議第六六回大会、シンポジウムⅡ「近世東アジアにおけるさまざまな「儒教化」とジェンダー規範」オンライン、2022年5月21日。
11. 講演「近世女性の規範とくらし」於安城市歴史博物館、2022年2月20日。
12. 研究発表「儒教思想の日本的受容と職分観念——性別役割に注目して——」比較家族史学会大会、オンライン、2021年。
13. 口頭報告「書評・地方史研究協議会編『京都という地域文化』(雄山閣、2020年刊)」(公財)世界人権問題研究センタープロジェクトチーム2 研究会、2021年11月23日、オンライン。
14. 研究発表「甲府城の築城年代をめぐって——徳川家康の甲斐領国化——」「歴史と史料の会」2021年2月19日、オンライン。
15. 研究発表「近世初期の城・城下町建設と遠山の森林資源」飯田市歴史研究所地域史研究集会、飯田市、2018年。
16. 講演「阿智村浪合の歴史を語る千葉家文書——県宝指定の意義——」阿智村主催、千葉家文書県宝指定記念事業、2019年3月9日、於阿智村浪合コアホール。

17. 講演「馬医下家と馬市」府中市史編さん 講座・パネル展示「史料でみる府中宿の歴史」、2017年12月16日、於市民活動センタープラッツ第2会議室。
18. 研究発表「武家の女性と財産分与」日仏二国間セミナー「身分制社会における身分と周縁——一六世紀～一九世紀における日本とフランス——」国際基督教大学、2017年。
19. 研究発表「日本の都市と樹木, “The Meiji Restoration and its Afterlives: Social Change, Spatial Transformations and the Politics of Commemoration”」国際会議, the Council on East Asian Studies at Yale University, イェール大学、2017年。
20. 研究発表「日本近世における「家」の歴史意識——山里に遺された家伝記と遺言状を素材として——」日仏国際研究集会「都市・家・身分——日仏近世史の交差へ——」、2016年5月15日、於日仏会館五〇一会議室。
21. 研究発表「日本の城と樹木——人びとの暮しと城との関係に注目して——」世界史セミナー、2016年7月29日、於東京外国語大学。
22. 講演「『熊谷家伝記』をめぐって——「家」の存続と「武士への憧れ」のはざま——」阿南町教育委員会・同文化財審議委員会・和合念仏踊り保存会後援「念仏踊りの里で聞くふるさとの歴史講演会」2016年8月13日、於和合会館。
23. 講演「飯田城と丘の上の景観——樹木と都市の暮らしに注目して——」飯田市歴史研究所地域史講座、2016年11月21日、於飯田市役所C棟三階会議室。
24. 講演「地域の歴史を明らかにする」府中市史編さん 講座・パネル展示「史料でみる府中市の歴史——四谷と多摩川——」2016年11月27日、於スクエア二一・府中市助成センター。
25. 講演「醤油をめぐる生産・流通・消費」野田市史集中講座、2017年2月19日、於野田市役所八階大会議室。
26. 講演「幕末維新期の外国人向け遊廓、戦争と女性への暴力」リサーチ・アクションセンター、立教大学、2016年。
27. 講演「近世遠山地域の成立、遠山の歴史を学ぶ会」科学研究費補助金事業基盤研究(B)「近世山里の存立構造に関する基盤的研究」2015年。
28. 講演「周縁化された人々——藪・猿引きと地域社会——」東京外語会文化講演会、東京外語会、東京外国語大学本郷サテライト4階、2015年。
29. 研究発表「京都の非人——「坂」から「悲田院」へ——」京都部落問題研究所研究者全国集会、同志社大学、2015年。
30. 講演「日本近世社会とキリシタン」世界史セミナー、東京外国語大学海外事情研究所、東京外国語大学、2015年。
31. 講演「近世農村の古文書」茅野市八ヶ岳総合博物館主催、2014年10月4日。
32. 講演「近世の村と町——伝建地区の歴史的評価をめぐって——」2014年11月13日、文化庁文化財部参事官室主催伝統的建造物群保護行政研修会、於鹿島神宮。
33. 研究発表「伊那谷の村と人形浄瑠璃」飯田市歴史研究所主催、2015年2月21日。
34. 研究発表「幕末期開港場における外国人向け遊廓」セミナー「日韓における遊廓・公娼制度研

研究業績

究の現在」於ソウル、2015年3月8日、淑明女子大学校真理館。

35. コメント「日中韓女性史国際シンポジウム セッション2コメント」総合女性史研究会大会、立教大学、2014年。
36. 講演「開国のまち・浦賀の成り立ちと文化、町並み」第一九回都市景観フォーラム、よこすか都市景観協議会、ヴェルクよこすか、2014年。
37. 口頭報告「平沢史学から学ぶ下伊那地域研究」平沢清人没後四〇周年ワークショップ、飯田市歴史研究所、飯田市りんご庁舎会議室、2013年。
38. 講演「城と木—幻の木を求めて—」信濃史学会大会、あがたの森、2013年。
39. 講演「醤油を運んだ川の道」利根川舟運と利根運河、千葉県立関宿城博物館主催、2012年。
40. 講演「近世日本における差別と地域社会」世界史セミナー、海外事情研究所、東京外国語大学、2012年。
41. 講演「浦賀の「洗濯屋」と遊所」浦研講座、浦賀歴史研究所、ミュージアムパーク推進室、2012年。
42. 研究発表「身分的周縁と地域社会」史学会シンポジウム、東京大学、2011年。
43. 講演「幕末日本外交と開港場」世界史セミナー、海外事情研究所、東京外国語大学、2011年。
44. 講演「湊町浦賀と人びとの暮らし」横須賀開国史研究会大会、ヨコスカ・ベイサイド・ポケット、2011年。
45. 研究発表「人形芝居—芸能の担い手と地域社会」円座 伝統都市の比較史、国際会議、グループとらっど3、飯田市歴史研究所、飯田信用金庫2階大会議室、2010年。
46. 講演「日本の伝統社会と女性」『国際日本学学会』モンゴル国立大学、2010年、於ウランバートル。
47. 研究発表「幕末維新木における横須賀大瀧遊廓」遊廓社会、都市史研究会+グループとらっど3、東京大学工学部1号館15号教室、2008年。
48. 研究発表「信州下伊那地域における身分的周縁—飯田藩牢守と諸集団との関係—」身分的周縁の比較類型論、近世大坂研究会+ぐるーぷとらっど3+大阪市立大学 GCOE 都市論ユニット+大阪市立大学文学部都市文化研究センター(重点研究)、大阪市立大学文学部都市文化研究センター、2008年。

V. 研究ノート・史料紹介・書評・講演記録

1. 「展示評 性差(ジェンダー)の日本史」『歴史学研究』1008号、2021年、58～62頁。
2. 解説執筆、宮下金善・澄子『書き残された和合史』南信州新聞社出版局、2012年。
3. 解題執筆『松川町生田部奈 部奈一朗家文書』飯田市歴史研究所現状記録調査報告書2、2011年
4. 「史料紹介 幕末フランス人村に滞在した宣教師の記録」『市史研究 横須賀』6号、2007年3月、28～63頁。

5. 講演記録「古島敏雄氏による『御館・被官』研究——その内容と特徴——」『飯田市歴史研究年報』4号、2006年8月、15～23頁。
6. 講演記録「江戸時代における武家女性の生活」1999年12月お茶の水女子大学学院人間文化研究科『国際日本学専攻シンポジウム報告書』、のち大口勇次郎編『頼梅颯日記の研究』お茶の水女子大学ジェンダー研究センター所収（一部改稿）。
7. 研究ノート「下総国今上河岸と醤油の流通——柘田仁左衛門家文書による——」1997年3月『野田市史研究』8号、64～85頁。

VI. 史料集編著

1. 『宮下本 熊谷家伝記』東京外国語大学、学術書、単著、2020年。
2. 『湊十分所史料集』東京外国語大学出版会、学術書、共編者（共編著者）、2020年。
3. 『湊十分所日記——上総国湊川十分一改役所文書』東京外国語大学大学院、学術書、編集、2007年。

VII. 啓蒙書・一般書

1. 「コメント 絵図からみた暮しの景観」『飯田市歴史研究所年報』20号、2022年、41～54頁。
2. 「南信濃の口留番所」『史料で読む 飯田・下伊那の歴史3 山里 南信濃のあゆみとくらし』飯田市歴史研究所、2023年、10～15頁。
3. 「正月の門付芸」『史料で読む 飯田・下伊那の歴史2 川路のあゆみ——近世から近代へ』飯田市歴史研究所、2021年、79～98頁。
4. 「村と女性」高埜利彦編『近世史講義 女性の力を問い直す』ちくま新書、2020年、79～98頁。
5. 「南信州の蛭子社人」西宮神社文化研究所編『えびすさま よもやま話』神戸新聞総合出版センター、2019年、169～174頁。
6. 「矢貫村の豪農と周辺社会」『千葉県の歴史』通史編 近世2、千葉県、2008年。
7. 「醤油醸造業の展開」『千葉県の歴史』通史編 近世1、千葉県、2007年。
8. 「天龍川西岸の大きな村」飯田市歴史研究所編『みるよむまなぶ 飯田・下伊那の歴史』2007年。
9. 杉森哲也編『日本の近世』、放送大学教育振興会、8, 9, 10章（121～173頁）執筆、2007年、のち『大学の日本史』山川出版社、2016年として刊行。
10. 「村掟」「関蟬丸神社と籠」「質物の奉公人」「御館と被官」「中馬」「村の「武士」」『史料を読み解く——近世の村と町——』山川出版社、2006年。
11. 「百姓には本当に苗字がなかったのか」「武士は百姓の村にどんなときに行くことがあったのか」「切り捨て御免」は武士の特権だったのか』『100問100答 日本の歴史』4、河出書房新社、

研究業績

1998年。

12. 「頼梅颯——武家の妻と現代の主婦を比較すると——」吉村武彦他編『日本歴史を読み解く100人』文英堂、1995年。
13. 「「慶安の御触書」は存在したか」『指導資料 新選日本史 B, 東京書籍』1995年。
14. 「醸造業」「ええじゃないか」『日本歴史館』小学館、1994年。
15. 「醸造業の展開」『取手市史 通史編』、1992年、325～369頁。
16. 「農村構造の変質」同上、569～580頁。
17. 「村むらの動揺と関東取締出役」同上、588～606頁。
18. 「幕末の諸情勢」同上、663～685頁。
19. 「帰農する後北条氏の家臣たち」「新しい村」「役と年貢と人々と」「幕末の騒動と住民」『図説ふじさわの歴史』1991年。
20. 「徳川家康の入部と領地の編成」『鎌倉市史 近世通史編』、1990年、81～120頁。
21. 「村々の人馬継立」同上、205～235頁。
22. 「補説 百姓論」「補説 村方騒動の研究史」井上光貞他編『日本歴史大系』3巻、山川出版社、1989年。
23. 『飯田・上飯田の歴史』上巻、分担執筆(第二章総説、第二章第三～六節、第三章第二節)。

VIII. 自治体史資料編編纂

1. 『新 府中市史』近世資料編1～3巻、2020～2022年。
2. 『横須賀市史』近世資料編、2011年。
3. 『取手市史』近世資料編。
4. 『野田市史』近世資料編。

IX. 監修・責任編集

1. 『鎖国と開国』内蒙古人民出版社、学術書、監修、2004年。
2. 『徳川時代の社会史』内蒙古人民出版社、学術書、監修、2003年。

X. 研究動向

1. 「在地社会」『史学雑誌 二〇〇六年の歴史学界——回顧と展望——』第116編 第5、2007年5月。

XI. その他

1. 新刊紹介「安藤精一『近世農村史の研究』」『史学雑誌』94-3、1985年。
2. 新刊紹介「『御触書集成編年索引』」『史学雑誌』107-3、1998年。
3. 「家の歴史」飯田市歴研ニューズレター82号。

4. 飯田市地域史研究集会「飯田・下伊那の歴史的景観」趣旨説明『飯田市歴史研究所研究年報』14号、2016年、7～8頁。
5. 「解説—宮下家と和合村—」『書き残された和合史—宮下家古文書を解く』南信州新聞社出版局、2012年、133～139頁。
6. 「教員・図書館職員がえらぶ新入生にすすめる本」『ピエリア』2009年春号。
7. 「外大生にすすめる本」『ピエリア』2010年春号。
8. 「新入生へのメッセージ 探求するところ」『ピエリア』2011年春号。
9. 「わたしの好きな文字 「籐」から拓けた研究」『ピエリア』2014年春号。
10. 「新入生へのメッセージ 現実をみつめることから始める—山里の暮らしから学ぶ」『ピエリア』2020年春号。
11. 「江戸時代のジェンダー」「一五〇年前の外語大」『ピエリア』2023年春号。

執筆者一覧 (名字五十音順)

池田和希	東京外国語大学国際関係研究所
上田佳奈	MAS ETH GTA / Associate Stücheli Architekten, Zürich
受田弘之	東京大学大学院総合文化研究科
王士一	東京外国語大学大学院博士後期課程
大内宏信	同 出版会
大橋彩乃	同 大学院博士前期課程
小田原琳	同 大学院総合国際学研究院
川本智史	同 世界言語社会教育センター
倉田徹	立教大学法学部
小久保真理江	東京外国語大学大学院総合国際学研究院
佐藤ひとみ	同 大学院博士後期課程
鈴木茂	名古屋外国語大学世界共生学部
照井美憂	東京外国語大学大学院博士前期課程
田文俊	同 大学院博士後期課程
中井杏奈	同 「公共圏における歴史」プログラム
任鵬飛	同 大学院博士後期課程
野上和月	元新聞記者、コラムニスト
舩方周一郎	東京外国語大学世界言語社会教育センター
港那央	同 大学院博士後期課程
宮地隆廣	東京大学大学院総合文化研究科
守田まどか	東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所
吉田ゆり子	同 大学院総合国際学研究院

編集後記

人道的危機を留めることができないなか、クアドランテ 26 号をお届けします。

本号には、小特集 3 本、論文 2 本、書評論文 5 本、研究ノートと資料紹介各 1 本が掲載されています。小特集 I は、東京外国語大学出版会から刊行された『世界の中のラテンアメリカ政治』の合評会の記録です。本学に在籍された歴代のラテンアメリカ研究者と現職の榎方先生が一同に会しておこなわれました。小特集 II は、性別や階級といった家父長制的な区別のない平等主義社会の実現を、みずからの作品を通じて実現しようと試みた建築家浜口ミホに関する講演会記録です。小特集 III は、2023 年度、海外事情研究所に寄贈された香港新聞のコレクションの意義を伝える講演会記録です。民主化運動が、香港でどのように報道されていたか、立場の異なる複数の新聞記事をみることができる貴重なコレクションです。最後に、2023 年度に定年退職する所員の研究のあゆみを記録する「研究業績」には、吉田ゆり子の研究業績一覧とともに、2023 年 3 月、ベトナム・ハンノム研究院でおこなわれたワークショップの口頭報告を論文化して掲げました。33 年間、東京外国語大学にお世話になりました。

2024 年 3 月 28 日

(海外事情研究所長 吉田ゆり子)

編集規定

1. 『Quadrante クアドランテ』は、東京外国語大学海外事情研究所の研究活動の成果を発表するために、同研究所の責任において編集・発行される。尚、著者により異議が申し立てられない限り、本誌掲載の論考は東京外国語大学によって電子化・公開される。
2. 『Quadrante クアドランテ』は、原則として各年度ごとに1号を発行する。
3. 海外事情研究所は、『Quadrante クアドランテ』の発行のために編集委員会を置く。編集委員会は、所長、所長代理、編集幹事および若干の所員より構成される。
4. 編集委員会は、同研究所の所員ならびに研究所の研究活動に積極的に参画した者、および必要に応じて外部の者に寄稿を求めることができる。
5. 『Quadrante クアドランテ』に掲載される論文などについては、編集委員会の責任において査読者を選定し査読審査を行う。
6. その他編集上の細則については、編集委員会がこれを定める。

Quadrante

クアドランテ [四分儀]
地域・文化・位置のための総合雑誌
Areas, Cultures and Positions

No.26

発行：2024年3月31日

編集委員

吉田ゆり子(委員長) 青木雅浩 伊東剛史 上原こずえ
大川正彦 小野寺拓也 小田原琳 倉田明子
島田志津夫 藤井欣子 古川高子 山内由理子

発行所：東京外国語大学海外事情研究所
〒183-8534 東京都府中市朝日町 3-11-1
電話：042-330-5405

<http://www.tufs.ac.jp/common/fs/ifa/>

～*～*～*～*～

表紙デザイン：桂川潤